

ICD NEWS

LAW FOR DEVELOPMENT

INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT
RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE
MINISTRY OF JUSTICE

No.
98

2024.3

法務省法務総合研究所国際協力部報

巻頭言

1 今後の法整備支援に望むこと—国際民商事法センターの視点から—

公益財団法人国際民商事法センター理事 小杉 丈夫

寄稿

5 元法務総合研究所総務企画部長、公益財団法人国際民商事法センター監事、弁護士 本江威憲先生 追悼

公益財団法人国際民商事法センター理事長 大野恒太郎

外国法制・実務

10 [ベトナム] ベトナム共産党による汚職防止の取組み～党の規律施行と刑事手続の二重構造～

JICAベトナム長期派遣専門家 河野 龍三

53 [カンボジア] カンボジア「法・司法分野人材育成プロジェクト」のワーキンググループ活動～調査フェーズ～

JICAカンボジア長期派遣専門家 戸部 友希

63 [ラオス] ラオスにおける Access to Justice の状況（各論4）
（地方における関連機関の実情・第4 ポリカムサイ）

JICAラオス長期派遣専門家 阿讃坊明孝

活動報告

【会合】

78 「ビジネスと人権シンポジウム」の報告：将来のICDの活動に向けて

国際協力部教官 茅根 航一

88 国際知財司法シンポジウム2023（JSIP2023）の開催について

前国際協力部教官（現弁護士） 福島 崇之

【国際研修・共同研究】

105 [インドネシア] インドネシア法整備支援 第16回本邦研修

国際協力部教官 菊地英理子

113 [韓国] 第24回日韓パートナーシップ共同研究

国際協力部教官 荒川 豊

121 [ネパール] 2023年度ネパール本邦研修（民法改正及び運用改善）

国際協力部教官 原 彰一

【国際協力人材育成研修】

131 令和5年度国際協力人材育成研修

国際協力部教官 茅根 航一

137 国際協力人材育成研修結果報告（日本の法整備支援の在り方）

法務省民事局付 森 香太

143 令和5年度国際協力人材育成研修を終えて

法務省人権擁護局総務課人権擁護推進室係長 石村 竜太

148 令和5年度国際協力人材育成研修に参加して

東京法務局訟務部民事訟務部門 外山 詳子

152 令和5年度国際協力人材育成研修に参加して

水戸地方検察庁検事 高田 洗輔

157 令和5年度国際協力人材育成研修に参加して

名古屋地方検察庁検事 本多 茂雄

163 令和5年度国際協力人材育成研修に参加して

福岡地方検察庁小倉支部検事 味田 亮輔

167 令和5年度国際協力人材育成研修に参加して

東京地方検察庁検察事務官 近藤 友宏

【講義・講演】

172

総務企画部国際事務部門国際専門官 辻 のぞみ

【研修等実施履歴】

174

総務企画部国際事務部門国際専門官 辻 のぞみ

【活動予定】

176

総務企画部国際事務部門国際専門官 辻 のぞみ

法整備支援活動年表

177

国際協力部各教官

専門官の眼

208 第11回国際民商事法シンポジウムから見る国際専門官の業務

総務企画部国際事務部門国際専門官 辻 のぞみ

各国の法制度整備支援の現場から

214

JICAベトナム長期派遣専門家 河野 龍三

JICAカンボジア業務調整専門家 川上 司

JICAラオス長期派遣専門家 澤井 裕

JICAインドネシア長期派遣専門家 國井 陽平

JICAネパール長期派遣専門家 磯井 美葉

編集後記

216

総務企画部国際事務部門国際専門官 辻 のぞみ

今後の法整備支援に望むこと —国際民商事法センターの視点から—

公益財団法人国際民商事法センター理事

小杉丈夫

1. はじめに

国際民商事法センター（財団）は、法務省等による法整備支援事業を民間からサポートする目的で1996年に設立された公益財団法人である。私は、財団の設立以来、理事を務め、法整備支援に関してきた。財団が営む公益事業は2つある。一つは、JICAからの法整備支援委託事業であり、もう一つは、財団独自の、調査、研究、セミナー等の事業である。そして、この後者事業の中核をなしているのが中国国家発展改革委員会（国発改）をカウンターパートとする日中民商事法セミナー（日中セミナー）である。ここでは、この委託事業と日中セミナーの2本柱を通じて見た、法整備支援の将来について、財団の視点から、私の考えを述べてみたい。

2. 途上国に向けての法整備支援

1994年に始まった日本の法整備支援は、30年を経て、対象国の経済発展、法律、司法制度の整備の進展など、大きな環境変化に直面し、変革を迫られている（森寫昭夫「法整備支援の今後を考える」ICD NEWS第88号（2021.9）、松本剛「司法外交」と法制度整備支援—現在の位置付けと今後への期待」ICD NEWS第94号（2023.3））。主要な課題のいくつかを挙げれば、①対象国との対等、双方向での協働、共同研究体制への移行、②企業、一般国民との連携の拡大、③SDGsなどグローバルな視点からの新たな取り組みの探究、確立、④IT化に即応した支援システムの構築、等がある。これらは、相互に密接に関り合っており、これらを複合的に組合わせた施策を講ずることが実践的であろう。まず、①～③について述べ、④は項を改めて論ずることとしたい。

①については、日本が確立してきた、対象国の主体性を尊重する、人材養成をも含めた、いわゆる「寄り添い型」の支援手法が、被支援国から高い評価を得ている。例えば、ベトナムは、1996年に開始した最初の支援対象国であるが、2021年からは、共産党中央内政委員会も協力機関に加わって「法整備・執行の質及び効率性プロジェクト」が進行している。「支援」という用語の不適切を言うのはともかくとして、「寄り添い型」支援に特に欠陥がある訳ではない。被支援国の法整備、人材の養成、経済発展に応じて、自ずと対等な関係に移行するというのが、自然で望ましい形と考えられる。しかしながら、従来の法整備支援は、日本を基点として、各対象国をそれぞれ結ぶという、いわば放射線状の支援で、そこには、複数国に跨るとか、地域を面として考

える、という発想はない。私は、各国の実情に応じた従来の二国間の「寄り添い型」を維持、深化させつつ、複数の国や地域を対象にし、日本がリーダーシップを取って、同じテーマを共同研究、討議するという、いわゆるマルチ方式を併用することが、ひいては、対象国と日本、対象国同士の対等関係を同時に促進する有益な方法ではないか、と考えている。次に、②、③に繋がることであるが、従来の法整備支援の枠を踏み出して、国際的視点に立って、アジア地域における共通ルールの策定や、模範的行動指針の確立に、日本がリーダーシップを取ることを指向すべきであると考え。明治維新以来の先人の経験と蓄積をアジア諸国に伝えることの重要性は言わずもがなだが、過去の遺産に頼るだけでなく、日本が現代的、将来的な課題に、現在も率先して取り組んでいる姿勢を示すことが大切である。このことを強く実感したのが、昨年7月に東京で開催された、アセアン加盟国との法務大臣特別会合を頂点とする、日アセアン友好関係樹立50周年の「ビジネスと人権ウィーク」であった。財団は、「ビジネスと人権」に関するシンポジウムに、法務総合研究所の共催者として参加すると共に、独自に「人権デューデリジェンスの実践」等に焦点を当てたシンポジウムを開催した。国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」は、国家の義務に加えて、企業の責任、救済制度の確立、を定めている。要するに、今日、企業もビジネスの遂行にあたり、人権擁護に主体的に取り組むことが求められている。サプライチェーンの問題を取り上げてみても、外国人労働者の処遇は、日本においても、社会全体、とりわけ企業が解決を迫られている大きな問題であり、決してアジアの国の他人事ではない。このような問題に、企業と共に国内で取り組みつつ、アジアでの共通ルールや模範的行動指針の確立に汗をかくべきだと思う。思い切って、アセアンとの協働を模索してもよいと思われる。アジアとかアセアン全体とか大きな地域を扱うのではなくても、マルチの方式で、複数国の会合から始めることも可能である。この取り組みは、日本企業の法整備支援への理解の深化、参加、提携の拡大にも繋がる。日本企業は、法整備支援の公益性に理解を示しつつも、各企業の直接利益にどう結びつくか、という観点から、ともすれば、法整備支援への積極参加に二の足を踏む傾向がないとは言えなかった。しかし、今や企業は、SDGsや「ビジネスと人権」の問題に、当事者として取り組まざるを得ないことになった。これまでの国対国中心の支援から、国連やOECD等国际機関と連携しながら企業と協働する、新しい形を構築して、アジアのみならず、世界に貢献するチャンスが到来している、と捕えたい。

3. IT化と法整備支援

④は、①②③すべてに共通する課題である。とにかく、日本の司法におけるIT化の遅れは深刻である。私は、2019年、日韓パートナーシップ共同研究20周年の記念式典がソウルで開催された際、ソウル近郊に所在する韓国大法院の益唐電算情報センターを視察する機会があった。大法院は、全国に3カ所のコンピュータセンターを保有し、既に進行中の刑事手続を除き、すべての分野の裁判手続のIT化を完了し、現実に

運用していた。同センターは、また、不動産、商業登記のコンピュータシステムも、併せ一元管理していた。とにかく圧倒的だった。シンガポール、韓国、中国などのIT先進国ばかりでなく、マレーシア、インドネシア、タイなどアジア諸国でも、日本を追い越して司法のIT化が急速に進行している。日本の司法にどのような貴重な情報の保有、集積があっても、それがITのシステムに登載、連結する形で提供できなければ、これからは、相手にされなくなる。法整備支援は、対象国からの要請があって初めて始まる、ということを経験に銘じなければならない。例えば、日本はカンボジアにおける不動産登記法の支援を実施したが、他国にも有用なこの成果を、他のアジアの国に提供しようにも、人材を含め、デジタル化しない限り、宝の持ち腐れになってしまう。韓国も中国も、今や、法整備支援のドナーとして参入し、韓国は倒産手続、中国は知財紛争処理などの分野で、ITを活用した他国への法整備への影響拡大を虎視眈々と狙っていることにも、注意を払うべきである。

4. 日中セミナー

(1) 経緯と現状

財団の2つ目の柱は、財団独自の、調査、研究、セミナー等の事業であるが、その中で最も重要なものが日中セミナーである。

財団の事業に中国を取り込んだことについては、設立時の会長であった伊藤正氏（住友商事会長（当時））の長年のビジネスで培われた卓越したバランス感覚によるところが大きい。財団の活動は、会員企業からの年会費に多くを依存している。しかし、「法整備支援を求める発展途上国への支援を標榜しただけでは、企業は興味を示さない。企業に協力を求めるには、中国を財団の事業に取り込むことが欠かせない。」伊藤氏は、このように考えられて、親交があった中国国務院国家経済改革委員会（後に、国家発展改革委員会（国発改））主任 李鉄映氏に、率先して接触され、日中セミナーを誕生させた。両国間の国家体制の違い、政治問題に立入ることを注意深く回避しつつ、日中両国の共通の利益である民商事法分野での交流、情報共有を目的とする。1996年の第1回セミナーを皮切りに、2019年まで毎年、既に24回のセミナーを実施し、コロナ禍による中断を挟んで、現在、第25回セミナー開催の準備中である。開催地は、東京と北京で年毎に交代に実施している。第25回は北京開催の順番である。セミナーのテーマは、北京開催の場合は中国側が案を提出し、東京開催の場合は逆に日本が案を提出して、最終的に双方合意して決めている。中国側が提案するテーマは、当初こそ「日本契約法の総則的諸問題について」（第2回セミナー）、「日本証券取引法の概要と最近の改正について」（第4回セミナー）のような一般的、概括的なものが多かったが、中国の立法作業の目ざましい進展、急速な経済発展を反映して、近年では、「日本のPFI推進法の立法と実践及び中国への啓示」（第21回セミナー）など、専門的で高度なテーマが要求されるようになった。更には、「先端技術に関わる法律問題や、先端技術を有する企業との交流をより深めて、

対中投資の増加を計りたい」、との強い要望が中国側からあり、2018年の第22回セミナーからは、日本企業の意向をより多く反映すべく、日中経済協会に日本側の共催者に加わっていただき、法律テーマ、経済テーマの2部構成にしてセミナーを実施している。

(2) 法整備支援事業への示唆

2. ①で述べたとおり、途上国に対する法整備支援事業は、これからは、対等の立場に立つ、双方向の関係に移行することが必須になる。IT化の促進という課題もある。それらの観点からは、財団は、日中セミナーの実施、協定書改訂交渉等を通じて、IT化で先行する中国の巨大官庁 国発改との間で、友好的な関係と、厳しいせめぎ合いの両方を、既に30年にわたり体験してきた。日本の社会、経済の停滞、遅れを実感させられることも度々であった。2019年には、中国側から、中国のスマートシティや大学のIT教育、最高人民法院、知財裁判所のIT化など、中国先端技術の現状視察を積極的に申し出られた。2. で述べたとおり、法整備支援事業においても、ビジネスと人権への取組みを通じての、企業による主体的参加が求められており、企業の役割増大という方向において、財団の2つの柱に重りが増えてきているのは興味深い。

5. まとめ

1994年に始まった日本の法整備支援は、大きな転機を迎えている。財団も2026年には創立30年を迎える。アジア諸国の目ざましい経済発展、IT化の進展などから、新しいニーズや解決を迫られる問題も生れている。これら変化の動向を見誤まることなく対象国との協働、共創を深め、国際ルールを念頭に置いて、共通のルール策定など新しい課題にチャレンジして行かなければならない。とりわけ、対象国だけに目を向けるのではなく、足元の日本企業との連携、関係強化がこれまで以上に重要になることの認識と、それを実現するための努力が求められる。財団は、JICAからの委託事業と、日中セミナーを中核とする、調査、研究、セミナー等の事業の2つを維持しつつ、法務省、JICA、日弁連、JETRO、CALEほかの大学、教育機関等との連携を更に深めて、土台から、あるいは舞台裏から、日本の法整備支援を支える役割をしっかりと果して行きたい。



～ 寄 稿 ～

元法務総合研究所総務企画部長、
公益財団法人国際民商事法センター監事、弁護士
本江威憲先生 追悼

元法務総合研究所総務企画部長であり、公益財団法人国際民商事法センターの監事である本江威憲先生が、令和5年6月6日に逝去されました（享年82歳）。

本江先生は、法務総合研究所総務企画部長就任中に、法整備支援事業を担う法務省内の機関の設立のために御尽力され、同研究所国際協力部設立の礎を築かれたほか、国際協力部が実施する同事業の研修業務受託機関である財団法人国際民商事法センター（現公益財団法人国際民商事法センター）やその支部である石川国際民商事法センターの創立に大きく貢献されました¹。

大野恒太郎公益財団法人国際民商事法センター理事長からお寄せいただいた本江先生への追悼文をここに掲載いたします。

謹んで御冥福をお祈りいたします。

本江威憲先生御略歴

昭和16年	2月19日	御生誕
昭和41年	3月	東京大学法学部卒業
昭和43年	3月	司法修習終了（20期）
昭和43年	4月	検事任官
平成4年	3月	東京地方検察庁公判部長
平成5年	4月	法務総合研究所研修第一部長
平成7年	4月	同総務企画部長
平成8年	4月	金沢地方検察庁検事正兼名古屋高等検察庁金沢支部長

¹ 財団法人国際民商事法センターや石川国際民商事法センター創立については、ICD NEWS第38号 特集「財団法人国際民商事法センター創立のころの思い出」（同6ページ以下）に掲載がございます。

平成 9年	7月	法務省保護局長
平成11年	7月	最高検察庁公判部長
平成12年	6月	検事退官
平成13年	1月	東京法務局所属公証人（銀座公証役場）
平成13年	5月	財団法人国際民商事法センター学術評議員
平成14年	5月	財団法人国際民商事法センター評議員
平成15年	3月	更生保護事業財団理事長
平成20年	4月	全国更生保護法人連盟理事長
平成20年	5月	公益財団法人国際民商事法センター監事
平成23年	1月	公証人退任、弁護士登録（第一東京弁護士会）
平成26年	4月	全国更生保護法人連盟顧問

本江先生を偲ぶ

公益財団法人国際民商事法センター理事長

大野 恒太郎

2023（令和5）年6月6日、本江威憲先生が逝去されました。

本江先生は、刑事司法の実務現場でいわゆるロス疑惑事件を始め数多くの重大凶悪事犯を担当された高名な検事です。また、若いころフランスに留学され外国法にも通じた理論家でもあり、法務総合研究所研修第一部長当時に監修された「民商事と交錯する経済犯罪Ⅰ～Ⅲ」という書籍は、その後も経済事犯を担当する検察官の間で長く参照されてきました。さらに、法務省保護局長を務められ、退官後は更生保護事業財団理事長や全国更生保護法人連盟理事長を歴任されるなど、更生保護の分野においても多大の貢献をされました。

このように本江先生は、多方面に大きな足跡を残されたのですが、本稿では、専ら法整備支援の分野における本江先生のご活躍に焦点を当て、そのご業績とお人柄を偲びたいと思います。

本江先生は、ご自身と法整備支援事業との関わりについて、「財団法人国際民商事法センター創立のころの思い出」（ICD NEWS 38号6頁）という論稿の中で触れられています。それによりますと、1995（平成7）年4月に法務総合研究所総務企画部の初代部長に就任されると間もなく、原田明夫法務省官房長（当時。その後公益財団法人国際民商事法センター理事長）から、法務総合研究所においてアジア諸国が市場経済に適應できるよう民商事を中心とした法整備支援に取り組む体制を整備することを提案されたとのことでした。そして、ご自身がパリ大学に留学されていた当時のことを回想し、「（パリ大学Ⅱの校舎の廊下に設置されていた）ボアソナードの胸像の前に立つといつも感謝の気持ちが沸々と湧き上がってくるのです。一国の法整備に貢献することということは、その国にとっても貢献する側にとっても、極めて有意義なこと」であるという思いから、原田氏の提案を直ちに受け入れ、その実現に奔走されたと述懐しておられます。

そもそも我が国の法整備支援は、1992（平成4）年に名古屋大学森嶋昭夫教授（当時）がベトナム司法省から民法起草支援の依頼を受けて始められたことを嚆矢とします。法務省においては、本江先生が総務企画部長に着任する直前の1994（平成6）年に法整備支援事業を始めたものですが、当時はまだ業務の位置付けが決まっておらずでしたから、もとより専任の職員はおらず、支援の方法も含め万事が暗中模索の状態であったものと思われます。したがって、法整備支援を本格的に実施していくために、それを担うしっかりとした体制を作らなければならないことは明らかでした。

そうは言っても、刑事法分野を専門とする検事出身者の多い法務総合研究所が民商事法分野で開発途上国に対する法整備支援を行うということは、相当ハードルが高かったと思

われます。そこで、本江先生は、法務総合研究所内の人的体制を充実させるとともに、自ら最高裁判所、全国各地の大学等に足を運んで講師派遣を依頼するなど法整備支援事業への協力を要請して回られました。同時に、来日したベトナム研修生を自宅に招いて懇談し、あるいはベトナムに出張して「司法権の独立」についてフランス語で講義するなど正に獅子奮迅の活躍をされています。こうして先生はその信念と行動力により法整備支援に向けての体制作りを急速に進め、現在の法務総合研究所による法整備支援の礎石を築かれたのです。

その一方で、本江先生は、法整備支援事業に社会的な理解を得ながらこれを財政的にも持続可能なものとするためには経済界からの支援が不可欠であるとお考えになりました。そこで、検察のかつての上司の伝手を頼りに自ら住友商事の伊藤正相談役（元社長・会長）に説明をされ、そのご理解の下、経済界の幅広いご協力も得て、法整備支援に関わるようになってから1年もたたない1996（平成8）年3月には財団法人国際民商事法センター（現公益財団法人国際民商事法センター。以下「財団」といいます。）を発足させたのでした。

本江先生は、財団設立の直後、金沢地方検察庁検事正に栄転されました。そして、その地でも法整備支援事業を地域から支えるとのお考えに基づき、北國新聞社を始め石川県内の経済界関係者に法整備支援事業への協力を要請され、石川国際民商事法センターを設立されたのです。その結果、石川県においては、1997（平成9）年以降本年に至るまで27年間にわたり毎年、北國新聞社、石川国際民商事法センター及び財団の主催によって金沢セミナーが開催されました。このセミナーは、学界の最高権威や第一線の実務家等に登壇していただくことにより、地方の皆様には法整備支援やアジア法に関する発信を行うとともに、様々な問題意識やニーズについて直接受信する貴重な機会となりました。

このように本江先生が歩んでこられた跡を振り返りますと、先生が法務総合研究所総務企画部長の職にあった1995（平成7）年から96（平成8）年までのわずか1年前後の間に、法整備支援のためになし遂げられた業績の大きさや多様さはまさしく驚嘆に値するもので、今更のように当時先生が築かれた土台の上に現在の法整備支援事業があるという思いを強く持ちます。

その後、2001（平成13）年に至り、法務総合研究所国際協力部が新設されました。行財政改革により財政的・人間的な制約も厳しい中で、これが実現したのは、本江先生をはじめとする当時の関係者のご尽力により法整備支援のための体制作りが着々と進められてきたことの賜物であり、それが結実したものであると言わなければなりません。国際協力部が現在我が国の法整備支援において中心的な役割を果たしていることは、皆様ご存じの通りです。

さて、本江先生は、2000（平成12）年最高検察庁公判部長を最後に退官された後も、財団の評議員、監事等を歴任され、法整備支援事業へのご献身はお亡くなりになるまで全く変わることはありませんでした。

私事になりますが、私が2017（平成29）年急逝された原田氏の後任の財団理事長をお引受けすることとなったのも、本江先生の法整備支援に対する使命感や情熱に心を動かされたからでした。私は、そうしたお話を受けた当初、民商事法に対する知識を持ち合わせていない上、国際感覚にも乏しいことなどを理由に、到底その任に堪えないことを重ねて申し上げました。しかし、先生は、広く世界情勢から法整備支援の意義を説き起こし、そうした事業に尽力することこそこれまで役所に長く勤めてきた者としての責任ではないか、是非一緒にやって欲しいということを熱く論じられたのです。私は、それまで先生と同じ職場に勤務したことはなかったのですが、先生が人格高潔で表裏なく筋を通される立派なお方であることは様々な人から聞き知っておりました。そして、先生が法整備支援に熱心に取り組まれていることが、決して個人的な利害からではなく、法整備支援の重要性に対する揺るぎのない信念と燃えるような使命感によるものであることは、そのお話から本当によく分かりました。そのため、私が個人的な感情や都合を理由に逃げ回することは、いかにも自分勝手に恥ずかしく思われ、先生の熱意に打たれて、とうとうお引受けすることになったものです。

財団では5年間本江先生とご一緒いたしました。

先生は体調が必ずしもすぐれていなくても、財団の様々な会議には努めて出席され、常に正攻法で、アジアにおける法の支配を実現するために日本に何ができるか、また何をすべきなのかという視点から発言をされていました。先生が最後に出席された財団の会合は、2022（令和4）年6月監事を退任し顧問となられた理事会・評議員会でした。懇親会の席で、先生が、法整備支援を行っている先である一部の国が権威主義的な傾向を強めていることやロシアのウクライナに対する武力侵攻を、法の支配の観点から深く憂慮されていたことを忘れることができません。

既にお書きしました通り、本江先生は、法整備支援においても、金沢との関係においても、また更生保護の分野においても、勤務された先々での縁を終生大切にしてくださいました。国家公務員取り分け検事は異動が多く、様々な職域や地域で勤務することが通例です。多くの場合、そうした時にできた縁は異動を重ねることによって次第に薄れていくのですが、先生は、ポストを離れても、その縁が衰えることなく続いた稀有な方でした。そして、法整備支援関係者だけではなく、金沢の方や更生保護関係の方と先生の思い出話をしてつくづく感じたことは、先生のまっすぐな人柄と溢れる情熱、そして後輩を温かく包み込む人間的な大きさが、それぞれの分野の人達をして先生を永く慕わせたという事実です。

私は、本江先生のような素晴らしい先達を持ったことを、法整備支援事業に携わる者の一人として、また法務検察の後輩として大変誇らしく思います。そして、先生のご遺志を受け継いで法整備支援を今後も発展させていかなければならないと改めて心に誓いました。

これまでの本江先生のご指導ご貢献に感謝申し上げ、先生のご冥福を心からお祈りいたします。

ベトナム共産党による汚職防止の取組み ～党の規律施行と刑事手続の二重構造～

JICAベトナム長期派遣専門家

河野 龍三

1 はじめに¹

2021年1月に開始したJICA「法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト」にはベトナム共産党²の組織である中央内政委員会（CIAIC）が実施機関（カウンターパート、CP）に加わっている。CIAICとの間では汚職防止³をテーマに活動を実施しており、2023年10月には、法務省法務総合研究所国際協力部（ICD）等のご協力を得て本邦研修を実施した。

近時、ベトナムにおける汚職防止の取組みは共産党主導の下で行われていると言われることがある。このことは、当職が汚職防止に関する党の方針や文献を研究し、汚職に関与したとされる党員の規律施行や刑事手続の報道に接する中で、日々実感している。本稿ではまず、汚職防止の法令や党の文献の一部をご紹介します、汚職取締の各機関の役割を概観した後、党の組織による活動を検討し、実際に摘発された汚職事件にも言及することで、「汚職防止が党主導で行われている」とはどういう意味か考察したい⁴。

2 ベトナムにおける汚職防止の歴史

本論に入る前に、ベトナムにおけるこれまでの汚職防止の取組みについて大きな流れを確認しておく。本項の多くはグエン・タイン・フエン氏の論文⁵に基づいており、詳細はそちらをご覧ください。

1945年のベトナム民主共和国（当時の北ベトナム）の独立宣言後、汚職取締の専門機関として特別監査委員会と特別裁判所が設置され、特別監査委員会が汚職事件の摘発・捜査・起訴を、特別裁判所がその審理を行っていた。その後、特別監査委員会は政府の下に位置付けられ、捜査・起訴権限を失い、現在の政府監査院となっている。ベトナムは1986年にドイモイ政策を採択、市場経済への移行が始まり、経済発展とともに汚職の機会が拡大したとされる。

2003年の国連腐敗防止条約（UNCAC）⁶への加盟を経て、2005年には汚職

¹ 本稿の見解は筆者の私見であり、JICAはもとより日本の法務省その他の組織を代表するものではない。ベトナムの法令、共産党の文献等の内容についてはベトナム語の原典を参照されたい。なお、本稿掲載の情報は2023年12月31日までの内容であり、報道等の二次、三次情報を含む上、一部は越語からの自動英訳を参照している。

² 党と国家機関の関係に関しては、ICD NEWS第96号（2023.9）47頁以下の拙稿を参照。

³ 「汚職防止」と訳した言葉の越語原文は「phòng, chống tham nhũng, tiêu cực」であり、「汚職（tham nhũng）」及び「消極（tiêu cực）」の「防止（phòng）」（prevention）、「反（chống）」（anti）の両方を含む。「消極」の意味については後述する。

⁴ ベトナムの汚職防止法制に関する論考として、国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）の研究報告、「東南アジア諸国の汚職防止法制」（2021年）207頁以下の「ベトナム社会主義共和国における汚職防止法制」（二子石亮教官）がある。

⁵ 同志社大学大学院博士論文「今日のベトナムにおける汚職・腐敗問題への取り組み：新たな模索と課題についての考察」（2021年11月）。指導教授は小山田英治教授。

⁶ 「United Nations Convention against Corruption」。

防止法を制定、同法に基づき「汚職防止中央指導委員会」を設立し、政府監査院・公安省・最高人民検察院（SPP）にはそれぞれ汚職取締部門が設置された⁷。当初の汚職防止中央指導委員会のヘッドは当時のグエン・タン・ズン政府首相であり、2009年には「2020年までの汚職防止国家戦略」が発行された⁸。

2011年の第11回党大会においてグエン・フー・チョン氏が共産党書記長に就任し、特に2期目となる2016年以降は「đốt lò（焼却炉に火をつける）」というスローガンの下、幹部党員の処分を含む聖域なき反汚職闘争が展開されるようになった⁹。2018年には、2015年刑法と整合させるために新たな汚職防止法¹⁰が制定された（以下、単に「汚職防止法」というときは2018年法を指す。）¹¹。2021年1～2月の第13回党大会ではチョン書記長が三選された。同党大会決議や法・司法改革の新方針（2022年11月9日付中央執行委員会決議27号）、汚職防止に関して新たに発行された党の各文献、汚職防止中央指導委員会に関する報道記事を見ても、党の方針に大きな変化は見られない。

3 ベトナムにおける汚職防止の法令

本項では、汚職防止の法令について概観する。汚職防止に係る法規範文書の一例は以下である¹²。

法律	下位規程など
2015年刑法（100/2015/QH13、2017年に修正・補充）	汚職犯罪等の審理における刑法の諸規定の適用を案内する最高人民裁判所裁判官評議会決議03号（03/2020/NQ-HĐTP）
2018年汚職防止法（36/2018/QH14）	汚職防止法の一部条項及び施行措置を詳細に規定する政府議定59号（59/2019/NĐ-CP） 職務・権限を有する者の財産・収入の監視に関する政府議定130号（130/2020/NĐ-CP）
2018年告発法（25/2018/QH14）	告発法の一部条項及び施行措置を詳細に規定する政府議定31号（31/2019/NĐ-CP）
2022年監査法（11/2022/QH15）	監査法の一部条項及び施行措置を詳細に規定する政府議定43号（43/2023/NĐ-CP）

⁷ 2005年汚職防止法75条1項参照。

⁸ ズン政府首相が署名した2009年5月12日付政府決議21号（21/NQ-CP）によって発行された文書で、各省大臣、汚職防止中央指導委員会の事務局長、省・中央直轄市人民委員会的主席等を名宛人とし、汚職・浪費の防止抑制の任務を割り当てたもの。なお、「2030年までの汚職防止国家戦略」の策定に関する2022年12月9日付首相決定1521号が発行されている。

⁹ ズン氏は2011年に首相に留任したが、2016年の第12回党大会では党中央委員から外れ、引退となった。

¹⁰ 越語は「LUẬT PHÒNG, CHỐNG THAM NHŨNG」。

¹¹ 2015年刑法において民間部門の汚職が犯罪化された（353条6項、354条6項、364条6項）ことから、2018年汚職防止法には企業等における汚職防止に関する章が新たに設けられた（78～82条）。

¹² 2015年刑法、2018年汚職防止法は「ベトナム六法」にて日本語仮訳を公開している。https://www.moj.go.jp/housouken/houso_houkoku_vietnam.html

ベトナムでは、汚職犯罪の構成要件・罰則は全てが刑法典、つまり現在の2015年刑法に規定されている。同法第23章「職務に関する犯罪」第1節「汚職犯罪」(353～359条)及び第2節「職務に関するその他の罪」のうち贈賄関係の犯罪(364～366条)が典型である。また、責任不足により重大な被害を引き起こす罪(360条)、故意に職務上の秘密を漏えいする罪等(361条)も汚職に関連して適用される可能性がある。企業等(国有以外の企業・組織)で職務・権限を有する者も財産横領罪、収賄罪の処罰対象になり、これらの者に対する贈賄も犯罪になる(353条6項、354条6項、364条6項)。

一方、犯罪の構成要件以外の汚職防止全般を規定する法律は汚職防止法である。汚職防止法は2005年に制定、2007年及び2012年に一部が修正・補充され、現行法は2018年11月20日に成立、2019年7月1日から施行されている。汚職防止法は、汚職行為として国家区域の12類型(財産横領、収賄、職務・権限濫用による財産奪取など)、民間区域の3類型(財産横領、収賄、贈賄・賄賂の仲介等)を規定し(2条)、汚職とは「職務・権限を有する者が利得のためにその職務・権限を利用する行為である」と定義する(3条1項)ほか、汚職防止に関する機関・組織・部門・企業等の責任、国民の権利義務、宣伝、普及・教育等を規定している。単純な比較は難しいが、日本における国会議員資産公開法、会計検査院法、公益通報者保護法、国家公務員倫理規程、各企業における企業倫理規範など、汚職に関連する広汎な規制を包含するものと位置付けられる。汚職防止法の下位規程として、汚職防止法の一部条項及び施行措置を詳細に規定する政府議定59号が2018年汚職防止法の施行日に発行され、2019年8月15日に施行されている。同議定は、例えば、汚職防止法23条の「利益相反」の類型及びその対処方法について詳細を規定している。

汚職防止法には、公務員等の財産・収入の開示義務が定められており、政府監査院などが財産・収入を監視すると規定されている(30条以下)。政府議定130号は財産・収入の開示に関するもので、開示義務の対象者の詳細等を規定している。

また、汚職犯罪等の審理における刑法の諸規定の適用を案内する最高人民裁判所裁判官評議会決議03号は、例えば、財産横領罪や収賄罪で死刑判決を受けた者の減刑条件である「横領、収賄した財産の少なくとも4分の3を主体的に返納する」という規定(40条3項c))について具体例を用いて案内している。

告発法は、一般市民が公務員による違法行為を各管轄機関に告発する手続等を定め、監査法は、政府監査院ないし各級の監査機関による行政監査の実施等を定めており、いずれも汚職事件・事案の端緒に関するものとして重要である。

その他、公務員の禁止事項や懲戒処分を定める幹部・公務員法(22/2008/QH12、2019年に修正・補充)、汚職財産の回収に関する民事判決執行法(41/2019/QH14、2022年に修正・補充)、汚職犯罪捜査の国際協力において重要な司法共助法(08/2007/QH12)、マネーロンダリング防止法(14/2022/QH15)などが汚職防止の関係法令として挙げられよう。

4 汚職防止に関する共産党の文献

次に、汚職防止に関する共産党の文献について検討する。党の文献の一例は以下のとおりである。

日付	名称	内容
2011年 1月19日	共産党規約 ¹³	党員の権利・義務、入党手続、党の組織・機構、検査・監察、規律施行等を定めた最も基本的な文献
2021年 2月1日	共産党第13回国代表大会決議	2021年1～2月に開催された第13回党大会の決議、2021～2026年の党方針に関する最重要文献
2022年 11月9日	中央執行委員会決議27号(27-NQ/TW) ¹⁴	第13回党大会決議、第13期第6回中央執行委員会総会等を踏まえたいわゆる法・司法改革の新方針(従前の48号・49号決議の後継文献)
2022年 11月28日	中央執行委員会計画11号(11-KH/TW) ¹⁵	法・司法改革の新方針を実施するための計画であり、2026年までの各任務を党機関・国家機関内の党組織に割り当てるための文献

日付	名称	内容
2014年 1月3日	政治局指示33号(33-CT/TW)	党員や各機関の指導者による財産の申告及び申告の監視に対する党の領導強化に関する文献 ¹⁶
2016年 5月15日	政治局指示05号(05-CT/TW) ¹⁷	第11期の政治局指示03号の実施を踏まえ、第12回党大会決議の実践において、ホー・チ・ミン思想・教育の学習を強化し、それに従うために定められた文献(チョン書記長が署名)
2017年 5月23日	中央執行委員会規定85号(85-QĐ/TW)	政治局・書記局の管理に属する幹部の財産申告に対する検査・監察に関する文献 ¹⁸
2019年 9月23日	政治局規定205号(205-QĐ/TW)	第12回党大会決議の実践において、幹部任務 ¹⁹ における権力の監視及び反・幹部任務における汚職 ²⁰ に関する文献(チョン書記長が署名)
2021年 6月2日	書記局指示04号(04-CT/TW)	第13回党大会決議を踏まえ、汚職・経済事件における逸失・奪取財産の没収事業に関して党の領導を強化するために発出された文献(当時のヴォー・ヴァン・トゥオン書記局常任 ²¹ が署名)

¹³ 前掲ICD NEWS第96号(2023.9)67頁以下に仮訳あり。

¹⁴ ICD NEWS第95号(2023.6)49頁以下に仮訳あり。特に、「IV-任務及び解決法」のうち、「8. 国家権力統制制度の完備、汚職・消極的現象の防止の促進」の項を参照。

¹⁵ 前掲ICD NEWS第95号(2023.6)62頁以下に仮訳あり。

¹⁶ 幹部・党員・公務員・職員による財産の申告及び申告の監視は汚職防止の重要な解決策との観点から、機関・組織・単位の指導者に対しその厳格な実施を指示するもの。

¹⁷ 2021年5月18日付で、同指示の継続に関する政治局結論01号(01-KL/TW)が発行されている。

¹⁸ 政治局・書記局・中央検査委員会等による検査・監察において、政治局・書記局の管理に属する幹部は要求に従って十分・忠実・適時に報告し、関連する情報・資料等を提供しなければならないことや、違反の処理などを規定。

¹⁹ 越語は「công tác cán bộ」であり、組織における採用・配置・評価・研修・免任などいわゆる人事業務を指す。

²⁰ 越語は「chạy chức, chạy quyền」。職位・権力を得るために不当な手段(例えば、コネや賄賂)を用いるという意味。

²¹ 越語は「Thường trực」、漢越語は「常・直」。日本語の常設という意味に近く、「常任」と訳されることが多い。役職に用いられる場合、筆頭のようなニュアンスがあると理解している。

2021年 9月16日	中央執行委員会規 定32号 (32-QD/ TW)	2013年2月1日付中央執行委員会決定162号 等に基づき、汚職防止中央指導委員会の任務・権限 等について定めた文献 (チョン書記長が署名)
2021年 10月25日	中央執行委員会結 論21号 (21-KL/ TW)	マルクス・レーニン主義及びホー・チ・ミン思想に 沿い、党員の「自演變 ²² 」、「自転化 ²³ 」を阻止・厳正 対処することを目的とした、第13期第4回中央執 行委員会総会の結論の文献 (チョン書記長が署名)
2021年 10月25日	中央執行委員会規 定37号 (37-QD/ TW)	第13期第4回中央執行委員会総会の議論を踏ま え、党規約、憲法等に基づき、党の規律強化等を目 的に19の党員の禁止事項を定めた文献 (チョン書 記長が署名)
2021年 11月3日	中央執行委員会規 定41号 (41-QD/ TW)	党規約、党の幹部任務に関する規定等に基づき、党 幹部に対する免任 ²⁴ ・辞職について定めた文献 (トゥ オン政治局員が署名)
2022年 3月8日	汚職防止中央指導 委員会規定16号 (16-QD/BCDTW)	党規約、検査・監察に関する党の規定等に基づき、 汚職防止中央指導委員会の常任機関であるC I A C の提案を審査し、同委員会による検査・監察につき 規定した文献 (チョン書記長が署名)
2022年 4月6日	政治局結論通知 12号 (12-KL/ TW)	2016年12月26日付政治局結論10号等に基 づき、プロパガンダ・教育・節約文化の構築、汚 職・消極が生じやすい分野における権力抑制メカニ ズムの完備、競売・入札・土地・金融・証券等の法 規範文書の不備の是正等の汚職防止における党指導 力を強化するための文献
2022年 6月2日	中央執行委員会規 定67号 (67-QD/ TW)	党規約、第13期第5回中央執行委員会総会決議等 に基づき、省・中央直轄市の汚職防止指導委員会の 任務・権限等を定める文献 (当時のトゥオン書記局 常任が署名)
2022年 8月1日	汚職防止中央指導 委員会ガイドライ ン25号 (25-HD/ BCDTW)	前記中央執行委員会規定32号、中央執行委員会結 論21号等に基づき、「消極」の意義等を含む、同 規定32号を案内する文献 (汚職防止中央指導委員 会副委員長常任のファン・デイン・チャックC I A C委員長が署名)
2022年 9月8日	政治局結論通知 20号 (20-TB/ TW)	中央組織委員会の提議を検討した結果の、規律施行 後に政治局・書記局の管理下に属する幹部に対する 仕事の配置に関する文献 (トゥオン政治局員が署 名) ²⁵

²² 越語は「tự diễn biến」、幹部・党員の心の中で社会主義的・革命的な思想が衰退し、資本主義的・消極的なものが取
って代わること。

²³ 越語は「tự chuyển hóa」、自演變の結果、幹部・党員の政治的観点・道徳・生活が変質してしまい、前衛・模範とし
ての役割を果たさなくなるばかりか、党や国家に対する敵対勢力に加わるようにさえること。

²⁴ 同規定によれば、「免任 (miễn nhiệm)」とは、任期未了又は任命期間未了時点で、任務の要求を満たしていない、威
信を低下させた、罷免の規律のレベルには至っていないものの違反があったことを理由として、権限を有する者が幹
部の職務継続の停止 (thôi giữ chức vụ) を決定することをいう。

²⁵ 同通知には、「có vào, có ra”, “có lên, có xuống” (あえて訳せば、「入る者がいれば出る者がいる、昇る者がいれば降
りる者がいる)」という幹部人事に関するモットーが掲げられており、能力不足や威信失墜によって規律を受けた幹部
を任期満了や任命期間終了を待たずに適時に交代させると同時に、それら幹部に修正、欠点の克服等の機会を持てる
ような条件を作ることなどが狙いとされている。

2023年 2月2日	政治局規定96号 (96-QĐ/TW)	政治システムにおける指導・管理の職名・職務に対する信任投票に関する文献（トゥオン政治局員が署名）
2023年 7月11日	政治局規定114号 (114-QĐ/TW)	幹部任務における権力の監視、汚職防止に関する文献（チュオン・ティ・マイ政治局員が署名 ²⁶ ）
2023年 10月27日	政治局規定131号 (131-QĐ/TW)	党規約等に基づき、検査・監察・党の規律施行及び監査・会計検査活動における権力の監視・汚職防止に関する文献（マイ政治局員が署名）
同日	政治局規定132号 (132-QĐ/TW)	党規約等に基づき、捜査・起訴・審理・判決執行の活動における権力の監視・汚職防止に関する文献（マイ政治局員が署名）

汚職防止に関する党の文献は多い。上記文献につき、全ての内容を確認できたわけではないが、幾つかコメントをしておく。

第一に、党内の規律強化の傾向が継続ないし強化されていることである。チョン書記長体制において聖域なき反汚職闘争が展開されていると前述したが、近時の党の文献、例えば、党員の禁止事項を定めた中央執行委員会規定37号（概要に関しては本稿末尾の別紙1を参照²⁷）、党幹部に対する免任・辞職について定めた中央執行委員会規定41号、規律施行後の幹部処遇に関する中央執行委員会通知20号（別紙2を参照）などは、党として党規違反者を厳しく取り締まる方針を改めて示したものと評価することが可能で、実際、これらを適用して党幹部に対する厳格な処分が下されている。

第二に、汚職防止中央指導委員会ガイドライン25号（別紙3を参照）は、汚職防止中央指導委員会の任務・権限等を定めた中央執行委員会規定32号の案内文書として発行されたものであるが、その中で「消極（tiêu cực）」とは何かについて言及されている点が興味深い。すなわち、「幹部・党員・公務員・職員の消極とは、党の規約・綱領・決議・規制・規定・指示・結論…（以下「党の規定」）、国家の法令、ベトナム祖国戦線の規約、党・国家から任務を委託された政治－社会組織及び会議体の規約に違反し；道徳の標準・行動準則に違反し、民族の善良な伝統文化、党・国家の威信に悪影響を及ぼす行為、幹部・党員・公務員・職員の隊列を腐敗させる行為、人民の信念を低下させる行為、社会経済の発展過程を阻害する行為である。その中でも、最も明らかな消極の表れは、幹部・党員・公務員・職員の政治思想・道徳・生活様式の衰退であり、何よりもまず政治システム内の幹部指導者及び上級管理職のそれである。」と記載されており、これは、いわゆる汚職行為（前記汚職防止法の規定を参照）よりも広い概念と考えられる。同ガイドラインに「消極の事案とは、本ガイドライン第3部に定める幹部・党員・公務員・職員の消極行為に関連する幹部・党員・公務員・担当職員による刑事事件（汚職事件以外）である。」との記載があること、列挙されている19の消極行為の内容が

²⁶ 2023年3月にトゥオン氏が国家主席に任命され、マイ政治局員・中央組織委員長が書記局常任を兼務するようになった。

²⁷ 本稿末尾の各別紙は、当職ないしプロジェクトスタッフが作成したメモであり、時間の制約等から翻訳の正確性は担保されていない。いずれも抜粋で、本文を理解するための補助資料であることをご理解いただきたい。

らすれば、「消極」とは、汚職犯罪に至らないまでも国民の党への信頼を失わせるような不当な行い、ひいてはそのような悪弊を生み出す土壌として、思想・道徳の衰退をも含むものと理解される。汚職防止中央指導委員会の名称に「消極」が追加されたのは、同委員会がチョン書記長ヘットの党の組織に改組されてからである。チョン書記長は理論派と言われているが、最近の文献にはマルクス・レーニン主義及びホー・チ・ミン思想に基づく思想教育に関連して同人が署名するものも散見される。これらの事情を考慮すると、近時の汚職防止の取組みの特徴として、理論的支柱を伴った党内の規律強化がトップダウンで実行されている可能性を指摘することができる。

第三に、幾つかの党の文献については今後改訂されて後継文献が発行される、もしくは、下位文献による具体化がなされる可能性がある。例えば、財産申告に関する政治局指示33号については、2023年7月11日、同指示の実施を総括する会議がヴォー・ヴァン・ズンCIAC副委員長常任らの主宰で行われ、編集チームに対して期限までに報告書を完成させ、政治局に提出するよう要求がなされている。また、政治局規定131号・132号は権力の監視・汚職防止に関する文献であるが、検査・監察・党の規律施行・監査・会計検査の活動における22の汚職・消極行為、そして、捜査・起訴・審理・判決執行の活動における28の職務・権限の濫用、汚職・消極行為をそれぞれ列挙し、これら違反を厳しく処理するため、今後、中央検査委員会や、政府監査院・国家会計検査院の各党幹事委員会、中央公安党委員会や最高人民裁判所（SPC）・SPP・司法省の各党幹事委員会、ベトナム弁護士連合会（VBF）の党団などの党組織がこれら規定の具体化を行うとされている。上記各活動における権力の監視・汚職防止に関する規定を発行することは、中央執行委員会決議27号（法・司法改革の新方針）に明記され、中央執行委員会計画11号によってCIACに対して2023年中に政治局へ助言する任務が割り当てられており、同計画に従ったものと考えられる。特に政治局規定132号は、捜査・起訴・審理の刑事訴訟手続に係る重要な文献であり、現行プロジェクトの各CP内の党組織に任務が下りてきていることから、今後新たな法規範文書の発行につながる可能性もあり、注目している。

なお、2023年2月、党設立93周年と汚職防止中央指導委員会設立10周年に際し、チョン書記長の汚職防止に関する本²⁸が発表された。CIACと国家政治・事実出版社が共同で、党トップかつ汚職防止中央指導委員会トップであるチョン書記長の指示を体系化し、汚職防止活動における党の清廉かつ強固なイデオロギーを表したものとされ、その後、各党組織・国家機関、各地方で普及・宣伝活動が行われている。

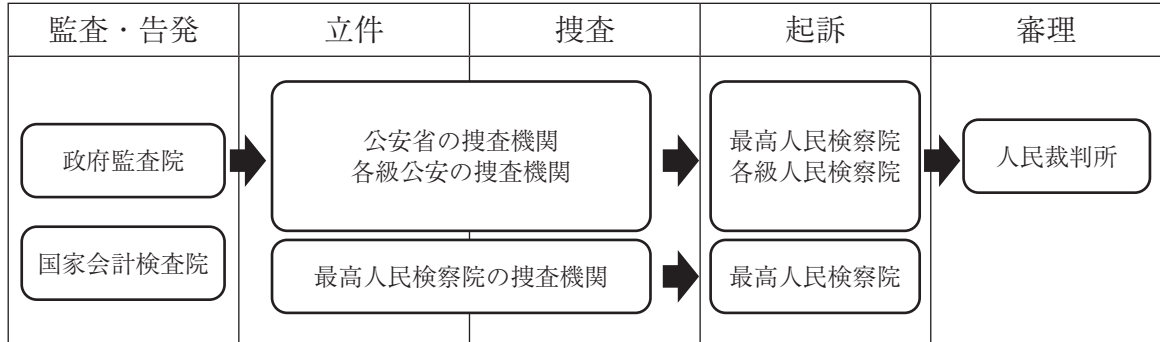
²⁸ タイトルの越語は「Kiên quyết, kiên trì đấu tranh phòng, chống tham nhũng, tiêu cực, góp phần xây dựng Đảng và Nhà nước ta ngày càng trong sạch, vững mạnh」、漢越語を基にした直訳は「堅決・堅持な防止及び反汚職・消極の闘争、ますます清廉・強固な党及び我が国家の建設への貢献」。

5 ベトナムにおける汚職取締機関

(1) 汚職事件の刑事手続の概要

次に、汚職事件の刑事手続、汚職を取り締まる各機関について検討する。

汚職事件の刑事手続は、基本的に通常の刑事事件と同様であり、例えば、以下のようなフローが考えられる²⁹。



すなわち、①政府監査院が監査法に基づく行政監査、告発法に基づく違法行為の告発の受理・調査等を行い、汚職事案の端緒を発見、刑事処罰相当の事案を捜査機関に送付する、②公安の捜査機関が立件・捜査し、事件を人民検察院に送付する、③人民検察院が起訴する、④人民裁判所が審理するという流れである³⁰。現在のベトナムには汚職取締の専門機関は存在しない。公安の捜査機関や検察院が通常の刑事事件と同様の手続で汚職事件の摘発・処理を行っており、この点は日本と共通している。

(2) 政府監査院

政府監査院³¹は、政府に直属する省（Ministry）同格機関であり、2018年4月9日付政府議定50号に任務・権限等が定められている。汚職防止における任務については汚職防止法84条2項に規定がある。

監査法の規定によれば、監査機関には政府監査院のほか、省（Province）級以下の地方の監査機関、各省（Ministry）の監査機関等があり、行政監査（国家機関の管理下にある組織・個人の権限行使等を対象とする監査）などを実施している。政府監査院は、政府の監査事業を補佐し、各地方や各級の監査機関に対して監査計画の作成を案内するとともに、広範・複雑な事案を自ら監査する。

また、政府監査院は、告発法の規定に従い、全国規模の国家管理に関する違法行為（公務員以外の組織・個人も含む）の告発を政府が受理する窓口となり、調査を行い、汚職など犯罪の兆候がある事案について捜査機関に立件を建議する³²。

²⁹ 前掲フエン氏の論文103ページの図などを参考に筆者が作成。

³⁰ 監査活動の過程で発見された犯罪及び立件建議の解決に関する情報交換における捜査機関・検察院・監査機関の協力を規定した2018年10月18日付最高人民検察院・公安省・国防省・政府監査院の合同通達（03/2018/TTLT-VKSNDTC-BCA-BQP-TTCP）参照。

³¹ 越語は「Thanh tra Chính phủ（清查・政府）」。英語は「Government Inspectorate (GI)」、日本語では「政府監察院」、「政府監査委員会」とも呼ばれる。

³² 各省（Ministry）や省（Province）級人民委員会はそれぞれの管轄下の告発を処理し、その結果を政府に報告、政府は毎年、国会・国会常務委員会・国家主席・ベトナム祖国戦線中央委員会に報告する。なお、SPC・SPPは管轄下の告発処理について国会への報告書を政府に提出し、省級人民裁判所・人民検察院は管轄下の告発処理について人民評議会への報告書を同級の人民委員会に提出することとされている。

(3) 国家会計検査院

国家会計検査院³³は、2015年国家会計検査法（2019年に修正・補充）に基づき会計検査を行う国家機関であり、毎年の会計検査計画を決定、その実施前に国会に報告すると規定されている。汚職の兆候を有する事件で会計検査を行う責任を有する³⁴。

(4) 公安の捜査機関

公安の捜査機関については、2015年刑事捜査機関組織法（2021年に修正・補充）に規定されており、中央レベルの公安省と地方レベルの省級公安に治安捜査機関³⁵（国家の安全を侵害する罪、戦争犯罪などを処理）が、公安省と省級及び県級公安に警察捜査機関³⁶（刑法第14～24章の罪などを処理）がそれぞれ存在する。公安省傘下の警察捜査機関は全国規模の複雑な事件を取り扱い、特に汚職犯罪（刑法第23章）の担当部局として「汚職・経済・密輸犯罪警察捜査局」（通称「C03」）³⁷が設けられている。各級の公安の捜査機関は、2015年刑事訴訟法（2021年に修正・補充）の規定に基づき、刑事事件の立件・捜査の権限を有する³⁸。

(5) 人民検察院

人民検察院は、刑事事件の公訴権を行使するとともに、捜査機関の立件・捜査活動を検察する権限を有する（刑事訴訟法、2014年人民検察院組織法）。通常の汚職事件は公安が捜査を行い、公安省の捜査機関はSPPの第5局（汚職・職務事件の公訴権の行使及び捜査の検察局）³⁹に送付し、省級の公安（例えば、ハノイ市公安局）は同級の人民検察院（同じく、ハノイ市人民検察院）に事件を送付し、各級の人民検察院がその適法性をチェックし、起訴している⁴⁰。

他方、司法活動において発生した刑法第23章（職務関連犯罪）、24章（司法活動侵害罪）の事件に関して犯罪者が捜査機関・人民検察院・人民裁判所等に所属する場合は、SPPの捜査機関⁴¹が捜査権限を有し、その公訴権の行使及び捜査の検察はSPPの第6局（司法活動において発生した司法活動侵害・汚職・職務事件の公訴権の行使及び捜査の検察局）⁴²が行っていると考えられる。

なお、各級の人民検察院が起訴した場合、事件は同級の人民裁判所に係属するが、SPPが起訴した場合は、下級検察院（例えば、ハノイ市人民検察院）が公訴権の行使及び第一審の審理の検察を担当する決定がなされ、同審級の人民裁判所（同じく、

³³ 越語は「Kiểm toán nhà nước Việt Nam」。

³⁴ 汚職防止法87条。

³⁵ 越語は「Cơ quan An ninh điều tra」。

³⁶ 越語は「Cơ quan Cảnh sát điều tra」。

³⁷ 越語は「Cục Cảnh sát điều tra tội phạm về tham nhũng, kinh tế, buôn lậu」。

³⁸ 汚職防止法84条3項参照。

³⁹ 越語は「Vụ Thực hành quyền công tố và kiểm sát điều tra án tham nhũng, chức vụ (Vụ 5)」。

⁴⁰ 刑事訴訟法232条4項参照。

⁴¹ 越語は「Cơ quan điều tra Viện kiểm sát Nhân dân tối cao (Cục 1)」。人民検察院組織法20条、刑事捜査機関組織法30条2項、汚職防止法86条1項。

⁴² 越語は「Vụ Thực hành quyền công tố và kiểm sát điều tra án xâm phạm hoạt động tư pháp, tham nhũng, chức vụ xảy ra trong hoạt động tư pháp (Vụ 6)」。

ハノイ市人民裁判所)において第一審の審理が行われることになる⁴³。

(6) 人民裁判所

人民裁判所は、各級の人民検察院に対応して設置されており、起訴された刑事事件を審理し(公判を含む)、判決を下す権限を有する(刑事訴訟法、2014年人民裁判所組織法)。汚職犯罪に関する特別の法廷はなく、一般刑事事件と同様の手続によって審理が行われる。SPCは、汚職事件の監督審・再審を行い、下級裁判所の審理を監督し、法令の統一的適用を確保する責任を有する⁴⁴。

(7) 汚職防止中央指導委員会

ア 沿革

汚職防止中央指導委員会⁴⁵は、もともと、2005年汚職防止法に基づき、同法が施行される2006年に設置された⁴⁶。2005年汚職防止法73条は、同委員会は「政府首相の指導・監督の下に活動を行い、その組織・任務・権限・活動規制は国会常務委員会によって決められる」と定めており、もともとは党の組織ではなく国家機関として位置付けられていた⁴⁷。

2011年1月、第11回党大会においてチョン氏が書記長に選出された。同党大会では新たな政治綱領及び党規約が採択された。同年12月末の第11期中央執行委員会第4回総会決議の中には「中央組織委員会は、汚職防止中央指導委員会の業績を評価し、それによってその運営の質を向上させるための改善を提案する」との記載があり⁴⁸、2012年5月の第5回総会では、汚職防止中央指導委員会は政府ではなく党の政治局の下に直属されることが表明された。同年11月23日、2005年汚職防止法を修正・補充する法律が国会で成立、2005年汚職防止法73条が無効化され(修正・補充法の1条の25)、同修正・補充法が施行される2013年2月1日付で、汚職防止中央指導委員会はチョン書記長をヘッドとする党の組織に改組された⁴⁹。その後、現在に至るまで、共産党トップのチョン書記長が汚職防止中央指導委員会を率いている。

イ 構成員

現在の汚職防止中央指導委員会の構成員は以下のとおりである。

⁴³ 刑事訴訟法239条1項参照。

⁴⁴ 汚職防止法86条2項。

⁴⁵ 現在の名称は「Ban Chi đạo Trung ương về phòng, chống tham nhũng, tiêu cực」、直訳は「防止及び反汚職・消極に関する中央指導委員会」。

⁴⁶ 設立当時の名称は「Ban Chi đạo Trung ương về phòng, chống tham nhũng」。

⁴⁷ 2006年7月28日付首相決定1009号(1009/QĐ-TTg)も参照。

⁴⁸ 背景として、ズン首相自身が国有企業と深い関係を有しており、汚職の摘発が思うように進まなかった可能性が指摘されている(ベトナム「繁栄と幸福」への模索—第13回党大会にみる発展の方向性と課題—(アジア経済研究所、2022)6頁)。

⁴⁹ 2013年2月1日付中央執行委員会決定162号(162-QĐ/TW)参照。同文献においては、汚職防止中央指導委員会の名称に「消極(tiêu cực)」が追記されている。

役職	氏名	党の役職、 国家機関等の役職
委員長	グエン・フー・チョン	書記長
副委員長常任	ファン・デイン・チャック	政治局員兼書記局員、C I A C 委員長
副委員長	チュオン・ティ・マイ	政治局員兼書記局常任、中央組織委員会委員長
	トー・ラム	政治局員、 公安大臣
	チャン・カム・トゥー	政治局員兼書記局員、中央検査委員会主任
	グエン・ハック・ディン	党中央委員、 国会副議長
委員	グエン・ホア・ビン	政治局員兼書記局員、 S P C 長官
	ルオン・クオン	政治局員、 ベトナム人民軍政治総局主任
	グエン・チョン・ギア	書記局員、中央宣教委員会委員長
	ドー・ヴァン・チエン	書記局員、 ベトナム祖国戦線中央委員会主席
	レー・ミン・フン	書記局員、党中央官房長官
	ヴォー・ヴァン・ズン	党中央委員、C I A C 副委員長常任
	レー・ミン・チー	党中央委員、 S P P 長官
	ゴー・ヴァン・トゥアン	党中央委員、 国家会計検査院総官
	レー・ティ・ガー	党中央委員、 国会常務委員会委員、国会司法委員会主任
	ドアン・ホン・フォン	党中央委員、 政府監査院総官
	レー・タイン・ロン	党中央委員、 司法大臣

ウ 任務・権限等

汚職防止中央指導委員会の任務・権限等は前記中央執行委員会規定32号⁵⁰に規定されており、党の方針に基づく一般的な指導から、個別具体的な事件処理の直接の指導まで広汎な権限を与えられている（別紙4を参照）。主な任務は、制度・政策・法令等に関する理念・方針の提案、党の方針・政策・国家の法令の宣伝の指導、汚職・消極に関する情報提供の案内から、それら党の方針等の実施における各レベルの党委員会・組織に対する指導・検査のほか、中央直下の各党委員会及び組織に対する検査・捜査・起訴・審理・判決執行の指導などである。また、その権限

⁵⁰ 2019年12月25日付中央執行委員会規定211号（211-QD/TW）に代わるもの。

には、全レベルの党組織に対する報告要求、党組織内に汚職・消極の兆候がある場合の検査・捜査・処理の指導のほか、検査・捜査・起訴・審理・判決執行の実施機関に対する事件・事案の処理要求に加えて、深刻・複雑又は世論が関心を有する汚職・消極の事件・事案の処理を直接指導する権限までが含まれている。

なお、前記中央執行委員会規定67号に基づき、全国63の省・中央直轄市に省級の汚職防止指導委員会⁵¹が設立されており、汚職防止中央指導委員会の指導を受けながら、各地方における事件・事案の処理を指導している。

エ 活動状況

汚職防止中央指導委員会は、6か月ごと定期開催すると規定されており、2023年8月16日にチョン書記長の主宰で第24回が開催された。同会議では、2023年上半期及び第13回党大会任期前半の汚職防止活動に関する議論が行われ、2023年下半期及び今後の主要課題が決定された。また、汚職防止中央指導委員会は3か月に1回、委員長及び各副委員長から成る常任指導委員会を定期開催すると規定され、同年11月22日に同委員会が開かれている。

なお、汚職防止中央指導委員会は、6か月に1回又は要求に応じて活動結果を政治局・書記局に報告することとされている。

参考までに、2013年以降の汚職防止中央指導委員会の開催実績を記載しておく（第24回の概要については別紙5を参照）。

会期	開催時期
第1回	2013年 2月 4日
第2回	2013年 3月26日
第3回	2013年 7月17日
第4回	2013年12月25日
第5回	2014年 7月 9日
第6回	2014年12月29日
第7回	2015年 5月14日
第8回	2015年 9月28日
第9回	2016年 1月14日
第10回	2016年 4月29日
第11回	2016年12月28日
第12回	2017年 7月31日
第13回	2018年 1月22日
第14回	2018年 8月16日
第15回	2019年 1月21日
第16回	2019年 7月26日
第17回	2020年 1月15日

⁵¹ 越語は「Ban Chỉ đạo phòng, chống tham nhũng, tiêu cực tỉnh, thành phố trực thuộc Trung ương」。省・中央直轄市の党委書記が委員長を、副書記常任、内政委員会委員長、検査委员会主任、公安局局長らが副委員長を務める。

第18回	2020年 7月25日
第19回	2021年 1月 ⁵²
第20回	2021年 8月 5日
第21回	2022年 1月20日
第22回	2022年 8月17日
第23回	2023年 1月12日
第24回	2023年 8月16日

(8) 中央内政委員会

中央内政委員会（CIAC）⁵³は党の組織であり、現在の任務・権限等は、2020年1月2日付政治局決定216号に定められている（別紙6を参照）⁵⁴。内政、汚職防止、司法改革の3つの分野⁵⁵に属する方針・政策に関して中央執行委員会（平常時は政治局・書記局）の業務を参謀・補佐するとともに、汚職防止中央指導委員会と司法改革中央指導委員会の常任機関⁵⁶を務める。すなわちCIACは、これら党の中央レベルの委員会の事務局機能を担っており、各会合の準備、例えば、前回会議以降の活動報告の取りまとめ、今後の課題の洗出し、それらの委員への事前説明、会議当日の運営等を行っていると考えられる。また、3分野の広範な任務を遂行するため、CIACには、中央の各内政機関・司法機関（SPP、SPC等が含まれると思われる）や各級の委員会に対して報告を求め、必要に応じて国家機関内の党組織や省級の級委員会の会議に参加する権限を与えられている。さらに、前記中央執行委員会規定32号によれば、CIACは、汚職防止中央指導委員会の常任機関として、深刻・複雑又は世論が関心を有する汚職・消極の事件・事案の処理方針について汚職防止中央指導委員会、常任指導委員会に提案し、必要に応じて、それら事件・事案の捜査・起訴・審理・判決執行の過程における問題を解決するために汚職防止中央指導委員会又は常任指導委員会、委員長に具体的な解決策を提案する任務・権限を有する。

(9) 中央検査委員会

中央検査委員会⁵⁷も党の組織である。中央検査委員会は中央執行委員会によって選ばれ、その任務は、党規約に従い、党による検査・監察・規律施行に関して中央執行委員会・政治局・書記局に助言・支援し、政治綱領、党規約、党の決議・指示、党の各組織原則、国家の法令の執行における違反の兆候がある場合に党員・下部党組織を検査するものとされる。中央レベルの中央検査委員会、省級以下に各級の検査委員会があり、それぞれ、党規約や党員の任務実施に対する違反の兆候を検査し、党の規定

⁵² 詳細な開催時期は不明。

⁵³ 越語は「Ban Nội chính Trung ương」、漢越語は「班・内政・中央」。英語は「Central Commission for Internal Affairs」であり「CIA」と略されることがある。

⁵⁴ 現在のCIACは2012年12月28日付政治局決定158号（158-QĐ/TW）に基づいて設立され、その後、決定216号が発行された。

⁵⁵ CIACウェブサイトのトップページ（<https://noichinh.vn/>）には、3分野の活動状況がアップデートされている。

⁵⁶ 越語は「Cơ quan Thường trực」、漢越語は「機関・常直」。中央指導委員会や常任指導委員会の会期と会期の間に事務を取り扱う常設の事務局のようなものと理解している。

⁵⁷ 越語は「Ủy ban Kiểm tra Trung ương」。

に従った道德等の実施を監察する。

中央検査委員会の重要な任務の一つは、党員・党組織に対する検査である。党規約第7章によれば、中央レベルの中央検査委員会、地方レベルの検査委員会（例えば、省級のハノイ市党委検査委員会、県級のバーディン郡党委検査委員会）は違反の兆候のある党員（同級の党委委員を含む）及び下級の党組織を検査し、同級の党委委員、同党委が管理する幹部、下級の党組織における道德等の実施を監察する。そして、規律違反を認めた場合に決定等を行い、党委が規律を施行するよう提議する。党員に対する規律施行は譴責・警告・革職⁵⁸・除名の4種類であり、違反党員に対する規律施行の管轄権はそれぞれの級に対応して定められている。基本的には、党委委員に対する規律施行は当該党委が、党委委員以外の党員に対する規律施行は同級の検査委員会が行っていると考えられる⁵⁹。

中央検査委員会は、たとえ相手が政治局・書記局が管理する幹部⁶⁰であっても検査を行い、汚職・消極行為（例えば、財産申告違反や党員の禁止行為）を認めた場合、政治局・書記局に規律施行の検討を提議する権限を有しており、党内規律の側面において汚職取締の大きな役割を担っている。2023年12月27日には、2023年の検査・監察活動を総括し、2024年の任務を展開するための会議が書記局において開催された。チュオン・ティ・マイ書記局常任が主宰し、中央検査委員会主任（委員長）・副主任以下が出席した同会議では、党員の規律施行等の実績について報告がなされた。

なお、中央検査委員会は1～2か月に一度会議を開き、その都度、党幹部に対する規律施行を検討・提議し、その結果を公表している。以下は、2022年以降の会議の開催実績である（第32回の概要については別紙7を参照）。

会期	開催時期
第11回	2022年 1月12日～13日
第12回	2022年 3月 2日～ 4日
第13回	2022年 3月28日～31日
第14回	2022年 4月19日～20日
第15回	2022年 5月16日～17日
第16回	2022年 6月20日～22日
第17回	2022年 7月13日～14日
第18回	2022年 8月10日～11日
第19回	2022年 9月 6日～ 8日
第20回	2022年 9月23日、26日
第21回	2022年10月18日～19日

⁵⁸ 革職は除名と異なり、党籍は剥奪されないものの、党の役職を解かれるという意味と理解される。

⁵⁹ 例えば、党中央委員に対する規律処分は中央執行委員会が、政治局・書記局の管理に属する幹部である党員に対する規律処分は政治局・書記局が決定し、中央検査委員会は中央レベルの党委の管理に属する幹部と直接の下級党委委員である党員の譴責・警告を決定する（党規約36条参照）。

⁶⁰ 2022年5月5日付政治局結論35号（35-KL/TW）参照。

第22回	2022年11月 1日～ 2日
第23回	2022年11月29日～30日
第24回	2022年12月20日～21日
第25回	2023年 1月10日～12日
第26回	2023年 2月20日～21日
第27回	2023年 3月21日～22日
第28回	2023年 4月12日～13日
第29回	2023年 6月12日～15日
第30回	2023年 7月12日～13日
第31回	2023年 8月16日～17日
第32回	2023年 9月19日～20日
第33回	2023年11月14日～16日
第34回	2023年12月18日～20日

(10) 小括

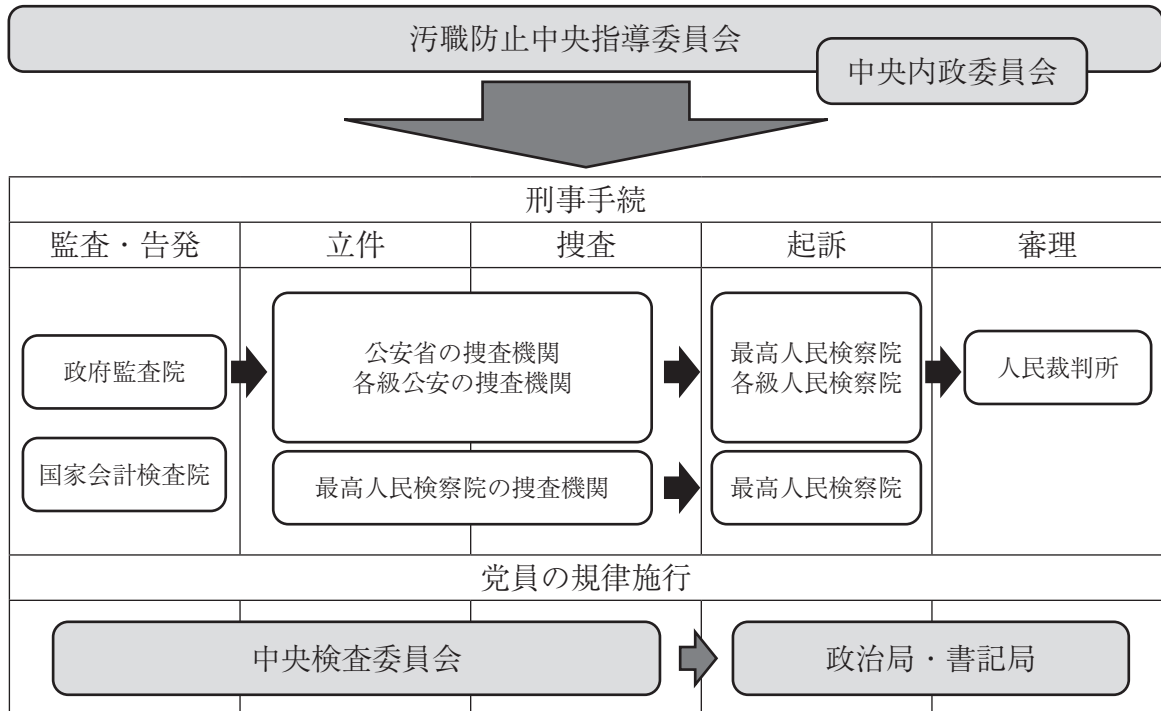
以上のとおり、汚職取締機関としては国家機関及び党の組織が存在する。ベトナムにおいて国家機関のトップはいずれも党の高級幹部であり、特に、汚職防止に関する国家機関の長は全員が政治局員ないし党中央委員である上、汚職防止中央指導委員会の構成員である。汚職防止中央指導委員会は、深刻・複雑又は世論が関心を有する汚職事件や、党及び国家に対する国民の信頼を損なう汚職以外の消極事案について、党の組織のみならず、監査・捜査・起訴・審理・判決執行等を実施する機関に対して汚職・消極の事件・事案の処理を要求し、具体的な事件・事案の処理の方針について直接指示する権限を与えられている。同委員会の会議では、幾つかの大規模汚職事件の処理について捜査・起訴・審理の期限が指示され、その進捗確認及び処理促進に対する指導がなされており、実際に、捜査機関、人民検察院、人民裁判所はその期限を遵守しているように見える⁶¹。

また、汚職で摘発される幹部の多くは党員であるため、刑事手続とは別に党員の規律施行のフローが存在する。すなわち、党の中央検査委員会は、たとえ中央直属の党幹部であっても汚職行為を認めた場合は規律施行を提案するなど重要な役割を果たしている。重大な汚職事件の当事者については、中央検査委員会の提案に基づき党の規律施行が検討され、その後、逮捕・起訴されるケースが存在し、このような汚職摘発・処理における党の規律施行と刑事手続の二重構造がベトナムの特徴であると言え

⁶¹ C I A C本邦研修の際、汚職防止中央指導委員会が個別事件に関してどの範囲まで指導するのかについて議論になった。研修員の説明は次のとおり。「C I A Cは汚職防止中央指導委員会の事務局として、6か月ごとの活動計画を立てている。中央の各司法機関に党の方針・規則、国家の法令を遵守するよう指導するとともに、地方の司法機関の遵守状況に関する報告書を提出させる。報告書には汚職事件の数や傾向も記載させる。報告を取り扱う過程で各地方における汚職事件の内容を把握し、どの事件を汚職防止中央指導委員会に取り扱い、どの事件を省級の汚職防止指導委員会に追跡させるかなど選択と集中を行う。特に重大で世論の関心の高い事件、複数の地方・省庁にまたがる事件、捜査機関と裁判所の意見が食い違うような事件はC I A Cがその事件の内容を汚職防止中央指導委員会に報告し、方針決定を仰ぐ。個別事件の罪名・量刑は裁判所に任せるが、党の方針・規則、国家の法令に従い、事件規模や社会的影響の程度を考慮してこのくらいの処理が適当といった指導は行う。あくまで公平な裁判を行うための指導なので、個別の被告人について終身刑とか懲役20年とか具体的な量刑には関与しない。一方で、きちんと捜査機関に供述し、弁償し、反省の態度を示した被告人の量刑においては、それらの事情を考慮するようという指導は行う。」

る。その背景に、共産党一党支配体制ゆえの「党≒国家機関」という実態が存在することは想像に難くない。

汚職防止中央指導委員会は、名実共にベトナムにおける汚職防止の最高機関であり、中央検査委員会以下の党の組織の活動内容も併せて考えると、「汚職防止が党主導で行われている」という意味を理解できるのではないかと思う。したがって、前掲の汚職事件の刑事手続のフローは、党の組織を追記して、以下の図のように再構成できるだろう。



※灰色網掛けは共産党の組織

6 汚職事件の具体例の検討

本項では、具体例として、幾つかの汚職事件を取り上げて検討する。個別の事件に言及するが、あくまで、これまで述べてきた党の規律施行と刑事手続の関係を理解することが目的である⁶²。

(1) コロナ特別便に関する汚職事件

ア 事件の概要

コロナ禍の2020～2021年に運航された海外からベトナムへの帰国者向け特別航空便の運航認可をめぐり、旅行会社社長等が便宜を図ってもらう見返りに外務省関係者らに賄賂を贈った一連の贈収賄事件であり、国内外で大きく報道された。収賄罪に問われたトー・アイン・ズン外務次官やヴァー・ホン・ナム駐日大使らのほか、事件をもみ消そうとした公安幹部らも逮捕され、その後、グエン・スア

⁶² 本項の情報は、ベトナムニュース総合情報サイトV I E T J O、日経新聞等の日本語ソースのほか、現地オンラインニュース、C I A Cウェブサイト等のベトナム語記事（自動英訳含む）に基づく。

ン・フック国家主席（政治局員、事件当時の政府首相）、ファム・ビン・ミン副首相常任（政治局員、事件当時は外務大臣を兼務、外務省の指導を担当）が辞任するに至った。主な時系列は以下のとおりである（対照するため、党関係の出来事は灰色網掛け）。

年月日	党の規律施行、刑事手続など
2022年 1月	公安省の捜査機関がグエン・ティ・フォン・ラン外務省領事局長らを逮捕
4月14日	公安省の捜査機関がズン次官、ファム・チュン・キエン元保健次官秘書官、ヴー・アイン・トゥアン元公安省出入国管理局職員らを立件・逮捕
4月27日	汚職防止中央指導委員会の常任指導委員会
7月	公安省の捜査機関が元公安省出入国管理局副局長らを逮捕
8月17日	第22回汚職防止中央指導委員会
9月23、26日	中央検査委員会（第20回）が、ズン次官、グエン・クアン・リン副首相補佐官（ミン副首相常任付）の規律施行検討を書記局に提議
9月27日	公安省の捜査機関がリン補佐官を逮捕 ⁶³
9月27日	書記局の会議（チョン書記長以下）において、ズン次官、リン補佐官の党除名を決定 ⁶⁴
11月18日	汚職防止中央指導委員会の常任指導委員会
12月20－21日	中央検査委員会（第24回）が、ブイ・タイン・ソン外務大臣（党中央委員、現職）、ナム大使の規律施行検討を政治局・書記局に提議
12月22日	公安省の捜査機関がナム大使を逮捕
12月27日	政治局・書記局の会議（チョン書記長以下）において、ナム大使の党除名を決定 ⁶⁵ 、ソン外務大臣には形式処分（規律施行なし）
12月30日	臨時中央執行委員会において、ミン副首相常任の政治局員・党中央委員の職務停止 ⁶⁶
2023年 1月5日	第2回臨時国会において、ミン副首相常任の副首相職の辞任決議 ⁶⁷
1月10－12日	中央検査委員会（第25回）が、マイ・ティエン・ズン元首相府長官（元党中央委員）の規律施行検討を書記局に提議
1月12日	第23回汚職防止中央指導委員会
1月13日	書記局の会議（チョン書記長以下）において、ズン元長官に対する警告を決定 ⁶⁸

⁶³ リン補佐官の逮捕と除名の先後は不明。

⁶⁴ その後、両名はファム・ミン・チン首相により懲戒処分。

⁶⁵ 2023年6月、チン首相により解雇処分。

⁶⁶ 同日、ヴー・ドック・ダム副首相も党中央委員の職務を停止されている。

⁶⁷ 同日、ダム副首相の副首相職の辞任も決議。

⁶⁸ その後、首相決定によって警告処分。

1月17日	臨時中央執行委員会において、フック国家主席の政治局員・党中央委員の職務停止 ⁶⁹
1月18日	第3回臨時国会において、フック国家主席の国家主席職の辞任決議（国会議員も辞任） ⁷⁰
4月3日	公安省の捜査機関がズン氏ら54名の被疑者に対する捜査結論書を公表
4月19日	SPPが54名の起訴を発表
5月10日	汚職防止中央指導委員会の常任指導委員会
7月11日～	ハノイ市人民裁判所において、54名に対する第一審公判
7月17-18日	検察院の求刑
7月28日	第一審判決
12月25-26日	控訴審公判（21名）
12月27日	控訴審判決 ⁷¹

イ 検討

上記時系列のとおり、本件では、まずラン局長やズン次官の刑事手続（立件・逮捕）が先行し、中央検査委員会による検査・提議を受けて書記局によってズン次官らに除名等の党の規律施行がなされている。その後、各国の大使館にも捜査が拡大し、ナム大使に対する党の規律施行検討の提議、逮捕、除名が相次いで行われた。事件当時、政府首相であったフック氏、外務大臣であったミン氏は党の規律施行、刑事手続のいずれもなかったが、両名とも党及び国家機関の職を辞すこととなった。その理由として一連の汚職事件の引責を指摘する報道は多い。他方、当時の首相府長官のズン氏は警告の規律施行を受け、現職のソン外務大臣は党の形式処分がなされただけで現在も党及び国家機関の職を維持している。党内規律は党主導である以上、政治や外交の影響を受ける可能性を否定できず、一方で、刑事手続においても、各国家機関のトップは党員であるため、汚職防止における党と国家機関の関係については今後の事例・研究の蓄積が待たれる。

また、汚職防止中央指導委員会の動きにも着目したい。ズン次官逮捕後に開催された2022年4月27日の常任指導委員会において、新たに5件を直接の指導案件に加えることが同意されており、そのうちの1件が本件である。同年8月17日の第22回会議では、中央・地方の各機関が緊密に連携した事件として本件が評価

⁶⁹ 党の新聞電子版（Báo Điện Tử Đảng Cộng Sản Việt Nam）においては、「現行の党及び国家の規定に基づき、フック同志の願望を検討し、党中央執行委員会は、政治局員及び中央執行委員の職務停止（thôi giữ các chức vụ）に同意する。」旨報道された。

⁷⁰ 国会ウェブサイトには、「国会は、ヴォン・デイン・フエ国会議長主宰の下、国家主席・国防及び安寧評議会議長の職務停止（thôi giữ chức vụ）、国会代表の任務停止（thôi làm nhiệm vụ）の申し出（xin）を審査し、2023年1月18日付国会常務委員会の上申書とフック氏に対する国家主席職務の免任（miễn nhiệm）及び国会代表の任務停止に対する投票結果の議事録に基づき、フック氏に対する国家主席職務の免任及び国会代表任務の停止に関する決議（83/2023/QH15）を通過させた。」旨記載されている。憲法上、国家主席は国会が国会議員の中から選出し、任期は国会の任期に従うとされており、フック氏の任期は2021年～2026年のため、幹部・公務員法に基づく手続が履践されたものと思われる。同法7条6項において「免任」は「任期未了又は任命期間未了時の幹部・公務員の職務・職名の停止の許可」と定義されており、同条7項の「罷免（bãi nhiệm）」とは異なる。

⁷¹ ベトナムは二審制のため、控訴審判決は宣告日から法的効力が発生する（確定する）。

される一方で、捜査・起訴・審理の迅速化が指示され、同年11月18日の常任指導委員会及び2023年1月12日の第23回会議で進捗確認があった後、同年5月10日の常任指導委員会では、本件を含む5件を同年第2四半期中に第一審審理に付すよう指示がなされている。前述した、汚職防止中央指導委員会が「具体的な事件・事案の処理の方針について直接指示する」ということ具体例として参考になると思われる。

ウ 参考事項

本論からはそれるが、本件には幾つかの論点がある。

例えば、第一審公判における検察院の立証である。54名の被告人のうち、公判で無罪を主張したのは元公安省捜査官のホアン・ヴァン・フン被告人のみであった。フン被告人は、事件もみ消し⁷²の見返りに会社社長らから賄賂を受け取ったという事実関係で起訴されていたが、公判では授受の事実を一貫して否定した。検察院は通話履歴、防犯カメラ等の客観証拠を積み上げて有罪立証を行ったと報じられている。ベトナムは職権主義を採用しつつ、公判における争訟原則を導入しており、否認事件の公判審理の在り方といった意味で研究に値すると思われる。

また、最高の収賄額（約420億ドン≒2億5,000万円）を認定され、死刑求刑をされていた元保健次官秘書官のキエン被告人に対して裁判所が終身刑を言い渡した点である。収賄した財産の少なくとも4分の3を主体的に返納すること等による減刑条件が考慮された可能性があるとの見方もあり、刑事裁判における量刑判断の一事例として興味深い。

なお、第一審判決は54名全員が有罪で、キエン元保健次官秘書官、トゥアン元公安省入国管理局職員、ラン元外務省領事局局長、フン元公安省捜査官の4名は終身刑、ズン元次官は懲役16年、リン元補佐官は7年、ナム元大使は30か月などであった。フン被告人には詐欺による財産奪取罪（刑法174条）が適用された⁷³。うち21名が控訴し、キエン、トゥアン、ラン各被告人の終身刑は維持されたが、控訴審公判で自白に転じたフン被告人は20年に、ズン被告人は14年に、弁償等を考慮されてそれぞれ減刑となった。

(2) コロナ検査キットに関する汚職事件

ア 事件の概要

ベトアー・テクノロジー・コーポレーション（Viet A社）らが組成するコンソーシアムによるコロナ検査キットの研究開発をめぐる汚職事件であり、元科学技術大臣のチュー・ゴック・アイン、ハノイ市党委副書記兼人民委員会主席（党中央委員）やグエン・タイン・ロン保健大臣（党中央委員）が逮捕された。前記コロナ特別便事件と並んで国民の関心が高く、フック国家主席とヴァー・ドゥック・ダム

⁷² 事件もみ消しの越語は「chay án」、事件を逃がすというようなニュアンス。

⁷³ フン被告人と同じ事実関係で起訴された元ハノイ市公安局副局長のグエン・アイン・トゥアン被告人は、賄賂仲介の罪で5年の判決であった。

副首相（保健省の指導を担当）の辞任には本件が影響していると報じられている。
 主な時系列は以下のとおりである（党関係の出来事は灰色網掛け）。

年月日	党の規律施行、刑事手続など
2022年 5月16 - 17日	中央検査委員会（第15回）が、アイン主席、ロン大臣に対する規律施行検討を政治局に提議
6月6日	臨時中央執行委員会において、アイン主席、ロン大臣の党除名を決定 ⁷⁴
6月7日	ハノイ市人民評議会がアイン主席の人民委員会主席職務を罷免 ⁷⁵
6月7日	国会がロン大臣の国会議員の罷免を決議 ⁷⁶ 、保健大臣職の革職に関する政府首相による提議を承認
6月7日	公安省の捜査機関がアイン氏、ロン氏を立件・逮捕
9月6 - 8日	中央検査委員会（第19回）が、ファム・スアン・タン、ハイズオン省党委書記（党中央委員）らの規律施行検討を提議
9月16日	政治局・書記局の会議（チョン書記長以下）において、政治局がタン書記の党の職務停止を決定、同人に対する規律施行検討を中央執行委員会に提出
9月17日	公安省の捜査機関がタン書記を逮捕
10月3日	第13期第6回中央執行委員会総会において、タン書記の党除名を決定
10月17日	公安省の捜査機関がチャン・デイン・タイン元ドンナイ省党委書記（元党中央委員）、デイン・クオック・タイ元同省人民委員会主席を逮捕
11月29 - 30日	中央検査委員会（第23回）が、タイン元書記、タイ元主席らの規律施行検討を政治局・書記局に提議
11月30日	公安省の捜査機関がグエン・ヴァン・チン副首相補佐官 ⁷⁷ を逮捕
12月16日	政治局・書記局の会議（チョン書記長以下）において、政治局はタイン元書記の規律施行検討を中央執行委員会に報告し、書記局はタイ元主席、チン補佐官らの党除名を決定
12月30日	臨時中央執行委員会において、タイン元書記の党除名を決定
2023年 8月18日	公安省の捜査機関がアイン氏、ロン氏ら38名の被疑者に対する捜査結論書を公表
9月30日	SPPが38名の起訴を発表
2024年 1月3日～	ハノイ市人民裁判所において、38名に対する第一審公判

⁷⁴ ズン外務次官は書記局が管理する幹部なので同局の会議で規律施行を決定したのに対し、アイン主席やロン大臣は政治局が管理する幹部で党中央委員であるため、臨時の中央執行委員会を開いて規律施行を決定したものと考えられる。

⁷⁵ アイン氏は当時、①党員、②党中央委員、③ハノイ市党委副書記、④ハノイ市人民委員会主席の身分を有しており、党除名処分により①②③を失ったが、国家機関の役職④は残っていた。

⁷⁶ 報道によれば、憲法7条（2項に「国会議員…は、人民の信任に対してふさわしくない場合、…国会…により罷免される」という規定がある）等に基づく。

⁷⁷ 逮捕当時は明らかにされていなかったが、ダム副首相付だったとの報道がある。

イ 検討

本件は、コロナ特別便事件とは異なり、アイン主席やロン大臣に対する中央検査委員会による検査、その提議を受けた党の規律施行が先行し、両名とも党の役職及び国家機関の役職を剥奪された後に刑事手続（立件・逮捕）が開始されている。その後、捜査は各地方に拡大し、現職のハイズオン省党委書記であるタン氏、元ドンナイ省党委書記のタイン氏など現職・元職のトップが次々と逮捕された。この点、タン氏は「規律施行検討の提議→逮捕→除名」（逮捕前に党の職務停止がなされている）、タイン氏は「逮捕→規律施行検討の提議→除名」と順番が異なるが、現職の党中央委員か否か、捜査の進捗にも関わる問題であり、有意な理由付けは難しい。いずれにせよ、同一の違反事実に関して党の規律施行と刑事手続がダブルトラックで走っている実態を理解できると思う。

時系列では割愛したが、本件も汚職防止中央指導委員会の直接の指導対象となっており、会議ごとに進捗確認がなされ、各国家機関に対して具体的な処理期限が指示されていたことはコロナ特別便事件と同様である。一方で、コロナ特別便事件で摘発された最高位者が次官級（党中央委員ではない）であるのに対し、本件では現職の大臣を含む党中央委員が複数名逮捕・起訴されており、その意味では近時の汚職取締の象徴的な事例と言えるのであろう⁷⁸。

ウ 参考事項

ロン被告人は、収賄罪（刑法354条）、アイン被告人は国の財産の管理・使用に関する規定に違反して逸失・浪費を引き起こす罪（刑法219条）、V i e t A社社長のファン・クオック・ベト被告人は贈賄罪（刑法364条）等で起訴されたと報道されている。ロン被告人は当初、公務執行中に職務・権限を利用する罪（刑法356条）で逮捕されたが、その後の捜査で収賄の事実が判明し、より重い犯罪に問えると判断された可能性がある。これら汚職に関連する罪名が実際にどのように適用されているのかを知る上でも、具体例の検討は有益と考えられる⁷⁹。

(3) その他の関連情報

2022年6月30日、チョン書記長主宰の大規模な会議が開かれ、過去10年間の汚職防止の実績について総括が行われた。この会議でチョン書記長は次のように語っている。「一部には、過度の反汚職への集中は人々を意気消沈させ、国の発展を遅らせるとの意見もある。しかし、全く逆であり、党の建設と整頓を良く行い、汚職・消極との闘争を押し進めることで、社会経済の発展、政治の安定の堅持、国防・安寧・外交の強化、特に国民の信任を回復し強固なものとし、『汚職・消極との闘争や、違反を犯した幹部・党員の処理は内部抗争・派閥である』（『は筆者の加筆）といった敵対勢力の誤った論調を拒絶することに貢献した。（中略）総括すると、我々

⁷⁸ 「禁止区域なし、例外なし」（không có vùng cấm, không có ngoại lệ）というフレーズが使われることがある。

⁷⁹ 検査キット事件については2024年1月8日に検察院の求刑が行われ、同月12日に第一審判決が宣告された。ロン被告人は懲役18年、アイン被告人は3年、ベト被告人は29年の刑が言い渡された。

は、汚職・消極との闘争という任務がこれほど強力かつ同期して実現されたことはなかったと断言できる。」

2022年10月3日から9日にかけて第13期第6回中央執行委員会総会が開催された。前記検査キット事件の時系列表記載のとおり、初日にタン書記の党除名が決定されたのだが、その他にも党中央委員3名の職務停止が決定され、彼らは総会への出席が許されなかった。3名はこれに先立ち警告処分を受けていたと報道されており、この職務停止の決定は前記中央執行委員会規定41号及び中央執行委員会通知20号を適用した初の事例となった。チョン書記長は当該処分について次のように述べている。「非常に心を痛める出来事だった。しかし、他のケースの教訓、防止・警告・抑止のための党の規律の厳格性、そして、党の結束の強化のため、我々はやらねばならなかった。」⁸⁰

2023年11月22日、チョン書記長以下で開催された汚職防止中央指導委員会の常任指導委員会では、直接の指導対象の事件・事案の処理結果が報告され、討論がなされた。現在も多くの汚職に関する事件・事案が摘発・処理されており、その中には本稿で取り上げた事件より更に規模の大きいものが含まれている可能性がある。ベトナムにおける汚職防止の取組みは現在進行形の課題の一つであり、法・司法改革においても重要な位置を占めている。

なお、本稿では汚職防止の一部しか取り扱っておらず、他にも不動産や金融関連の法改正、公務員の給与改革など多くの取組みがなされていることを付言する。

7 おわりに

以上、ベトナム共産党の汚職防止の取組みについて考察してきた。冒頭で問題提起した、「汚職防止が党主導で行われている」ということを具体的にイメージしていただけたのであれば幸いである。

2023年度のC I A Cのプロジェクト活動は、汚職防止という広い分野の中でも、「汚職取締の専門機関を設置すべきか否か、設置するとしたらどのような内容にすべきか」というかなりスペシフィックなテーマに絞って実施している。これはC I A Cの要望に基づくものであり、その背景には、前記中央執行委員会計画11号がある。すなわち、同計画によりC I A Cには、「権力の検査、汚職・消極的現象の防止に関して新たな制度の設立の研究、提案をする」との任務が与えられており、これを2025年中に完了する必要がある。C I A Cは、汚職取締の専門機関を有する国⁸¹と、有しない国の研究を行っている。日本は後者に属するが、ベトナムとの間では、検察院（検察官）が起訴権限を独占していること、大陸法系の刑事手続に当事者主義的要素を加えたことなどの法制度以外に、文化や歴史、さらに、実質面を見れば社会や政治の面でも共通点を

⁸⁰ 越語原文は「Đây là sự việc rất đau xót, nhưng vì sự nghiêm minh của kỷ luật đảng, để giáo dục, ngăn ngừa, cảnh tỉnh, răn đe các trường hợp khác và vì sự lớn mạnh của Đảng buộc chúng ta phải làm」。

⁸¹ 汚職取締の専門機関としては、シンガポールのC P I B (Corrupt Practices Investigation Bureau)、香港のI C A C (Independent Commission Against Corruption、廉政公署) などがある。

見出せる。ベトナムが目指す「社会主義法治国家」に関する研究が必要であるものの、個人的には、C I A Cに対して日本人の専門家が提供できる知見は少なくないと考えている。残りのプロジェクト活動が充実したものとなることを心より祈念している⁸²。

⁸² 本稿執筆に必要な情報収集及び越語資料の翻訳においては、プロジェクトオフィスの日越スタッフ（マイ・ティ・フォン、ダオ・ミン・フォン、チャン・ホアン・アイン、ドー・ゴック・アイン、グエン・ミン・ティ・トゥほか）に多大な貢献をしてもらった。末筆ながら、この場を借りて感謝申し上げます。

2021年10月25日付中央執行委員会規定37号の概要（メモ）

※党規約、憲法、第13期中央執行委員会・政治局・書記局の執務規制に基づき、党の規律を強化し、党員の政治的品質、革命的倫理、前衛・模範の性格を維持し、指導者の能力及び党組織の戦闘力を向上させるために以下の党員の禁止事項を定める。

- 1条 「政治綱領、党規約、党の決議・指示・結論・規定・規制・決定に反する又はそれを実現しない発言・執筆・行動；法令が許していないことをすること」
- 2条 党の組織・活動の原則を執行しないこと；管轄の党組織によって未だ決定されていない国家や党などの職名に自ら立候補すること
- 3条 マルクス＝レーニン主義及びホーチミン思想に反対、否定、歪曲すること；個人主義、機会主義、利益主義、「任期思考」、権威主義、官僚主義など
- 4条 党及び国家の機密情報・文書又は公開が許可されていないものの提供・開示・逸失又は執筆・投稿；党のガイドライン・方針及び国家の法令に反する情報・見解を隠匿・宣伝・拡散・扇動等
- 5条 「誤ったニュースや記事を執筆・発言・発表する他者に、執筆又は文書を提供すること、それらに対して規定に従った返答や訂正をしないこと。不健全で、ベトナムの善良な風俗に反する、社会に悪影響を及ぼす扇動性をもたらし作品・事業・文学・芸術を創作・生産・隠匿・流通すること；規定に照らして正しくない記事・発言・インタビュー・回想録・映画・写真を流通させること。」
- 6条 捏造した内容の告発をすること；他人が書類に署名する、名前を隠す、偽名を名乗るなど
不服申立て人・告発者に対する脅迫、拷問、報復；告発者・批評者・意見提出者の保護に関する党及び法令の規定を実現しないことなど
- 7条 「党の規定及び国家の法令に反する組織を作ること、組織・集会に参加すること；安寧秩序を失わせるようなデモ、集会を行うこと」
- 8条 内部団結を失わせるような派閥・部局の活動に組織、扇動、参加すること。組織及び個人に対する名誉棄損・誹謗中傷・恣意的な評価等のために党及び国家に対する反映・意見を利用すること
- 9条 忠実ではない報告・ファイルの作成・履歴書の提出・財産収入の申告。適法ではない学位記・証明書等の使用；規定に反する国籍の取得、外国への送金・財産移転、口座の開設及び外国における財産の売買
- 10条 党の規定及び国家の法令に反する内容の文書を指揮・参謀・発布すること。投資管理、建設、党及び国家の建物・土地・天然資源・財政・財産の使用における規定に適合しないこと

- 1 1 条 公務倫理の違反、隠ぺい又は虚偽の報告；直接の管理下にある機関・単位・地方・個人において団結を失わせる状況、汚職、浪費、消極及びその他の違反を発生させること
- 汚職、浪費、消極の各行為の不報告、不処理
 - 私腹を肥やすため、妻（夫）・子・父・母・血のつながった兄弟姉妹・妻（夫）側・その他の者が当該者の職務・地位・仕事を利用することに干渉し、影響を与え、又は、そのようにさせること
 - 金儲け、汚職、消極、党の規定及び国家の法令に違反する行為をかばうため、公共の利益のために能動的かつ創造的な幹部の奨励・保護の主張を利用すること
- 1 2 条 自身又は他人が受領・選用・企画・輪転・補任・提挙・応挙・褒賞・名号の封贈・就学・海外渡航・規定に反する幹部制度政策の実現のため、あらゆる形式の下での組織・個人に対する職・権の追求、かばうこと、手助け、干渉、影響を与える行為
- 1 3 条 党の規定及び国家の法令の違反行為をかばい、手助けするために、検査、監察、監査、会計検査、捜査、起訴、審理、判決執行、特赦の審査、不服申立て・告白の解決の活動に干渉、影響を与えること。他人の責任、刑罰を軽くするために組織及び個人に影響を与え、強制し、買収すること
- 1 4 条 横領、賄賂の供与・受領・仲介、又は、あらゆる形式の下での賄賂の仲介のための仕事の地位の利用；組織、参加又は創造
- 1 5 条 責任ある組織及び人間が誤った決定をすること、自身又は個人・組織・機関・営業のために私利を得ることにつながる、あらゆる形式の下での贈答品の供与・受領
- 1 6 条 節約を実行しないこと、公の財政・財産の管理・使用における逸失・浪費の発生を放置すること；規定に反する公の財産の購入・管理・使用
- 1 7 条 追求及び管理に係る専門分野・領域に関連する組織・個人の援助により、妻（夫）・子・父・母・血のつながった兄弟姉妹・妻（夫）側・自身及びその他の者が旅行をする、学習する、病気の治療を受けるために干渉し、影響を与えること
- 1 8 条 あらゆる形式の下での賭博を組織・参加すること；各麻薬物質の使用；規定に適合しない又は遊蕩になる程度の酒・ビールの使用、及び他の社会の弊害
浪費又は金儲けの目的で個人・家族社会の結婚式、葬式及び他のイベントを組織すること
社会の中で間違っている行為に対して冷淡、無感動であること；家庭内で暴力をふるうこと；人口政策に違反すること；夫婦のように他人と同棲すること；外国人との結婚の規定に違反すること
- 1 9 条 迷信、迷信的な活動；不適法ないし私利私欲を図るための活動・信仰を利用した宗教を擁護又は参加すること

※その他、実施機関に関する規定（中央検査委員会が実施ガイドを定めること、当規定に違反した党員は厳明・正確・適時に党の規定及び国家の法令に従って処理されること、当規定は2011年11月1日付第11期中央執行委員会規定47号（47-QD/TW）に代わるものであることなど）

※党ウェブサイト

<https://tulieuvankien.dangcongsan.vn/he-thong-van-ban/van-ban-cua-dang/quy-dinh-so-37-qdtw-ngay-25102021-cua-ban-chap-hanh-trung-uong-ve-nhung-dieu-dang-vien-khong-duoc-lam-7919>

2022年9月8日付中央執行委員会通知20号の概要（メモ）

※中央組織委員会の提議（意見書 02-TTr/BTCTW, 10/08/2022）を検討した結果の政治局結論であり、規律後に政治局・書記局の管理下に属する幹部に対する仕事の配置に関するもの

1. 規律後に政治局、書記局の管理下に属する幹部に対する仕事の配置は、幹部に対する免職・辞職に関する党の規律及び政治局の規定の厳格な実現を狙いとしている；能力不足や威信失墜によって規律を受けた幹部を任期終了や任命期間終了を待たずに適時に交代させ、「入る者がいれば出る者がいる、昇る者がいれば降りる者がいる（có vào, có ra, có lên, có xuống）」という幹部の仕事の方針を実現すると同時に、規律処分を受けた幹部が修正、欠点の克服、奮闘の継続、修養、鍛錬の機会を持てるように条件を造る；党の建設・整頓の仕事の増強に貢献し、幹部、党員及び人民の党及び制度に対する信念を強固なものにする
2. 能力不足や威信失墜によって警告又は譴責を受けた幹部に自ら辞職を願い出るよう勧告すること、もし自ら辞職を願い出ない場合は、権限ある上司が規定に基づく免職を検討すること
3. 辞職ないし免職後の幹部の配置については、党の規定、国家の法令及び以下の方針に従う：
 3. 1 定年前や任期前に自ら辞職を願い出た幹部については、権限ある上司によってその願望が検討される
 3. 2 もし幹部が仕事の継続を希望したら、権限ある上司は以下のように配置を検討する：
 - a) 仕事の期間が5年未満の場合：
 - 当該幹部が中央執行委員の場合、政治局は個別具体的場合に適合する配置を検討する
 - 当該幹部が中央及び地方の機関に属する場合、権限ある上司によって、専門の仕事への配置を検討され（指導者、管理者の仕事以外）、任命されていた元の職にとどまることができる
 - b) 仕事の期間が5年以上の場合：
 - 権限ある上司は、前項記載の原則に従って仕事の配置を検討する
 - 当該幹部が規律を受けた後に自ら辞職を願い出た場合、権限ある上司によって、当該機関・単位・地方の実態に基づき、規律時から1階級下げの方針に従って個別具体的場合が検討される

た場合、権限ある上司によって、従前担当していた又はそれに相当する職名への任命、再度の立候補を検討されることができる

4. 中央組織委員会に委任し、同委員会が、中央検査委員会及び各級委員会・党組織・機関・関連単位との調整を主導し、この通知結論を実現し、同時性・統一性を確保する；規律後に政治局、書記局の管理下に属する幹部に対する仕事の配置を検討する権限ある上司に参謀し、報告する
5. 各級委員会・党組織・機関・中央執行委員会直属の単位は、地方・機関・単位の政治任務の状況、要求に適合するよう、この通知結論に基づき、その具体化・組織化を行う

※党ウェブサイト

<https://tulieuvankien.dangcongsan.vn/he-thong-van-ban/van-ban-cua-dang/thong-bao-ket-luan-so-20-tbtw-ngay-892022-cua-bo-chinh-tri-ve-chu-truong-bo-tri-cong-tac-doi-voi-can-bo-thuoc-dien-8825>

2022年8月1日付汚職防止中央指導委員会ガイドライン25号の概要（メモ）

※汚職防止中央指導委員会の権限等に関する中央執行委員会規定32号、マルクス＝レーニン主義及びホーチミン思想に沿った理論的な研究に基づく党員の「自演変」・「自転化」の阻止等を目的とする中央執行委員会結論21号、党員の禁止行為に関する中央執行委員会規定37号、前記結論21号を実施するための中央執行委員会計画03号に基づき、汚職防止に関する任務の内容について前記規定32号を案内するもの

※I 定義

「規定32号において、以下の各語は次のように理解される。」

※I 1.

「幹部・党員・公務員・職員の消極とは、党の規約・綱領・決議・規制・規定・指示・結論…（以下「党の規定」）、国家の法令、ベトナム祖国戦線の規約、党・国家から任務を委託された政治－社会組織及び会議体の規約に違反し；道徳の標準・行動準則に違反し、民族の善良な伝統文化、党・国家の威信に悪影響を及ぼす行為、幹部・党員・公務員・職員の隊列を腐敗させる行為、人民の信念を低下させる行為、社会経済の発展過程を阻害する行為である。その中でも、最も明らかな消極の表れは、幹部・党員・公務員・職員の政治思想・道徳・生活様式の衰退であり、何よりもまず政治システム内の幹部指導者及び上級管理職のそれである。」

※同2.

「消極の事件とは、本ガイドライン第3部に定める幹部・党員・公務員・職員の消極行為に関連する幹部・党員・公務員・担当職員による刑事事件（汚職事件以外）である。」

※同3.

「消極の事案とは、本ガイドライン第3部に定める各消極行為に関連する幹部・党員・公務員・担当職員による事案（汚職事案以外）である。」

※同4.

「深刻・複雑で、社会・世論が関心を持つ消極の事件・事案とは、幹部・党員・公務員・職員の名誉・威信・道徳の品質・模範となる役割に深刻な影響を及ぼし、党・国家・制度に対する人民の信念を低下させ、かつ、以下の一つに属する汚職以外の事件・事案である；

4. 1 経済・政治・文化・社会・国防・安寧・対外に重大な、極めて重大な、若しくは特別に極めて重大な結果をもたらす、又は、重大な、極めて重大な、若しくは特別に極めて重大な犯罪に属する。
4. 2 多くの地方、多くのレベル、多くの領域に関連する。
4. 3 新聞雑誌・メディアのニュースにおいて大きく取り上げられたもの、社会世論

に差し迫った必要性を生じさせたもの；国会・人民評議会の代表者、有権者の関心があり、反映されたもの；ベトナム祖国戦線及び各政治社会組織が処理を建議したものの。

4. 4 敵対・反動勢力によって政治機会を利用した反抗活動が行われること。」
(以下略)

※本ガイドラインでは、重点的に防止・抑制されるべき19の消極行為を列挙（以下は概要）

- ①党の規定（上記I 1. 参照）や国家の法令を十分に実現しない
- ②人民主権の原則を守らず、違反を隠す
- ③党の規定に定められた責任を果たさない
- ④国家機密を自己の利益のために利用する、党の規定に反して開示する
- ⑤その場しのぎ、権力の濫用、短期的な視野で家族などの利益を図る
- ⑥現実的ではない官僚主義
- ⑦党の規定や国家の法令に反し、抜け穴のある文書を発行する
- ⑧直属の単位・地方における消極の報告を怠る
- ⑨投資・建設・銀行・保健・保険・入札・証券・社債・住宅土地・天然資源・金融等に関する党の規定に違反する
- ⑩自己の利益になる決定のために贈答品を受領する
- ⑪消極行為を報告・告発した者に対し脅したり、報復したりする
- ⑫党の規定に反する方法で事務所を経営する
- ⑬家族・親族・知人の利益になるよう影響力を発揮すること
- ⑭検査・監察・監査・会計検査・捜査・起訴・審理・判決執行等を妨害する
- ⑮資産や収入を不正申告する
- ⑯帰化の際に虚偽申告をする
- ⑰違法なマネロン・金銭貸借・送金等を行う
- ⑱結婚式・葬式・テト等において浪費する
- ⑲その他中央執行委員会によって深刻と判断される消極行為

※党ウェブサイト

<https://tulieuvankien.dangcongsan.vn/he-thong-van-ban/van-ban-cua-dang/huong-dan-so-25-hdbcdtw-ngay-0182022-cua-ban-chi-dao-trung-uong-ve-phong-chong-tham-nhung-tieu-cuc-ve-mot-so-noi-dung-ve-8778>

汚職防止中央指導委員会の任務・権限等の概要（メモ）

※汚職防止中央指導委員会の任務・権限等は、2021年9月16日付中央執行委員会規定32号（32-QD/TW）に定められている。

1. 指導委員会の機能

指導委員会は、政治局によって設立され、政治局と書記局に対し、全国範囲内に汚職・消極防止に関する事業を指導、協力、督促、検査、監察する責任がある。

2. 指導委員会の任務

1. 汚職・消極防止に関する仕組み、政策、法律、解決について、方針と方向性を検討、決定するように、政治局と書記局に参謀及び提案する。
2. 汚職・消極防止に関する党の方針、政策及び国家の法律を実施する際、各レベルの党委員会及び党の組織を指導、督促、協力、検査、監察する。
3. 機関、組織、部門及び権限のある者に予防及び是正措置を実行するよう建議、要求するために、責任範囲内での活動を通じて、汚職・消極が発生する原因、条件；汚職・消極が発生させたことに対する機関、組織の長の責任；仕組み、政策、法律の抜け穴、不備な点を明確にするよう中央直轄の党委員会、党の組織を指導する。
4. 中央直轄の各党委員会及び党の組織を指導し、汚職・消極防止における検査、監査、会計検査、捜査、起訴、審理、判決執行の事業を指導する。深刻、複雑で世論が関心を有する汚職・消極の事件の検査、監査、会計検査、処理、立件、捜査、起訴、審理、判決執行について、各党委員会、党の組織及び管轄権を有する国家機関を指導、督促、検査、監察する。
5. 汚職・消極の行為に関する不服申立、告発の処理、及び個人、組織によって発見、提供、建議された汚職・消極の事件・事案に関する情報の処理の権限を持つ中央直轄の各党委員会、党の組織及び党委員会委員、党員を指導、督促、検査、監察する。
6. 汚職・消極防止に関する党の方針、政策、国家の法律を宣伝するように指導し；汚職・消極に関する情報を提供するように方向性を定め；汚職・消極に関する情報の管理、提供に関わる規定の違反を処理することを指導し、及び汚職・消極の防止活動を利用することによって歪曲し、誹謗中傷し、名誉と尊厳を侮辱し、国家の利益、組織と個人の正当な権利と利益に損害を与え、内部の不一致を引き起こす行為を処理することを指導する。
7. 汚職・消極防止の事業の状況及び結果、指導委員会の機能、任務、権限の行使について、予備レビュー、総括を行い、政治局、書記局に定期又は不定期的に報告する。

3. 指導委員会の権限

1. 党団、党幹事委員会、省委員会、市委員会、中央直轄の党委員会、管轄権を有する

機関、組織、部門、個人に対し、汚職・消極防止の指導及びその事業の状況及び結果、汚職・消極に関する事件・事案の処理、不服申立、告発、及び汚職・消極の行為に関する情報の解決、指導又は管理の下で機関、組織、部門での汚職・消極の防止措置の実行について、報告するよう要求する。

2. 党団、党幹事委員会、省委員会、市委員会、中央直轄の党委員会に対し、管轄権を有する機関、組織、個人に汚職・消極の兆候がある事件・事案を検査、監査、会計検査、捜査、処理することを指導するよう要求する；その結論と処理が客観的、正確、厳格でないと信じる根拠がある場合に検査、監査、会計検査、捜査、処理を再検討することを指導する。
3. 検査、監査、会計検査、捜査、起訴、審理、判決執行を実施する機関に対し、汚職・消極に関する事件・事案を結論、処理するよう要求する。いくつかの具体的な事件・事案の処理の方針について直接指示し、又は党の規定及び国家の法律に従って厳密で正確な処理を保証するために、管轄権を有する機関、組織及び個人に、解決を再検討し又は再解決するよう要求する。必要に応じて、深刻、複雑で世論が関心を有する汚職・消極の事件・事案を処理することを直接指導するための各指導委員会を検討、設置することを政治局と書記局に建議する。
4. 幹部、党员、公務員、職員に汚職・消極の行為があり、汚職・消極に関する党の規定、法律の規定に反し、又は汚職・消極防止の活動を妨害又は困難にする行為があると信じる根拠がある場合、検討、決定のために政治局と書記局に建議し、又は管轄権を有する機関に対して党の規定及び国家の法律に従って処理するよう要求する。
5. 検査、監査、会計検査、捜査、起訴、審理、判決執行の過程で、政治局、書記局、各級の党委員会の管理に属する幹部の違反を発見した場合、迅速に処理を指導するために、各党委員会、党の組織、国家機関に対し、直ちに指導委員会、幹部を管理している党委員会に報告するよう要求する；同時に、党の規定に従って検査、処理するために、中央検査委員会、幹部を管理している党委員会の検査委員会に対し、関連する書類、資料を転送する。検査、監査、会計検査、判決執行の過程で、犯罪の兆候がある違反を発見した場合、終了してから転送するのを待つのではなく、権限に従って処理するために、迅速に捜査機関に転送する。
6. 汚職・消極防止の事業について、各党委員会、党の組織、関連する機関、組織、部門及び個人と直接協力し；必要に応じて、指導委員会の任務を遂行するために、組織機構、幹部、公務員、職員及び関連する各機関、組織の手段を使用することができる。

※汚職防止中央指導委員会ウェブサイト

<https://noichinh.vn/gioi-thieu/ban-chi-dao-tw-ve-phong-chong-tham-nhung/>

第24回汚職防止中央指導委員会の概要（メモ）

※2023年上期、第13回党大会から現在までの防止及び反汚職・消極（以下「汚職防止」）の活動結果に対する議論・コメントを行い、2023年下期の主要課題を決定

※活動結果の概要は以下のとおり（冒頭で、防止及び反「自演変」「自転化」の成果にも言及）。

- ① 党建設・政治システム・反汚職に関する多くの重要なガイドライン・規定が見直され、修正・補充、実施された。特に、チョン書記長の本は、清廉かつ強力な党建設に貢献するものである。

第13回党大会から現在まで、中央執行委員会・政治局・書記局は、3つの内政・反汚職の会議を開催し、党建設・政治システム・反汚職に関する仕事を強化する100超の文献を発行した（第12回党大会任期前半比2倍）。国会は、24の法令を成立させ、多くの重要な決議を発行した。政府及び政府首相は、335の議定、86の決定を発行し、各省・部門は1,800近い通達を発行して、汚職・消極を「できない」ためのメカニズム完備における国家管理の効力・効果の向上に貢献した。

- ② 検査・監察・監査・会計検査が継続的に強化され、厳明に規律し、辞職を勧奨し、適時に免任し、規律された幹部・能力が制限された幹部・威信の低い幹部を配置換えした。

2023年上期には、各級の級委員会・検査委員会は、汚職による218名の党員を、収入・財産の申告に関する違反をした10名の党員に対する規律を施行した。中央執行委員会・政治局・書記局・中央検査委員会は、中央の管理に属する13名の幹部に対する規律を施行した。監査・会計検査の部門は、汚職・消極の発生しやすい領域・地盤、指導委員会の指導に従ったテーマ・事案の監査に集中し、監査を通じて、165兆ドン近い財政の回収・処理を建議し（前年同期比10倍）、784の集団・2,912の個人の責任の処理を建議した。各職能機関は、指導委員会常直による汚職・消極の発見・処理の協力メカニズムを厳格に実施し、検査・監察・監査・会計検査の活動を通じて、犯罪の兆候のある320超の事案を捜査・処理するため、法令の規定に従い、捜査機関への送致を施行した。

第13回大会任期当初から現在まで、中央の管理に属する91名の幹部に対する規律を施行、その中には、17名の党中央委員・元党中央委員、23名の武装勢力の将級士官がいる（第12回大会任期前半比2倍近く）。監査・会計検査の部門は、340兆ドン超の財政（第12回大会任期前半比2倍超）、1,700ヘクタール超の土地の回収・処理を建議し、6,600超の集団・

18,000近い個人に対する責任の処理を建議した。各職能機関は、犯罪の兆候のある1,200近い事案を検討・処理するため、法令の規定に従い、捜査機関に送致した（第12回大会任期全体と比べて2倍近い増加）。

これまで、中央は、中央の管理に属する15名の幹部に対して職務停止・退職・配置換えを検討し、各地方は、規律された後の150近いケースにおいて辞職・免任・退職・配置換えを行い、その中には、中央の管理に属する4名の幹部、省委員会・市委員会が管理する常務委員会に属する65名の幹部がいた。

- ③ 捜査・起訴・審理の仕事は、強力に決烈に遂行され、特に嚴重な、国内・国外の全区域で発生した多くの汚職・消極の事件は、「禁止区域なし、例外なし」として、系統的・慎重・厳明な処理を指導された。

2023年上期には、全国の各訴訟遂行機関は、各汚職罪で452事件／1,409被疑者を立件・捜査した（前年同期比155事件／727被疑者の増加）。指導委員会が追跡・指導した事件・事案について言えば、新たに7事件／37被疑者を立件、15事件において149被疑者を補充立件し、7事件／107被疑者の捜査を終了、2事件／34被疑者の補充捜査を終了し、9事件／175被疑者の起訴状を発行し、10事件／131被告人の第一審を審理し、7事件／62被告の控訴審を審理した。

第13回大会任期当初から現在まで、各汚職罪で1,304事件／3,523被疑者を立件・捜査し（第12回党大会任期前半比、事件数は2倍超、被疑者数は3倍超）、指導委員会の計画に従って23の重点事件の審理を完了した。特筆すべきは、各訴訟遂行機関が、国内・国外の全区域における、人民において差し迫った多くの大規模・広範囲・体系的・組織的な汚職・消極事件の発見・立件・捜査を主導し（領事局において発生した事件（外務省）、FLC集團の事件、タン・ホア・ミン集團の事件、ヴァン・ティン・ファット集團の事件、AIC社の事件、ビン・トゥアンにおいて発生した土地・国家財産の管理・使用に関する各事件、ベトナム車検局と一部の車検センターの事件…）、立件した多くの被疑者は現職・退職の高級幹部、武装勢力の将級士官であり（第13回大会任期当初から現在まで、中央の管理に属する31名の幹部を刑事処理し、その中には、2名の大臣・元大臣、4名の省委員会の書記・元書記、5名の次官・元次官、7名の省・中央直轄市級の人民委員会の主席・元主席、2名の政府副首相補佐官、9名の武装勢力の将級士官がいた）、AIC社及びいくつかの地方において発生した各事件における逃亡中の各被疑者・被告人の捜査・起訴・欠席審理を行い、各汚職・消極事件の捜査・起訴・審理において突破口を作った。

- ④ 汚職・消極財産の回収の仕事；鑑定、財産査定；汚職・消極犯罪及びそれ以前の重要な段階に関する情報源の発見・転交・接受・処理の指導への集中、

積極的な変化。中央指導委員会の追跡・指導に属する各事件については、2023年上期において、各民事判決執行機関は、指導委員会の追跡・指導する事件・事案で2兆1,000億ドン近くを回収した；第13回大会任期当初から現在まで、53兆ドン超を回収した（第12回大会任期全体と比べて2.5倍に増加）；その中では、外国に分散隠匿された多くの財産を回収した；典型的には、外国におけるファン・サオ・ナムの270万米ドル、12万7,000シンガポールドルである。

指導委員会は、汚職・消極犯罪に関する情報源の発見・転交・接受・処理の仕事と、鑑定・財産査定の仕事に関する8つの検査団を設立した。検査を通じて、多くの汚職・消極の事件・事案の検査・監査・会計検査・捜査・処理の多くの存在・制限を整頓・克服し、この領域における多くの積極変化を造り出した。指導委員会常直も、専門的な会議を組織し、困難・妨害を克服するため多くの指導を行い、指導委員会の追跡・指導に属する各事件・事案に係る鑑定・財産査定の仕事における変化を造った。

- ⑤ 汚職防止の各職能機関、地方・基礎における汚職防止の仕事は、強力に指導し、「上は熱く、下は冷たい」の状態を克服する第一歩となった。2023年上期には、地方の各訴訟遂行機関は、汚職犯罪に関して419事件／1,324被疑者を立件（前年同期比252事件／989被疑者の増加）；多くの地方は、元幹部が省委委員会の書記、省人民委員会の元主席・副主席、省委委員会常務委員会委員、局長、副局長、県級の人民委員会主席を立件した。

各職能機関は、汚職防止における汚職・消極の各幹部・党員を発見、決然と厳明・適時に処理した。2023年上期では、これら各機関内で汚職・消極による過ちのある120超の幹部・党員のケースを発見・処理、その中で60超のケースを刑事処理した。第13回大会任期当初から現在まで、汚職防止の各職能機関内の590超の幹部の規律を処理し、その中には200超の刑事処理されたケースがあった。

- ⑥ 汚職防止に関する情報・宣伝の仕事は大きな刷新があった；汚職防止における各民選機関・ベトナム祖国戦線・新聞雑誌・人民の役割は、より良く発揮された。メディア・新聞雑誌の各機関は、より深く、骨太に情報発信・宣伝し、多くの新しい特集…を組んだ。2023年上期では、新聞雑誌・メディアの各機関は、汚職防止の仕事に関する12,831情報を掲載した（前年同期比2倍超）。第13回大会任期当初から現在まで、汚職防止に関する29,678情報を掲載した（第12回大会任期前半比3倍近く）。～以下略

国会・国会常務委員会・ベトナム祖国戦線は、公民の不服申立て・告発の解決、幹部・党員の道徳の修養・鍛錬のような汚職防止の仕事に関する多くのテーマの監察に集中した；節約の実行・反濫費の政策・法律を実施した；汚職・経済の各事件において紛失・占奪された財産を回収した；…

※2023年下期及び今後において、指導委員会は、各級委員会・党組織・職能機関が指導委員会の2023年ワーキング・プログラムに従った各任務と、指導委員会委員長の同志書記長の各結論の効果的な実施の領導・指導に集中するよう要求し、その中で各任務のうち集中する主要なものは以下のとおり：

- ① 汚職防止のための体制の建設・完備を引き続き強化するよう指導する。重心は、汚職・消極が発生しやすい各領域における権力と汚職防止の監視に関する；告発者、汚職・消極の情報提供者の保護に関する体制の早期の完備である。検査を通じて示されたメカニズム・政策・法律における抜け穴・不足と、検査・監察・監査・会計検査の各団、捜査・起訴・審理・建議及び提出された案の施行の各機関の具体的な各問題を緊急に克服する。土地法、財産競売法、信用組織法、不動産経営法、汚職防止に関係するその他の法案の修正を完成する；2030年までの汚職防止国家戦略を緊急に発行する。
- ② 鑑定・査定・材料提供における各妨害の処理の協力・主導の指導を強化する；嚴重・複雑・社会世論の関心のある汚職・消極の各事件の確明・捜査・起訴・審理、各事案の処理の進度を速める。現在から2023年末までに、7事件の捜査、9事件の起訴状の発行、11事件の第一審審理、7事件の控訴審理を完了し、指導委員会が追跡・指導する11事案の確明・解決を完了するよう奮闘する。特に、Viet A社、FLC集団、タン・ホア・ミン集団、ヴァン・ティン・ファット集団、クアンニン保健局及びAIC社において発生した各事件の捜査・起訴・審理、ダナン・クアンガイ高速道路プロジェクトにおいて発生した事案の第2段階…の進捗・完了の加速に集中する。
- ③ 汚職・消極の発生しやすい各領域（ママ）の検査・監察・監査・監視の強化と、指導委員会の計画に従った各専門テーマの監査・監察の緊急の完成を指導する。指導委員会の追跡・指導に属する各事件・事案に関係する各組織・党員の過ちの検査・終局処理に集中する。政治局の正しい主張に従って規律された後の幹部に対する辞職・免任・仕事配置のためのレビュー・検討を継続する。一部の幹部・党員、特に指導者・高級管理者の押しつけ・回避・嫌々働くこと・誤りを恐れて思い切ってしないことの表現の整頓・克服の指導に集中する。
- ④ 汚職防止に関する国家の法律の成立に関する党の主張・政策の体制化の仕事に関する専門テーマの検査を展開する；指導委員会の2023年ワーキング・プログラムに従った各提案を完成する。
- ⑤ 幹部・党員・人民における宣伝、教育、廉正で汚職・消極をしない文化の建設の堅持の仕事の効果を強化・向上する指導を継続する。汚職防止の闘争におけるベトナム祖国戦線、各組織構成員、新聞雑誌、人民の役割を更に発揮する。
- ⑥ 省級の汚職防止指導委員会の活動の効果を向上する指導を継続する；地方・基

礎における汚職防止の仕事における「小さな汚職」の弊害を決然と克服し、より強力な変化を造る。

※また、本会議において指導委員会は、法律の規定に従って解決が完了された指導委員会の追跡・指導に属する10事件・1事案に対する処理の指導を終了することで一致した。

※中央内政委員会ウェブサイト

<https://noichinh.vn/cong-tac-phong-chong-tham-nhung/202308/phien-hop-thu-24-cua-ban-chi-dao-trung-uong-ve-phong-chong-tham-nhung-tieu-cuc-312876/>

中央内政委員会の任務・権限等の概要（メモ）

※中央内政委員会（C I A C）の任務・権限等については、2020年1月2日付政治局決定216号（216-QD/TW）に定められている。

1. 機能

中央内政委員会は、中央執行委員会にとっての（政治局、書記局にとっては直接かつ常時の）内政、汚職・消極防止及び司法改革分野の主要な政策及び方針に関する助言及び補佐を行う機関であり；同時に、党の内政事業に関する専門業務機関であり、汚職・消極防止中央指導委員会及び中央司法改革指導委員会の常務機関である。

2. 任務、権限

1. 研究、助言

- a) 内政、汚職防止及び司法改革に関連する提案に重点を置いた立法事業に関する党の観点、方針及び方向性への研究・助言を主宰、又はそれらに協力する。
- b) 国家安全、汚職防止及び司法改革に関し、いくつかの主要な方針及び政策に係る研究・助言を主宰、又はそれらに協力する；内政機関（検察院、裁判所、司法、監査、公安、軍隊）、ベトナム法律家協会、ベトナム弁護士連合会及び中央における内政、司法分野に関連する機関、組織の機構及び活動に関する研究・助言に協力する。
- c) 政治局、書記局、汚職・消極防止中央指導委員会及び中央司法改革指導委員会が内政、汚職防止及び司法改革分野における仕組み、政策、法律の抜け穴、不備な点の修正、補充、克服を領導・指導することの研究・助言を主宰し、又は関連する機関と協力する；規定に基づき、深刻かつ複雑で、世論が関心を有する事案・事件を処理するための方針及び方向性を定める
- d) 実践的な問題を総括し、科学的研究を行い、内政、汚職防止及び司法改革に関する理論の作成に貢献する。

2. 案内、検査、監察

- a) 政治局、書記局が内政、汚職防止及び司法改革分野における年次検査・監察のプログラム・計画を作成・実施することを助言、補佐するために中央検査委員会と協力する。
- b) 各党委員会と党の各組織が内政、汚職防止及び司法改革分野に関する党の方針、政策、国の法律の実施に関して、案内、追跡、督促、検査、監察を主宰し、それらに協力する。
- c) 政治局、書記局が内政機関、ベトナム法律家協会、ベトナム弁護士連合会における党の方針、政策、国の法律の実施の検査・監察への補佐を主宰し、又は関連する機

関と協力する。

- d) 政治局、書記局、汚職防止中央指導委員会によって割り当てられた事件の処理に関する指導、案内、追跡、督促、検査、監察を主宰し、又は関連する機関と協力する。
- e) 省委員会・市委員会の内政委員会及び各党委員会、党の組織における内政、汚職防止及び司法改革事業を担当する幹部に対し、業務を案内・育成することを主宰し；省委員会、市委員会及び中央直轄の党委員会及び党の組織における内政、汚職防止及び司法改革事業に対する方向性・任務に関与する。
- f) 党の規定に基づき、内政、汚職防止及び司法改革分野における検査、監察に関する他の任務を遂行する。

3. 査定

内政、汚職防止及び司法改革の分野に属する提案・方針に対し、政治局、書記局に提出する前に査定を行い、又は意見を付する。

4. 組織・幹部の事業への参加

- a) 省委員会又は中央直轄市委員会の内政委員会の機能、任務、組織機構の案内に中央組織委員会と協力する。
- b) 規定に基づき、政治局、書記局の管理下にある幹部職位及び他の職位に対する幹部の事業に対して、査定を行い、意見を付することに中央組織委員会及び関連する機関と協力する。

5. 政治局の規定、汚職防止中央指導委員会及び中央司法改革指導委員会の業務規程に従い、汚職防止中央指導委員会の常務機関、中央司法改革指導委員会の常務機関の任務を遂行し、権限を行使する。

6. 機能、任務及び権限に従い、内政、汚職防止及び司法改革分野に関し、国際協力をする。

7. 政治局、書記局、汚職防止中央指導委員会、中央司法改革指導委員会によって割り当てられた他の任務を遂行する。

8. 機能、任務を遂行するために、中央内政委員会は以下に掲げる権利がある：

- a) 割り当てられた機能と任務を遂行するために、中央の内政機関と司法機関及び中央直轄の党委員会、党の組織に対し、定期又は不定期に報告するよう要求し；各党委員会、党の組織、関連する機関、組織、部門、個人に対し、任務について作業し、また任務遂行に関連する情報、資料を報告・提出するよう要求する。
- b) 中央内政委員会の機能、任務に関連する内容のある省委員会、市委員会、党幹事委員会、党団、中央直轄の党委員会の会議に参加する。

3. 組織機構

ア C I A Cは共産党の中央レベルの委員会であり、指導者は以下のとおりである。

- ・ファン・デイン・チャック委員長
政治局員、書記局員、「汚職防止中央指導委員会」常務委員会副委員長、「司法改革中央指導委員会」常務委員会副委員長
- ・ヴォー・ヴァン・ズン副委員長常直（筆頭）、党中央委員、「汚職防止中央指導委員会」委員
- ・グエン・タイ・ホック副委員長、司法改革中央指導委員会委員
- ・グエン・タイン・ハイ副委員長
- ・グエン・ヴァン・イエム副委員長
- ・ダン・ヴァン・ズン副委員長、常務委員会補佐官

イ C I A Cの内部部局は以下のとおりである。

- ・委員会指導者秘書
- ・事件・事案追跡処理局－第1局
- ・法律局－第2局
- ・総合研究局－第3局
- ・内政機関局－第4局
- ・防止及び反汚職・消極追跡局－第5局
- ・地方第1局、ハノイ
- ・地方第2局、ダナン
- ・地方第3局、ホーチミン市
- ・組織・幹部局－第7局
- ・司法改革局－第8局
- ・内政雑誌
- ・事務局

※C I A Cウェブサイト

<https://noichinh.vn/gioi-thieu/ban-noi-chinh-trung-uong/>

<https://noichinh.vn/gioi-thieu/>

第32回中央検査委員会の概要（メモ）

※チャン・カム・トゥー主任（委員長）が主宰。以下の内容を検討・結論した：

- ① クアンニン省人民委員会の党幹事委員会に対して違反の兆候がある際の検査結果を検討した後、汚職防止中央指導委員会の指導を実施する。中央検査委員会は以下のとおり認めた：

クアンニン省人民委員会の党幹事委員会は、民主集中原則と執務規制に違反した；責任が足りず、領導・指導を緩めたことで、A I C社等とF L C社によって実施されたプロジェクト／請負パッケージの管理・実施において、省人民委員会、多くの組織・個人に党の規定及び国家の法律に違反させた；多くの党組織・党員が規律処理された。

上記違反は嚴重な結果・損害・損害の危機・大金と国家財産の浪費を生じさせ、社会に悪い世論を生じさせ、党組織・地方政権の威信に影響を及ぼし、規律を検討・処理するに至った。

上記違反・欠点に対する責任は、2011～2016・2016～2021任期のクアンニン省人民委員会の党幹事委員会及び以下の各同志に属する：

グエン・ヴァン・ドック元党委書記・党団書記・省人民評議会議長・党幹事委員会書記・省人民委員会主席、

グエン・ドゥック・ロン元党委副書記・党団書記・省人民評議会議長・党幹事委員会書記・省人民委員会主席；各同志：

ドー・トン、ダン・ファイ・ハウ、グエン・ヴァン・タイン元党委常務委員会委員・省人民委員会副主席、

ドー・ヴァン・ルック元党委常務委員会委員・省公安局局長、

ヴァー・スアン・ジエン党委常務委員会委員・省内政委員会委員長、

ヴァー・ヴァン・ジエン党委常務委員会委員・省人民委員会副主席、

ヴァー・ティ・トゥー・トゥイ党委委員・省人民委員会副主席；各同志：

チャン・ヴァン・フン、チャン・ドゥック・ラム、グエン・ヴァン・ミン元党委委員・計画投資局局長；

グエン・ゴック・トゥー元党委委員・天然資源環境局局長；

グエン・マイン・クオン元党委委員・建設局局長；

ホアン・クアン・ハイ党委委員・交通運輸局局長；

グエン・マイン・トゥアン党委委員・建設局局長；

カオ・ゴック・トゥアン党委委員・税務局局長；

グエン・マイン・クオン、カムファー市委員会副書記・市人民委員会主席・元クアンニン省の民間工事・工業プロジェクト管理委員会委員長。

上記違反に関連し、2015～2020任期の省党委常務委員会；2016～2021任期のクアンニン省人民評議会の党団及びいくつかその他の党組織・党員にも責任がある。

内容・性質・程度・結果・違反の原因を検討し；党の規定に基づき、中央検査委員会は規律施行を決定した：

警告：

2011～2016・2016～2021任期のクアンニン省人民委員会の党幹事委員会及び各同志：ドー・トン、グエン・ヴァン・タイン、ドー・ヴァン・ルック、グエン・ヴァン・ミン、チャン・ドゥック・ラム；グエン・マイン・クオン元党委委員・建設局局长；グエン・マイン・クオン、カムファー市委員会副書記・市人民委員会主席・元クアンニン省の民間工事・工業プロジェクト管理委員会委員長。

譴責：

2016～2021任期のクアンニン省人民評議会の党団及び各同志：ヴー・ヴァン・ジエン、ホアン・クアン・ハイ、カオ・ゴック・トゥアン、グエン・マイン・トゥアン。

中央検査委員会は、2015～2020任期のクアンニン省党委常務委員会及び各同志：

グエン・ヴァン・ドック、グエン・ドゥック・ロン、ダン・ファイ・ハウ、ヴー・スアン・ジエン、ヴー・ティ・トゥー・トゥイ、グエン・ゴック・トゥー、チャン・ヴァン・フンの規律施行を検討するよう政治局・書記局に提議する。

中央検査委員会は、中央検査委員会の結論に従い、関連する14党組織・10党員の規律施行の決定を発行するようクアンニン省党委常務委員会に要求する。

- ② ニントゥアン、ハウザンの各省において、省党委常務委員会及び省党委検査委員会に対する党規律の検査・監察・施行任務の実施の検査、中央の管理に属する各幹部同志に対する財産・収入申告の検査の結果を検討し、中央検査委員会は以下のとおり認めた：

基本的な優位点に加えて、各党組織・党員は、党の財政・財産の管理・使用における党規律の検査・監察・施行の任務実施の領導・指導・組織化と、財産・収入の申告においていくつかの違反・欠点が検査された。中央検査委員会は、各党組織・党員に、厳粛に検査・点検され、経験を引き出し、指摘された違反・欠点を適時に克服するよう要求する；優位点を発揮し、各級委員会・党組織・各級の検査委員会が検査・監察を実施するよう領導・指導を強化する、重心は：政治思想・道徳・暮らしに関する衰退の表現の検査、党員の禁止行為、模範を示す責任に関する規定の実施；幹部任務；土地・資源・鉅産の管理・使

用；装設備の購入；各投資プロジェクト及び社会において目立って差し迫った問題の実施。

- ③ この会議では、また、中央検査委員会は、1党組織・2党员に対する告発を検討・解決し；4つのケースにおける規律に対する不服申立てを解決し、その他いくつかの重要な内容を検討・決定した。

※中央検査委員会ウェブサイト

<https://ubkttw.vn/danh-muc/tin-tuc-thoi-su/thong-cao-bao-chi-ky-hop-thu-32-cua-uy-ban-kiem-tra-trung-uong.html>

カンボジア「法・司法分野人材育成プロジェクト」のワーキンググループ活動 ～調査フェーズ～

JICAカンボジア長期派遣専門家

戸部 友希

第1 はじめに

カンボジア「法・司法分野人材育成プロジェクト」は、2022年11月の開始から、1年2か月が経過した（2024年1月中旬執筆時点）。当プロジェクトは、王立司法学院（Royal Academy for Justice of Cambodia。以下「RAJC」とする。）に属する裁判官・検察官養成校（Royal School for Judges and Prosecutors。以下「RSJP」とする。）における民事司法分野の養成を強化することを目的とする¹。

当プロジェクトの期間は、2022年11月から2027年10月までの5年間であるが、このうち、2022年11月から2024年3月までを「調査フェーズ」としている。この調査フェーズの目的は、カンボジアの民事裁判実務における課題や、RSJPでの裁判官養成における課題を調査し、その原因を分析することにより、RSJP養成に反映することのできる具体的な強化策を検討するというところにある。

当プロジェクトの活動を担うテクニカルワーキンググループ（以下「TWG」とする。）は、2023年4月に設立された。以降、TWGは、ほぼ毎週ミーティングを実施し、執筆時点において、ミーティングは30回を数えた。

調査フェーズの成果物は、調査結果報告書や後述するサンプル教材等が見込まれるが、それらを得る過程にはTWGの日々の活動がある。その過程におけるメンバーの知識の習得、思考の変化、ノウハウの蓄積等は、当プロジェクトにとって大事な成果である。そこで、やや仔細な事柄にわたる面もあるが、TWGの活動そのものをできる限り具体的にイメージしていただけるようにご紹介させていただきたい。



【RAJCの新校舎】

¹ 当プロジェクトの内容や背景については、伊藤みずき「カンボジア『法・司法分野人材育成プロジェクト』の開始—プロジェクトの計画・策定経緯を中心に—」（ICD NEWS第94号36頁）をご覧ください。

第2 TWGの構成、活動の指針及び方法

1 TWGの構成

設立当初のTWGメンバーは、全58名であった（異動等に伴う変動がある）。カウンターパートである司法省から長官・次官・局長・職員・大臣官房付、支援対象であるRAJCから幹部・職員、裁判所から最高裁判所・控訴裁判所・始審裁判所の各裁判官、弁護士、そしてプロジェクトオフィスからは現地スタッフも正式にメンバーとして任命された。メンバーの中には、民法・民訴法の起草に関わった裁判官、過去のJICAプロジェクトにおいて養成されたRSJP教官である裁判官14名、長年JICAプロジェクトに関わり実務改善や弁護士養成に貢献している弁護士2名が含まれている。一方で、裁判官としての職務経験年数が10年以内の裁判官も9名任命されており、彼らは将来RSJP教官となることが期待されている。想定を超える規模であったものの、キーパーソンが選任され、成果の持続性も意識された構成といえる。

調査フェーズの目的からすれば、メンバーは全ての調査活動に関与し、課題について広く有機的に分析することが望ましいと考えた。そこで、TWGを更にグループ分けすることはせず、専門家3名（検察官出身のチーフ専門家である伊藤みずき、業務調整専門家である川上司、裁判官出身の小職）も全活動に関与している。

2 TWG活動の指針

プロジェクト開始から5分の1以上という重要な期間を費やして、調査フェーズを実施することの意義を、私は次のように考えている。まず、カンボジア側のメンバーと課題発見とその分析の過程を共有することで、課題発見が内発的なものとなること。また、課題に関する共通認識を共有し、より掘り下げた分析ができ、RSJP養成の改善に対する動機づけも内発的に醸成されること。これらを通じて、主体的かつ持続的な改善につながることを期待する。調査フェーズに一貫する指針は、カンボジアの主体性とプロジェクト成果の将来的な持続性である。

3 TWG活動の方法

TWGの活動は、週1回のミーティングを軸とし、後述のとおり、ミーティングの準備活動やミーティング外の活動を伴う。ミーティングは、毎週金曜日の午後2時から5時、RAJC校舎で、司法省の方針により毎回対面で開催している。RAJC校舎は、首都プノンペンに隣接するカンダール州にあり、地方の裁判所に所属する裁判官は、毎回ミーティングのために片道数時間をかけて参集しなければならない。つまり、地方の裁判所に所属する裁判官は、毎週金曜日はほぼこの会議のために一日を費やすことになる。裁判実務を行いながらTWG活動に参加することは、想像を超える苦労があるはずだが、地方からの裁判官の出席率は高い。

ファシリテーターは、長官や最高裁判事と専門家が共同で務めることが多いが、

テーマに応じて、他のメンバーにリードしてもらうこともある。

毎回のミーティング後には、現地スタッフが英語でまとめた議事録や手控えに基づき、専門家が会議のサマリーを作成した上で、これを翻訳して、次回会議前までにメンバーに共有する。これにより、認識共有とフォロー、ときに軌道修正を図っている。



【第1回TWGミーティング】

第3 調査計画の策定

TWG活動の初期（2023年4月～5月）は、2024年3月までの約1年間で、どのような点を、どのような方法で調査すべきかという点から議論を始めた。もっとも、カンボジア側メンバーにとっても、専門家にとっても、このような調査を共同で実施するのは初めての経験であり、度々難しさに直面した。プロジェクトは専門家が主導するという意識が根強いカンボジア側メンバーと、カンボジア側の主体性を維持したい専門家との間のすれ違いや、何を話し合っているのか現在地を見失いかけて混乱する場面も多くあった。例えば、専門家としては、何をどのように調査するかをカンボジア側メンバーと議論したいが、カンボジア側メンバーは、意見が分かると、専門家が決めるのがよいと発言したり（専門家を尊重する意図があったようだ）、早速自分自身が直面している具体的な問題を共有し、他のメンバーもその問題に関する議論の方が盛り上がり、といった状況も起きた。とはいえ、寄り道・回り道と思われる中にも様々なアイデアが散りばめられており、それを見落とすまいと専門家も注力した。相当のミーティングの回数を費やしたものの、調査項目や調査方法について、なんとかコンセンサスを得ることができた。



【TWGミーティング】

第4 調査活動

1 裁判所インタビュー

TWGは、調査の重要な一つとして、各地方の裁判所でのインタビューを位置付けた。裁判所でのインタビューは、地方ごとに実務上生じている課題の調査として重要

な役割を担う上、RSJPで養成を受けた裁判官が実務に出てみて気づいたRSJP養成の課題が共有されることも期待している。

質問事項、実施する裁判所、インタビュー方法についても、全てTWGの議論に基づいて決めた。議論に際しては、RSJP教官である裁判官メンバーが、リサーチの方法論に関して資料を自主的に作成してくれたため、その方にファシリテーターを務めてもらっ



【カンポット始審裁判所のインタビュー】

た。そもそもオープクエスチョンにすべきか？というところから議論が始まり、インタビューの計画だけで複数回の会議を要したものの、メンバーにおいて、自分たちの手で調査を行うという意識が強化され、納得を得た上で、インタビューが行えるようになった。また、メンバーは当初、インタビューは専門家が実施するものと考えていたようだが、カンボジア側メンバーも参加することを提案し、司法省職員やRAJC職員と共にインタビューに臨んだ（カンボジア側の意向で、裁判官は同席しないこととした）。

インタビューは、2023年5月（ケップ、カンポット）、8月（コンポントム、シムリアップ）、10月（コンボンズプー、シハヌークビル）、12月（モンドルキリ、ラタナキリ）に各実施し、控訴裁判所所在地では、始審裁判所のみならず控訴裁判所でも実施した。裁判所でのインタビューは、専門家に民法や民訴法に関する質問をする場のようにするのが常で、それだけでもいかに裁判官が民法や民訴法の解釈・適用に苦労しているかがうかがわれた。事前に送付した質問事項に対して、裁判所全体で話し合っって回答を準備してくれた裁判所もあり、若手裁判官（TWGメンバーを含む）も積極的にRSJP養成の課題と改善策を率直に語ってくれた。

インタビュー実施後には、インタビューに参加したメンバーと専門家が共同で、結果のまとめとコメントを検討する作業を行い（個別にミーティングを行い、スタッフが作成した議事録等をもとに報告書を作成し、形式面・内容面共に意見を出し合っってプレゼン資料を準備した。）、参加したメンバーがミーティングで発表を行った。その上で、共有された課題の中から教育で改善できる点を抽出し、改善の具体策を検討するという作業を全体で行った。

2 各種インタビュー（メンバー、RAJC、弁護士、学生）

並行して、メンバーである裁判官に対してもインタビューを行った。特に、最高裁判事や控訴裁判所判事には、上級審からみた下級審における審理や判決に関する課題

という観点からも聴取した。メンバーは日頃から課題であると感じていることを、インタビューに備えてまとめておいてくれたようで、主張整理から事実認定まで、多岐にわたり鋭い意見が共有された。

また、メンバーであるR A J C幹部に対してもインタビューを行った。当プロジェクトは、R S J Pにおいて継続的に教育改善をしていくための教育体制づくりにもフォーカスしているため、R S J P養成の運営上の課題を詳細に聴き取った。専任教官が不在であることによる問題、スケジュール管理の問題、予算の問題等についても共有された。

さらに、弁護士会の協力を得て、メンバーではない弁護士に対してもインタビューを行った。弁護士は、代理人として裁判に携わる中で、裁判実務上の課題をよく把握しており、その意見をR S J P養成に反映させることの意義は大きい。弁護士へのインタビューには抵抗感があるかもしれないと懸念していたが、実施についてメンバーからもコンセンサスを得ることができ、弁護士であるメンバーにサポートしてもらった上で、実施した。結果については、弁護士メンバーに発表をしてもらう予定である。

R S J P学生に対するインタビューについても、メンバーからのコンセンサスを得た上で、質問事項について議論した。学生の現状を把握するとともに、学生からみたR S J P養成の課題について聴取する予定である。

3 R S J P学生向けセミナー

調査活動の一環として、裁判官・検察官学生を対象に、貸金返還請求事件を題材とした民法・民訴法に関するセミナーを実施した。学生に知識をインプットすることのみを目的とするのではなく、講師と学生との受け答え等を通じて、学生の理解度や現状の課題を分析しようという試みである。講師は専門家が務めることとしたが、セミナーに先立ち、取り上げる法的問題について、ミー



【R S J P学生向けセミナー】

ティングで議論をし、メンバーにセミナーの様子を観察・分析してもらうこととした。結局、コンセプトの共有が不十分であったようで、セミナー中に教官であるメンバーが回答や質問をするなど、率直に言えば混乱した面もあった。とはいえ、その後のミーティングで分析と振り返りをしたところ、学生との受け答えを通じて、学生や教官自身がよく理解できている点とそうでない点を、担当教官自らが分析するなどの

一定の成果がみられた。また、失敗した点も含めて観察したことで、教える内容、教え方、学生の質問への対応方法等の点で、改善点を見出すことができたようであった。過去には、カンボジア側メンバーがセミナー講師を務めることには消極的な姿勢もみられたようだが、今後はカンボジア側メンバーが講師を務めるべきであるという前向きな意見も出た。R S J Pでは教える内容の統一性がしばしば問題とされるどころ、授業の実施準備から振り返りまでをメンバーが共同で実施したことにも意義があったと思われる。

4 質問への対応

カンボジアの専門家の職務の一つの特徴として、現地の実務家から寄せられる、民法や民訴法に関する質問への回答があり、カンボジアの実務家が、民法や民訴法の解釈・適用について、どのような点で悩んでいるのかを把握する上でも重要な意義を有する。当初、質問だけを専門家に一方的に投げて回答を求められることも多く、質問の趣旨すら把握できないこともあった。質問への応答は、単にカンボジア実務家に専門家の知識や経験を共有するものでなく、意見交換を通じた法解釈能力の向上を意図して歴代の専門家が取り組んできたものである。そこで、当フェーズでは、メンバーから優先的に質問を受けることとし、質問をするために、質問内容のほか、自己の見解とその理由、想定される反論とその理由などを記入するフォームを用意した。また、専門家のコメントは、メンバー全員が見ることができるグループに投稿し、TWG全体に還元することとした。質問を寄せる方にとっては負担に感じる点もあると思われるが、所属する裁判所等で議論してもなお解決しない問題が取り上げられるようになったり、専門家のコメントに対して更にコメントを投稿するメンバーも出て、専門家も含めた多方向での法的議論を行う兆しがみられるなどの効果が生まれている。

5 試験問題の分析

R S J Pにおいてより効果的な教え方をするためには、試験問題の活用についても検討する必要があるため、教官であるメンバーやR S J P幹部の協力により試験問題を入手でき次第、その課題について分析を進める予定である。

第5 カリキュラム・シラバスに関する活動

1 日本の法曹養成に関するインプット

R S J Pにおける養成期間は、27か月間とされている（実際には期間内に修了できていない。）ところ、現状では、大学法学部を卒業した者が入学資格を有し、修了後に裁判官や検察官に任官する。R S J Pは、日本における法科大学院と司法研修所の双方の役割を担うもので、カリキュラムの構成が難しい。

そこで、カリキュラムの改善に当たり、日本の法曹養成について紹介し、法学を段階的に修得し、実務に出るまでの仕組みについて、ミーティングでインプットを行っ

た。専門家と現地スタッフが日本の法曹養成のプレゼンテーション動画を作成したり、シラバスのサンプルを作成して共有したりした。その上で、ICD教官に現地でミーティングに参加していただき、2度にわたって法科大学院教育に関するプレゼンテーションをしていただいた。裁判官や弁護士であるメンバーは、ミーティング終了後にも教官のもとに来て熱心に質問をしていた。メンバーは、カンボジアの法曹養成は、法学を段階的に深めていく構造になっておらず、具体的な事例から法律構成をする段階の訓練が足りていないといった気付きを得ていた。



【ICD教官に質問をするメンバー】

2 大学における法学教育の分析

これらと並行して、大学における法学教育との連続性を意識し、RSJP入学時に学生が有する知識について把握するため、大学法学部のカリキュラムやシラバスを入手し、その分析を行っている。

第6 教材に関する活動

1 過去のプロジェクトの成果物の活用方法の検討

調査が軌道に乗り始めた2023年8月頃から、教材に関する議論を具体的に開始した。過去のJICAのプロジェクトでは、RSJPで使用する教材や、実務改善のための質の高い資料が作成されている。そこで、過去の成果物の活用状況を調査し、よりよい活用方法を検討した上で、今後作成すべき新たな教材の作成を検討することとした。

過去のプロジェクトの成果物の活用については、活用方法の議論を超えて、議論が白熱することもあった。例えば、資料Aの活用について検討すると、「資料Aには『a』と書いてあるが、実務では『b』だと考えている裁判官が多いので、この資料をカンボジアの実情に合った『b』に改訂したい」という意見が出れば、これに対して別のメンバーは『a』の記載が正しいと防御し、そのトピックで複数のミーティングにわたる議論となる。こうした議論を重ねていくうちに、実務家が、「法的に正しいこと」や「過去に作成された成果物と適合していること」と、「カンボジアの実情に適合していること」の両立に苦心していることの例が明確な形で共通認識となり、結果として議論の深まりや調査結果にもつながっていると考えている。

2 新しく作成すべき教材の検討

新しく作成すべき教材については、具体的な事例を用いた演習教材が必要であることは、概ね共通認識となっていた。結論からいえば、現在作成しているサンプル教材は、テーマも、内容も、進め方も、専門家が当初イメージしていたものとは相当ギャップのあるものとなっているが、カンボジア側メンバーにおいて、ここが足りない、このような教材が欲しいと考える点と、専門家の視点とを融合させたものとなっている。

例えば、現段階のサンプル教材の構成は、コースアウトライン、ケーススタディ、研究問題、書式例から成るところ、「コースアウトライン」は、メンバーの提案に基づき入れることになった項目である。これは、教官が最低限教えるべき内容をまとめた項目であり、教官が交代しても教える内容に統一性を持たせることを意図している。当初のドラフトは箇条書きの簡潔なものであったが、議論を重ねるうちにボリュームが増し、相当時間を要している。

また、サンプル教材のテーマは、「離婚」となっている。その経緯には、若手裁判官が、教材の形式面のサンプルとして、「離婚」をテーマとしたサンプルを作成してくれたところ、それが形式面のサンプルを超えたクオリティだったということがあった。専門家としては、「消費貸借」のように民法や民訴法の基本原則を習得するのに適したテーマから始めるべきであると考えていた一方、メンバーからは、カンボジアで最も典型的な類型の一つであり、インタビューでも問題点が多く取り上げられる離婚を推す声が強かった。専門家も、ニーズのあるものを作成することは重要であり、人事訴訟法等の例外を学ぶことは翻って原則を学ぶことになると考え、最終的には離婚をテーマとすることで同意した。

3 サンプル教材の作成

(1) サンプル教材の作成作業

「コースアウトライン」については、ドラフトをした裁判官らが、ミーティングで議論した内容を反映してその都度修正をしてくれており、その修正案に対して更に専門家がコメントをして、全体で議論するという方法で作成を進めている。

このような進め方は、ケーススタディについても同様で、メンバーが作成したケースに専門家が修正のコメントをし、ケースを確定した上で、メンバーである若手裁判官がペアになって回答案と指導のポイントとなる解説（教官用資料）をドラフトし、それに対して専門家がコメントをして、全体で議論する方法で作成を進めている。

つまり、現サンプル教材作成において、専門家がファーストドラフトをした部分はなく、カンボジア側の若手メンバーが中心となっていたドラフトを基にして進めることができている。若手の裁判官がドラフトすることができるのは、RSJPにおける養成の成果であり、これまでのプロジェクトの成果は確実に受け継がれてい

る。

ミーティングは、回を重ねるごとに、事前に資料に目を通して検討してきていなければ、議論についていくのが難しくなっている。金曜日が終わると、1週間後の次回ミーティングまでに、カンボジア側メンバーと専門家が並行して作業や検討を行う。そのため、調査すべき点や作業量が多くなり、目を通すべき資料はミーティング直前まで増え続ける。特に修正を担当するメンバーの負担は相当大きいものと思われ、スタッフの翻訳量も同様である。このような状況にあっても、担当メンバーは、専門家や他のメンバーのコメントを無条件に受け入れるのではなく、納得のいくまで考えた上で、プライドを持って修正作業をしている。他のメンバーも意見書や資料を自発的に出して議論を活性化させている。このような熱意を心から歓迎し、最大限サポートしたい。

このように、メンバーがドラフトをし、専門家がそれに対するコメント等をする方法を採用することで、専門家が自らドラフトをする場合に比して、理解が進んでいる点と理解が不十分である点がより明らかになると考えている。専門家においても、修正のコメントを出すためには、修正すべき理由を説得的に説明しなければならず、本質や原則に立ち返った検討を要することが多くなっている。

(2) 論点の議論の方法

教材作成をしていると、法的な説の対立等、意見が分かれることがある。そのようなとき、4月当初を振り返ると、メンバーは「専門家が決めてよい」と言ったかもしれない。しかし、教材作成が進んだ11月頃、ある論点の議論をカンボジア側メンバーに主導してほしいと提案したところ、メンバーが資料を作成すると申し出てくれた。まずは、そのメンバーと専門家で個別ミーティングを行い、内容について議論を



【TWGメンバーによる説明。JICAプロジェクトに長く関わり、弁護士養成に貢献している弁護士であり、プレゼンテーション資料も工夫が凝らされている。】

した上で、資料を作成してもらい、その資料に専門家から更にコメントをして完成させていった。ミーティングでは、各説について論拠や帰結を分かりやすく整理した発表がされ、議論をする土壌ができた。その次の回までには、複数のメンバーが、いずれの説を支持するか、それぞれの根拠を具体的に示した意見書を提出し合った上で議論に臨み、法解釈を体験してもらうことができたのは大きな収穫であった。

以降は、複雑な法的議論が必要な場面では、書面で意見を出し合った上で議論することも増えた。それによって、思い付くままに議論をするのではなく、よく吟味して整理した上で発表し、充実した議論ができていると感じる。若手メンバーが積極的に意見を表明していることも、よい刺激になっている。

(3) 教材作成のガイドライン

R S J Pでは、教材の作成や改訂が持続的に行われていないことが一つの課題であるところ、教材作成方法について議論をした点を集積したガイドラインを作成し、後に教材を作成する際に参照できるようにしようと試みている。ガイドラインの作成は、会議への出席率が高く、その発言から会議の内容をよく記憶していることがうかがわれるメンバーが担当することになり、現在作成を進めている。

第7 今後の活動の展望

2024年2月に実施する第1回本邦研修には、TWGメンバー15名が参加し、法科大学院、司法研修所、東京地方裁判所において、講義や意見交換の機会を頂く予定である。また、日本の先生方から、法科大学院における法曹養成、事例問題を活用した効果的な教授法、事実認定、判決分析等の講義をしていただく。これらの活動を通して、法曹養成に関する日本の知見や経験を共有し、メンバーにおいて、カンボジアの民事裁判実務やR S J P養成の課題、その改善策を自ら検討することを目指している。

本邦研修を終えると、調査フェーズも大詰めとなり、2024年4月以降の活動を具体化していく。ご紹介したこれまでのTWGの活動も、課題と反省、想定外の展開の繰り返しで、その都度軌道修正を重ねてきたものであるが、指針を見失うことなく、各所属のメンバーそれぞれが経験を生かして活躍していただけるような活動としたい。

ラオスにおける Access to Justice の状況（各論 4） （地方における関連機関の実情・第4 ボリカムサイ）

J I C A ラオス長期派遣専門家

阿讃坊 明 孝

第1 はじめに

本稿は、ラオスにおける Access to Justice の状況に関し、これまで御報告させていただいたルアンナムター県、サワンナケート県、サラワン県の関連機関の実情報告（ICD NEWS 第93、94、96号）に続くものであり、ラオス国内各地における Access to Justice の普及の難しい地方の具体的な状況について、新たな訪問先も含めて報告する（調査の概要ないしは端緒の詳細については前稿記載済みのため省略する）。前稿まででは下記①から⑥を取り扱ったが、本稿では、下記⑦及び⑧の機関への視察結果について報告させていただく。¹

（前稿までの視察先）

- ① ルアンナムター県司法局 リーガルエイドオフィス
- ② ルアンナムター県裁判所
- ③ サワンナケート県弁護士会事務所
- ④ サワンナケート村落調停ユニット（Village Mediation Unit: VMU）
- ⑤ サラワン県女性同盟
- ⑥ サラワン県村落調停ユニット（Village Mediation Unit: VMU）

（本稿の視察先）

- ⑦ ボリカムサイ県裁判所
- ⑧ ボリカムサイ県司法局 執行部門

第2 ボリカムサイ県概要²

- 1 人口 およそ30万人（2017）
（ラオス全体の人口は742万人／2021）
- 2 面積 1万4863km²（岩手県と同程度）
- 3 位置 首都ヴィエンチャンの東側に隣接する県。
首都から車で3、4時間程度であり主要道路で結ばれている。県都パークサ

¹ 前稿までと同様の指摘であるが、本件報告の趣旨はあくまでラオス内の Access to Justice に関係する機関のうち一部の実情報告であり、これをその他の地域や他の機関全てに同じく当てはめることはできない。また、本件報告は通訳を介した口頭での聴取結果であり、時間的制約もある中で実施された視察であることから、回答された内容の詳細に関する正確性については保証をしかねるという点について注意されたい。

それでも、現地の状況を把握するための具体的な様子を伝えることはできると考えており、ラオスの実情の一端を把握する助けとなれば幸いである。

² knoema [World Data Atlas [Bolikhamsai]]
(<https://jp.knoema.com/atlas/> ラオス人民民主共和国/Bolikhamsai, 2024年1月9日最終閲覧)

ンと隣国タイとの間を行き来できる第5友好橋がタイ国支援により建設中である（2022年8月現在）。³



(出典：maps Laos. <https://ja.maps-laos.com/>)

第3 ボリカムサイ県人民裁判所

1 視察先概要

前稿までに既出の情報であるが、⁴ ラオスの裁判所の組織としては、①最高人民裁判所（首都ヴィエンチャンに1か所）、②地域人民裁判所（中部：首都ヴィエンチャン、北部：ルアンパバーン、南部：チャンパサックの計3か所）、③首都人民裁判所及び県人民裁判所（首都ヴィエンチャンに1か所及び全国17県に各1か所の計18か所）、④地区人民裁判所（各県内に複数設置）がある。⁵

今回の視察先は、このうちボリカムサイ県の中心都市パークサン所在のボリカムサイ県人民裁判所（上記③）であり、日本の地方裁判所に相当するものである。

³ JICAラオス事務所「ラオス概況」2022年8月 (<https://www.jica.go.jp/Resource/laos/>, 2024年1月9日最終閲覧)

⁴ 阿讃坊明孝「ラオスにおける Access to Justice の状況（各論1）（地方における関連機関の実情・第1ルアンナムター）」ICD NEWS 第93号27頁（2022.12）(<https://www.moj.go.jp/content/001386642.pdf>, 2024年1月9日最終閲覧)。県人民裁判所の基本的事項に関する記載及び本視察先に対する比較の対象としてルアンナムター県人民裁判所に関する記載を参照。

⁵ The People's Supreme Court of the Lao PDR「A map of the location of the People's Court through the country (2020)」(https://m.facebook.com/story.php?story_fbid=pfbid0vJsc0o49cVkJhaTWe9wgLddKJRY4x7dHFXUDLMDKWs7ZgiKRbsZNaK-SACHSXP8l&id=252553605526998&sfnsn=mo, 2024年1月9日最終閲覧)

2 視察日：2023年5月12日

ボリカムサイ県人民裁判所（以下「県裁判所」という）を訪問させていただいた際、同裁判所のライラトン氏（県裁判所長）、副所長、裁判官（ないし職員）を合わせ、合計19名の方々が対応してくださり、ヴァンナ氏（県司法局局长）の同席の下、以下のとおりお話を伺った。

3 裁判所の構成

(1) 沿革

ボリカムサイ県人民裁判所は、同県の設置と同時に1984年に設置された。当初は6人のスタッフしかおらず、行政事務面等は県司法局、技術面は最高人民裁判所の指導の下にあった。その後2003年に県人民裁判所と地区人民裁判所に分けられ、2009年に地区人民裁判所の代わりに、複数の地区を合わせてケート人民裁判所が管轄することとして、現在に至るとのことである。⁶

(2) 現在の状況

ボリカムサイ県内には、県人民裁判所のほか、2つのケート人民裁判所が存在する。

県内全ての裁判所をあわせ、合計80名（うち女性30名）が勤務している。うち、県裁判所におけるスタッフは35名（うち女性16名）であり、そのうち6名が管理事務、29名が裁判手続を担当している。⁷ 事件を担当することのできる裁判官は10人いるが、それには所長1人、副所長2人を含むため、7人のみがフルタイムで裁判を担当できる者である。

県裁判所は6つの裁判部及び1つの管理部で構成されている。

裁判所の建物は2階建てで全19部屋。うち15部屋はオフィスであり、1部屋が和解、尋問、裁判手続のための法廷として使用されている。その他の3部屋は、一般的な打合せ室、裁判時の秘密合議室、⁸ 倉庫として使用している。

4 取扱事件（2022年）及び事件処理

民事刑事合計：604件（519件終結・85.93%）⁹

民事事件としては、家族、相続、借金、土地問題の件数が多い。

⁶ 2017年人民裁判所法（22号／国民議会）19条2号参照。ラオスでの地方人民裁判所（日本でいうところの下級裁判所）は地域高等人民裁判所、県及び都人民裁判所、ケート人民裁判所により構成されている。なお、ケートとはラオス語でエリアを意味する。

⁷ 阿讚坊明孝・前掲注4「ラオスにおける Access to Justice の状況（各論1）」27頁（<https://www.moj.go.jp/content/001386642.pdf>、2024年1月9日最終閲覧）参照。ルアンナムター県人民裁判所で勤務するものの総数は、31名であり、ほぼ同数である。反面、下記の事件数については、ボリカムサイ県の方が極めて多い。

⁸ 2012年民事訴訟法（13号／国民議会）242条参照。判決に先立つ密室での事件の検討を行う部屋だと思われる。

⁹ 阿讚坊明孝・前掲注4「ラオスにおける Access to Justice の状況（各論1）」27頁（<https://www.moj.go.jp/content/001386642.pdf>、2024年1月9日最終閲覧）参照。人口約19万人（2017年時点）のルアンナムター県の人民裁判所の民事刑事の合計件数は150件（2021年）ほどであり、これと比較すると、人口30万人のボリカムサイ県裁判所の件数の多さが目につく。

5 県内弁護士状況

ボリカムサイ県内には2人の弁護士、南隣のカムワン県には1人の弁護士（70歳ほどのシニアであり、自宅で相談業務を行っているそうである。）が存在する。¹⁰ 裁判所から見た弁護士の印象は、誠実に対応する弁護士もいる一方、連絡がつかない者がいたり、手続を止めたり延ばしたりする人が多い。弁護士の社会的責務が重要だと思いう一方、手続上問題が多いと感じていることも事実である。^{11 12}

6 県内での法律の研修・普及

県裁判所の裁判官が民法典の内容が理解できなかつたり、条文内容が不明確であつたりして判断に困つたら、県裁判所内にて裁判所会議に質問を持参したり、最高人民裁判所へ尋ねたりして対応しているのが通常である。

裁判所として県内の各村への法律関係の情報普及活動もしたいと考えているが、最高人民裁判所への予算要求をしてもその実現はなかなか難しい。

7 裁判所の課題

(1) 建物の問題

同裁判所には十分な部屋数がなく、スタッフの人数に照らして執務室が狭すぎるという状況にある。そもそもその狭い一つの部屋に多くの者が同時に勤務しているため混乱を来し、集中して記録を読んだり検討したりすることが困難である。

また、現状の問題点として、当事者や証人から聞き取りをする部屋も足りておらず、裁判所の運営が難しい。特別な部屋はなく、聞き取りをする部屋が空いていないとき、一人が聞き取りのために当事者を部屋に呼ぶと、同室で勤務しているスタッフはその執務に支障が生じてしまう状況である。

(2) 機材・備品の問題¹³

現時点において、全部でPC6台（デスクトップ4台、ノートPC2台）を保有している。しかしながら、これでは訴訟手続の準備や判決文印刷に不十分である。

県裁判所は1週間あたり13～16件を取り扱い、判決を印刷するためにPC等の機器を使用する必要があるが、各裁判官やテクニカルスタッフにPCが提供され

¹⁰ 入江克典「ラオスにおける弁護士制度の概要と現状」ICD NEWS第83号23頁（2020.6）（<https://www.moj.go.jp/content/001324014.pdf>、2024年1月9日最終閲覧）。これによれば、2019年3月時点ではあるが、ラオス全体の弁護士数は243名、うち首都ヴィエンチャンに所属する者は211名である（なお、根拠資料は見当たらないが、2023年末頃の弁護士数は400名を超えているとラオス弁護士会から耳にしている）。ここに指摘するように、ラオス弁護士会所属の弁護士の大多数が首都ヴィエンチャン所在であり、地方の弁護士数が極端に少ないという問題がある。弁護士の偏在は明らかである。

¹¹ 阿讚坊明孝・前掲注4「ラオスにおける Access to Justice の状況（各論1）」28頁（<https://www.moj.go.jp/content/001386642.pdf>、2024年1月9日最終閲覧）参照。ルアンナムター県人民裁判所での視察においても、「裁判所としては弁護士がいない裁判が通常であり、弁護士の関与がなくとも事件処理上さほど問題はないと感じている」とのことであり、裁判所の弁護士への信頼向上は現在の課題であると感じられる。

¹² この点に関し、本稿第4の4（4）記載の弁護士関与の項参照。各所で同様の問題が指摘されている。

¹³ 阿讚坊明孝・前掲注4「ラオスにおける Access to Justice の状況（各論1）」28頁（<https://www.moj.go.jp/content/001386642.pdf>、2024年1月9日最終閲覧）参照。ルアンナムター県人民裁判所での視察においても、コピー機などを含む同様の機材備品の不足による執務への影響が指摘されている。

ているわけではなく、需要に比較し足りていない。そのため、当事者へ判決文の交付をすることに遅れが生じているという問題がある。

証拠保存のためのノートPCやカメラ、移動のための車、所内のテーブルや椅子も不足しており、海外からの支援が必要な状況である。

(3) オンラインシステムの問題

裁判所におけるオンラインシステムも不十分であり、本視察の当日、最高人民裁判所の会議の開催日であったが、県裁判所における機器が不十分のため参加ができなかったそうである。

裁判官に対する研修の機会は最高人民裁判所により招待され、首都ヴィエンチャンやその近郊の町タラートなどの場所で実施されるが、COVID-19によるパンデミック期間中は特に予算不足により開催が難しく、オンラインでの研修がメインであった。教育省の予算で対応可能な場合、オンライン機器の使用が可能な部屋を借りて、研修受講が可能となっていた。適切なオンラインシステムがあれば、裁判所としても会議や研修に独自に対応可能であるが、現状難しい。

なお、県裁判所では、Wi-Fiネットワーク環境、情報検索のためのオンラインシステムやビデオ会議システムを構築する予算がない。そのため、スタッフは個人の携帯電話で業務連絡を取り合ったりしている。

(ボリカムサイ県人民裁判所外観)



(筆者とライラトーン所長の意見交換)



(ライラトーン所長案内による法廷内の様子)



(民法典及び民法典逐条解説書の寄贈)



第4 ポリカムサイ県司法局 判決執行支部

1 視察先概要

ラオスにおける判決執行機関は、日本とは異なり司法省に属する。司法省の判決執行管理局が執行業務全体の管理を担い、各県等に所在する判決執行支部がその管轄内の判決執行業務の管理を実施する。¹⁴ 今回の視察先は、このうちポリカムサイ県司法局の判決執行支部である。

裁判所における判決がなされると、当該判決執行機関が、確定した民事判決や刑事の罰金刑等の執行実務を担当する。¹⁵

このように、ラオスにおける執行機関は、民事判決のみならず、刑事の罰金刑、財産没収刑又は物品没収刑及び自由の剥奪のない再教育刑に関する刑事判決の執行をも担っており（自由没収刑は治安維持機関が担い、刑事訴訟法に従う。）、判決執行法が

¹⁴ 2021年判決執行法（12号／国民議会）78条「判決執行機関は、司法省に属する機関の一つであり、本法第9条に定められる判決を執行する役割を有する」、同79条

¹⁵ 2021年判決執行法（12号／国民議会）9条

民事と刑事の執行関係全体を規定している。¹⁶

2 視察日：2023年5月12日

ボリカムサイ県司法局のヴァンナ局長、ブアパン副局長をはじめとして、民事の判決執行官、司法局官房の方々に当方の視察に御対応いただき、以下のとおりお話を伺った。

3 執行部門概要

ボリカムサイ県判決執行支部としては、県レベルで合計15人のスタッフが勤務している（民事7人、刑事8人）。

また、地区レベルでは全7つの執行ユニットに合計30人が勤務している。

これとは別に、執行に付随する金銭管理等については司法局内の官房が担当する。

執行部門の職員については、司法局の職員なので執行の職務のみを長期間継続して実施するものではなく、他の職員同様、司法局内で通常5年ごとに他部署との配置転換がなされる。そのため、執行のみを長期間担当する専属の専門家ではない。

4 執行業務について

(1) 執行件数

2022年におけるボリカムサイ県の民事・刑事事件の執行事件の新規係属件数は、合計約180件である（刑事155件、民事25件）。

また、2023年5月12日時点の係属件数総数は1570件（刑事約1100件、民事約500件）。なお、地区司法局の件数まで含めると2443件である。

(2) 執行手続

執行事件については、全ての裁判記録（証拠含む。）が裁判所から司法局へ送付されてくる。¹⁷ この場合、送付されるのは書類のみであり、車等の物は管理できないため書類だけの保管となる。しかし、現在建築途中である新しい司法局庁舎（下記写真参照）が完成したら現物保管もできるようになると考えている。

執行手続は、法律上、裁判所からの記録送付後執行までの処理期間が規定されているが、¹⁸ 時々1か月程度の遅れも生じている。事件が控訴されるかどうか次第で執行手続の遅れに影響することもある。

その後、判決執行債務者が30日以内に履行する必要があるが、¹⁹ 現実にはその期間内には処理が終了しないことが通常である。

¹⁶ 2021年判決執行法（12号／国民議会）1条、刑事執行については第4編64条以下参照。

¹⁷ 2021年判決執行法（12号／国民議会）11条「管轄する裁判所は、確定判決を判決執行機関、検察院、そして刑事事件の場合は治安維持支部に、判決をその確定日から30日以内に送付しなければならない」

¹⁸ 2021年判決執行法（12号／国民議会）18条（5日）、20条（5日）、21条（10日）、22条（5日）記載の手続期間合計25日間の趣旨だと思われる。

¹⁹ 2021年判決執行法（12号／国民議会）23条1項「本法第22条に定められる判決執行の通知をした後、判決執行債務者は、通知を受けた日から30日間以内に判決に従って義務を履行しなければならない」

なお、執行手続における資産の評価や競売等は、いわゆるD e c r e e 1 5 8 に基づいて処理されている。²⁰

(3) 執行管理

執行した対象金額の記録化については、執行手続において債務者から支払われた金額の領収書を記録に添付し、当該領収書写しを金銭管理担当の司法局官房へ提出する。そのようにして同官房が毎月、執行済金額をフォローしていくという流れである。

コンピューターデータベースとしては、支払われた金額など要約のみを記録する執行チェックシステムがある。司法省により設置されたものであるが、ボリカムサイ県では未だ同データベースが使用されていないという実情がある。当該システムの使用方法については研修が実施され、1台のPCが各県へ提供されているが、時々当該PC機器のトラブルが発生していることから、未だ当地では当該データベースの利用開始ができていない。このデータベースは、司法省や司法局職員など関係者がアクセス可能であり、使用開始できれば非常に効率的だとは考えている。

(4) 弁護士関与の割合

執行事件に関し、弁護士が関与する事例はかなり少ないという認識であり、まれに当事者を代理して関与する弁護士がいる程度である。

県司法局として考える弁護士関与の良い点は、弁護士が当事者の権利保護に熱心な場合に適切に執行手続に対処してくれることである。逆に、悪い点は、当事者を助ける為という目的から、適切な執行を防ぐために色々と活動したり、執行部門として対応不能なことを要求したりしてくる場合である。司法局担当者が解決のために当事者へと話しかけて問題点を把握しようとしても、それを弁護士が妨げることがあるなどの現実の問題点がある。²¹

5 研修についての課題

毎年1回、司法省が県や地区の司法局を招待し、1週間程度の研修が実施される。民法典や関連法などの法律研修の他、関連する資料、執行実務も研修内容に含まれる。

県から参加できるのは3人の職員のみであり、県司法局が司法省からの研修を受けた後、地区レベルへ当該内容の研修を実施したいと思っているが、予算不足で実施が難しい。²²

執行は重要であり、せっかく判決があっても適切に執行事件が処理されないと、裁

²⁰ 2013年判決執行における資産の評価、競売及び譲渡に関する政令（158号/政府）

²¹ この点に関し、本稿第3の5記載の県内弁護士の状況の項参照。各所で同様の問題が指摘されている。一方的な指摘であるため事実関係は不明であるが、弁護士の立場への理解向上の必要性、及び弁護士倫理向上の必要性などの点が問題となりうる。

²² この点は非常に重要な指摘である。本来、首都ないし政府中央で研修を受け、または育成された人材が下部組織や若手、地方へと技術移転をすることができれば、効率的な法的実務的知識の普及ないしは全国的な技術伝播に資する。しかしながら、技術や情報が適切に伝播することは、予算の面からも容易ではない。なお、その他、地方における地理やインフラなどの関係からの普及の困難性については、阿讚坊明孝「ラオスにおける Access to Justice の状況(各論2)」ICD NEWS第94号61頁(2023.3) (<https://www.moj.go.jp/content/001392334.pdf> 2024年1月8日最終閲覧)脚注11及び12参照。

判手続が無意味となってしまうと考えている。しかしながら、ラオスではボリカムサイ県も含め、執行に特化した専門家がいらない。その為、執行実務についての知識経験が不足しており、民事・刑事共に、執行実務の研修を受ける機会が必要である。

この点、30年間県司法局で勤務している副所長によると、司法省での研修は意見交換が主であり、それのみでは執行現場の職員が執行実務を遂行するための専門的な研修としては足りないと考えている。是非とも海外からの知識を含め研修支援が必要であるとのことである。²³

6 ボリカムサイ県での執行実務上の問題点

(1) 刑事執行について

対象事件としては薬物事件や窃盗事件が多いが、執行対象者である受刑者が長期間刑務所へと収容されており、所持金がなく罰金の支払いが困難である。

刑務所から受刑者が釈放後、多くの場合にそのまま行方不明になり、または仕事を見つけることも難しく罰金を支払うことができず、執行は困難となってしまう。貧困のため、1,000万KIPの罰金ですら高額となり逃亡してしまうという状況である。²⁴²⁵そして、薬物事件の場合にはそのまま薬物関与を再開してしまうという問題がある。

(2) 民事執行について

執行手続は、一回あたり長期間を要するが、市民は何度もこれを依頼してくるという問題がある。

また、担保資産については支払困難な場合には売却を実施する必要があるが、所有者が売却したくない場合、資産の価値に合意できない場合などにはその手続遂行が困難となる。²⁶

この点、不動産売却を進めていくとしても、執行不動産を購入したいという人がそもそもいないという問題がある。²⁷執行対象不動産に住んでいる人が退去を拒む

²³ この点も非常に重要な指摘である。このような分野では日本を含む海外からの支援は非常に有効だと思われる（執行改善については、職員の能力以外の検討事項もあるかもしれないが）。ただし、仮に専門的研修を集中的に実施できたとしても、本稿第3の3記載のように、執行部門の職員が5年で配置転換してしまう点に注意が必要である。

²⁴ 1000万KIPは、およそ7万4000円相当である（2023年7月11日現在）。

²⁵ JETRO「ラオス 概況・基本統計」（https://www.jetro.go.jp/world/asia/la/basic_01.html、2024年1月8日最終閲覧）によると、ラオス全国における一人当たりの推計GDPは2,047USDである（2022年）。

²⁶ 2021年判決執行法（12号／国民議会）26条「資産の評価は次の方法で実施しなければならない。

1. 当事者間の合意による価格決定（略）
2. 当事者の申立てに基づく専門家又は法人による資産の評価（略）
3. [評価]委員会による価格評価（略）

同36条「資産の売却は次の二つの方法で実施することができる。

1. 資産所有者による売却（略）
2. 判決執行機関による売却（略）

資産の価値評価や売却手続について、複雑かつ手間を要する手続（26条2号3号 専門家や委員会による価格評価や、36条2号 判決執行機関による売却）を踏む必要が出てくるという趣旨か。

²⁷ 競売で売却できなかった場合、2021年判決執行法（12号／国民議会）37条、38条による処理が規定されている。

同37条「資産譲渡とは、評価され、競売に掛けられたが買受人が見つからなかった担保資産、債務者若しくは判決執行債務者の所有資産又は所有者から権利を取得した資産を、債務返済や損害賠償として債権者に譲渡することである。」

などの問題がある為である。民事執行法において退去の強制力があり、²⁸ 執行手続時に警察等と協力し、執行対象不動産の居住者が他の場所に移り住む手助けをすることもありますが、それでも退去を拒むと警察が逮捕する場合があります。

執行困難事案については、県知事主導で委員会が組成され対処されることがありますが、²⁹ その数は総数の10%以下、年間1件程度である。

法定処理期間で執行手続を進めていくことは困難であると感じている。

その他、例えば銀行が債権者であるが、資産の所有者と被告が異なり売却したいができないというケースがある。

また、抵当不動産の所有者が執行制度を理解せず手続が進まず、事件が滞留したりすることもある。

離婚事件では、子供の養育費について支払う判決があるものの、夫側が支払いたくなく拒み滞留するケースがある。婚姻財産の問題も難しいと感じている。

7 執行実務以外の法律実務の問題点

(1) 少数民族

ボリカムサイ県内には18の民族がいるが、民族ごとに異なる文化や伝統があり、家族や結婚について共通理解が難しい。³⁰ 例えばモン族は相続を引き継ぐ男子の子を望むため、女子しか産まない妻がいた場合、次の妻と結婚したりする事例が伝統的にはある。

ボリカムサイ県にはモン族が多い。モンでは、今でも、兄が死亡したら兄の妻が弟の妻となる習慣がある。4、5人の妻がいるケースもある。民法典には反するが、全国的な実務の統一はなかなか難しい。

(2) 住民の理解

県司法局から、各村の村落調停ユニットへの法律普及ごとに民法典の内容を説明し説得しているが、以上のように住民への理解が得られない部分も存在する。

8 新庁舎建築予算

2023年5月9日、上記視察に先立ち、ケッサナ司法副大臣や司法省ナロンリット氏らと共に、建築途上の県司法局庁舎を視察訪問した（下記写真参照）。建築業者が3、4社交替し建設を進めていたが、視察時点において、未完成のまま予算不足で建築が止まっているとのこと。

現在、県司法局は県の庁舎に仮住まいの状況で執務実務を行っている。この点についても、建築再開のための経済的支援が必要であるとの強い声が聞かれた。

²⁸ 2021年判決執行法（12号／国民議会）33条

²⁹ 2021年判決執行法（12号／国民議会）26条3号、27条（評価委員会）、2013年判決執行における資産の評価、競売及び譲渡に関する政令（158号／政府）7条～10条（資産の評価・競売委員会）。

³⁰ 外務省「ラオス人民民主共和国 基礎データ」（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/laos/data.html>、2024年1月8日最終閲覧）によると、ラオス全土には計50民族がいるという。

(ボリカムサイ県司法局が入る県庁舎)



(県司法局ヴァンナ局長の案内による執行部門執務室)



(民法典逐条解説書の寄贈)



(建築途上のポリカムサイ県の新司法局庁舎 2023年5月時点)



第5 おわりに

ラオスの地方における Access to Justice に関する各論の第4回目の本稿までに8か所の訪問調査を実施したが、複数箇所を訪問することで若干ではあるが具体的に実情が見えてきた部分が存在する。個別情報を一般化するにはまだ早すぎるかもしれないが、気づいた点を指摘する（本稿脚注においての指摘と一部重複する）。

1 法技術の普及

一つ目は、情報や技術の地方普及の面である。司法に関連する関係機関の法的知識や技術面の向上について、優秀な人材が首都ないしは政府中央で研修を受け、その人材が下部組織や若手、地方へと技術移転をすることができれば、効率的な法的実務的知識の普及ないしは全国的な技術伝播に資することは容易に想像がつく。しかしながら、技術や情報が地方まで適切かつスムーズに伝播することは、地方機関の予算の制約から必ずしも容易に実行できるものではない。その他、地方における地理やインフラなどの関係からも同様に情報伝播は難しい。

ただし、中央における人材育成自体は、現実に機能している法的実務を向上させ、各種制約はあったとしても各機関の基盤向上には資するものであり、それ自体は継続に直するものである。また、地方へ向けて情報や技術の普及活動をする事なしには、すべての情報が首都ないしは一握りの人の間のみで滞留してしまい、国家全体としての法的基盤の向上に繋がらない。そのため、地方普及それ自体を、やはり各種制約はあるものの可能な限り実施することは重要であると考えている。

そのように考えていると、中央及び地方において現在活躍する人材への技術的支援を継続しながらも、他方面で学生や司法修習生、若手職員などを対象とし、将来法律の専門家として各機関を担う者への支援を行うことで、全国的な将来人材の能力向上を進めることが重要であると感じるようになってきている。教育の向上が、地方を含め人材の裾野の充実に繋がり、ひいてはラオス全体の法的な基盤向上に繋がる潜在的な影響力が大きいのではないかと感じている。

2 弁護士への信頼

二つ目は弁護士への信頼の面である。各所で弁護士の訴訟や手続関与のメリットについては認識されながらも、デメリットについても述べられていたり、弁護士関与の必要性を感じていない旨述べられていたりしている。

この点、弁護士は市民が法律や法的手続にアクセスするために、または法的正義に基づく解決が社会に一般化するために非常に重要な立場を担っている。市民を法的に支援し適切な解決を導いたり、訴訟や交渉・執行を含む各種法的手続の円滑かつ迅速な遂行のためには、事件への弁護士関与が必須である。市民や関係機関においてこの点の認識が向上していかなければ、司法アクセス及び法の支配全体が停滞する。

したがって、弁護士の活動や立場への理解向上や能力向上、そして、万が一デメ

リットとして挙げられた批難がやむを得ないものであったとすれば、実務研修や弁護士倫理向上などが必要である。適切な弁護士関与が進むことで、ラオスにおける法の支配の促進はより一層進むと考える。

3 地方への理解

最後に、これまでの訪問で直接現地の声聞くことで、私自身も肌で感じたことが多い。地方は中央と比較し訪問される機会が必然的に少なく、従ってそこでの声や大変さは外部へ認知され難く、それゆえ理解されるのは更に困難であると感じる。もし本稿までの4つの報告で、その一端でも理解されることがあれば嬉しい。

活動報告

【会合】

「ビジネスと人権シンポジウム」の報告：将来のICDの活動に向けて

国際協力部教官

茅 根 航 一

1 はじめに

ビジネスと人権を巡る問題は、過去30年間以上にわたり、グローバル化及び国境を越える経済活動がもたらした環境破壊、健康被害、強制労働や児童労働といった負の人権への影響を反映し、国際的な政策課題であり続けてきた。しかしながら、企業に対し人権保障を義務付けるかつての国連主導の提案は、深刻な議論を巻き起こし、意見の一致を見なかった。時を経て、2011年6月、国連人権理事会において、全会一致で、国連ビジネスと人権に関する指導原則が承認された。同原則は、現在に至るまで、この分野における最も重要な国際枠組みの一つであり続けている。

国連指導原則は、3つの柱に基づいている。すなわち、(1)国家の人権保護義務、(2)企業の人権尊重責任、そして、(3)救済へのアクセスである。国連指導原則は、全ての国家、多国籍機関及び他の利害関係者に対し、人権の尊重において協力することを求めている。日本も、この分野において、2020年10月に「ビジネスと人権」に関する国別行動計画（2020-2025）を策定した¹ほか、2022年9月に「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」²を発表するなどして着実に歩みを進めてきた。

ビジネスと人権の問題は、法司法分野にも新たな課題をもたらしており、日本政府が過去約30年間にわたり同分野において外国に対し行ってきた技術支援、すなわち法制度整備支援を見つめ直す機会を提供すると思われる。日本の法務省は、1994年に法制度整備支援を開始し、独立行政法人国際協力機構（JICA）、最高裁判所、日本弁護士連合会、大学及び他の関連機関との密接な連携の下で、これまでベトナム、カンボジア、ラオス、インドネシアを始めとするASEAN諸国等の計15か国に対して支援を行ってきた。日本の国別行動計画は、法制度整備支援に言及しており、法令の起草及び改正を典型例とする発展途上国に対するこの種支援が、日本政府が法の支配の下での人権を保障し、自由な経済活動の基礎を築く上で必要な取組と位置付けられている。このような支援活動は、より強靱な法制度の構築、法司法分野における人材育成及び司法アクセスの改善に結びつくものであり、いずれもビジネスと人権の課題に取り組む上で不可欠の要素である。したがって、将来の法制度整備支援活動が、ビジネスに関連する人権の保護を重視していくことは不可避であると考えられるが、その道筋は現時点で明

¹ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100104121.pdf>

² <https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003-a.pdf>

らかではない。

このような事情を背景として、2023年7月7日、法務省法務総合研究所は、「ビジネスに関連する人権の保護と今後の法制度整備支援 ～日本とASEANのグッド・プラクティスから救済・苦情処理・紛争解決メカニズムの実例を学び今後の法制度整備支援の役割について考える～」と題するシンポジウム（以下「本シンポジウム」という。）を開催した。本シンポジウムは、同月に法務省が日本ASEAN友好協力50周年を記念して主催した日ASEAN特別法務大臣会合を始めとする一連の司法外交閣僚フォーラムの特別イベントとして開催されたものである。

本シンポジウムは、前記第三の柱を構成する苦情処理及び紛争解決に焦点を当てた。この分野は、これまで国家及び企業の取組が不十分であると世界的に指摘されており、法司法分野に密接に関わる問題であるがゆえに、日本政府の唯一の法制度整備支援専門部署である法務省法務総合研究所国際協力部（ICD）が積極的な役割を果たすことが期待されているといえる。

本シンポジウムを企画・実施したICDは、このような困難な課題に取り組むため、国籍、学術分野及び経歴も様々なゲストを講演者及びパネリストとして招いた。これらのゲストは、世界及びASEAN地域においてビジネスと人権分野で重要な役割を果たしている国際・政府間機関又は国家機関で勤務する（していた）方々から、この分野で業界を先導する多国籍企業の幹部の方々まで多岐にわたった。講演者及びパネリストには、ビジネスと人権分野における最近の世界的な傾向を共有し、日本及びASEANの企業による具体的な取組を示すとともに、この分野における日本の法制度整備支援活動の将来について議論していただいた。

本報告は、本シンポジウムの概要を紹介し、この記念すべきイベントの先にICDに何が期待されているかを示唆するものである。本稿において意見にわたる部分は筆者個人の見解であり、所属部局の見解を代表するものではないことをお断りする。

2 シンポジウムの概要

(1) 日付及び場所

2023年7月7日、ホテルニューオータニ

* 日英同時通訳

* 対面及びオンラインのハイブリッド方式

(2) 関係機関

主催：法務省法務総合研究所

共催：JICA、公益財団法人国際民商事法センター（ICCLC）、独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所

後援：最高裁判所、日本弁護士連合会、経済産業省、外務省、国際機関日本アセアンセンター、国連開発計画（UNDP）

(3) プログラム³

ア 開会挨拶

齋藤健（法務大臣）

中谷元（内閣総理大臣補佐官（国際人権問題担当））

岡井朝子（国連事務次長補兼UNDP危機局長）

イ 特別講演

ユウン・ワニングラム（ASEAN政府間人権委員会（AICHR）インドネシア政府代表）

「ASEANにおける『ビジネスと人権』に関する課題と今後の方向性⁴」

ウ 基調講演

(ア) アニタ・ラマサストリ（元国連ビジネスと人権作業部会委員、ワシントン大学ロースクール教授）

「日本における持続可能なビジネスの一部としての救済へのアクセス」

(イ) アラン・ヨルゲンセン（OECD責任ある企業行動センター長）

「OECD多国籍企業行動指針の主要な改訂及び今後の方向性」

(ウ) ナリーラック・パイチャイヤプーム（タイ法務省権利自由擁護局国際人権課長）

「国別行動計画の作成及び実施に係るタイの経験」

エ 法制度整備支援による取組と今後の課題

(ア) 内藤晋太郎（ICD部長）

「法務省による法制度整備支援（概要）」

(イ) 矢吹公敏（弁護士、一般社団法人JP-MIRAI代表理事）

「関連するステークホルダーとの協働による取組と我が国による法制度整備支援への期待」

オ パネルディスカッション

(ア) 第一部 「日本とASEANの企業によるグッド・プラクティスに学ぶ」

パネリスト：

渡邊廣之（イオン株式会社執行役副社長）

小山紀昭（株式会社ファーストリテイリング グループ上席執行役員）

ヴィラノン・フータクーン（チャロン・ポカパングループ副社長）

アニタ・ラマサストリ氏

アラン・ヨルゲンセン氏

モデレーター：

山田美和（ジェトロ・アジア経済研究所新領域研究センター長）

³ 肩書はいずれも2023年7月7日時点のものである。

⁴ 本シンポジウムにおける英語話者の演題については各発表資料の題名を和訳した。以下同じ。本シンポジウムにおける発表資料は次の法務省のウェブサイトに掲載されている（https://www.moj.go.jp/housouken/bhr0707_icd_00001.html）。

- (イ) 第二部 「ASEANにおける『責任ある企業行動』のため、日本の法制度整備支援が果たし得る役割は何か」

パネリスト：

ユウン・ワニングラム氏

ナリーラック・パイチャイヤプーム氏

矢吹公敏氏

竹原成悦（JICAガバナンス・平和構築部次長）

山田美和氏

モデレーター：

國井弘樹（ICD教官）

カ 閉会挨拶

宮崎桂（JICA理事）

村山真弓（ジェトロ・アジア経済研究所理事）

大野恒太郎（ICCLC理事長、弁護士、元検事総長）

3 シンポジウムの概要

以下は、講演及びパネルディスカッションの概要である。

(1) 特別講演

AICHRのインドネシア政府代表であるユウン・ワニングラム氏は、本シンポジウムのゲストとして最初に講演を行った。ワニングラム氏は、ビジネスと人権分野におけるAICHRの役割を紹介し、ASEAN地域における枠組みの形成にAICHRが果たしている役割の重要性を強調した。ワニングラム氏は、AICHRが、強制的な手段を行使する権限は与えられていないものの、ASEAN加盟国に対し、情報共有のための対話、シンポジウムやワークショップの機会を提供することを通じて、ASEAN地域における人権保護の基準を設定することに貢献しており、このことが地域全体における意識醸成に貢献するものであると述べた。ワニングラム氏は、ASEANが、現在、特に中小企業においてビジネスと人権に係る課題が十分に認識されていないといった課題に直面していると指摘した。

(2) 基調講演

ア 国連ビジネスと人権作業部会の前メンバー・元議長であるワシントン大学のラマサストリ教授は、国連指導原則の第一、第二及び第三の柱はそれぞれ独立しているのではなく、共に機能する必要があると強調した。ラマサストリ教授は、強力な救済メカニズムが存在するところでは、国家及び企業は、人権問題を特定し、これらを将来にわたって予防することができるのであり、このような予防それ自体が救済の一部であると論じた。また、ラマサストリ教授は、「救済のブーケ」(bouquet of remedies) という考え方、すなわち、国家及び企業において、企業活動によって影響を受ける者に対して取り得るコミットメントが様々あることに言及した。ラマサ

ストリ教授は、国家及び企業が救済措置を講ずるに当たり、より積極的に関与する余地が依然として存在すると述べた。ラマサストリ教授は、ワニングラム氏の講演を引用し、ASEANにおける状況はASEAN固有のものではなく、世界の他の地域にも当てはまると指摘した。ラマサストリ教授は、日本が現在の国別行動計画の改訂に当たって救済についてのより具体的なコミットメントを含めることへの期待を示した。

イ アラン・ヨルゲンセン氏は、OECDの多国籍企業行動指針の最近の改訂(update)⁵の主要な点を紹介した。同氏は、デューデリジェンスの範囲がいわゆる「上流」だけではなく「下流」にも及ぶようになったことや、環境保護に関する提言、デジタル製品に係る革新、情報開示その他の主要な変更点を説明した。救済の分野に関して、ヨルゲンセン氏は、各国連絡窓口(National Contact Point(NCP))の重要性に言及し、これまで51か所の窓口が600件を超える案件を処理しており、これらの案件が100を超える国における企業活動に関連するものであり、グローバルサプライチェーンが絡む複雑な案件に関する救済メカニズムとなっていることを指摘した。

ウ ナリーラック・パイチャイヤプーム氏は、タイの国別行動計画の策定及び実行を所管する同国法務省を代表して、タイの最初の国別行動計画の特徴及び成果を説明した。同国別行動計画は、2019年にアジア初の国別行動計画として公表され、2022年にその実施期間を終えた。パイチャイヤプーム氏は、タイの最初の国別行動計画の特徴として、様々な省庁又は企業のレベルにおいてその進捗をモニターし、同計画の目標が適切に実現されるようにするためパイロット地域の選定を通じて都市部だけではなく地方においても理解され実現されることを促進し、同計画の効果的な実行のために関係者にトレーニングを実施することを挙げた。パイチャイヤプーム氏は、政府が支援した142の活動のうち130の活動が目標を達成したが、企業、特に中小企業にとっては、リソースや理解が限られているために、同計画の目標を達成するに当たって困難が残っていると述べた。パイチャイヤプーム氏は、このような困難に対処するべく、2023年5月に議会によって承認されたものの本シンポジウム時点で実行されていない第二次国別行動計画が、中小企業の意識を向上させることを目指しており、また、国別行動計画の目標を達成するためのインセンティブを与える新たな試みも含んでいると述べた。パイチャイヤプーム氏は、気候変動等の国境を越えた環境への影響といった課題に対処する必要があるとも述べた。

(3) 法制度整備支援による取組と今後の課題

ア 内藤晋太郎 (ICD部長)

「法務省による法制度整備支援 (概要)」

⁵ <https://mneguidelines.oecd.org/targeted-update-of-the-oecd-guidelines-for-multinational-enterprises.htm>

内藤部長は、日本政府による法制度整備支援の概要を紹介し、現在、法制度整備支援がASEAN加盟国4か国を含めた合計10か国に対して行われていると述べた。内藤部長は、従来の法制度整備支援が、基本法令の起草及び改正、実務の改善及び人材育成に焦点を当てていたのに対し、ビジネスと人権分野はICDにとっての新たな挑戦であると指摘した。内藤部長は、ビジネスと人権分野における法制度整備支援の内容は未定であるものの、日本における労働審判のような専門分野における司法的紛争解決手段及びADRや企業内の苦情処理システムといった非司法的紛争解決手段の経験は、救済へのアクセスの問題に取り組むための知見を必要とする国々にとって有益であろうと示唆した。

イ 矢吹公敏（弁護士、一般社団法人JP-MIRAI代表理事）

「関連するステークホルダーとの協働による取組と我が国による法制度整備支援への期待」

矢吹弁護士は、JP-MIRAIの取組を紹介した。JP-MIRAIは、2020年に日本における外国人労働者の問題に対応するため当初はNGOとして設立され、2023年6月に一般社団法人となった。JP-MIRAIの取組は、外国人労働者に対し、労働法の分野で、スマートフォンのアプリケーションや対面型窓口を通じて多言語による支援を提供することを含む。このような方法で問題が解決しなかった場合は、JP-MIRAIは、当該労働者及び雇用の双方にとってより良い労働環境を造るため、東京弁護士会のADR手続に進む選択肢を提供する。矢吹弁護士は、JP-MIRAIのこのようなプラットフォームは、苦情処理の仕組みの一例であり、第三の柱である救済へのアクセスと一体であると指摘した。矢吹弁護士は、JP-MIRAIの現在及び将来の取組を通じて、日本がASEAN地域に対して新たな形の法制度整備支援を行うことへの期待を示した。

(4) パネルディスカッション

本シンポジウムは、2つのパネルディスカッションを設けた。第一部は、「日本とASEANの企業によるグッド・プラクティスに学ぶ」、第二部は、「ASEANにおける『責任ある企業行動』のため、日本の法制度整備支援が果たし得る役割は何か」をそれぞれテーマとした。

ア 第一部は、日本及びASEANの多国籍企業からのパネリストを招き、各社のビジネスと人権分野におけるグッド・プラクティスを共有していただいた。ラマサストリ教授及びヨルゲンセン氏が議論に加わり、各社の取組についてコメントした。

まず、イオン株式会社の渡邊氏は、同社における苦情処理メカニズムを紹介し、特に「イオンの人権基本方針」、「グローバル枠組み協定」及び「イオンコンプライアンスホットライン」を挙げた。渡邊氏は、これらの取組の主要な点を説明し、「人権基本方針」については取引先を対象に含む点が特徴であり、救済メカニズムに関しては、前記ホットラインを設けており、2022年度には22件の相談が寄せられていると述べた。また、渡邊氏は、同社の特徴的な取組として、「グローバ

ル枠組み協定」を挙げ、同協定の下で取引先等のステークホルダーの参加も得て定期的に実施している検証会で従業員の声を労働組合から上げてもらい、同社が取引先に改善を求めて改善事項を実施していく点が特徴であると述べた。

株式会社ファーストリテイリングの小山氏は、「ファーストリテイリング人権方針」、「生産パートナー向けコードオブコンダクト」、「ビジネスパートナー行動指針」、「責任ある調達方針」といった同グループの人権方針を紹介した。小山氏は、同グループにおいては生産パートナーに対してコードオブコンダクトの遵守状況のモニタリングと評価を行っていることや工場ワーカー向けホットラインを設けていることに言及した。小山氏は、同グループが、取引先工場に対して従業員の苦情に対応するための苦情処理メカニズムの導入と公正労働協会（FLA）の基準等を踏まえた適正な運営を求め、労働環境モニタリングで確認しているものの、工場内の苦情処理メカニズムが適正に運営されていない場合には、工場の従業員がファーストリテイリングに対して直接相談できるホットラインが設置されていると説明した。

チャロン・ポカパングループのヴィラノン・フータクーン氏は、同グループの人権に関する取組の概要を紹介し、苦情処理メカニズムを4つの段階に沿って詳しく説明した。すなわち、第一段階として、苦情処理の申立てに対するチャンネルを設置し、第二段階として、申立てに対する調査を行って同申立てを処理し、第三段階として、コンプライアンス委員会による審査を行い、第四段階として、同委員会が是正・懲罰の措置を講じるというものである。フータクーン氏は、苦情の申立ては4つの言語により行うことが可能であり、同申立ての結果は同グループと協働するNGOによってモニターされると述べた。

これら企業からのパネリストは、国家の役割が、あらゆるレベルの企業と協力しつつ、共通の基準の設立、ビジネスにおける人権を尊重するための法システムの構築、法の安定した運用の確保、さらに、労働者に対する基本的な社会保障制度の整備等を行うといった重要なものであることで意見が一致した。

イ 第二部では、法制度整備支援との関わりが深い実務家・研究者をパネリストに招き、ビジネスと人権分野において日本の法制度整備支援が果たし得る役割について議論していただいた。その中で、ワニングラム氏とパイチャイヤプーム氏は、ASEAN各国からの視点を共有した。

まず、JICAの竹原氏が口火を切り、JICAのビジネスと人権に関する取組及びその将来の展望を説明した。司法アクセスに関して、竹原氏は、従来の司法的メカニズムを通じて救済を求めることが困難な立場にある外国人労働者のような人々にとっての非司法的メカニズムの重要性を強調した。パイチャイヤプーム氏は、竹原氏の指摘に呼応して、タイ政府が自国内の外国人労働者に対して多言語のホットラインやオンラインのプラットフォームを提供するといった形で支援を行っていることを紹介した。矢吹弁護士は、非国家型の苦情処理メカニズムの利点を指摘するとともに、このようなメカニズムが機能するに当たっては、外国人労働者に

対する法的支援や苦情処理システムの促進に当たっての財政的支援を含めて国からの支援が重要であることを強調した。ワニングラム氏は、ASEAN地域の異なる状況を考慮するならば、苦情処理メカニズムは各国の特殊性に応じて各国ごとに設計されなければならないと述べた。山田氏は、自身のタイにおけるフィールドワークの経験から、外国人労働者が救済へのアクセスから取り残されており、この分野においてこそ日本政府、特にICDが適切な支援をなし得ると述べた。ディスカッションの最後に、ワニングラム氏とパイチャイヤプーム氏は、日本政府が、ASEAN及び各国政府と協力して、ASEAN地域におけるより良い救済へのアクセスを実現するに当たって積極的な役割を果たすことへの期待を示した。

4 終わりに（ICDが今後果たし得る役割について）

本シンポジウムは、法務省が法制度整備支援の文脈でビジネスと人権の問題を議論する初めてのシンポジウムであった。官民を問わず幅広い分野から国際的なゲストを招き、最大で381名の聴衆を集めた（対面及びオンラインの合計）。本シンポジウムを通じて、登壇者は、ビジネスと人権の考え方をあらゆるビジネス分野に浸透させるための政府及び企業の試みはいまだ道半ばであると述べた。また、多くの登壇者は、ビジネスと人権に関わる法司法分野において数多くの困難が存在しており、日本の法制度整備支援の貢献が期待されることで認識が一致した。

本シンポジウムにおいて指摘されたように、アジア諸国は国連指導原則が示した道筋をたどっている。タイの第二次国別行動計画は最近公表され⁶、日本の国別行動計画も2025年以降の改訂が見込まれる。アジアにおいては、新たな国別行動計画が現れつつあり、その中には2023年7月14日に公表されたベトナムの国別行動計画も含まれる。今後、既存の国別行動計画を振り返り、その成果を評価することで、修正が必要な部分は改めるとともに、新たな課題に対処する方策を提唱する必要があるだろう。他方で、経済界においては、多国籍企業は、OECD多国籍企業行動指針に歩調を合わせる必要性をますます認識しつつある。本シンポジウムに登壇した企業は、この分野を先導しており、これら企業の発表は他企業にとって有益な情報や教訓を提供したといえる。しかしながら、複数の登壇者が指摘したとおり、大企業と同様の方策を講じるためのリソースが十分ではなく、従業員の救済へのアクセスを自前では提供できない中小企業にとっての困難は残っている。さらには、法司法システムが十分な信頼性・安定性を備えていない国においては、これらの人々が従来の枠組みの中で支援や救済を受けることは困難である。このような状況下では、国家が、あらゆる種類の企業、そして、雇用形態、国籍、性別、年齢及びその他の属性を問わず全ての労働者にとって効果的な救済へのアクセスを提供するために必要とされる。そして、日本の法制度整備支援も、この分野において、アジア地域における過去約30年間の支援を通じて得られた信頼を基に、

⁶ <https://www.thaigov.go.th/news/contents/details/72048>

政府、企業及び市民が支援を求めている国々において救済システムを構築するために一定の貢献をなし得ると思われる。本シンポジウムが、将来、ビジネスと人権分野においてICDが重要な役割を果たすに当たっての画期をなすこととなれば幸いである。

【パネルディスカッション第一部の様子】



【パネルディスカッション第二部の様子】



【登壇者らの集合写真】



国際知財司法シンポジウム2023（JSIP2023）の開催について

前国際協力部教官（現弁護士）

福島 崇之

第1 はじめに

法務省は、2023年10月17日から19日の3日間の日程で、最高裁判所、知的財産高等裁判所、特許庁、日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）、弁護士知財ネットとの共催により、外務省や独立行政法人国際協力機構（JICA）等多数の後援を得て、「国際知財司法シンポジウム（以下「JSIP」という。）2023～アジアにおける知的財産紛争解決」（以下「JSIP2023」という。）をハイブリッド方式により開催した¹。

JSIPは、知的財産（以下「知財」という。）紛争解決に関する国際協力の推進や我が国の関係者に対する外国の知的財産紛争処理制度に関する情報提供等を目的として、前記共催者により、2017年から毎年開催されており、今回で第7回目を迎えた。JSIPは、奇数年にアジア、偶数年に欧米等の各国から知的財産紛争解決に従事する専門家を招へいすることが慣例となっており、奇数年である今年は、東南アジア諸国連合（ASEAN）各国、中国、インド及び韓国から専門家を招き、日本の専門家とともに模擬裁判やパネルディスカッション等を実施した²。

JSIP2023は、3日間の日程を裁判所パート、法務省パート及び特許庁パートに分け、同月18日に開催された法務省パートでは、日本弁護士連合会及び弁護士知財ネットの協力を得て、「Eコマースにおける模倣品対策と官民連携」とのテーマの下、ASEAN各国から、この分野に関する専門家（知財当局職員、弁護士及びプラットフォームフォーマー）の参加を得て、基調講演及びパネルディスカッションを行った。本稿では、その概要について紹介することとしたい³。なお、本稿の意見にわたる部分は、全て当職の私見であり、所属部局の見解ではない。

第2 第1部・基調講演

- 1 川原隆司法務事務次官による主催者挨拶の後、知財当局職員、知財事件を専門に取り扱う弁護士及びEコマースサイト（以下「ECサイト」という。）を運営するプラットフォームフォーマー（以下「プラットフォームフォーマー」という。）の代表者各1名から、Eコマースにおける模倣品対策や官民連携について基調講演を行った。

¹ 3日間とも、弁護士会館2階講堂クレオを会場として有観客により開催するとともに、会場の模様をオンラインで中継した。

² 法務省パートの海外参加者については、別添2「登壇者一覧」を御参照いただきたい。なお、今回は基調講演者3名が対面での参加、その他の登壇者がオンラインでの参加である。

³ 裁判所パート及び特許庁パートのプログラムについては別添1フライヤーを参照いただきたい。なお、本シンポジウムについては、最高裁判所行政局のYouTubeチャンネル（<https://www.youtube.com/@user-ls9jg4wm3u/featured>）で視聴可能であるので、御関心がある方は是非御視聴いただきたい。

2 まず初めに、タイ知的財産局⁴ 国際室長ナバート・タンカマラス氏（以下「ナバート氏」という。）が、同国における模倣品対策について基調講演を行った⁵。

冒頭、同国のEコマースにおける模倣品対策として、サイトブロッキング、ノーティス&テイクダウン⁶及び刑事罰が法的に認められていることが紹介された。サイトブロッキングは、2007年コンピュータ犯罪法が2017年に改正されたことにより認められた法的手段であり、DIP担当官が裁判所の命令を得ることにより、知的財産を侵害する物品やサービス（以下「物品等」という。）を取り扱っているECサイトへのアクセスをブロック又は無効化したり、当該違法コンテンツを削除したりすることが認められている⁷。ノーティス&テイクダウンについては、2022年著作権法第43条6項によって認められており、著作権者において、特定のコンテンツにより自己の著作権が侵害されていると信ずるに足る合理的な理由がある場合は、ISPに対して当該コンテンツの削除等を求める旨の通知（notice）を行うことができ、ISPにおいて要件を充たすと認められる場合は、当該コンテンツの削除またはアクセスの停止（takedown）を行うこととされている⁸。模倣品に関する刑事事件（以下「模倣品関連事件」という。）の捜査は警察又は法務省特別捜査局によって行われ、2020年から2023年8月までの間に約950件の模倣品関連事件が摘発されている。

また、タイでは、Eコマースにおける模倣品対策の官民連携として、DIP、知財権者（以下「権利者」という。）及びプラットフォーマーによる「インターネット上の知的財産権の保護に関する覚書（Memorandum of Understanding; MOU）」並びにDIP、知的財産権者及び広告業界団体による「オンライン広告及び知的財産権に関するMOU」の作成及びそれに基づく協力の実施がある。前者は、2021年1月に作成され、2023年3月時点で合計32団体⁹が署名を行っている。参加団体は、同MOUに基づき、参加プラットフォーマー上の知財権侵害物品等の有無について調査や情報共有を行い、当該コンテンツの削除等、権利保護を迅速に図ることを目的とした協力・連携を実施している¹⁰。他方、後者については、2022年10月に作成され、合計25団体¹¹が署名を行っている。同MOUについても、参加団体間で知財権を侵害していると認められるオンライン広告に関する調査や情報共有が行われ、参加

⁴ 知的財産局（Department of Intellectual Property; DIP）は、タイ商務省所管の部局である。

⁵ 講演資料は、法務省ウェブサイト（https://www.moj.go.jp/kokusai/kokusai08_00021.html）に原文（英語）及び仮訳を掲載しているので、御参照いただきたい。

⁶ 権利侵害を主張する者からの通知により、インターネットサービスプロバイダ（ISP）が、権利侵害情報か否かの実体的判断を経ずに、当該情報の削除等の措置を行うことにより、当該削除に係る責任を負わないこととする制度であり、米国のデジタルミレニアム著作権法（DMCA）等により認められている。

⁷ ナバート氏の説明によると、2018年1月から2023年9月までの約5年9か月の間に、裁判所により42件の命令が発付され、これにより1641のURLへのアクセスが無効化又はブロックされたとのことである。

⁸ 著作権者から通知があった事実については、ISPから著作権侵害の疑いのあるユーザーに通知することとされており、ユーザーはテイクダウンに対し異議を申し立てることができる。

⁹ 内訳はDIPを含む政府機関3、知的財産権者26、プラットフォーマー3である。現時点で参加しているプラットフォーマーはLazada、Shopee及びTikTok。当初はJD Centralも参加していたが、2023年3月に脱退した。

¹⁰ ナバート氏によると、2021年3月から2023年6月までの間に、同MOUに基づき925件の侵害事例が共有され、そのうち921件について当該コンテンツを削除したとのことである。

¹¹ 内訳はDIPを含む政府機関1、知的財産権者21、広告関連団体3である。

広告関連団体において、当該広告を掲載しないよう加盟企業に働きかけるなどして、知財権侵害物品等に関する広告を排除している。その他にも、基調講演では、模倣品対策に関する広報・意識啓発活動、A S E A N各国の関連機関との連携、我が国特許庁との協力が紹介された。

- 3 続いて、シンガポールに本社を置き、A S E A N各国等においていわゆるC t o C（消費者間）プラットフォーム運営事業¹²を営むカルーセル（Carousell）グループ統括法務部長セレナ・ダーセル・チン氏（以下「チン氏」という。）が、プラットフォームにおける模倣品対策及び官民連携について基調講演を行った¹³。

カルーセルは、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、ベトナム、香港及び台湾で事業を展開しているところ、模倣品の販売を全面的に禁止しており、商品の真正性を担保しプラットフォームに対する信頼を高めるため、専門家による鑑定・認証制度、提携するブランドからの通報を受けて知財権を侵害していると認められる出品を削除するシステム（Carousell Rights Owners Programme; C R O P）、権利者以外のユーザー等からの通報を受けて出品を削除するユーザーレポートシステム、人及びA I等を活用した出品モニタリングシステム等を設けている。特に、C R O Pは、あらかじめカルーセルに認証されているブランド¹⁴において、当該ブランドの知財権を侵害していると認める出品を発見した場合、専用プラットフォームから当該権利を保有するブランド自ら当該出品を削除することができる仕組みであり、I S Pを介する必要がある一般的なノーティス&テイクダウンの場合と比較して、権利者が直接出品を削除できるという点で特徴的であり、迅速な権利の保護という観点から特筆すべきといえる。

また、チン氏は、官民連携の例として、プラットフォーム上における模倣品に関する警告文表示やその他の意識啓発活動、法執行機関や行政機関との情報共有等による連携が紹介された。最後に、課題として、ユーザーと権利者間の利益のバランスや手口・模倣の巧妙化、出品数の増加への対応、ブランドのニーズ（取締りや削除よりも民事上の制裁を望んでいること等）を挙げた。

- 4 最後に、シンガポールの大手法律事務所 Allen & Gledhill のパートナー弁護士であるヴィグネシュ・ヴァーアン氏（以下「ヴィグネシュ氏」という。）により、同国におけるEコマースにおける模倣品対策及び官民連携について講演が行われた¹⁵。

同国では、特許法、登録意匠法、商標法、著作権法及び地理的表示法により認められる各知財権はEコマースにおいても保護されており、模倣品を販売した者に対しては民事上（侵害品の販売・製造の差止めや損害賠償等）及び刑事上（刑事罰）の責

¹² 同社は、我が国の「メルカリ」や「Yahoo!オークション」のように、消費者間でセカンドハンド（中古品）を売買するためのプラットフォームを提供している。

¹³ 講演資料は、法務省ウェブサイト（https://www.moj.go.jp/kokusai/kokusai08_00021.html）に原文（英語）及び仮訳を掲載しているので、御参照いただきたい。

¹⁴ ナイキ、シャネル、グッチ、バーバリー、イブ・サンローラン、バレンシアガ等のブランドがC R O Pに参加している。

¹⁵ 講演資料は、法務省ウェブサイト（https://www.moj.go.jp/kokusai/kokusai08_00021.html）に原文（英語）及び仮訳を掲載しているので、御参照いただきたい。

任が問われることとされているが¹⁶、プラットフォームについては、単独又は共同で模倣品を販売したと認められるような事情¹⁷がない限り、法的な責任を負う可能性は低く、模倣品対策を講じる義務も法律上求められていないとされている。しかし、一定の場合にプラットフォームも知財権を侵害する可能性があることから、シンガポールでプラットフォームを運営する事業者は、販売者の身元確認、被害を受けた購入者に対する返金保証、権利者が権利侵害を確認・通報できるポータルサイトの設置等の取組を自主的に実施しているほか、民間事業者や官民連携によるパートナーシップ、東南アジア電子商取引模倣品対策ワーキンググループ（Southeast Asia eCommerce Anti-Counterfeiting Working Group：S e C A）等の国際的な協力活動に参加し、情報、知見及び技術の共有を図り、これらの自主規制を強化していることが紹介された。

また、官民連携の例として、関係省庁¹⁸及び民間事業者によって実施されている「Eコマース市場の取引安全性評価（Transaction Safety Ratings；T S R）」制度が紹介された。同制度は、Eコマースを運営する各事業者について、「ユーザーの信頼性」、「取引の安全性」、「消費者に対する損害回復措置の有効性」及び「詐欺対策の有効性」という観点から評価し、公表する仕組であり、当初はオンライン詐欺対策として運用を開始したものであるところ、一部の評価項目は模倣品対策に通じるものも含まれていることから、知財保護に関する官民連携の取組として紹介された。ヴィグネシュ氏は、この取組を更に推進し、模倣品対策を明示的な評価項目として導入することが必要との見解を示すとともに、今後の官民連携の在り方に関し、国内で模倣品対策に関するプラットフォーム共通の行為準則（code of practice）等を策定し、それを遵守している限りは同プラットフォームで行われた知財権侵害に対する責任を免除するいわゆる「セーフハーバー」を設けることも当該行為準則の遵守の徹底を図る上で有効ではないかとの見解を示し、基調講演を締めくくった。

第3 第2部・パネルディスカッション

第2部では、3名の基調講演者に、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、フィリピン及びベトナムからオンラインで参加した専門家を加え、パネルディスカッションを実施した。

1 ワーキングセッション1

¹⁶ 税関によるいわゆる水際対策や、競争・消費者委員会による不正表示や誤認表示に対する規制等、一定の場面で行政上の措置も実施されている。

¹⁷ 基調講演では、プラットフォームが既存の商標権等を侵害する自社ブランド製品を当該プラットフォームで販売したり、再販業者として模倣品を当該プラットフォームで販売し、利益を得たりしていた場合がこれに該当しうるとの説明があった（基調講演では、後者の事例として、シンガポールのプラットフォームがカルバンクライン社から商標権侵害に基づく訴えを提起され、一定の責任が裁判所によって認められたとの裁判例が紹介された。）。

¹⁸ T S Rは省庁間詐欺対策委員会（内務省や貿易産業省等の関係省庁により構成）が実施・運営している。

- (1) ワーキングセッション1では、小野寺良文弁護士¹⁹をモデレーターとして迎え、Eコマースにおける模倣品対策に関する各国の法制度及びプラットフォームの自主規制について議論した。
- (2) ワーキングセッション1の前半は、Eコマースにおける模倣品対策について議論を行った。冒頭、小野寺弁護士から日本の法制度の概要について紹介があり、その後各国の参加者が各国の法制度や自主規制等について説明するという構成で進められた。

まず初めに、カンボジア模倣品対策委員会（CCCC）ケオ次長（以下「ケオ氏」という。）から、同国の模倣品対策の現状と課題について発言があった。同国では、典型的なEコマースサイトよりもFacebook等のSNS上で物品等の売買を行うことを好む傾向があり、各SNSが提供しているメッセージングアプリケーション等を利用して国内外の業者又は消費者との間で連絡を取り、物品等を購入することが多い。そのため、ケオ氏によると、模倣品関連事件の取締を行うCCCCは、Facebookに模倣品が出品されている旨の通報を受けて捜査を開始することが多いが、取引がすべてオンラインで行われるため、その追跡が困難であるなどの課題があり、代金送金口座や配送業者を把握して出品者である被疑者を特定するなどして逮捕に至った事案も存在するものの、他方で、社会の耳目を集めるような重大事件で十分な成果が挙げられなかったものもあり²⁰、現在このようなEコマースに特有の課題に対してどのように対応すべきかを検討しているとのことであった。

次に、インドネシアで知財事件を取り扱うキン弁護士（以下「キン氏」という。）から同国の法制度等について説明があった。キン氏によると、同国では権利者が侵害物品等の削除を請求することが法的に認められており²¹、そのような請求があった場合、プラットフォームは7日以内にこれに応じなければならないとされていること、請求に応じなかった場合、プラットフォームは当該プラットフォームのブロック等の行政上の制裁の対象となるが、プラットフォームによっては削除までに時間を要するケースがあり、実際に制裁が科された事案も見当たらないため、権利者及びその代理人としては、削除が速やかに行われるよう適宜フォローアップする必要があるとのことである。また、キン氏は、同国情報通信省（Ministry of Communications and Information; MCI）2016年回章（Circulation Letter）第5

¹⁹ 森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士。日弁連知的財産センター委員等、知的財産法に関する国内外の要職を歴任されているほか（経歴については森・濱田松本法律事務所のHP（<https://www.mhmjapan.com/ja/people/staff/569.html>）を御参照いただきたい。）、JICAミャンマー法整備支援プロジェクトの知的財産法アドバイザーグループ委員を務められた。本シンポジウムにおいても準備段階から多大な御貢献をいただいております、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

²⁰ ケオ氏は、具体例として、ある農作物の模倣品がFacebookやウェブサイト上で流通しているとのタイの権利者からの申告を受けて捜査を開始した事案で、当該農作物が販売されているSNSやウェブサイト可能な限り特定したが、出品者が頻りにプラットフォームを変更するなどしたため、すべて追跡することができなかったという事例を紹介した。

²¹ キン氏の事前回答によると、電子商取引に関する政令（2019年政令第80号）により認められているとのことである。

号にプラットフォームに対するセーフハーバーに関する規定があるが、回章はあくまで政府の通達（guidance）に過ぎず、法的文書ではないため、当該回章はプラットフォームの責任免除の法的根拠とはならず、セーフハーバーが認められるか否かについては前記政令に基づいて判断されている旨指摘するとともに、同政令は責任の免除の対象となる「権利侵害」について明確な定義がなく、ECサイトで知財権侵害物品等を販売するなどの典型的な事案は問題とならないが、いわゆる二次創作や間接侵害の場合についても責任が免除されるのかが必ずしも明らかでないという問題があるため²²、今後の改正等を注視する必要がある旨述べた²³。

続いて、ラオス商工省知的財産局知的財産紛争解決部チパボン副部長（以下「チパボン氏」という。）からは、同国では、Eコマースにおける模倣品対策について、知的財産法（Law on Intellectual Property）、消費者保護法（Law on Consumer Protection）、電子データ保護法（Law on Electric Data Protection）、メディア法（Law on Media）、情報通信法（Law on Telecommunication）、サイバー犯罪防止対策法（Law on Prevention and Combating of Cyber Crime）及び電子商取引法（Law on Electronic Transactions）等様々な法令で関連する規定を設けており、これらに違反した場合は行政罰の対象となる旨の説明があった。

マレーシア国内取引・生活費省知的財産部カラ部長（以下「カラ氏」という。）からは、同国の法制度及び関係機関の管轄について説明があった。すなわち、知財関連法令に関する事務は同省が所管しているが、ノーティス&テイクダウンやサイトブロッキング等各法令の執行については、マレーシア通信マルチメディア委員会（Malaysian Communications and Multimedia Commission; MCMC）が所管しており、同委員会においてプラットフォーム上に模倣品が出品されている事実を確認した場合、出品者に対してテイクダウンやサイトブロッキングの要請（notification）を行い、当該プラットフォーム等にそれらの処分を実行させている旨の説明があった²⁴²⁵。

フィリピン知的財産庁（IPOPHL）法務局クリスティーン副局長（以下「クリスティーン氏」という。）からは、同国におけるプラットフォームの法的責任について説明があった。同国では、プラットフォームの法的責任は電子商取引

²² キン氏は、この点が問題となり得る具体例として、模倣品に関するオンライン広告の掲載を挙げている。この点に関し、ヴィグネシュ氏から、シンガポールでは、商標の「使用」は取引の過程における当該商標の使用を広く含むと解されているので、当該模倣品の広告も「使用」に含まれ、商標権侵害を構成するとのコメントがあった。

²³ 以上の点に加えて、キン氏からは、現在、インドネシアでは、他人の知的財産権を侵害した者をEコマースのプラットフォームから排除する（当該出品だけでなく将来の出品等を禁止する）ことの可否や、個人情報保護法制の下で権利者がどのようにして出品者を特定するか等について議論されているとのコメントがあった。

²⁴ カラ氏の説明によると、模倣品の出品についてはテイクダウン、海賊版のストリーミング配信についてはサイトブロッキングを実施しているとのことである。

²⁵ このカラ氏の説明に対し、カルーセルのチン氏は、MCMCのように行政機関がプラットフォーム上の模倣品対策において積極的な役割を果たしてもらえると、プラットフォームとしては、当該機関の要請の有無を確認し、それに応じることで自身の義務を果たせるため、安心（comfort）して事業運営を行うことができる旨コメントしている。

法、消費者法及び関係省庁²⁶による合同行政命令（joint administrative order）により定められており、プラットフォームにセーフハーバーが認められるためには、模倣品対策及びその実施のための手続を定め、それらに基づいてプラットフォームの取引状況を定期的に監視し、模倣品が出品されていると認められる場合は削除するなどの対策を講じること、権利者からの申立てに基づき速やかにノーティス&テイクダウンを講じていること、サービス利用契約や約款等によりユーザーとの間で模倣品の販売を禁止する旨明示的に合意していること、ユーザーに対し正確な情報提供を求めていること、法執行機関に対して可能な限り協力していること、取引記録等を適切に保管し法執行機関の求めに応じて開示していること等の要件を充たしている必要があり、これらの要件を充たしていない場合は、プラットフォームも当該権利侵害について責任を負う可能性があるとのことであった。

ベトナムで知財事件を取り扱うイェン弁護士（以下「イェン氏」という。）からもプラットフォームに対するセーフハーバーについて説明があり、法令上セーフハーバーが認められるための4要件として、①関係機関の要請を受理してから24時間以内に当該コンテンツを削除し、その旨を直ちに報告すること、②出品の監視及び削除に関し権利者に協力すること（ノーティス&テイクダウンを適切に実施すること）、③法令違反が認められるユーザーに対し一定期間又は無期限のサービス停止又はその警告を行うこと、④出品者の情報を提供するなど関係機関の調査や処分等に協力すること²⁷が定められており、特に要件①については同国内でも非常に厳しいと受け止められているが、現に関係機関からはそのような要請がプラットフォームに対して出されていることから、セーフハーバーが認められるためには従わざるを得ないとのことであった。

- (3) ワーキングセッション1の後半は、プラットフォームにおける自主規制を中心に議論した。まず、小野寺弁護士から、日本では主要なプラットフォームはノーティス&テイクダウンの仕組みを整備しており、事業者団体内でプラットフォームの責任を限定するガイドラインを策定するなどの取組を行っていることが説明された。

チン氏は、プラットフォームの立場から、自主規制の考え方について説明した。すなわち、カルーセルでは、事業を展開しているすべての法域（jurisdiction）において、同様の原則（principle）に基づいて事業を行うことを基本方針としており、ノーティス&テイクダウン等の自主規制においても同様のスタンスに従って実施しているが、各パネリストの発言からも分かる通り、プラットフォームに

²⁶ クリスティーン氏は、関係省庁として、IPOP HLに加え、貿易産業省（Department of Trade and Industry）、農政省（Department of Agriculture）、環境天然資源省（Department of Environment and Natural Resources）、保健省（Department of Health）、食品医薬品管理局（Food and Drug Administration）及び国家プライバシー委員会（National Privacy Commission）を挙げている。

²⁷ イェン氏から、この要件を充たすためには、産業貿易省（Ministry of Industry and Trade）が開設するポータルサイトに提出された権利侵害に関する申立てを必ず受信し、それに対して削除等適切な対応を取らなければならないとの説明があった。

セーフハーバーが認められるか否か及びその要件等は法域によって様々であり、各法域における制度やその解釈の変更のスピードも非常に速いことから、この原則をすべての法域で貫くことは困難であり、各法域の法制度や解釈に応じて異なる制度設計を設けざるを得ず、これはビジネスの観点から負担が非常に大きいとのことであった²⁸。

また、チン氏から、プラットフォーマーがどのように模倣品の鑑定を行っているかについて補足があり、模倣品等かどうかの判定の際は権利者と連携しており、特に医薬品等人の生命・身体に対して影響を及ぼす可能性があるカテゴリーの商品については、真贋の判定に特に留意し、製薬会社の協力を得てテストや鑑定を行っている旨のコメントがあった。また、いわゆる高級ブランドについては、模倣品を判定する要素の1つとして、販売価格が市場価格と比較して著しく低廉であることが一般的に挙げられるが、カルーセルはC to Cプラットフォームであり、価格の設定は専ら販売者に委ねられていることから、価格の点で真贋を判断することは非常に難しく、その他の要素も併せて判断する必要がある旨の説明があった。

さらに、カルーセルが模倣品鑑定でAIを活用している点に関し、その法的な課題について、チン氏は、機械学習やAIを利用したシステムの構築等に当たり、機密情報を第三者に提供する必要が生じるが、その際機密性をどのようにして確保するかは大きな課題になるとのコメントがあった。また、この点に関し、ヴィグネシュ氏からは、AI及び機械学習において生成された情報が知的財産権を侵害する可能性がある点についても言及があった。

2 ワーキングセッション2

- (1) パネルディスカッションの後半部分であるワーキングセッション2では、相良由里子弁護士²⁹をモデレーターとしてお迎えし、模倣品対策に関する官民連携と国際協力について議論を行った。
- (2) ワーキングセッション1と同様、まず初めに、相良弁護士から、このテーマに関する日本の取組について紹介があり、その後各国の参加者から各国の取組等について説明するという構成で進められた。

まず、タイのナバラト氏は、同国における官民連携の具体的取組として、基調講演において言及した2本のMOUの意義について言及があり、いずれのMOUについても模倣品対策の推進に大きく貢献しており、プラットフォーマー・広告業界及び権利者と緊密に連携することにより、事件処理のスピードアップにつながるなど

²⁸ チン氏は、対応するための負担が大きい法制度として、ベトナムにおけるノーティス&テイクダウンの例を挙げ、「24時間以内の削除義務は企業としては非常に厳しく、従業員の指導等、これに対応するためのコストも大きい。」旨コメントした。これに対し、イェン氏は、確かに24時間以内の削除はプラットフォーマーにとって負担が大きいものであるが、実務上この点に関する関係機関の判断は厳格ではなく、迅速性も含め、プラットフォーマーとして知財権保護のため最善を尽くすということが求められていると理解するのが相当であるとの見解が示された。

²⁹ 中村合同特許法律事務所パートナー弁護士・弁理士。日弁連知的財産センター委員等、知的財産法に関する国内外の要職を歴任されているほか（経歴については同事務所のHP（<https://www.nakapat.gr.jp/ja/professionals/yuriko-sagarams/>）を御参照いただきたい。）、過去のJ S I P法務省パートにおいてもモデレーターを務めていただいた。本シンポジウムにおいても準備段階から多大な御貢献をいただいております。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

の効果を実感している旨述べた。

次に、フィリピンのクリスティーン氏からも官民MOUについて説明があった。同国では、タイと同様、関係政府機関の仲介により、権利者、業界団体、プラットフォーム及び商工会議所等との間でEコマースに関するMOUを作成し、同MOUに基づき、オンラインプラットフォームにおける模倣品等の拡散を防止するための実務指針を策定し、同指針に基づき、訴訟提起の猶予³⁰、予防的対策の実施、常習的侵害者に対するポリシーの策定、法執行機関への協力や情報共有等の取組を実施しているほか³¹、インターネットサービスプロバイダ（ISP）との間でオンライン上の海賊版の取締に関するMOUを作成したり³²、実店舗及びオンラインの両場面において模倣品の製造・販売を防止し、権利者及び消費者を保護する目的で、各業界団体との間でMOUも作成したりするなどの取組を行っており、後者については、これまで、小売業界、自転車業界、医薬品業界等との間でMOUを作成済みであることが紹介された。また、関係政府機関による組織横断的な模倣品対策機関として、「国家知的財産権委員会（National Committee on Intellectual Property Rights ; NCIPR）」が創設されているところ、同委員会は、権利者と連携して、法執行機関や司法機関を含む関係職員を対象とした模倣品対策に関するワークショップや研修を実施するなどの取組を行っていることも紹介された。

続いて、カンボジアのケオ氏から、カンボジアの官民連携及び国際協力について説明があり、同国模倣品対策委員会（CCCC）は、14の関係省庁により構成され、各省庁で緊密に連携して模倣品の取締を行っているほか、能力向上や意識啓発、カンボジア知的財産協会等の国内関係機関や欧州商工会議所等国外関係機関との連携・協力などを行っているが、前述のとおり同国ではFacebookで物品等の売買が行われることが多いことから、アリババやAmazon等、カンボジア国内で事業を行っているプラットフォームとの協力はこれまで必ずしも十分ではなく、今後の検討課題であることや、模倣品対策に関する能力向上に関しては、これまでタイ、マレーシア、中国、欧州各国及びオーストラリア等の関係機関を訪問し、各国の取組を学んでいることが紹介された。

次に、マレーシアのカラ氏から、プラットフォームや業界団体との間のMOUは存在しないが、2012年に成立した消費者保護及び電子商取引に関する規則により、各プラットフォームに登録されている者に模倣品を販売するなどの権利侵害の疑いがある場合、プラットフォームに対しその情報の提供を求めるなど、法令によりプラットフォームからの協力が確保されている旨の説明があった³³。

³⁰ 当該MOUに定められている事項に関しては、全参加メンバーの合意により、当該MOUの実施期間終了までの間、参加メンバー間で訴訟を提起しないこととしている。

³¹ クリスティーン氏によると、MOUの実施状況については、プラットフォームによって削除された出品数等を重要業績評価指標（KPI）として評価を行っているとのことである。

³² 本シンポジウムにおいて、クリスティーン氏から同MOUは2023年11月に発効予定との説明があった。

³³ この点に関し、モデレーターから、権利者からプラットフォームに対して直接情報提供を求めることはできるのかとの質問があり、カラ氏は、現行法上は直接請求することは難しい旨回答した。

続いて、チン氏から、シンガポールにおける官民連携の取組について民間の立場から言及があり、カルーセルは、知的財産権侵害事件の取締を行うシンガポール警察（Singapore Police Force; S P F） 商事部知的財産局及び権利者の三者間で「ファスト・トラック・テイクダウン（fast track takedown）」を行うことについて合意し、指定されたルートを通じて提出された要請については、通常よりも迅速に当該出品の削除を行うことを可能としたほか、刑事事件の捜査に対しても、S P Fに必要な情報提供を行うなどして協力を実施している旨の説明があった³⁴。

続いて、モデレーターからヴィグネシュ氏にT S Rの効果や影響について質問があり、同氏は、同システムの運用開始からまだ1年しか経過していないため、現時点でその効果や影響について言及することは困難であると述べつつ、公的機関による評価は消費者にとって参考となる情報の1つとなりうるものであり、将来はそのような目的で活用されることが望ましいと述べ、他方で、基調講演でも述べたとおり、T S Rはオンライン詐欺を防止するための施策の1つであり、この施策を通じて、オンライン詐欺の態様の1つである模倣品の販売も防止できる可能性があると考え、模倣品対策に関する官民連携の取組例として紹介した旨の説明があった。

次に、インドネシアのキン氏から、官民連携の一例として、同国法務人権省知的財産総局と同国の大手プラットフォームである Tokopedia との間の模倣品対策に関するMOUが作成されたことが紹介された³⁵。

続いて、ベトナムのイェン氏からは、同国では官民によるMOUの作成は行われていないが、それに関する議論は行われており、権利者によるコミュニティは、模倣品対策を所管する商工省（Ministry of Industry and Trade）市場管理総局（Directorate of Market Surveillance）との間でMOUの作成を模索する動きがあること、ベトナム政府が2023年3月にEコマースにおける深刻な知財権侵害事案に対処するためのプロジェクトを開始し、商工省主導の下、政府が掲げた6つの目標を2025年までに達成するため、様々な取組を実施していることについて紹介があった³⁶。

また、ヴィグネシュ氏から、シンガポールが世界の貨物の中継ハブとして機能していることから、水際対策に関する官民連携や国際協力の重要性について言及があ

³⁴ この点に関し、ヴィグネシュ氏からは、S P Fは権利者から模倣品の発見・特定方法等について指導を受けたり、市場で模倣品を発見した権利者の協力を得て侵害者の逮捕や関係場所の捜索を執行したりするなど、模倣品の取締において権利者と緊密に連携する関係にあったが、近年ではプラットフォームとの連携を重視するようになったという点で大変興味深く、歓迎すべき取組であるとコメントしている。

³⁵ キン氏は、同MOUは知的財産権の保護に関する情報共有全般について定めたもので、具体的な取組に関する記述がなく、今後の実務における有用性も未知数であることから、MOU及び官民連携そのものの意義は認めつつも、模倣品対策の取組として十分でないと評価している。この点に関し、同氏は、同MOUは米国通商代表部（U S T R）が Tokopedia を模倣品・海賊版ウォッチリストに指定したことを契機として作成されたものであることから、専ら同ウォッチリストからの削除のためだけに作成したため、抽象的な内容にとどまっているのではないかとの見解があることを指摘している。なお、同氏は、同MOUをより効果的なものとするためには、模倣品の出品を繰り返す者を排除するための明確な基準を設けること、出品者の特定のための情報共有が法的に可能な仕組みを設けること、MOUの実施状況をリアルタイムでモニタリングする体制等が必要であると述べている。

³⁶ イェン氏は、6つの目標の中でも特に重要なものとして、Eコマースにおける模倣品対策に関する情報を集約した統一的なデータベースの構築を挙げている。

り、権利者から税関に模倣品に関する情報を提供するなど長年にわたり協力関係にあることが紹介された。他方、税関への情報提供に関し、ヴィグネシュ氏は、シンガポールではインドネシアと異なりディスカバリー（証拠開示手続）により出品者に関する情報を比較的容易に入手することが可能であるが、当該情報をその他の手続において使用することができないとされており、特に他の法域でも水際措置等を求める場合の障害となっていることから、今後検討すべき課題であると述べた。

フィリピンのクリスティーン氏からは、NCIPRは国内関係機関間の情報共有メカニズムでもあるところ、模倣品の流通を阻止するためにはサプライチェーン全体を意識した国際的なネットワーク構築が必要不可欠であり、そのため、他の法域の税関当局と水際対策で連携したり、海外から裁判官を招いてワークショップを開催したりするなどの取組を行っていること、他方で民間セクターとの連携も重視しており、特に国民に対する意識啓発等において民間と共同でシンポジウム等を開催するなどしていること、各国で行われている民間とのMOUに関し、ASEAN知的財産法執行ネットワーク³⁷等既存の枠組みを利用してASEAN全体にも広げ、ASEANで統一的な準則や基準を確立することが有益であること³⁸、本シンポジウムのような知的財産紛争解決に関する国際的な会議も国際協力として重要であることについてコメントがあった。

ラオスのチパボン氏は、必要な国際協力として、法施行機関や裁判官等のキャパシティビルディング、水際対策等法執行に関する協力、模倣品製造・販売者や法執行等に関する海外の関係機関との情報共有を挙げ、タイのナバラト氏も、これらの3つの点に関する協力が重要である旨コメントした。

第4 おわりに

法務省パートでは、以上のとおり、登壇者の積極的な参加により、充実した基調講演及びパネルディスカッションが行われ、Eコマースにおける模倣品対策及び官民連携・国際協力について、ASEAN各国の現状だけでなく、今後の課題や協力の在り方についても議論を深めることができたと考えられる。

今後も、技術革新等により、Eコマースの分野は益々発展し、更に国際化・ボーダーレス化が進んでいくものと考えられるが、それに伴い模倣品の製造・販売も巧妙化し、

³⁷ ASEAN知的財産法執行専門家ネットワーク（ASEAN Network of IPR Enforcement Experts; ANIEE）は、2017年に創設されたASEAN各国の知的財産権事件の法執行に従事する専門家により構成されており、発足当初よりフィリピン知的財産庁が議長を務めている。なお、インドネシアのキン氏は、ASEAN知的財産行動計画（ASEAN IPR Action Plan 2016-2025）の存在を挙げ、ASEAN各国の政府は同計画を実施する責務を負っており、日本を含むASEANのパートナー国もその重要性を認識し同計画の実施に協力してくれているため、同計画の実施を通じた国際協力や官民連携を推進していくことが重要であると述べている。

³⁸ マレーシアのカラ氏も、プラットフォームが遵守すべき国際的なガイドラインを策定することが望ましいとの見解を述べた。これに対し、カルーセルのチン氏は、プラットフォーム間の情報交換や統一的なセーフハーバーの整備の推進等、明文化されたルールは模倣品対策において一定の利益や効果があると考えられるが、プラットフォームを転々としたり、SNSやメッセージングアプリケーションをEコマースプラットフォームとして利用したりするなどして模倣品を販売する悪質なユーザー（bad actors）に適切に対処できない可能性があるため、過度に詳細なものではなく、現状に基づいた（based on outcome）柔軟性のあるルール作りが望ましい旨述べている。ヴィグネシュ氏もこの見解に賛同し、全世界的な統一的なルール作りは現実的ではないと述べている。

その対策もより高度なものが求められるとともに、解決すべき新たな法的問題も生じることが予想される。本シンポジウムが今後の模倣品対策の在り方を検討する上で一助となれば幸いであり、当部としても、今後の知財分野に関する法制度整備支援を検討する上で有用な情報を得る機会になったものと思われる。

最後に、多忙な中、本シンポジウムに基調講演者及びパネリストとして御登壇いただいたASEAN各国の専門家の皆様、会場及びオンラインで御参加いただいた皆様及び本シンポジウムの開催に向けて御尽力いただいた皆様に心から感謝を申し上げます。

国際知財司法シンポジウム2023

Judicial Symposium on Intellectual Property/TOKYO2023-JSIP2023

～アジアにおける知的財産紛争解決～

IP Dispute Resolution in Asia

開催日

2023年（令和5年）

10月17日（火）、18日（水）、19日（木）

プログラム

言語：日本語・英語（同時通訳）

10月17日（火）13:30～18:00

裁判所パート

- ①日本・インド・大韓民国による模擬裁判（消尽について）
- ②パネルディスカッション（知財紛争解決の国際比較）

10月18日（水）13:30～18:00

法務省パート

- ①基調講演（模倣品対策のための取組と官民連携）
- ②パネルディスカッション（ECサイト等のプラットフォームによる模倣品対策）
- ③パネルディスカッション（模倣品対策のための官民連携・国際連携）

10月19日（木）13:30～18:00

特許庁パート

- ①パネルディスカッション（各国における審判実務一般について）
- ②パネルディスカッション（各国における先端技術分野の審理について）

【パネリスト】以下の国の裁判官・弁護士・審判官・政府関係者等

日本、インド、大韓民国、中華人民共和国、ASEAN諸国

知財紛争に関する司法判断や近時の知財トピックについて、各国の法曹関係者や審判官等が模擬裁判やディスカッションを行う「国際知財司法シンポジウム」を今年も開催します。本シンポジウムは、2017年（平成29年）にスタートし、欧米やアジア諸国の裁判官等を招き、我が国の知財司法制度はもとより、世界各国の制度や運用に関する最新事情を提供するイベントとして、毎回大変多くの方にご参加いただいております。

7回目の開催となる今回は、アジアにおける知的財産紛争解決に関する最新の議論と課題について、充実したプログラムを提供する予定です。

会場

弁護士会館 2階講堂クレオ

東京都千代田区霞が関1-1-3
（東京メトロ「霞ヶ関駅」B1-b出口直結）

主催

最高裁判所 知的財産高等裁判所 法務省
特許庁 日本弁護士連合会 弁護士知財ネット

後援

外務省 国際協力機構 国際民商事法センター 知的財産戦略本部 日本経済団体連合会 日本国際知的財産保護協会 日本商工会議所 日本知的財産協会 日本弁理士会 日本貿易振興機構

※プログラムの詳細や資料等につきましては、専用ホームページ<https://jsip-tokyo.go.jp/2023/>をご覧ください。

※会場で観覧いただく場合には、写真や動画（中継・アーカイブ）に映り込む可能性があります。あらかじめご了承ください。

※YouTubeの「最高裁行政局チャンネル」にJSIP2023の紹介動画を順次アップする予定です。是非ご覧ください。【最高裁行政局チャンネル】



参加費及び視聴費無料

会場での観覧のほか、インターネット同時配信を視聴いただくこともできます。

要事前登録



いずれの方法であっても専用ホームページ
<https://jsip-tokyo.go.jp/2023/>
からの事前登録が必要となります。

海外ゲスト（法務省パート）



氏名：Keo Hoklee
 役職：カンボジア模倣品対策委員会次長

民間企業やカンボジア国民議会議事務局での長年の経験を経て、2015年にカンボジア模倣品対策委員会次長に任命された。

モナッシュ大学（メルボルン）にて、外交・国際貿易修士課程を修了した。



氏名：Serena Darcel Chin
 役職：カルーセルグループ統括法務部長

チン氏は、カルーセルグループの法務、コンプライアンス及び政府関連業務を統括している。

カルーセルグループは、東南アジア圏におけるセカンドハンド（中古品）のマルチカテゴリプラットフォームの最大手であり、世界中の人々がセカンドハンドを売るきっかけを作り、セカンドハンドを消費者から第一に選ばれる存在とすることをミッションに掲げている。

2012年8月にシンガポールで設立されたカルーセルグループは、現在、Carousell、Chợ Tót、Laku6、Mudah.my、OneShift、Refashのブランドで、7つの市場をリードしている。



氏名：Vignesh Vaerhn
 役職：Allen & Gredhill法律事務所 パートナー弁護士長

ヴィグネシュ氏の専門分野は、知的財産権及び情報技術（IT）に係る訴訟・紛争などあらゆる形態の知財関係業務である。

著作権を含む知的財産権侵害/取消/異議/権利に関する紛争につき、民事・刑事両分野で、豊富な経験を有している。また、ドメイン名回復や商号の復活に関する案件に従事し、成功に導いた実績がある。

また、同氏は、企業の機密情報等の保護、シンガポールにおける医薬品のライセンスに関する規制上の問題についても助言を行っている。

知的財産権の保護とポートフォリオ管理に関する案件にも携わっており、特に、知的財産監査/デューデリジェンスや商業化から生じる問題など、知的財産権の活用戦略の分野に注力している。

そのほか、シンガポールのドメイン名紛争解決政策委員会の構成員も務めている。ヴィグネシュ氏は、World Trademark Review 1000において、Enforcement and Litigation（権利執行・訴訟）部門及びProsecution and Strategy（特許出願手続・戦略）部門で、“Leading Individuals”として、知財分野における主導的な活動を評価されている。

同分野の主導的な寄稿としては、代表的なものとして、ロービジネスリサーチ社発行のThe Technology Disputes Law Review（技術紛争法レビュー）のシンガポールに関する章、Singapore Academy of Law Journal誌に掲載された論文

「Distinctly Confusing: Clarifying the Applicability of Acquired Distinctiveness under Singapore Trade Mark Law」などの執筆がある。

多様な文化的背景を有しており、日本語や北京語にも堪能なマルチリンガルである。

海外ゲスト（法務省パート）



氏名：Thippachanh THIPPHAVONE
役職：ラオス商工省知的財産局知的財産紛争解決部副部長

チバボン氏は、会計学とビジネス英語の2つの学士号を持ち、現在、中国同済大学の知的財産法プログラムの修士課程に在籍中である。
同氏は、STB銀行で4年間、また、ラオス青年同盟（LYU）で9年間、儀礼担当副部長及び秘書役として勤務した後、2019年12月にラオス商工省知的財産局において知的財産関係業務に従事することとなった。
その後、同局総務部、知的財産推進発展部、知的財産サービスセンターでの勤務を経て、現在は知的財産紛争解決部に在籍している。



氏名：KALA DEVI KAILASAM
役職：国内取引・生活費省 知的財産部長

2004年、国内取引消費者省執行局に入省。様々な部署で勤務。
執行司法務課長を経た（2019年5月～2022年4月）後、昨年より現職。
学歴：マレーシア国際イスラム大学（IIUM）にて法学士（優等）。



氏名：Christine V. Pangilinan-Canlapan
役職：副局長

クリスティーン氏は、フィリピン知的財産庁(IPOP)法務局の副局長のほか、知的財産権執行事務所の監督責任者やIPOPの裁判外紛争解決サービスの監督責任者も務めている。
同氏は、知的財産権訴訟から知的財産権紛争解決に向けてのパラダイムシフトに強い信念を持って取り組んでおり、ASEAN知的財産協力ワーキンググループ（AWGIPC）のフィリピン代表部メンバーとして同国の取りまとめ役を担い、ASEANのあらゆる案件を担当している。
IPOPに任用される前は、15年以上にわたり、民間の知的財産の実務家として知的財産権訴訟および知的財産権行使に係る案件を担当してきた。
政治学士、法学士、経営学修士を取得しており、キャリア・サービス・オフィサーでもある。インターポール・ストップオンライン海賊行為ワークショップ、政府・法執行官向けデジタル環境における知的財産権執行に関する小地域セミナー、法執行担当者及び検察官向けの製品識別セミナーや知的財産ワークショップなど、関連の様々なセミナーやトレーニングに参加している。
また、IPOP-TIPO商標審査官交流プログラム（2022年1月開催）や、台湾特許庁（TIPO）、欧州連合知的財産庁(EUIPO)、世界知的所有権機関（WIPO）、その他ASEAN関連組織が主催した各種ウェビナーなど、国内外の多くの場で講演者やパネリストを務めた経験を有している。
最近では、WIPO、フィリピン司法アカデミー（PHILJA）、IPOPの共同プロジェクトによる、裁判官のための知的財産シンポジウムでの講演のほか、2023年国際商標協会（INTA）会議においては、IPOPの取組や、IPOPが副議長兼議長代理を務める国家知的財産権委員会の取組についてプレゼンテーションを行った。

海外ゲスト（法務省パート）



氏名：Kin Wah Chow

役職：Rouse法律事務所及びSuryomurcito & Co.法律事務所代表、外国法事務弁護士

キン・ワウ氏は、Suryomurcito & Co法律事務所でも活動する外国法事務弁護士である。同事務所は、インドネシア人弁護士のためのRouseネットワーク事務所である。国際的なクライアントに対し、インドネシア国内当事者によって登録された商標の再請求、特許権侵害、ソフトウェア契約に関わる紛争事案、商標登録の異議申立てに関する問題などについて、法的なアドバイスを定期的に行っている。また、同氏は、出版物の刊行を行うなど、自身の経験を活かして活動の幅を広げているほか、EUROCHAMインドネシア知的財産権ワーキンググループの議長、法学会情報技術委員会研修小委員会の委員長も務めている。

学歴・資格

インドネシア外国法事務弁護士
シンガポール共和国最高裁判所 法廷弁護士
および事務弁護士（1993年）
ニューヨーク州弁護士、法務官
イングランド、ウェールズの事務弁護士
西オーストラリア州最高裁判所 事務弁護士
および法廷弁護士
シンガポール国立大学法学士

専門分野

特許権侵害訴訟

デジタル規制に関する助言

知的財産権取引およびデューデリジェンス

主な実績

インドネシアにおける知財関係紛争及び商取引に関する案件に15年以上従事
デジタル規制及びデータ保護法のコンプライアンスに関する案件に従事
インドネシアの企業に対する知的財産権の取得および登録に関する案件に従事
受賞歴

2023年 IAM Patent 1000: 「Highly Recommended」に選出

2020年、2022年 IAM Patent 1000: 「Recommended Individual」に選出

2016年、2018 – 2020年 Chambers and Partners: 「Notable practitioner」に選出

2019年及び2020年 World Trademark Review 1000: 「leading individuals and recommended for notable work」に選出

2020年 Legal 500 Asia Pacific: 「Key lawyer in Tier 1」に選出

2020年 Who's Who Legal Patents: インドネシアの弁護士としてノミネート

2019年 MIP IP Star: 特筆すべき業績を評価



氏名：Navarat Tankamalas

役職：知的財産局国際室長

2005年よりタイ知的財産局に勤務。科学、経営学、文学のバックグラウンドを持ち、商業登録分析、商標審査、計画や政策の分析、知的財産問題に関する国際協力の業務に携わってきた。

2016年から2021年にかけて、ジュネーブのWTO及びWIPOのタイ王国政府代表部にて、上席商務官を務めた。

2021年に知的財産戦略の責任者に任命され、2022年からは国際室長を務めている。タマサート大学（バンコク）を卒業し、理学士号を取得。次いで、チュラロンコン大学（バンコク）文学修士課程、米国テキサスA&M大学コマース校経営学修士課程を修了した。

海外ゲスト（法務省パート）



氏名：Yen Vu

役職：Rouseリーガルベトナム ベトナムマネージャー 代表弁護士

イエン氏は知的財産分野の専門家として18年以上の経験を有する。訴訟および非訟の知的財産権に関わる案件が専門で、商標、特許、著作権、ドメインネームに関わるエンフォースメント、権利保護及び商業的な活用といった案件を扱っており、ベトナム、ラオス、カンボジアをはじめとする複数の地域にわたって、その専門性を発揮している。

ベトナムのデータ保護やデータ機密性に関わる案件も幅広く手掛けており、個人データ保護に関する法案に関しては、在ベトナム欧州商工会議所のデジタル委員会と協力し、公安省に提言を行った。

そのほか、世界経済フォーラムやレクソロジー（Lexology）が主催するワークショップにおいて、ベトナムや東南アジアにおけるデータ保護やデジタルトランスフォーメーションに関する講演も行っている。

また、大手多国籍企業に対し、ベトナムにおける知財ポートフォリオの活用について法的なアドバイスを行ったり、商標の審判、異議申立、商標訴訟、特許紛争、さらにはWIPO仲裁センターでのドメイン名紛争における権利行使の分野で豊富な経験を有しているほか、知的財産権に関連するメディア・エンターテインメント法、ライセンス契約及びフランチャイズ契約、企業秘密、雇用法も取り扱っている。

『アジアの法律と実務』、『世界の商標レビュー』、『ベトナムの投資レビュー』、『プライバシー法とビジネス』などの著作があるほか、Globe Law and Businessから出版された「国際著作権法」の執筆にも参加している。

【国際研修・共同研究】

インドネシア法整備支援 第16回本邦研修

国際協力部教官

菊地 英理子

第1 はじめに

2023年9月、独立行政法人国際協力機構（JICA）インドネシア法整備支援プロジェクトの一環として、インドネシア法務人権省法規総局の総局長以下16名を日本に招き、研修を実施した（インドネシア法整備支援第16回本邦研修。以下「本研修」という。本研修の参加者は別添1のとおり）。

インドネシアでは、2015年12月から2021年9月にかけて実施されたJICAプロジェクト「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」（以下「前プロジェクト」という。）に引き続き、同年10月から、「ビジネス環境改善のためのドラフター的能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト」（2025年9月までの予定。以下「本プロジェクト」という。）が実施されている。本プロジェクトは、ビジネス界における法的な予見可能性を確保するため、インドネシア最高裁判所（以下「最高裁」という。）及び法務人権省法規総局（以下「法規総局」という。）をカウンターパートとして、裁判官及びリーガルドラフター等の能力向上・人材育成を目的として実施されているものであり、現在2名のJICA長期派遣専門家（検事2名。うち1名は裁判官出身者）が、最高裁及び法規総局にてそれぞれの活動を展開している。

法規総局に対しては、前プロジェクト期間中である2020年3月に本邦研修の実施が予定されていたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により中止を余儀なくされ、その後、前プロジェクト終了まで本邦研修を再開することができなかった。2021年10月に開始された本プロジェクトにおいても、しばらくの間は日本での研修実施が困難な状況が続いており、2023年度になってようやく初めての本邦研修を実施することができたものである。

本稿では、実に3年ぶりに法規総局職員を日本に招き実施した本研修の概要を紹介する¹。

第2 本研修の目的

本プロジェクトのうち法規総局をカウンターパートとするものは、法令間の整合性確保に関するドラフター的能力向上を上位目標に掲げており、その目標を達成するため、法令間の不整合が生じる原因に関する調査、同調査を踏まえた研修シラバスの作成や研

¹ なお、本プロジェクトに関し、最高裁を対象として行われた本邦研修については、ICD NEWS第97号139ページ国際協力部教官坂本達也「インドネシア法整備支援 第15回本邦研修」参照

修教材の開発（前プロジェクトで作成した執務参考資料等の改訂を含む。）、上記シラバスに基づく研修の実施、研修講師の育成等を行うこととされている。しかし、本プロジェクトは2023年9月末に予定期間の半分を経過しようとしていたにもかかわらず、コロナ禍による活動制限の影響等もあり、予定された活動を思うように進められない状況があった。そこで、及川裕美JICA長期派遣専門家と相談の上、本研修を通じて本プロジェクトへの意欲を高め、具体的な活動につなげていくこととし、次の3つの観点からプログラムを組み立てた（本研修の日程は、別添2のとおり）。

1つ目の観点は、法令制定に関する日本の経験の共有である。前プロジェクトの期間も含め、日本の法令制定過程については、本邦研修や現地セミナー等の機会に繰り返し共有してきたところではあるが、研修参加者の中には初めて来日する者も少なくなかったことから、関係機関への訪問等も行いながら、日本ではどのようにして法令間の整合性を確保しているのかについて改めて説明することにした。

2つ目は、日本の法令データベースの整備等の紹介である。法規総局が、現在、法令データベースの整備等に取り組んでいることを踏まえ、日本の法令データベースの整備や法令外国語訳の公開状況を説明し、また、法令案の作成にAI技術を活用することに関する日本の検討状況等について情報を共有することにした。

3つ目は、法規総局における現在の課題の整理である。「法令間の不整合が生じる原因の特定」に関し、法令間の整合性確保のために法規総局が行ったこれまでの取組とその効果等を整理した上で、今なお解消されていない課題は何か、また、各課題を克服するために必要な取組は何か、そして、本プロジェクトとして今後どのような活動を具体的にやっていくべきかなどについて、研修参加者と協議することにした。

第3 研修の内容

1 日本の法令制定過程に関する講義等

日本の法令制定過程についての理解を深めてもらうため、法務省民事局による講義、内閣法制局や衆議院法制局への表敬訪問・講義を実施した。

法務省民事局の波多野紀夫参事官からは、2022年及び2023年に行われた民事訴訟法改正（「民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する法律」「民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」）を題材に、各法改正の流れや民事局の役割、具体的な作業内容等について講義をしていただいた（講義「民事裁判手続をデジタル化する法律案提出に向けた事務」）。

また、内閣法制局では、近藤正春内閣法制局長官を表敬訪問した後、嶋一哉総務主幹から、内閣法制局の具体的な業務や法案作成担当省庁との役割の違い等について講義をしていただいた（講義「内閣法制局の役割」）。

そして、衆議院法制局では、国会議事堂を案内していただいた後、橘幸信衆議院法制局長に、衆議院法制局の役割及び人材の育成について講義をしていただいた（講義「衆議院法制局における人材の育成」）。

各講義の内容を検討していただくに当たり、講師の方々には、JICA長期派遣専門家を通じて事前に整理したインドネシアの課題や研修参加者の疑問点等をお渡ししていたところ、いずれの講義においても、上記を踏まえた形で丁寧かつ詳細に説明をしてくださったため、限られた時間にもかかわらず、多くの有益な情報を研修参加者に共有することができた。また、活発な意見交換が行われ、日本とインドネシアの制度の違い等についても深く理解してもらったと思われる。

2 日本の法令データベースの整備等に関する講義等

日本の法令整備について理解していただくため、法令データベースの整備状況や法令外国語訳の公開状況等についての講義を実施した。

法務省大臣官房司法法制部の歸山俊祐部付から、法令外国語訳の整備に関する手続の流れや現在の整備状況等について（講義「日本の法令外国語訳整備」）、また、デジタル庁の松本淳志主査から、e-Gov法令検索システムの仕組みやe-Lawsの整備手続等について（講義「e-Gov法令検索・e-Laws概要」）、それぞれ講義をしていただいた。

さらに、AIによる立法支援システムに関する研究をされている中央大学国際情報学部の角田篤泰教授に、法制執務へのAI導入に関する世界の動向やAI導入に当たっての課題等について講義をしていただいた（講義「法制執務のデジタル化」）。

インドネシアにおいても法令データベースや翻訳法令の公開が行われているが、その公開までに時間を要しており、手続等の改善を要する状況にあるため、研修参加者からは、日本での整備状況等について多くの質問が寄せられた。また、角田教授の講義では、法制執務にAIを導入する場合のメリットやデメリット、前提条件等について、角田教授から様々な助言があり、技術担当の研修参加者を中心に活発な意見交換が行われた。

3 現在の課題に関する検討等

研修参加者から、法規総局の役割（発表「法規総局について」）や法令ドラフターの研修制度（発表「リーガルドラフター専門職のキャリア教育」）、法規総局によるこれまでの取組（発表「法令の不整合が生じる原因とその対策」）について発表していただき、本プロジェクトにおける今後の取組を検討する上での現状確認を行った。



【研修参加者による発表】

また、インドネシアの法令及びその制定手続等に関する日本側の認識や問題意識を研修参加者に理解していただくため、名古屋大学大学院国際開発研究科の島田弦教授から、インドネシアにおける法令改革の課題について講義をしていただき（講義「インドネシア法令改革の課題：インドネシア法研究の視点から」）、また、西村あさひ法律事務所の宇野伸太郎弁護士と町田憲昭弁護士から、インドネシアにおいて日本企業等が直面した法令の不整合事例等について、これまでの御経験に基づくお話をしていただいた（講義「日本企業から見たインドネシア法制の問題状況等」）。

その上で、前プロジェクトから御協力いただいている京都大学の石眞名誉教授にも御同席いただき、本プロジェクトにおける今後の取組の方向性等についての意見交換を行った（協議・意見交換「課題解消に向けた検討」）。その結果、法令ドラフターの専門研修を受けていない者²を対象とした短期研修の企画・実施、中堅ドラフター（本プロジェクトで育成する講師候補者等）の専門性向上に資するセミナーの企画・実施、前プロジェクトで制作した執務参考資料の改訂という3つの取組を中心に、本プロジェクトの今後の活動を進めていくこととなった。

本研修の機会を利用して本プロジェクトやインドネシアの現状についてインドネシア側と日本側とで認識を共有し、また、今後の取組について具体的に協議することができたことは、今後、本プロジェクトを進めていく上で大変有意義であったと思われる。

² 法令ドラフターは、法務人権省人材開発庁が実施する研修を受けることが義務付けられているが、行政官職から専門職に配置換をする制度（「同等任命」）により法令ドラフターに配置換された者については、これまで適切な研修制度が設けられておらず、必要な教育が行われていないという状況にある。詳細は、ICD NEWS第97号65ページ JICAインドネシア長期派遣専門家及川裕美「インドネシアにおけるドラフター制度の概要」参照



【大石名誉教授を交えての検討・協議の様子】

第4 おわりに

本研修は久しぶりの来日研修であったこともあり、本研修に対する研修参加者の意欲には目をみはるものがあった。インドネシア側の要望に可能な限り応える研修にしたいという気持ちから、及川 J I C A 長期派遣専門家とも相談の上、法令制定に関する講義や法令の整備等に関する講義、関係機関への表敬訪問・意見交換等、様々な内容を盛り込んだが、いずれのプログラムにおいても、活発な質疑や意見交換が行われ、大変充実した研修を実施することができた。また、当職においても、研修参加者との意見交換等を通じ、法規総局の雰囲気や職務に対する熱意、真摯な姿勢等を感じることができ、非常に有意義な時間を過ごすことができた。

本研修の参加者は、いずれも中堅以上の法令ドラフター等として、今後、本プロジェクトが予定する執務参考資料の改訂作業やセミナーの実施等に関わることが期待されている。本研修を通じて、彼らの知識を深め、また本プロジェクトに協力する意識を高めることができたことは大きな成果であった。

最後に、このように本研修を充実したものとすることができたのは、多くの関係者の皆様の御協力があったからにはほかならない。研修参加者の疑問等を丁寧に受け止めてくださった各講師の皆様方、訪問を受け入れてくださった各機関の御担当者の皆様方、その他本研修に御協力いただいた関係者の皆様方に、心より御礼を申し上げたい。



【公益財団法人国際民商事法センター主催の懇談会後、新宿住友ビル前にて】

インドネシア法整備支援第16回本邦研修研修参加者名簿

1	アセップ ナナ ムルヤナ
	Mr. Asep Nana Mulyana 法務人権省 法規総局長
2	ウナン プリバディ
	Mr. Unan Pribadi 法規総局 整合性第二局 局長
3	トゥティ リアニンルム
	Ms. Tuti Rianingrum 法規総局 整合性第二局 人材、環境、森林、インフラ、農業、空間整合性課長 中級ドラフター
4	デシ カイラニ アリ
	Ms. Desi Khairani Ali 法規総局 事務局 協力課協力係長 初級広報職
5	リニ マリヤム パドレ
	Ms. Rini Maryam Paddare 法規総局 整合性第二局 中級法分析官
6	アンドリー マニユラ
	Mr. Andry Manuella 法規総局 整合性第一局 法・人権・安全第二課整合性係長 中級ドラフター
7	シヤマダン シヤハリアル マイン
	Mr. Syahmardan Syahrial Main 法規総局 訟務局 政治・法・人権・安全第一係長 中級ドラフター
8	ワユ トゥリ ハルトモ
	Mr. Wahyu Tri Hartomo 法規総局 条例起草支援・法令ドラフター育成局 条例支援起草第二係長 中級ドラフター
9	フェリ グナワン クリステイ
	Mr. Ferry Gunawan Christy 法規総局 起草局 法律、法律代替政令起案係長 中級ドラフター
10	レニ オクトゥリ スサント
	Ms. Reni Oktri Susanto 法規総局 条例起草支援・法令ドラフター育成支援局 ドラフター指導・支援係長 初級ドラフター
11	ドウィ レトナニンチャス
	Ms. Dwi Retnaningtyas 法規総局 条例起草支援・法令ドラフター育成支援局 ドラフター標準化・教育・研修指導係長 初級ドラフター
12	ラティ フェブリアナ
	Ms. Ratih Febriana 法規総局 法令整合性第一局 政治政略防衛第一係長 初級ドラフター
13	ムフタル サニ
	Mr. Muchtar Sani Royani 法規総局 公布・翻訳・公刊局 情報システム計画開発係長 初級コンピューター職
14	カデ アディア ベルマナ
	Mr. Kadek Aditya Vermana 法規総局 条例起草支援・法令ドラフター育成支援局係員 初級ドラフター
15	タキ ファウザン ギヤンドゥリ
	Mr. Taqy Fauzan Giyandri 法規総局 プロトコラー
16	ラフィ タウフィ アハマド
	Mr. Rafik Taufik Achmad 法規総局 プロトコラー

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 菊地英理子 (KIKUCHI, Eriko)

国際専門官 / Administrative Staff 菅原優志 (SUGAWARA, Yushi)

インドネシア法整備支援第16回本邦研修日程表

【担当教官：菊地教官 担当専門官：菅原専門官】

月日	曜日	午前	午後	備考	
9/4	月	入国			JICA東京センター泊
9/5	火	9:30 JICA 11:30 TIC	13:00 ICDオリエンテーション 菅原専門官 14:00 TIC	14:30 【講義】インドネシア法令改革の課題：インドネシア法研究の視点から 島田教授 17:30 TIC	JICA東京センター泊
9/6	水	9:30 研修参加者 12:00 TIC	13:30 【講義】民事裁判手続をデジタル化する法律案提出に向けた事務 波多野参事官 17:00 TIC	JICA東京センター泊	
9/7	木	9:30 【講義】日本企業から見たインドネシア法制の問題状況等 宇野弁護士、町田弁護士 12:00 TIC	14:00 表敬訪問・【講義】内閣法制局の役割 講義：嶋総務主幹 内閣法制局 17:30	JICA東京センター泊	
9/8	金	9:30 【協議・意見交換】課題解消に向けた検討① 大石名誉教授、及川専門家、菊地教官 12:00 TIC	13:30 【協議・意見交換】課題解消に向けた検討② 及川専門家、菊地教官 17:00 TIC	JICA東京センター泊	
9/9	土				JICA東京センター泊
9/10	日				JICA東京センター泊
9/11	月	9:30 【講義】日本の法令外国語訳整備 髙山部付 10:30 TIC	11:00 【講義】e-Gov法令検索・e-Laws概要 松本主査 12:00 TIC	13:30 【講義】法制執務のデジタル化 角田教授 17:00 TIC	JICA東京センター泊
9/12	火	9:00 【協議・意見交換】課題解消に向けた検討③ 及川専門家、菊地教官 11:00 TIC	13:10 施設見学 (国会議事堂) 衆議院 14:00 表敬訪問 【講義】衆議院法制局に おける人材の育成 橋法制 局長 14:20 衆議院 法制局 15:00 衆議院 法制局 17:00	15:30 法務総合研究所長主催意見交換会 施設見学(法務史料展示室)・写真撮影 法務総合研究所	JICA東京センター泊
9/13	水	9:30 総括質疑(課題解消に向けた検討結果の発表等) 大石名誉教授、及川専門家、菊地教官 12:00 TIC	13:30 JICA評価会・修了式 JICA、ICD 14:30 TIC	JICA東京センター泊	
9/14	木	出国			

第24回日韓パートナーシップ共同研究

国際協力部教官

荒川 豊

第1 はじめに

法務総合研究所国際協力部は、公益財団法人国際民商事法センター及び大韓民国（以下「韓国」という。）大法院法院公務員教育院¹（以下「教育院」という。）と協力して、2023年6月19日から同月28日までの間、第24回日韓パートナーシップ共同研究（韓国セッション）を、同年9月12日から同月21日までの間、同共同研究（日本セッション）を実施したので、その概要を報告する。なお、本稿中の意見にわたる部分は当職の私見である。

第2 日韓パートナーシップ共同研究について

日韓パートナーシップ共同研究は、日韓の研究者が両国の民事法制の制度上及び実務上の問題点の検討並びに比較研究を共同で行うことを通じて、相互に知識を深め、各制度の発展及び実務の改善に役立てるとともに、両国間の友好協力関係を醸成することを目的として、1999年から実施しているものである。

本共同研究に参加する研究者は、韓国の法院の職員から選ばれた韓国側研究者5名と、我が国の法務省、法務局及び裁判所の職員から選ばれた日本側研究者5名の合計10名である。不動産登記、商業法人登記、戸籍（家族関係登録）、供託²及び民事執行の制度上及び実務上の諸問題について、講義及び関係機関の訪問・見学、実務研究等を通じて調査研究を行っている。

第3 第24回日韓パートナーシップ共同研究について

本共同研究については、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、第21回（2020年度）は準備段階で中止、第22回（2021年度）はオンラインでの開催となり、第23回（2022年度）は両国の研究者が相互に訪問し合う形での開催となったものの、日本セッションと韓国セッションを連続して実施する変則的な開催日程となっていた。

第24回となる2023年度は、6月に京畿道高陽市の教育院において韓国セッションを、9月に東京都昭島市の国際法務総合センターにおいて日本セッションを実施し、4年ぶりに、二つのセッションを春と秋にそれぞれ実施するという本来の形で開催する

¹ 大法院は我が国の最高裁判所、法院は我が国の裁判所に相当する機関である。我が国では、法務省が登記、戸籍及び供託、裁判所が民事執行の事務を担っているところ、韓国では、法院が登記、家族関係登録（戸籍）、供託及び民事執行の事務を全て担っている。教育院は、法院の職員の研修を実施しており、我が国の裁判所職員総合研修所に相当する機関であるが、登記、家族関係登録（戸籍）及び供託を担当する職員の研修を実施しているという点では、我が国の法務総合研究所の役割も果たしていると言える。

² 戸籍（家族関係登録）と供託は隔回ごとに行われており、今回は戸籍（家族関係登録）についての調査研究が行われた。

ことができた。

日韓両国の研究員は、以下のとおり、お互いの国の法制度や実務等に関する講義及び関係機関の見学により知見を広めたほか、研究員同士で活発に意見交換をしながら、各自で選定した研究課題について実務研究を行った。

1 講義

(1) 韓国セッション

ア 不動産登記法改正案の主な内容紹介

法院行政処のイ・ミョンジェ不動産登記課長から、2025年1月末の施行を目指している不動産登記法改正案の概要（管轄登記所が異なる関連事件の登記事務処理に関する特例、相続・遺贈事件の管轄に関する特例、モバイル機器を利用した電子申請など）についてお話を伺った。

イ 家族関係登録の情報化

法院行政処のイム・ジュソン事務官から、家族情報システムの現況、新しい証明書制度の導入や国民の利便性のためのシステム改善等についてお話を伺った。

(2) 日本セッション

ア 相続土地国庫帰属制度の概要

法務省民事局民事第二課の三枝稔宗補佐官から、2023年4月に開始した相続土地国庫帰属制度に関して、制度創設の背景、要件、審査フロー、事前相談方法、承認申請の方法等についてお話を伺った。

イ 日本の不動産取引における司法書士の役割について

日本司法書士会連合会の里村美喜夫副会長から、司法書士の業務内容、不動産取引において司法書士が果たしている役割、相続登記の義務化等についてお話を伺った。

2 見学

(1) 韓国セッション

益唐^{ファンタン}の電算情報センターでは、同センターの概要、司法情報システムや登記情報システムの現況、次世代情報システムの構築等について説明を受けた後、管制室、サーバー室及び体験室を見学した。

大法院では、大法院の組織、歴史、業務等について説明を受けながら、大法廷等を見学した。

ソウル中央地方法院では、同法院民事執行課の事務室を見学するとともに、同法院登記局において事務概況等について説明を受け、不動産登記、商業法人登記及び家族関係登録の事務室を見学し、証明書発行の窓口で無人発給機を操作した。

(2) 日本セッション

最高裁判所では、大法廷首席書記官と意見交換をした後、大法廷等を見学した。

横浜地方法務局では、法務局の概要、不動産登記、商業法人登記及び戸籍の各事務について説明を受け、それぞれの事務室を見学した。

東京地方裁判所中目黒庁舎（ビジネス・コート）では、ビジネスに関する裁判の集中化について説明を受け、商事部、倒産部、知的財産権部の事務室を見学した。



【横浜地方法務局の見学の様子】

3 実務研究

両国の研究員は、自ら選定した研究課題について、研究員全員で検討する全体協議に加え、相手国のパートナー研究員と1対1で検討を深める個別協議等を通じて研究を行い、総合発表会においてその概要を発表した。各研究員の研究課題の概要は以下のとおりである。

(1) 韓国セッション（日本側研究員の研究課題）

ア 日韓の遺言制度と不動産登記における諸問題について

2024年4月から始まる相続登記の義務化を見据え、国民の関心を集めている「遺言」について、日韓両国における遺言制度の利用状況を比較し、制度内容の異同を整理した上で、遺言と不動産登記をめぐる諸問題、今後の遺言制度と登記の在り方等を研究するもの

イ 日本における所有者不明土地問題の解消に向けた取組の検討～日本と韓国の不動産登記制度の比較を通じて～

日本と韓国の不動産登記制度を比較することにより、日本では所有者不明土地問題が社会問題となっている一方、韓国では所有者不明土地問題の発生が抑制されている要因を明らかにしながら、日本における所有者不明土地問題の解消に向けた取組への活用可能性について研究するもの

ウ 商業登記の申請人の利便性向上に係る方策について～オンライン利用率の引上げに向けて～

商業登記の申請人の利便性向上に係る方策について、日本と韓国の近時の取組を整理した上で、法制度上及び実務上の課題を踏まえながら、主にオンライン利用率の引上げにつながるような申請人の利便性向上に係る更なる方策を研究するもの

エ 無戸籍者問題解決のための方策について

日本における無戸籍者問題に対するこれまでの取組を整理し、韓国の無登録者問題に関する取組状況と比較した上で、無戸籍者問題を解決するために今後取り得る方策について、韓国の制度を参考に研究するもの

オ 日韓の民事執行における利便性向上及び効率化のための制度の検討

民事執行事件が電子化され、既に電子訴訟システムを利用した手続が行われている韓国の制度を参考に、不動産執行事件の売却手続において、より利便性の高いサービスの提供や、より効率的な業務遂行につながるような仕組みなど、これからデジタル化を導入する日本でも有用と考えられる仕組みについて研究するもの

(2) 日本セッション（韓国側研究員の研究課題）

ア 根抵当権設定登記の抹消等を命じた判決に基づき、競売開始決定登記を職権により抹消することができるか（事例を中心に）

所有権移転登記及び根抵当権設定登記のそれぞれの抹消を命じる確定判決に基づき、所有権移転登記等の抹消登記を申請するという事例を題材に、登記上の利害関係を有する第三者がある場合における当該登記の抹消について、登記官の審査権の範囲と関連づけながら、日韓の制度を比較し研究するもの

イ 登記義務者又は登記権利者が死亡した場合の登記申請手続に関する研究－登記義務者又は登記権利者が相続人なしに死亡した場合を中心に－

登記義務者又は登記権利者が死亡した場合の登記申請手続について、相続人なしに死亡した場合を中心に、具体的な事例を通じて、日韓両国で必要とされる手続を比較し研究するもの

ウ 法人の実所有者及び支配構造の透明性確保方策の検討－金融活動作業部会（FATF）勧告事項の履行のために－

国際的な要求により、法人の実所有者及び支配構造に関する透明性確保のための措置を履行しなければならない状況を踏まえ、日韓両国の関連法令及び制度を比較して、法人の透明性確保のための登記所の役割及び改善方策について研究するもの

エ 身分関係法令及び身分登録制度に関する日韓比較（国際婚姻及び出生を中心に）

韓国においては、韓国人と外国人との婚姻や出生などが増加し、国際家族関係事務の比重は更に大きくなると予想されることから、迅速かつ正確な業務処理の方策を模索するため、日韓両国の身分関係法令及び身分登録制度について比較し研究するもの

オ 執行文付与に関する比較実務的考察

日韓両国における執行文付与の要件、付与機関、手続等を体系的に比較し、関連する実務例に基づいて日本の法令や制度及び実務を把握することにより、執行

文付与の課題を認識して、実効性の確保及び効率化の観点から、今後の執行文付与の在り方について研究するもの



【左：研究員の個別協議の様子、右：総合発表会の様子】

第4 おわりに

第24回の日韓パートナーシップ共同研究は、4年ぶりに、日本セッションと韓国セッションを春と秋にそれぞれ実施するという本来の形で開催することができた。これにより、研究員は、相手国を実際に訪問して、お互いの業務に対する実務的な理解を深めながら、腰を据えてじっくりと実務研究に取り組むことができたように感じている。

実務研究においては、日韓両国の研究員が、民事法制の制度上及び実務上の諸問題について、相手国の法制度、運用、社会情勢等を踏まえ、お互いに意見を交わしつつ、検討及び比較研究を行った。研究員は、自国が抱えている課題に対して、相手国がどのような考えに基づき、どのように取り組んでいるのかを把握した上で、自国への適用可能性を探っており、それぞれの課題をより深く掘り下げて考えることができていた。このように、自国の法制度や実務を相手国のパートナー研究員を通じて、客観的に見ることができるとは貴重な経験であり、研究員の今後の職務に生かされることを期待したい。

最後に、本共同研究の開催に御協力いただいた日韓両国の全ての関係者の皆様に感謝を申し上げたい。



【法務省赤れんが棟前での集合写真】

第24回日韓パートナーシップ共同研究研究員名簿

	氏名	所属	研究分野
日本側研究員	1	山田 大輔 東京法務局 民事行政部不動産登記部門 登記官	不動産登記
	2	菅澤 純也 法務省民事局 民事第二課 係長	不動産登記
	3	杉森 拓 横浜地方法務局 西湘二宮支局 登記官	商業法人登記
	4	前原 佑輔 さいたま地方法務局 不動産登記部門 登記官	戸籍
	5	三輪 泰子 最高裁判所 事務総局民事局第三課 専門職	民事執行
大韓民国側研究員	1	イ ホンジェ 李 弘在 光州地方法院 法院事務官	不動産登記
	2	ペク スンシク 白 淳湜 大田地方法院 登記主事	不動産登記
	3	イ ウンジュ 李 恩珠 ソウル東部地方法院 登記主事補	商業法人登記
	4	ユン ソンヨン 尹 善永 法院行政処 法院主事	戸籍
	5	イ インギ 李 仁基 昌原地方法院 法院主事	民事執行

法務総合研究所

国際協力部教官
総務企画部国際事務部門国際専門官
総務企画部国際事務部門国際専門官

荒川 豊
飯澤 聖愛
辻 のぞみ

大法院法院公務員教育院

法院書記官
法院主事

朴 炯旭 (パク ヒョンウク)
申 相逸 (シン サンイル)

第24回日韓パートナーシップ共同研究（韓国セッション）日程表

月 日	曜日	午前	午後
6 / 月 19		(日本側研究員入寮)	14:00 オリエンテーション 実務研究 事前準備
6 / 火 20		(日本側研究員入国・入寮)	
6 / 水 21		9:20 実務研究① 全体協議	11:20 11:30 教育院長 主催昼食 会
6 / 木 22		9:10 実務研究② 全体協議	11:45 13:55 実務研究③ 個別協議
6 / 金 23		9:30 講義② 「家族関係登録の情報化」 法院行政処家族関係登録課事務官 イム・ジュソン	11:20 14:00 見学① 電算情報センター
6 / 土 24			
6 / 日 25			
6 / 月 26		10:10 見学② 大法院	12:00 大法院司法 登記局長主 催昼食会
6 / 火 27		総合発表準備	14:00 見学③ ソウル中央地方法院
6 / 水 28		(日本側研究員帰国)	
			13:55 総合発表
			16:40 修了式

第24回日韓パートナーシップ共同研究（日本セッション）日程表

月 日	曜日	午前		午後		
9 / 12	火	(韓国側研究員入国・入寮)				16:30～ オリエンテーション
9 / 13	水	10:00～ 開講式	10:15～11:45 実務研究(1) 全体協議	12:00～13:30 法務総合研究所長 主催意見交換会	14:00～16:40 実務研究(2) 全体協議	
9 / 14	木	9:30～12:00 講義(1) 「相続土地国庫帰属制度の概要」 民事局民事第二課 三枝稔宗 補佐官		14:00～17:00 実務研究(3) 個別協議		
9 / 15	金	11:00～12:00 見学(1) 最高裁判所		14:30～16:30 見学(2) 横浜地方方法務局		
9 / 16	土					
9 / 17	日					
9 / 18	月					
9 / 19	火	10:00～12:00 講義(2) 「日本の不動産取引における司法書士の役割について」 日本司法書士会連合会 里村美喜夫 副会長		14:00～16:00 見学(3) 東京地方裁判所中目黒庁舎（ビジネスコート）		
9 / 20	水	総合発表準備		11:00～11:20 民事局長表敬	14:00～16:45 総合発表	17:00～ 閉講式
9 / 21	木	(韓国側研究員帰国)				

2023年度ネパール本邦研修（民法改正及び運用改善）

国際協力部教官

原 彰 一

第1 はじめに

法務総合研究所国際協力部は、2023年12月2日（土）から同月13日（水）までの日程（移動日を含む。）で、ネパール最高裁イシュワル・プラサド・カティワダ判事ら16名を対象に、法務総合研究所及び独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）東京センター等において、2023年度ネパール本邦研修（民法改正及び運用改善）を実施した。詳細な研修日程等については、別添（別添1は研修日程表、別添2は研修参加者名簿）を参照されたい。

第2 研修の背景及び目的

ネパールでは、2006年に内戦が終結した後の平和構築・民主化プロセスにおいて、基本法の制定を始めとする法整備が司法セクターの主要な課題の一つとされてきた。特に、150年以上前に制定されたムルキアイン（民法、刑法、民事訴訟法及び刑事訴訟法等が渾然一体となった法）を近代化する機運が熟し、その中でJICAは2009年から民法の起草支援を開始し、松尾弘慶應義塾大学大学院法務研究科教授を委員長とする民法改正支援アドバイザーグループを組織してネパール側の草案にコメントを中心とした支援を行った。これらの協力もあり、2017年には、民法典を含む基本5法が成立し、翌2018年から施行された。

しかし、民法典が施行されたものの、取引における第三者保護（取引の安全）、ネパール特有の家族財産分割制度等の家族法に関する諸問題、不法行為責任と契約責任、刑事責任との区別の不十分、国際私法に関する規定の整備や理解の不十分等、多くの課題が残されている。また、実務の運用面においても、民法典について信頼性の高い解説書がなく、解釈の不統一があることを背景として、民法典に新たに導入された制度を中心に適切に運用されておらず、裁判官の判断がまちまちになり予見可能性に乏しいといった課題がある。

このように民法典の内容及び運用に関して多くの課題が認められる中、民法改正支援アドバイザーグループの各委員が中心となって、民法典施行後もその改正及び運用改善に向けた支援を継続しており、これまで契約法、財産法、家族法、不法行為法、国際私法等の分野で日本側の知見を提供し、課題について議論するなどしてきた。これらの議論を通じ、ネパール側は現行民法典の問題点を実感しつつあり、現在、実務的な運用で対応できる部分と改正による対応が必要な部分を検討している状況にある。

上記のような状況の下、ネパール側から、日本側アドバイザーグループの各委員と集中的に議論をし、日本の実務を見聞して、民法典の課題や実務の改善点を特定して今

後の方針を策定したいとの要望が出された。そこで、今後の方針を具体化し、将来的に実施可能なものとするため、理論と実務の両面において日本側の知見を共有するべく、本研修の実施に至った。

第3 本研修の内容

1 アドバイザリーグループ委員等による講義

(1) 概要

本研修は、研修参加者と民法改正支援アドバイザリーグループ委員等が民法典に関する主要なテーマについて集中的に議論を行うことにより、法改正及び運用改善に向けた共通の問題意識を醸成することを目指し、同委員である前記松尾弘教授、南方暁新潟大学名誉教授、木原浩之亜細亜大学法学部教授、当職及び森永太郎国連アジア極東犯罪防止研修所所長（当時）を講師として、契約法、家族法、不法行為法、国際私法及び国際民事訴訟法等についてそれぞれ講義を実施した。また、近時、ネパールにおいて高齢者の財産管理・身上監護が課題となっていることから、上記南方暁名誉教授、東京パブリック法律事務所所属三上早紀弁護士、荒川豊国際協力部教官による、成年後見その他高齢者の財産管理・身上監護に関する制度についての講義を実施した。

各講義の要旨は以下のとおりである（以下、講義の実施順に記載する。）。

(2) 松尾弘教授による「財産法・契約法」の講義

松尾教授は、契約の効力や物権変動の時期、第三者保護に関し、日本法のみならず、フランス法やドイツ法等の外国法とネパール法を比較・検討する内容の講義を行った。財産法や契約法は、取引に関する基本的なルールとして経済活動にとって重要であるが、ネパールの民法典や判例には、国際的な水準から乖離した部分があり、研修参加者との議論を通じて、研修参加者にもそのような問題意識を共有してもらうことができた。

(3) 森永太郎所長（当時）及び当職による「国際私法・国際民事訴訟法」の講義

ネパールの民法典には、国際私法と題する章があるが、同章には国際私法に関する条文と国際民事訴訟法に関する条文が混在しており、それぞれの基本的な理解や区別が十分になされていないことから、森永所長及び当職において、それぞれの基本的なルールを概説した。ネパールでは、近時、国際結婚やネパール人同士の国際離婚のケースが増加し、裁判でも争われていることから、そのような具体的な事例の検討等を通じて、両者の適用場面の相違や基本的なルールの適用等に関する理解を深めてもらうことができた。

(4) 南方暁名誉教授による「日本とネパールの後見制度」、「家族法の諸課題」の講義

南方名誉教授は、後見制度に関する講義において、日本の任意後見契約を含む成年後見制度について、その基本理念や制度を概説し、研修参加者との間で、ネパールの後見、保佐の制度との異同等に関する意見交換をした。任意後見契約は、ネ

パールではまだ導入されていない制度であるが、今後そのニーズが高まる可能性があり、多くの質問が出るなど研修参加者から高い関心が示された。

また、家族法の諸問題に関する講義では、南方名誉教授において、民法典では明確にされていないが、理論上ないし実務上重要と思われる点に関する問題提起を行い、研修参加者との間で議論がされた。例えば、婚姻の効力発生時や終了時、家族の利益保護と第三者保護に関する規定等について議論がされ、民法典では明確でないが、研修参加者の間では共通理解があるものもあれば、研修参加者の間でも理解が分かれるものもあり、議論を通じて一つ一つの条文の理解を確かめていくことの重要性が研修参加者にも伝わったように思われる。

(5) 荒川教官による「成年後見登記制度」の講義

荒川教官は、法務省民事局に所属していた経験に基づき、成年後見登記制度について、その意義・目的や手続、登記の内容等に関する講義を行った。ネパールには、後見に関する登記制度が存在しておらず、取引の第三者保護という視点が十分ではないところ、日本において後見の公示とプライバシーの保護とのバランスを図りながら成年後見登記制度が運用されていることについて、研修参加者より多くの質問が出るなど興味深く聞いていた。

(6) 三上早紀弁護士による「日本における高齢者の財産管理制度」の講義

三上弁護士は、弁護士としての職務経験に基づき、法定後見（保佐、補助を含む。）、任意後見、家族信託、財産管理委任契約等の高齢者の財産管理に関する複数の制度を紹介し、それぞれの利害得失を踏まえ、実務上どのように使い分けがされているかなどについて講義を行った。ネパールでは、高齢者の財産管理・身上監護が社会問題化していることから、日本がこの問題にどのように対応しているかの知見・経験を共有することにより、ネパールでの課題に取り組む上で参考になることが期待される。

(7) 木原浩之教授による「不法行為法」、「消費者保護」の講義

木原教授は、ネパールの不法行為法に関して、①契約が存在する場合に不法行為が成立しないとする規定があること、②使用者責任の成立範囲が狭いこと、③共同不法行為で責任の割合に応じた分割責任になることについて問題提起をし、研修参加者との間で議論がされた。不法行為に関しては、従前より刑事責任との区別等も問題にされてきたところであり、被害者の救済や損害の公平な分担といった不法行為の目的を改めて考えてもらうことができた。

また、消費者保護に関する講義では、ネパールにおいて、契約自由の原則が強調され、不当条項規制等の消費者保護の法制が十分でないことを踏まえ、消費者契約の場合には契約自由の原則をそのまま適用することが相当でない旨を指摘した上で、消費者保護に関する複数のアプローチを比較・検討し、将来の法改正に向けた問題提起がなされた。

(8) 松尾教授による「多数当事者の債権債務関係」の講義

松尾教授は、多数当事者の債権債務関係について、日本とネパールの条文を比較・検討し、これをどのように処理するのが妥当であるか研修参加者との間で議論しながら、研修参加者の理解を深めていた。債権総論に関する規定が債権に共通するルールであることを説明する中で、特に連帯債務に関しては、共同不法行為の場合を含めて、債権者（被害者）が一人の債務者の無資力リスクを回避するために連帯債務とすることの必要性を研修参加者に考えてもらうことができた。

(9) グループによる検討及び検討結果の発表等

本研修の最終日には、前記の講義テーマに即して研修参加者をグループ分けし、グループ内で法改正及び運用改善に関する議論を行った上で、各グループが考える法改正及び運用改善の方策について発表し、講師より各発表に対してコメントをいただき、更に質疑応答を行った。これにより、日本側の講義の内容をより深く理解してもらい、研修参加者各自において今後の方策に向けた問題意識を本国に持ち帰ってもらうことができた。

2 見学・概要説明等

本研修では、現在、ネパールでカトマンズ地方裁判所に家事部を設置する取組が試験的に開始されており、将来的に家庭裁判所の設置を目指していることを受けて、日本の家庭裁判所の実務・運用を見てもらう目的で、東京家庭裁判所を訪問した。東京家庭裁判所では、裁判官、調査官及び書記官から家事調停・審判事件、後見監督事件等の家庭裁判所の事件処理に関する概要説明を受けるとともに、調停室・児童室等の家庭裁判所の施設を見学した。施設見学では、子どもを巡る紛争を適切に解決するために児童室での交流場面観察や親ガイダンスを実施していることについて、家庭裁判所独自の取組として興味深く見学してもらうことができた。

また、本研修では、他にも元最高裁長官である寺田逸郎法務省特別顧問を表敬し、日本・ネパールそれぞれの司法制度改革等に関する意見交換の機会を得ることができた。

第4 総括

前記のとおり、研修最終日に研修参加者のグループ発表を実施したところ、その内容は、今回の研修における日本側からのインプットを踏まえてネパール民法典の内容及び運用面の問題を整理し、改善への糸口を示唆するものとなっており、また、研修参加者のアンケートには、本研修で多くを学ぶことができ、執務に活かしたい旨の意見が複数見られるなど、講義を始めプログラムの内容に対する高い理解度・満足度を得ることができたといえる。

法改正及び運用改善に向けた取組には時間を要するため、本研修の実施後、短期間で具体的な成果を期待することは困難と思われるが、本研修には最高裁判事2名、法・司法・議会省の次官を始めとする裁判・行政実務の中核を担う人材が複数参加しており、

これらの参加者に法改正や運用改善の必要を実感してもらえたのであれば、これらの参加者により民法典の改正及び運用改善に向けた取組が促進されることが期待できる。また、各機関より若手の職員も参加しており、質疑応答や意見交換の場で積極的に意見を述べる様子が見受けられ、今後ネパールの法・司法分野の中核を担っていくことが期待される若手世代に民法典の問題点について実感してもらえたのであれば、将来の改正に向けてきっかけを与えることができたと考えられる。以上を総合すれば、本研修は所期の目的を十分に達成することができたといえる。

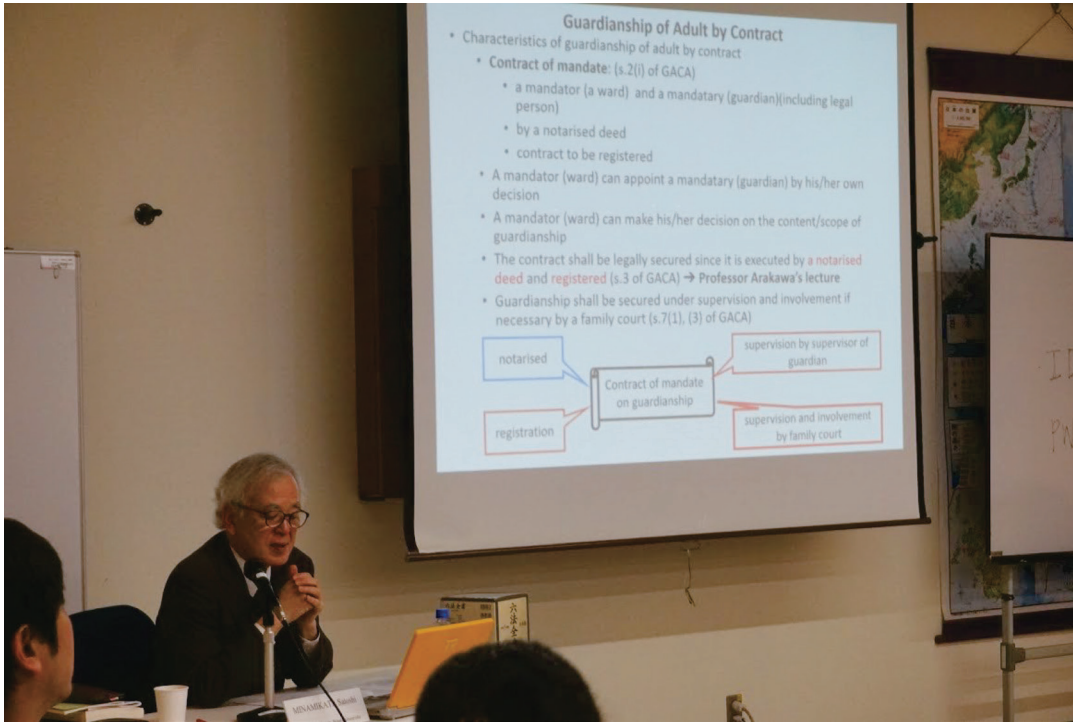
最後に、今回の研修に御協力いただいた講師の先生方、御多忙の折に訪問見学を快く受け入れていただいた東京家庭裁判所を始めとする関係者の皆様に対し、この場を借りて改めて御礼を申し上げます。

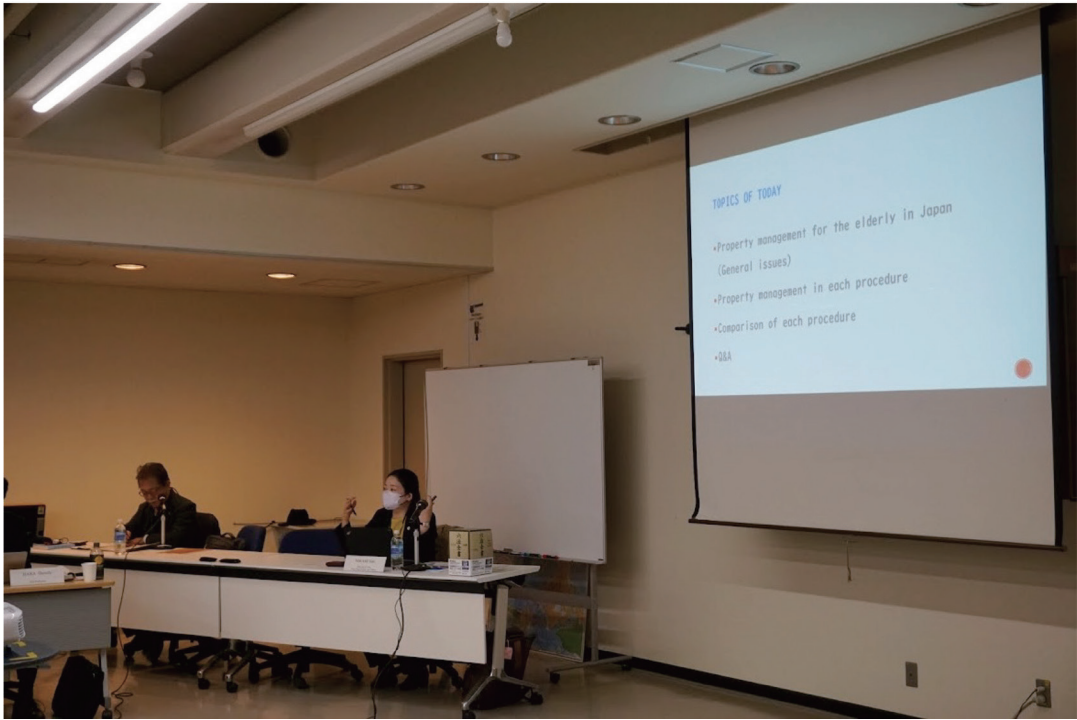
【法務省赤れんが棟前での集合写真】



【各講義の様子】







2023年度ネパール本邦研修「民法改正及び運用改善」日程表
 【令和5年12月2日（土）～12月13日（水）（移動日を含む。）】
 【担当：原教官、茅根教官、辻国際専門官、中嶋国際専門官】

月日	曜日	午前	休憩等	午後	備考	
12/2	土	【出国】 カトマンズ発				
12/3	日	【入国】 成田空港着				JICA東京センター泊
12/4	月	9:30 JICAオリエンテーション JICA東京センター	11:30 11:30 12:30 専門家オリエンテーション	14:00 14:30 14:30 国際協力部オリエンテーション 【発表】 ネパール側発表 JICA東京センター	17:00	JICA東京センター泊
12/5	火	10:00 【講義】 慶應義塾大学大学院法務研究科 松尾弘教授 「財産取引と契約、取引の安全」 JICA東京センター	12:00	14:00 【講義】 アジ研森永所長、ICD原教官 「国際私法・国際民事訴訟法」 JICA東京センター	17:00	JICA東京センター泊
12/6	水	10:00 【講義】 新潟大学 南方暁名誉教授 「ネパールの後見、準後見、日本の任意後見その他の制度」 JICA東京センター	12:00	14:00 【講義】 新潟大学 南方暁名誉教授 「家族法の課題」 JICA東京センター	17:00	JICA東京センター泊
12/7	木	9:45 【講義】 ICD荒川教官 「成年後見登記制度」 法務省（赤れんが棟）	11:15 11:20 12:00 【見学】 施設見学	12:00 13:30 14:00 【意見交換・写真撮影】 所長主催意見交換会 法曹会館	16:00 16:10 17:00 【見学】 東京家庭裁判所 【意見交換】 日本弁護士連合会 弁護士会館	JICA東京センター泊
12/8	金	10:00 【講義】 東京パブリック法律事務所 三上早紀弁護士 「高齢者の権利保護に関する実務の対応」 JICA東京センター	12:00	14:00 【講義】 亜細亜大学法学部 木原浩之教授 「不法行為法、契約法」 JICA東京センター	17:00	JICA東京センター泊
12/9	土					JICA東京センター泊
12/10	日					JICA東京センター泊
12/11	月	11:00 【講義】 慶應義塾大学大学院法務研究科 松尾弘教授 「多数当事者の債権債務関係、総論と各論の関係」 JICA東京センター	13:00	ネパール側プレゼン準備		JICA東京センター泊
12/12	火	9:30 総括質疑及び発表 JICA東京センター	11:30 12:30 評価会・修了式	(書類整理) JICA東京センター		JICA東京センター泊
12/13	水	【出国】 成田空港発				

2023年度ネパール本邦研修「民法改正及び運用改善」

1	イシュワル・プラサド・カティワダ
	Hon.Mr. Ishwor Prasad KHATIWADA 最高裁判所 判事(Justice)
2	プラカシュ・マン・シン・ラウト
	Hon.Mr. Prakash Man Singh RAUT 最高裁判所 判事(Justice)
3	ウダヤ・ラジ・サブコタ
	Mr. Udaya Raj SAPKOTA 法・司法・議会省 次官(Secretary)
4	リシ・ラム・ダワディ
	Mr. Rishi Ram DAWADI パタン高等裁判所 判事(Judge)
5	ダンダパニ・シャルマ
	Mr. Dandapani SHARMA カトマンズ地方裁判所 判事(Judge)
6	ラメシュ・プラサド・リジャル
	Mr. Ramesh Prasad RIJAL 国家司法学院 教授(地方裁判所判事)(Faculty / Judge)
7	マン・バハドウル・カルキ
	Mr. Man Bahadur KARKI 司法評議会事務局 次官補(不服申立・モニタリング担当)(Joint Secretary)
8	マン・バハドウル・アリアル・チェトリ
	Mr. Man Bahadur ARYAL KSHETRI 法・司法・議会省 次官補(法起草・法的意見・官報・移行期正義・議会担当)(Joint Secretary)
9	ディン・ナト・パラジュリ
	Mr. Din Nath PARAJULI トリブバン大学法学部キャンパスチーフ、准教授(Campus Chief, Associate Professor)
10	トゥララム・ギリ
	Mr. Tularam GIRI ネパール弁護士会 副会長(Vice President)
11	ウッタム・プラサド・アチャリヤ
	Mr. Uttam Prasad ACHARYA ネパール弁護士会 副会長(Vice President)
12	ビマラ・パウデル
	Ms. Bimala PAUDYAL 国家法律委員会(ネパール・ロー・コミッション) 上級職員(法起草担当)(Under Secretary)
13	ロカハリ・バシヤル
	Mr. Lokahari BASHYAL 法・司法・議会省 上級職員(法起草担当)(Under Secretary)
14	ラム・クリシュナ・パタク
	Mr. Ram Krishna PATHAK 国家法律委員会(ネパール・ロー・コミッション) 職員(法起草担当)(Section Officer)
15	バブラム・バッターライ
	Mr. Baburam BHATTARAI 検事総長府 総務・人事部門 検事補(Assistant Government Attorney)
16	アヌジャ・ダッタ
	Ms. Anuja DUTTA 法・司法・議会省 職員(国際法・条約担当)(Section Officer)

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 原 彰一(HARA Shoichi) 茅根 航一(CHINONE Koichi)

国際専門官 / Administrative Staff 辻 のぞみ(TSUJI Nozomi) 中嶋 勇美(NAKAJIMA Yuki)

【国際協力人材育成研修】

令和5年度国際協力人材育成研修

国際協力部教官

茅 根 航 一

第1 はじめに

令和5年11月6日から同月17日までの間（移動日を含む。以下、別段の記載のない限り、年は全て2023年である。）、令和5年度国際協力人材育成研修を実施した。

同研修は、平成21年以降、法制度整備支援に関心を持つ法務・検察職員を対象に、法制度整備支援に対する理解を深め、将来法制度整備支援業務に従事する場合に必要な基礎的な知識及び技術を習得させることを目的として、毎年度1回実施しており、今回で第15回目となる。

本研修は、昨年度に引き続き海外での研修を実施し、ラオス人民民主共和国（以下「ラオス」という。）を訪れた。

本稿では、本研修の概要について紹介する。意見にわたる部分は当職の私見である。

第2 研修参加者

森 香太 （法務省民事局付）

石村 竜太 （法務省人権擁護局総務課人権擁護推進室施策推進第一係長）

外山 詳子 （東京法務局訟務部（民事訟務部門）係員）

高田 洸輔 （水戸地方検察庁検事）

本多 茂雄 （名古屋地方検察庁検事）

味田 亮輔 （福岡地方検察庁小倉支部検事）

近藤 友宏 （東京地方検察庁検察事務官）

第3 研修概要

本研修の日程は、別添「令和5年度国際協力人材育成研修日程表」のとおりである。

1 国内研修（前半：11月6日～同月8日）

(1) 当部職員による講義

法務省が実施している法制度整備支援の概要等についての内藤晋太郎部長による講義、長期派遣専門家の役割、長期派遣専門家に必要な知識や能力、ラオス長期派遣専門家としての経験等についての須田大副部長による講義、当部の支援対象国に対する支援活動の概要についての当部教官による講義を実施した。

(2) 外部講師による講義

ラオスの政治体制及び社会情勢等についての独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所山田紀彦氏による講義を実施した。

また、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）本部を訪問し、ガバナンス・平和構築部ガバナンスグループ法・司法チームの方々から、政府開発援助（以下「ODA」という。）の全体像、JICAの組織及び業務の概要、JICAが実施する法制度整備支援業務の内容についての講義を受けたほか、技術協力プロジェクトを企画・策定する際に必要となるPCM手法やプロジェクトの目標等を記載するPDMの基礎知識について講義を受けた。さらに、JICA国際協力員白出弁護士から、中国に対する法整備支援プロジェクトに関する講義を受けた。

2 国外研修（11月9日～同月15日）（※移動日を含む。）

今年度の国外研修はラオス1か国で実施した。

(1) JICAラオス事務所訪問

JICAラオス事務所を訪問し、ラオスの政治体制、ラオス政府に対するODA及びJICAが行っている具体的な支援・協力の内容について説明を受けた。

(2) 国立司法研修所（National Institute of Justice）訪問

ラオスの法学教育・法曹養成機関である国立司法研修所を訪問し、同所のペッサマイ副所長ら幹部数名と面会した。国立司法研修所は、2018年に法務総合研究所との間で協力覚書を署名・交換しており、2019年以降、同協力覚書に基づいて法務総合研究所との共同セミナーを実施している。日本への留学経験もあるペッサマイ副所長らの歓迎を受け、同所内を御案内していただいた。



【国立司法研修所への訪問の様子】

(3) ラオス長期派遣専門家との意見交換

JICA法整備支援プロジェクトオフィス（以下「現地プロジェクトオフィス」という。）を訪問し、JICA長期派遣専門家から、ラオスに対する法制度整備支援の歴史、今年開始された現行JICA法整備支援プロジェクトの概要及びその具体的な活動内容について説明を受けた。

(4) 司法省（Ministry of Justice）訪問

司法省を訪問し、同省に設置された経済紛争解決センターの所長及び幹部数名と面会するとともに、現地プロジェクトオフィスと同センターとの協議に同席した。研修参加者にとって、現地の支援活動を直接見聞する良い機会となった。

(5) 国立司法研修所における講義

ア 国立司法研修所を訪問し、同所の学部3年生約60名及び教官約10名並びにオンラインで参加した同所分校の学生及び教官合計約30名に対し、研修参加者による講義を実施した。

研修参加者7名は、民事系と刑事系の2グループに分かれ、民事系グループは「日本の民事訴訟手続」を、刑事系グループは「日本の検察官の役割」をテーマとして、それぞれ、日ラオス語の逐次通訳を介し、約50分間の講義を行った。

イ 民事系グループの講義では、ラオスにおいては日本と異なり職権主義的に民事裁判が行われていることを踏まえ、日本の民事裁判の特徴である処分権主義や弁論主義といった当事者にイニシアティブが委ねられている点を中心に説明した。聴講者からは、日本の民事裁判の審理に要する期間、日本における仲裁、調停の利用状況を尋ねる質問があったほか、ラオスにおいては本人訴訟の割合が多いという現状を踏まえ、日本において裁判所が当事者の主張立証に積極的に介入することの有無等を尋ねる質問があった。

ウ 刑事系グループの講義では、ラオスにおいては日本と異なり検察官が刑事裁判のみならず民事裁判にも立会って法律上の手続が履践されているかを監督する役割を果たしていることなどを前提として、日本の検察官及び検察事務官の刑事手続における役割を説明した。聴講者からは、ラオスにおいては、裁判所が事件の証拠が足りないと判断した場合に検察院に事件を差し戻す制度があることを踏まえ、日本において同様に裁判所が証拠不十分と判断した場合の措置を尋ねる質問があった。



【国立司法研修所における講義の様子】

(6) 刑事裁判の傍聴

ヴィエンチャン市内の首都人民裁判所において第一審の刑事裁判を傍聴する機会

を得た。裁判の様子は研修参加者に強い印象を与えたようであり、後記の本研修最終日の発表において複数の研修参加者が刑事裁判の様子に触れていた。

3 国内研修（後半：11月16日及び同月17日）

(1) 講義

国際専門官の担当業務ややりがい等についての当所国際事務部門国際専門官の講義、国連アジア極東犯罪防止研修所の歴史、組織概要及び活動状況についての同所教官による講義、大臣官房国際課設置の目的やその業務概要、司法外交の概要と法務省における国際協力の今後の展望等についての同課補佐官による講義を実施した。

(2) 課題発表及び総括質疑応答

本研修最終日に、各研修参加者において、本研修で習得した知見や経験、本研修に対する感想や法制度整備支援の意義・在り方に対する考察等を1名15分程度で発表した。

第4 終わりに

- 1 本研修は、国際協力の基礎を学ぶことに主眼を置いた国内研修及び法制度整備支援の現場を体感することによりその活動に必要な素養や技能を習得することに主眼を置いた国外研修の二部構成で実施した。
- 2 国内研修では、法制度整備支援の全体像を理解することに向けた従来からの講義に加え、今年度からは、国外研修の訪問先国の法制度という視点に限らず、政治体制や社会情勢といったより広い視点から当該国の国情を学ぶ講義を新たに実施した。このようなマクロ的な観点からの講義は、同国の実情を理解するのに大いに役立つものと思われる。研修参加者にとってラオスはなじみの薄い国であり、初見・初出の情報に触れることが多かったが、講師に積極的に質問するなど、いずれも意欲と関心を持って講義に臨む姿勢が見られた。
- 3 国外研修では、JICAラオス事務所及び現地プロジェクトオフィスの専門家との意見交換並びに国立司法研修所の学生に対する講義を中心とするプログラムを実施した。研修参加者は、前者については、ラオスのプロジェクトに関するICD NEWS等の記事を読んだ上で臨み、積極的に質問するなど、意欲的に取り組んでいた。また、後者についても、講義資料や原稿の作成に当たり、日本の法制度をいかに分かりやすく説明するかに配慮していた。その結果、各講義は充実した内容となっており、聴講者からの様々な角度からの質問にも丁寧に対応することができていた。
- 4 本研修の最後には、研修参加者において、自らテーマを設定し、本研修のカリキュラムを通じて得た情報や経験を基に、法制度整備支援に対する各自の考えや見解を発表した。各発表は、いずれも示唆に富み、本研修を通じて法制度整備支援を含む国際協力に対する理解や認識を十分に深めたことをうかがわせるものであった。研修参加者の中には、法制度整備支援を始めとする国際的な業務に将来従事したいとの希望を

表明する者もいたことを付言したい。

- 5 末筆ながら、本研修に御協力いただいた全ての関係者の皆様、特に、御多忙の中、国外研修の企画・調整等に御尽力いただいた矢尾板隼チーフアドバイザーを始めとする現地プロジェクトオフィスの皆様にこの場を借りて厚く御礼申し上げます。

令和5年度国際協力人材育成研修日程表

月 日	曜日	午前	午後	備考	
11 / 月 6			15:00 法務総合研究所 宿泊棟(国際法務 総合センター内) 入寮	16:00 17:00 オリエンテーション 国際協力部教官 国際専門官 寮泊	
11 / 火 7		9:40 10:20 講義「国際協力部の法 制度整備支援」 国際協力部長	10:30 12:00 ICD教官の業務と各国支援状況1 国際協力部教官(茅根教官・坂本教官)	13:00 (移動) 14:30 JICAの法整備支援 JICA法・司法チーム 16:30 (移動) 18:00 寮泊	
11 / 水 8		9:40 11:00 長期派遣専門家の業務 国際協力部副部長	11:10 12:00 ICD教官の業務と各国支援状況2 国際協力部教官(荒川教官)	13:00 14:30 ラオスの政治体制及び社会情勢等 JETROアジア経済研究所 山田紀彦氏 14:40 15:40 海外研修オリエン テーション 国際協力部教官 国際専門官 15:45 17:00 資料整理・海外研修 準備 寮泊	
11 / 木 9		移動日 日本(東京・羽田) → ラオス(ビエンチャン) 日本(東京・羽田)10:35発 タイ(バンコク)15:40着(便名 TG0683) タイ(バンコク)18:30発 ラオス(ビエンチャン)19:45着(便名 TG0574)			ビエンチャン泊
11 / 金 10		10:30 JICAラオス事務所訪問 JICAラオス事務所所長	11:30 14:00 国立司法研修所(NIJ)訪問 NIJ副所長	15:30 17:00 ラオス長期派遣専門家と意見交換会 矢尾板専門家・阿諶坊専門家・澤井専門家 ビエンチャン泊	
11 / 土 11					ビエンチャン泊
11 / 日 12					ビエンチャン泊
11 / 月 13		10:00 11:00 経済紛争解決センター訪問	13:30 16:30 国立司法研修所 講義・意見交換	寮泊	
11 / 火 14		9:00 12:00 刑事裁判傍聴	移動日 ラオス(ビエンチャン)→日本(東京・羽田) ラオス(ビエンチャン)20:30発 タイ(バンコク)21:40着(便名 TG0575) タイ(バンコク)23:15発 日本(東京・羽田)翌6:55着(便名 TG0682)		
11 / 水 15		6:55 羽田着	資料整理・研修結果報告書作成		寮泊
11 / 木 16		10:00 11:00 国際専門官の業務 国際専門官(中嶋専門官)	11:20 12:00 UNAFEIの業務 UNAFEI教官(奥田教官)	13:00 14:00 官房国際課の業務 官房国際課(高坂補佐官)	14:10 15:10 研修結果報告 前の質疑応答 国際協力部教官 国際専門官 15:20 17:00 資料整理・研修結果報告書作成 国際協力部 寮泊
11 / 金 17		9:45 12:00 研修結果報告発表・総括質疑応答 国際協力部	13:15 14:00 閉講式 国際協力部		

国際協力人材育成研修結果報告（日本の法整備支援の在り方）

法務省民事局付

森 香 太

第1 はじめに

このたび、法務省法務総合研究所国際協力部（以下「ICD」という。）の主催する令和5年度国際協力人材育成研修（以下「本研修」という。）に参加する機会を頂いた。本研修は、令和5年11月6日から同月17日まで行われ、そのうち同月9日から同月14日までの期間は、ラオス人民民主共和国（以下単に「ラオス」という。）において行われた。

私は、これまで法整備支援に関する業務に携わった経験はなく、法整備支援の意義や具体的な活動に関する十分な知識や理解を有していなかった。このような私にとって、本研修は、法整備支援に関する基礎的な知識を得るとともに、法整備支援に関する理解を深める上で、非常に有益なものであった。

本研修において学び、考えた事項は、非常に多岐にわたるものの、本稿では、特に「日本の法整備支援の在り方」について学び、考えたことについて、本研修での経験と併せて、御報告させていただくこととしたい。

第2 日本の法整備支援の在り方について

1 総論

法整備支援の在り方については、様々な考え方があり得るところである。本研修でも、多くの実務家の方から、法整備支援の在り方についての御説明をいただいたところであるが、その内容は少しずつ異なり、また、重視している点も異なっているように思われた。

本研修において学んだ内容を基に、私なりに整理を試みると、日本の法整備支援の在り方を考える上では、①日本が開発途上国に対して法整備支援をする理由（支援国側の観点）と②日本が支援をする開発途上国の状況・要望（開発途上国側の観点）を検討する必要があると思われる。

2 日本が開発途上国に対して法整備支援をする理由（支援国側の観点）

開発途上国に対して法整備支援を行うに当たっては、使うことができる資源（予算、人員など）が限られているため、日本が、開発途上国に対して、際限なく法整備支援をすることはできない。そこで、日本が、どの国に対して、何について、どのように支援をするのかを検討する必要があり、その検討に当たっては、日本が開発途上国に対して法整備支援をする理由を考察する必要がある。

日本が開発途上国に対して法整備支援をする理由については、①国際社会における日本の責務としての意義、②日本国内における日本国民の社会生活を維持・発展する

ための意義、③日本の国際的な活動を有利にする意義があると思われる。

(1) 国際社会における日本の責務としての意義

法整備支援をする理由としては、まず、国際社会における日本の責務としての意義が挙げられる。本研修の中でも、例えば、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）の本部を訪問した際に、このような意義についての御説明をいただいたところである。これは、概略、次のような考え方であると思われる。

世界には、急速な経済発展を進める中で、基本的な法制度の整備が追いついておらず、国民の安全・生活を守ることが難しい地域が存在する。そこで、人類普遍の原理である基本的人権の擁護を実現し、遍く法の支配に基づく秩序を確保する上では、相対的に法制度の整備が進んでいる日本には、先進国として、開発途上国の法整備を支援する責務があると考えられる。

また、日本がこれまで世界から受けてきた支援を踏まえると、この責務は一層大きなものと思われる。すなわち、日本は、第二次世界大戦後の復興期に国際社会からの支援を受けて経済成長を遂げた歴史を有しており、また、東日本大震災などの災害発生時には、多くの国や地域、国際機関から支援物資や支援金・義援金を受けた経験がある。このような日本の歴史・経験を踏まえると、日本には、過去の支援に報いるとともに、その経験を生かして開発途上国の自立と発展に協力する社会的な責務があると思われ、先進国としての大きな責務を負っているといえることができる。

(2) 日本国内における日本国民の社会生活を維持・発展するための意義

法整備支援は、開発途上国に人員を派遣し、あるいは国内で研修を開催する方法により実施されるものであるが、そのような活動を実施する上では、どうしても予算が必要となり、その財源には国民の税金が充てられることになる。そうである以上、日本の法整備支援は、国際社会における日本の責務を果たすという道義的な意義のみならず、日本の国益（実利）に適ったものでなければならないものと思われる。本研修の中で御紹介をいただいた開発協力大綱（令和5年6月9日閣議決定）においても、日本の開発協力の目的として、「開発途上国との対等なパートナーシップに基づき、開発途上国の開発課題や人類共通の地球規模課題の解決に共に対処し、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の下、平和で安定し、繁栄した国際社会の形成に一層積極的に貢献すること。」と併せて、「同時に、我が国及び世界にとって望ましい国際環境を創出し、信頼に基づく対外関係の維持・強化を図りつつ、我が国と国民の平和と安全を確保し、経済成長を通じて更なる繁栄を実現するといった我が国の国益の実現に貢献すること。」が挙げられている。

そこで、開発途上国に対する法整備支援が、具体的にどのように日本の国益に結び付くのかという点が問題となるが、そこでは、開発途上国に対する法整備支援が、日本国内における日本国民の社会生活の維持・発展に寄与するものであるという点を挙げるができる。

例えば、基本的な法制度を備えていない開発途上国においては、国民は十分な権利救済を受けることができず、貧困や教育・雇用機会の不均衡などの問題を生じさせ、やがては紛争に発展することが考えられる。そして、開発途上国における紛争の影響は、直接的（日本が紛争に巻き込まれるなど）あるいは間接的（日本国内における物資の不足、物価の上昇など）に、日本国内における国民の社会生活に悪影響を及ぼす可能性がある。また、このような開発途上国の状況を放置することは、感染症の流行や環境破壊などにも結び付き、世界規模の悪影響を生ずる可能性もある。このように、開発途上国の問題は、日本国内における国民の社会生活に影響を及ぼし得るものであり、開発途上国を支援することは、日本を守ることに繋がるものであるといえる。

さらに、日本国内での生活には、他国の協力が必要不可欠であり、開発途上国に対する法整備支援を通じて、他国との協力関係を構築・維持することは、重要な意義を有するという点を指摘することができる。すなわち、日本は、現在、生活や産業に欠かせないエネルギーの8～9割を国外からの輸入に頼っているものとされており、日本の食料自給率は40%を下回り（農林水産省が公表するところによると、日本における令和4年度のカロリーベースの食料自給率は約38%とされている。）、多くの穀物、水産物、果実などを国外からの輸入に頼っている状態にある。日本が資源や食料の多くを世界各国からの輸入に依存しており、一国だけで存立を維持することが難しい状況にあることを踏まえると、日本国内における国民の生活を維持し、向上するためには、他国との協力関係が不可欠であり、その上で、開発途上国に対する法整備支援は、重要な意義を有しているものと考えられる。

(3) 日本の国際的な活動を有利にする意義

開発途上国に対する法整備支援には、日本国内における日本国民の社会生活の維持・発展に寄与するのみならず、日本の国際的な活動を有利にする意義もあると思われる。本研修の中でも、複数の実務家より、この観点からの御説明をいただいた。

例えば、基本法令が整備され、法制度が適切に運用されている国では、紛争の発生を適切に予防することができ、また、紛争が発生した場合の対応についても予見することができるため、そのような国は、日本国民の滞在先や日本企業のビジネス市場として安定することになると思われる（なお、独立行政法人日本貿易振興機構（以下「JETRO」という。）の公表するところによると、ラオスでは日系企業専用の工業団地の開発が進められているとのことであるが、私が現地で見聞した感想としては、ラオスに進出している日本企業は、まだまだ多くないものと思われる。）。

さらに、開発途上国との間で協力関係を構築・維持することは、国際会議等において他の国と協力関係を築くことにも繋がり、国際社会において日本が意見を述べていく上で、その地位を優位にするという効果もあると思われる。本研修においては、JETROアジア経済研究所の山田紀彦先生よりラオスの歴史、経済等につい

て御説明をいただいたが、その中では、ラオスは、現在、多額の公的債務を負っており、その約半分は中華人民共和国（以下「中国」という。）に対するものであって、中国のラオスに対する影響は大きいという御指摘があった。このようなラオスの経済状況を踏まえると、ラオスを支援し、経済的な困窮を解消することは、ラオスに対する中国の影響力を薄めることに繋がり、相対的に、日本の地位を高めることに結びつくものと思われる。

3 日本が支援をする開発途上国の状況・要望（開発途上国側の観点）

開発途上国には、それぞれ、様々な状況・事情があるため、日本から見て、必要な支援の内容は、支援対象となる開発途上国によって異なり得る。また、開発途上国には、それぞれの認識する課題があり、要望する支援の内容も異なり得る。

日本の開発途上国に対する法整備支援の在り方を考える上では、このような開発途上国側の観点を踏まえる必要があり、具体的には、①開発途上国の状況、②開発途上国の要望、③開発途上国の歴史・文化を踏まえる必要があると思われる。

(1) 開発途上国の状況

当然のことではあるが、開発途上国に対する支援は、支援国の側から見て、当該開発途上国の法制度等に何らかの課題がある場合に行われることになる。そして、開発途上国には複数の課題があるのが通常であり、開発途上国の状況に応じて、優先すべき支援の内容は異なり得る。

例えば、ラオスではJICAのプロジェクトオフィスにおいて、2023年より「法の支配発展促進プロジェクト（フェーズ2）」が開始されているとのことであり、同プロジェクトでは、ラオスにおける理論面の整理が十分ではない、ラオスにおける法律家の教育のための研修資料等が十分ではないなどの課題に対応するため、論点集の作成、研修用指導書の作成などの活動が行われる予定であるとのことであった。

また、国内研修の講義やJICAラオス事務所に訪問した際には、ラオスでは、汚職や手続の不透明等の理由により裁判所に対する国民の信頼が低いという問題があるという指摘もあり、これもラオスが抱える課題の一つであると思われる。

(2) 開発途上国の要望

法整備支援をするに当たっては、支援対象国の司法関係機関との協力が必須のものとなるが、そのような機関の関係者が有している優先課題の認識や、日本に対して求めている支援の内容は、日本の法整備支援の在り方を考える上で、重要な要素となる。

本研修を通じて、度々耳にしたところであるが、日本の開発途上国に対する法整備支援は、「寄り添い型」の支援として、開発途上国から高い評価を受けているとのことである。この「寄り添い型」の支援とは、私の理解したところによると、日本の法制度を支援対象国に押し付けるのではなく、支援対象国の主体性等を尊重し、支援対象国において自ら法制度を整備し、運用する能力を身につけてもらうと

いう点を重視するものであり、法制度が支援対象国に根付き、真の理解の上で運用されていくことを目指すものであると思われる。このような日本の「寄り添い型」の支援においては、支援対象となる開発途上国の意向は、特に重要な意味を有することになる。

本研修では、ラオス司法省の経済紛争解決センターを訪問し、同センターの職員より、ラオスの経済紛争解決法に関する御説明を伺う機会があった。この際、同センターの職員からは、ラオスの経済紛争解決法は、仲裁と調停について規定しているところ、将来的にはこれらを分けて整理し、別の法律で規定する必要があると考えているとのことであり、また、同法が外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（ニューヨーク条約）に整合していない（なお、ラオスは、日本と同様に、ニューヨーク条約に加入しているとのことである。）という点に問題意識を有しているというお話を聞くことができた。その上で、同センターとしては、将来の改正に向けた仲裁調停の運用マニュアルの改訂を進めたいと考えているようであった。法整備支援においては、このような、支援対象国の要望を考慮して行われることになると思われる。

なお、近年、世界的には、民事訴訟や仲裁・調停の分野において、条約やモデル法の作成により、法制度の統一を目指す方向での検討が進められているところであると思われる。そのような世界的な状況の中では、例えば、支援対象国から、国際モデルとは異なる独自の法制度等の要望を受けた場合において、どこまでその要望を尊重し、法整備支援を行うのかという、非常に難しい問題があると思われる。

(3) 開発途上国の歴史・文化

開発途上国は、その国によって、その有する歴史・文化が異なり、法整備支援を通じてよりよい法制度を根付かせるためには、その支援が、その国の歴史・文化を尊重したものである必要がある。そこで、開発途上国に対する法整備支援においては、その国の歴史・文化を理解し、これを尊重して行うことが重要であると思われる。

例えば、ラオスでは、日本とは異なり、国民議会の下に裁判所が設置されており、裁判所には法律の解釈権限が認められていないとのことである。このようなラオスの法制度を前提とすると、ラオスに対する法整備支援に当たって、裁判所の法解釈権限を強調することは、ラオスの制度や文化と相容れないものとなるため、留意する必要があるとの指摘もあった。

4 小括

以上のとおり、日本の法整備支援の在り方を考えるに当たっては、法整備支援をする理由と開発途上国の状況・要望とを踏まえる必要があり、前者については、日本は、①国際社会における責務、②日本国内における国民の社会生活の維持・発展、③国際活動における優位な地位の確保などのために、開発途上国に対して法整備支援をする意義があり、後者については、日本の法整備支援により、開発途上国に法制度を

根付かせるために、④開発途上国の状況、⑤開発途上国の要望、⑥開発途上国の歴史・文化を踏まえる必要があると思われる。

第3 終わりに

以上、本研修を通じて学んだ内容につき、特に「日本の法整備支援の在り方」について取り上げ、その御報告と併せて、本研修の内容や本研修で感じたことを御紹介させていただきました。

本研修が非常に充実したものとなったのは、茅根教官及び中嶋国際専門官をはじめとしたICDの皆様、本研修において御説明や様々な準備・手配等をいただいた多くの方々の御協力によるものであったと強く感じている。末筆ではあるが、この場を借りて、厚く御礼を申し上げたい。

令和5年度国際協力人材育成研修を終えて

法務省人権擁護局総務課人権擁護推進室係長

石村 竜太

第1 はじめに

この度、令和5年11月6日（月）から11月17日（金）までの間に法務総合研究所国際協力部（以下「ICD」という。）において開催された令和5年度国際協力人材育成研修に参加させていただいた。

本レポートは、国内研修及び国外研修の概要並びに本研修を通じて得た所感について報告をするものである。

第2 研修の概要及び所感

1 国内研修について

国内研修においては、日本の法整備支援の概要や推進体制について講義を受けるとともに、ICDの教官や独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）の長期派遣専門家として派遣されていた講師の方々等から、実経験を通じた法整備支援の具体的な活動内容について講義を受けた。

私は、自身が法務省に入省した当初から、法務省が開発途上国に対して法整備支援を行っていることについて認識はしていたものの、その具体的な活動内容については、各講義を通じて知るに至った。

まず、法整備支援は、JICAのプロジェクト以外にもICD主導による独自の活動もあること、近時は法務省が重要施策として掲げている「司法外交」の推進の一翼を担うものとしても位置付けられていることがわかった。各国への支援を進める上で今後向き合っていかなければならない課題については、法的紛争解決手段の多様化・国際化、各国の法制度の不十分さ、各国のビジネスの海外展開への対応といったことが挙げられることについても理解が深まった。

次に、ラオスに対して行われてきた法整備支援について学んだ。1998年に支援を開始し、25年にもわたる実績を有するものであること、直近では、2018年～2023年7月まで「法の支配発展促進プロジェクト」が実施されたこと、現在の支援対象機関は司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、ラオス国立大学であることなどについて理解を深めることができた。支援の内容は、いわゆる基本法の起草支援にとどまらず、解説書や執務参考資料（民法典コンメンタール、民事第一審判決書マニュアル、刑法総論事例問題集、民事事実認定問題集、刑事事実認定問題集等）の作成・改訂といったことが行われていることについても、新たに知ることができた。

講義の中で、法整備支援を行うに当たって留意すべき点等についても言及があったが、支援の現場ではどのような困難があり、それをどのように解決し支援を進めてい

るのか、実際に現場に行き、これらにつき実感を伴って具体的に理解したいという思いを胸にラオスに渡航した。

2 国外研修（ラオス・ヴィエンチャン）について

ラオスのヴィエンチャンで行われた国外研修においては、JICA事務所、NIJ（国立司法研修所）及び経済紛争解決センターを訪問し、また、ラオス長期派遣専門家との意見交換や刑事裁判の傍聴を行ったので、その概要及び所感を記すこととした。

(1) JICA事務所の訪問について

JICA事務所では、長瀬所長からラオスにおけるJICAの活動の概要について説明があった。これまでのラオスにおける法整備支援の中心的な活動は、民法典を作成したことであり、その過程では、ラオス側の主体性を尊重し、ラオス側から質問してもらい、考えてもらった。そして、この作業は非常に手間と時間がかかるものだったとのことである。基本法の起草支援の苦労やその価値の大きさを学ぶことができた。

続けて長瀬所長がお話されたのは、ラオスにおける財政問題と人民革命党についてである。

まず、財政問題について、なぜこれほど国の債務が膨れ上がっているのかという点については、国の発展は遅れているにもかかわらず進んだ生活がしたいという国民感情が原因の一つであるというお話があった。ラオスは経済成長のために多額の財政出動をしており、チェック&バランスの仕組みも必ずしもうまく機能していなかった。ただし、2016年の党大会では、このままではいけないという問題意識から、クリーンな政治を目指すということが宣言されたとのことである。

人民革命党については、ベトナムの共産党とルーツを同じくしており、ラオスは人民革命党の一党「独裁」というより、一党「支配」と表現すべきであるとお話があった。党は、非常に国民の意見や声を気にしている。2010年代半ばくらいから、中国の経済的な勢いが弱くなるとともに、ラオスの経済も減速し、民衆から上層部への不満が噴出してきて、汚職防止とかクリーンな政治といったことが重視されるようになった。このため、政治においては一定のチェック&バランスの仕組みは機能している、とのことだった。

また、長瀬所長はラオスにおいて法律を作る側の立場である党幹部の人材育成が重要と考えており、ベトナムに対して行ったものと同様の党幹部研修を行っているとのことだった。ラオス人が自分たちで法を作り守ってもらう必要があり、ボトムアップだけでなく、トップ層の能力を引き上げ、国の発展を牽引してもらう必要があるとのことのお考えと理解した。

これらのお話により、財政や政治の観点からラオス社会やラオスへの法整備支援の在り方を理解することができた。

(2) N I J (国立司法研修所) 訪問について

ベッサマイ副所長から、N I J の概要等についてお話を伺った。N I J の役割は大きく3つあり、①大学教育②法曹養成③法務関係職員の教育であるとのことだった。次に、学生数の推移について、フランスやアジア諸国から金銭的な援助がある年に比較的學生数が多くなっており、奨学金の条件が貧困であることや女性であることなどであるため、これらに該当する學生も増えているとのことがあった。

また、N I J の今後の展望につき、N I J の卒業生が裁判官、検察官や公務員になると就業後の給与が優遇される制度があるものの、まだ不十分であり、更に制度の整備を進める等して、N I J を発展させていきたいとのことをお考えを述べられていた。

(3) ラオス長期派遣専門家との意見交換

ア 矢尾板専門家

ラオスにおける法整備支援に係るPDM(プロジェクト・デザイン・マトリックス。プロジェクトの概要が書かれた表のこと。)を示しながら説明していただいた。より上位の目標である「法の支配の実現」のために、事実認定と法令の解釈適用を適切に行う能力を身につけた法律実務家を育成する基盤が形成される必要があり、そのために、様々な支援を行っていること等の説明を受けた。

イ 阿讚坊専門家

ラオスにおける裁判所の人的・財政的リソースが限られていること等が要因となり、民事訴訟は調停(通常、村落単位で行われる)を前置する制度となっている等の説明を受けた。

(4) 経済紛争解決センターの訪問

経済紛争解決センターでは、まず、センター側から、同センターがJICA、司法省及び検察院と長く協力しており、現在行われているプロジェクトも非常に有益なものであること、日本からの様々な支援の結果、仲裁調停に関するハンドブックの作成など多数の成果が出ており、とても感謝していること、そして、ラオスにはさらなる支援が必要であることにつき説明があった。

次に、経済紛争解決センターの活動について以下のような説明があった。同センターは、紛争の解決手続を担っているとともに、政策形成・法律作成や研修も行っている。諸外国では一般的に調停と仲裁は別の手続だが、ラオスでは両者とも経済紛争解決センターで取り扱っている。2022年の統計では、仲裁と比べて調停を多く扱い、合計して年間で70事案が係属しており、53件が終了した。経済紛争解決センターは司法省の傘下だが、独立的な役割もある。仲裁判断については執行力があるが、判断に違法事由があるときは、裁判所が同判断を取り消すことができること等の説明があった。また、具体的なケースとしては、売買契約、賃貸借契約、鉱山採掘に係る係争を扱っているとのことだった。

長期派遣専門家と現地相手方機関との協議の現場を見学させていただいたことは

非常に貴重な体験となった。

(5) 刑事裁判の傍聴

ヴィエンチャン首都人民裁判所において、刑事裁判を傍聴した。傍聴した裁判においては、一度に20人以上に係る事件を進行していた。一度に扱う人数が多すぎて、一件ごとの審理の精度が落ちる懸念があるのではないかと感じ、日本との違いに驚いた。

また、被告人の弁護人がいないことにも驚いた。覚せい剤の販売の疑いがかけられている被告人に対し、裁判長が「本当にそれしかやっていないのか。何か盗んでいないのか」と質問する場面があった。このような追及に対し、法律知識のない被告人は適切な対処ができるのか、被告人の権利は守られるのか、といったことを疑問に思った。

第3 研修全体を通じて学んだこと

国内研修の講義中で法整備支援を行うに当たって留意すべき点につき言及があり、端的に以下の点を挙げていただいたことが非常にわかりやすく、印象に残っている。①対象国のニーズを把握すること②対象国の抱える問題点の把握・分析③対象国の考え方や文化の理解④日本の法・裁判実務の理解⑤コミュニケーション（通訳等）といった点である。

研修全体を通じ、寄り添い型の支援を行う日本にとって特に重要なのは、③の観点であると考えられる。重要なのは、支援対象国の考え方や文化を知り、オーナーシップを尊重することだと思った。これを前提とし、単に日本と同様の制度を押し付けるのではなく、支援対象国の担当者に自ら考えてもらい、しっかりと議論をした上で制度を立案していく。それが、ひいては支援対象国のニーズに沿った支援となり、また、支援後の運用段階における支援対象国の主体性の確保にもつながっていくという考え方が、日本の法整備支援の根底にあることを学んだ。

このような支援を行うため、国際協力人材には、法律知識や語学力が求められることはもちろん、特に長期派遣専門家においては、各国の様々な要望に対応していくため、交渉力、調整力や人事・予算に関する知識も求められる場面があると知った。

国外研修においては、経済紛争解決センターを訪問した際、相手方機関との協議の現場に立ち会うことができ、ラオスに旅立つ時に知りたいと胸に抱いていたことを、実際に見ることができたという思いである。

さらに、JICAのラオス事務所では、長瀬所長から、ラオスの政治は一党「独裁」ではなく一党「支配」と表現すべきであるというお話があった。

このお話を聞いたとき、私は、一党「独裁」ではなく一党「支配」と本当にいえるのか、人民革命党をどのように評価するかがラオス社会やラオスへの法整備支援の在り方を理解するための重要なポイントではないかとも思った。

しかし、今回の研修を通じ、対象国の根本的な在り方について、日本と比較して口を

出すべきではなく、そこに触れてしまうと支援は進まないのではないかと考えるに至った。対象国の人々の考え方や文化は、法整備支援の活動を行う前提であり、変えるとか口を出すという対象ではない。そして、政治や社会制度はこうした人々の考え方や文化と密接に関連しており、切っても切れないものである。そうすると、寄り添い型の法整備支援に関わる者は、政治問題等にむやみに立ち入らず、対象国のオーナーシップを尊重しつつ支援を進めるべきといえるのではないだろうか。

第4 終わりに

本研修は、私にとって初めて法整備支援の業務を見聞するものであり、いずれの科目についても非常に得る所の多い研修であった。また、本研修で学んだことは、法整備支援の業務だけでなく、他の業務においても活かすことができるものであり、その点でも有意義な研修であったと感じている。また、本研修を通じて学んだ法整備支援は、法務省が誇ることでできる活動の一つであると思った。

最後に、研修を企画し、かつ、円滑に研修を実施していただいた茅根教官及び中嶋国際専門官を始めとする法務総合研究所の皆様には厚く御礼を申し上げます。

また、本研修に快く送り出していただいた法務省人権擁護局総務課人権擁護推進室の皆様、そして3歳の子供の育児に追われる中、約2週間という長期間の研修に参加することに理解を示してくれた家族に感謝を申し上げます。

令和5年度国際協力人材育成研修に参加して

東京法務局訟務部民事訟務部門

外山 詳子

第1 はじめに

令和5年11月6日から同月17日までの間、法務省法務総合研究所国際協力部（以下「ICD」という。）により実施された令和5年度国際協力人材育成研修へ参加させていただいた。本稿では、研修の概要及び感想について報告する。

第2 国内研修について（前半）

1 国際協力部の法制度整備支援

本講義では、ICD部長から法制度整備支援の概要に関する御講義があった。私自身、今まで法制度整備支援に関係する業務に従事した経験がなく、法制度整備支援という単語自体も、本研修のお話をいただいた際に初めて耳にしたため、講義についていけるのか不安であったが、初心者にも分かりやすく丁寧に説明していただき、国際協力部の業務内容及び法制度整備支援の総論について把握することができ、国際協力について興味が湧いた。

2 ICD教官の業務と各国支援状況

本講義において、日本の法制度整備支援の概要の説明があり、日本の法制度整備支援は「寄り添い型」であること、他国の法制度を整備するだけでなく、人材育成も重視していること等を学んだ。寄り添い型の支援と聞いた際に、「司法制度が未発展の国に対しては、寄り添うのではなく、ある程度、日本の制度をそのまま取り入れさせて、早急に基盤を作ってしまった方がいいのではないか。」とも考えたが、講義の中で、教官から「相手国の法律は、その国の歴史・文化である。」というお話を伺い、私の考えは改まっていった。法制度整備支援を必要としている発展途上国は、各国ごとに様々な課題を抱えており、各国ごとに要望する支援も異なることから、相手国の考えを尊重し、日本が行おうとしている支援と相手国が要望する支援の調整を行うことで、支援の成果が相手国に根付くよう、努力を積み重ねることが重要であると感じたと同時に、法制度整備支援はとても時間が掛かるものであるという印象を受けた。

3 長期派遣専門家の業務

ICD副部長より、長期派遣専門家の業務について御講義をいただいた。ICD副部長は、以前、長期派遣専門家としてラオスに滞在し、法制度整備支援の現場で勤務されており、その時の経験を踏まえ、詳しく説明していただいた。どのエピソードも興味深く、また、写真を用いて、説明していただいたため、長期派遣専門家の実務について、より理解が深まった気がした。

4 ラオスの政治体制及び社会情勢等

J E T R O アジア経済研究所の山田紀彦氏から、ラオスの政治体制及び社会情勢等について御講義いただいた。日本は、「寄り添い型」という手法で、各国のニーズに即した司法制度の運用や法律の作成等を行っていることから、相手国の地理・歴史や政治体制を理解することは大変重要であると感じた。

本講義では、ラオスの位置、治安等の基本的知識から、統治メカニズム、経済問題等の具体的事情に至るまで詳しく説明していただいた。法制度整備支援に携わるには、法律の知識だけでは足りず、相手国の情勢や文化等の知識もある程度必要であることを渡航前に認識することができ、大変勉強になった。

第3 国外研修について

1 J I C A ラオス事務所訪問

長瀬所長からは、J I C A の業務の進め方や人材育成を中心として活動に取り組んでいるというお話があった。J I C A の業務の進め方としては、相手国側の職員や、長期派遣専門家とチームを作り、相手国が提案してきたものについて、何度も議論を重ねるスタイルで活動を行っているとのことであった。法制度が発展途上である相手国と議論を行うには、頻繁にコミュニケーションを図る必要があり、意思の疎通に膨大な時間を要したり、常に現地に張り付いて動向を注視しなければならないといったハードな面がある一方で、現地に長期滞在して、日々対面でコミュニケーションを図っているからこそ、相手国の厚い信頼を得ることができるのではないかと感じた。

2 国立司法研修所（以下「N I J」という。）表敬訪問

N I J では、ペッサマイ副所長とお会いすることができた。同副所長からは、今までの日本の支援について深く感謝を述べられ、今後も支援を続けてほしいとのお話があった。また、ラオスにおける法曹養成に携わる人材不足を懸念されており、今後も日本の法制度整備支援による人材育成をお願いしたいとの発言があった。常に笑顔で絶やすことなく話されていたのが印象的であり、日本のこれまでの法制度整備支援活動に対する強い信頼があると感じた。

3 プロジェクトオフィス訪問

現地のプロジェクトオフィスでは、長期派遣専門家との意見交換が行われた。

まず、長期派遣専門家から「寄り添い型」支援をどのように行っているのかについて説明があり、上位目標及びプロジェクト目標を立て、目標を達成するためには、どのような成果物を生み出せばよいのかを日々考え、実践しているという話を聞くことができた。ラオスでは、事実認定及び法令の適用解釈を適切に行う能力を身につけた法律実務家を育成する基盤を形成することを目標としており、目標達成のために、法令の実務適用を踏まえた論点の研究、成果物を活かすための指導書の作成、同指導書を用いた研修の実施、研修を踏まえた判決書及び意見書の作成等の様々な取り組みが行われていることを学んだ。このような取り組みを行うためには、相手国を深く知る

必要があるところ、相手国を知るためには、現地に滞在し、現地の方と直接コミュニケーションを図ったり、相手国の現状を自分の目で見て把握することが重要であり、現地に張り付いて活動されている長期派遣専門家の役割は非常に大きいものがあると感じた。

4 経済紛争解決センター訪問

司法省の経済紛争解決センター訪問時には、同センター側から寄せられた要望に対し、長期派遣専門家において、相手側の事情に配慮しつつ、日本側の考えを順序立てて、丁寧に説明されていた。正に「寄り添い型」の法制度整備支援のリアルな一面を見ることができ、非常に有意義な時間となった。

5 N I Jでの講義

N I Jの学生に対し、「日本の民事訴訟手続の概要について」及び「日本の検察官の役割について」をテーマとして講義を行った。通訳を介しての講義であったため、説明に想定していた以上の時間を要してしまい、学生に伝わっているのか不安があったが、講義後、多くの質問が寄せられ、学生は講義内容をよく理解しているように感じた。

6 刑事裁判傍聴

ビエンチャン首都人民裁判所において、刑事裁判の傍聴を行った。関連しない複数の事件の被告人を同時に在廷させて審理していたり、弁護人の在廷がなかったり、黙秘権の告知がない等、日本の刑事裁判とは異なる形式で行われていた。複数の事件を連続して審理する関係で、被告人が20名ほど法廷に座っていたが、被告人同士で私語をしたり、複数名でトイレに行ったりしていたことが非常に印象的であり、驚きの数々であった。

また、開廷中にある事件の被告人質問に時間を要してしまい、別事件の審理時間が無くなり、同事件の被告人が在廷しているにもかかわらず、裁判長から「時間が足りないので、別日に審理する。」という趣旨の発言があり、訴訟進行や被告人質問の技術等にまだまだ改善の余地があると感じ、ラオスにおける日本の法制度整備支援の存在意義は大きいものがあるように思えた。

第4 国内研修（後半）

1 国際専門官の業務

中嶋専門官から、国際専門官についての御講義があり、研修及び出張の補助や長期派遣専門家との連絡・調整等の通常業務を行いながら、海外研修が行われる際は、現地に同行することもあるとのお話を伺った。実際に本研修においても、現地に同行していただき、空港での乗継から現地での食事に至るまで、嫌な顔をせずにサポートしていただいて、大変心強かった。

2 UNAFEIの業務

UNAFEIとは、「国連アジア極東犯罪防止研修所」のことであるが、講義を聴

くまでは、法制度整備支援と何の関係があるのか正直分からなかった。

しかし、講義の中で、「国境を越えて、組織犯罪対策等について研修や会議を行い、犯罪の撲滅を目指している。」という説明があり、世界規模で、組織犯罪対策や再犯の防止等について議論を重ねることで、発展途上国の刑事司法実務家の能力向上にも繋がるのではないかという印象を受け、本講義が、本研修の研修科目に組み込まれた意味を理解できたような気がした。

また、このような研修及び会議で出会った国や国際機関と、良好な関係を築くことは、司法外交や法制度整備支援を円滑に進める上で、非常に重要なものであると感じた。

3 官房国際課の業務

大臣官房国際課は、平成30年4月1日に新たに設置された部署で、講師から、法務省の国際関係事務についての基本的な政策の企画立案・総合調整、国際会議の開催、外国政府職員等による表敬対応等の事務を行っている旨の説明があった。国際的な事務全般を取り扱っているといっても、法制度整備支援、国際研修業務、矯正建築に関する業務等その分野は多岐にわたり、法務省の様々な機関と連携しながら業務を遂行する必要がある印象を受け、新たに部署が新設された意味について理解できた。

4 研修結果報告

本研修を受けるに当たって各自設定したテーマを基に、研修結果報告が行われた。同じ研修を受講したにもかかわらず、各研修員から、それぞれ異なる観点から報告がなされ、聞いているだけで大変勉強になった。

第5 終わりに

本研修に参加する前までは、「法制度整備支援」という言葉すら聞いたことがなく、本研修を受講前にICDニュースを読んだ際も、「法務省の仕事って幅広いな。」くらいの感想しか思いつかなかったので、国内研修（前半）の講義は、大変有意義なものであった。実際にラオスを訪れて、長期派遣専門家との意見交換を行ったり、NIJの学生に対し講義を行った際は、ごくわずかながら法制度整備支援に貢献することができたような感覚があり、達成感を感じるとともに、国際協力の魅力に気付かされた。また、法制度整備支援に携わる方々の熱量に圧倒されたのは貴重な経験であった。

私は、法曹資格を有しておらず、今後、法制度整備支援に関係する業務に従事するかは定かではないが、法務局職員も活躍することができる日韓パートナーシップ共同研究等、国際協力の業務の動向を注視していきたい。

最後に、事前準備から研修最終日に至るまで、膨大な時間をかけて研修生をサポートしてくださったICDの皆様、ラオスの長期派遣専門家の方々には、大変お世話になり、厚く御礼申し上げます。

また、大変忙しい中、快く本研修に送り出してくださった東京法務局民事訟務部の皆様に感謝申し上げます。

令和5年度国際協力人材育成研修に参加して

水戸地方検察庁検事

高田 洸 輔

第1 はじめに

私は、令和5年11月6日から同月17日まで実施された令和5年度国際協力人材育成研修に参加させていただいた。

本稿では、本研修の内容と、本研修において私が感じたこと等を報告させていただきたい。

本研修は、国内プログラム、ラオスでの海外プログラム、帰国後の国内プログラムという三部構成であったことから、以下、その流れに沿って報告することとしたい。

第2 国内プログラム①

1 研修初日である11月6日は、国際法務総合センター（東京都昭島市）に入寮の上、研修のオリエンテーションを受けた。

その中で、研修最終日の研修結果報告発表に向け、テーマを各自設定の上で研修に臨みたいとの話があった。

私は、本研修に参加する以前は、法整備支援について、「発展途上国における法律の整備を支援する活動」「対象国に一定期間派遣されている検察官がいる」という程度の、非常に漠然としたイメージしか持っておらず、実際のところ誰が、具体的にどのような活動を行っているのかなどを知らなかった。

今回、本研修に参加することとなり、私自身、今後、検察官として、どのようなキャリアを積むことになるかは分からないが、仮にICD教官や長期派遣専門家に選ばれるなど、法整備支援に関わる機会を頂くこととなった場合、その職務を行う上でどのようなことを意識すればよいのかという点が最も気になった。

そこで、「法整備支援にとって大切なことは何か」というテーマを設定して、本研修に臨むこととした。

2 その後、11月7日及び8日の2日間にわたり、国際法務総合センターにおいて、ICDの内藤部長、須田副部長、茅根教官、坂本教官及び荒川教官からは、法整備支援や、ICD教官及び長期派遣専門家の業務等について、JETROアジア経済研究所の山田先生からは、ラオス情勢について、それぞれ講義を受けたほか、JICA本部（麹町）において、JICA職員の方々からJICAの組織体制や法整備支援活動について講義を受けるとともに、中華人民共和国での法整備支援活動に携わられてきた白出弁護士から同国での支援活動の現場について講義を受けた。

これらの講義を受ける中で強く感じたのは、法整備支援にとって最も重要なことの一つは、支援の相手国のことをよく知り、かつ、自国（日本）の法制度・実務につい

でも精通している必要がある、ということである。

より具体的に言えば、まず、法整備支援は、相手国からの支援要請をスタート地点として始まるものであるが、相手国が抱えている課題やニーズを具体的に把握しなければ、有効な支援を行うことは難しい。

これに関し、JICAでは、PCM (Project Cycle Management)、すなわち、プロジェクトを形成・実施し、これを評価するという手法を軸に支援活動を行っているところ、同手法では、PDM (Project Design Matrix) を作成して、当該プロジェクトで達成すべき目標、目標達成のため実現しなければならない成果、成果の実現のため必要な具体的活動を定める必要がある。

そして、このようにプロジェクトを形成するには、関係者 (ターゲットグループ) を分析するとともに、ターゲットグループが抱えている問題点を、原因と結果という形で把握・分析しなければならないが、ここでは、相手国のカウンターパート (ラオスであれば、例えば、司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、国立大学など) の意向やニーズを聞き取る、関係機関へ訪問・見学する、関連する資料を収集する等、様々な手段により、分析の前提となる情報を把握しておく必要がある。

また、相手国は、法制度のみならず、言語、文化、宗教、政治体制等々様々な点で日本とは異なっており、これを理解していなければ、やはり有効で円滑な支援を行うことは難しい (一例として、ラオスでは、行政・司法機関が「法解釈」を行うというのは、基本的にタブーである (同国は人民革命党による一党支配体制が敷かれており、党≒国会が定めた法律を行政・司法機関が「解釈」するなどあり得ないという考え方があり得る) という) ことを、本研修では複数回聞く場面があった。

さらに、相手国は、支援者である日本側に対して、専門的 (法的) 知見に基づいた助言等の支援を求めているのであり、日本側で支援に当たる者としては、大前提として、日本の法制度・実務・歴史等への深い理解を有している必要がある (日本と相手国の制度は異なっているが、日本法の知識が思考の物差しとして役立つことがある)。

ラオス情勢に関しては、2010年代前半から徐々に経済成長率が低下し、現在では、欧米からの経済支援を受けることが困難となっている一方、中華人民共和国への経済依存が深まっていること、一党支配体制に若者をどのように取り込み、管理するかが問題となっていること、国民の司法への信頼が低いことなどを知ることができた。

- 3 このように、海外プログラムに先立って様々な講義を行っていただき、法整備支援やラオス情勢について知ることができたことで、この後のラオスでの研修がより充実したものとなったと思う。

第3 ラオスでの海外プログラム

- 1 11月9日、羽田空港を出発し、タイのスワンナプーム国際空港で飛行機を乗り換え、ラオスの首都ヴィエンチャンにあるワットタイ国際空港に到着した。

スワンナプーム国際空港とワットタイ国際空港は、いずれも首都にある国際空港であるが、規模等においては大きな差があり、両国の経済発展の差が現れているのだろうかと感じた。

2 11月10日は、JICAラオス事務所に訪問し、同事務所の長瀬所長から、ラオスの政治、経済、法整備等につきお話をいただいた。

長瀬所長のお話の中で特に印象的であったのは、ラオスにおけるJICAの支援事業とは、「投資環境整備事業」であるという点である。

すなわち、ラオスは、総人口約700万人と比較的小規模の国であり、経済発展のためには海外からの投資に頼らざるを得ない状況にあるところ、法制度等が未整備であると、投資も難しくなってしまうが、そのような海外からの投資を受け入れるための環境づくりをすることに、JICAの支援活動の意義の一つがあるということであった。

私は、これまで、法整備支援の持つ意義を、相手国の立法ないし司法分野における支援というレベルでしか理解できていなかったが、このお話を聞き、一国の社会基盤や経済成長にも深く関わる重要な意義を持つものなのだと理解を改めることができた。

その後、ラオスの法学教育・法曹養成機関であるNIJ（National Institute of Justice）を訪問し、同所のペッサマイ副所長らにお迎えいただき、同所の活動等につき説明いただいた。

ラオスで法曹になるには、NIJで研修を受けた上、さらに、裁判官であれば裁判官用の、検察官であれば検察官用の、弁護士であれば弁護士用の研修を受ける必要があるということ、また、同所は、現時点で創設から未だ9年目であり、学生を増やすための取組などの点で、今後の改善の余地は大きいといったことが印象的であった。

同日の最後は、ラオス現地で活動しておられる長期派遣専門家である矢尾板専門家、阿讚坊専門家及び澤井専門家から、これから実施を予定しているラオスの法整備支援プロジェクト等につきご説明いただいた。

同プロジェクトでは、事実認定及び法律解釈適用を行うラオスの法律実務家の育成基盤形成を目標とし、

- ① 基本法令の理解促進のための論点集の作成（成果）
←実務を踏まえた論点研究（活動）
- ② 効果的な研修の実施（成果）
←これまでに作成された成果物を活用するための指導書作成や研修（活動）
- ③ 判決書・意見書サンプルの作成（成果）
←研修、事例収集（活動）

を行うこととされており、前記のとおり国内プログラムの講義でお聞きしたPDMが実際に活用されていることがよく分かった。

また、現地専門家らからは、相手国のカウンターパートとやり取りする過程では、

事前に聞いていた話と違う話が相手から出てくるのがよくあり、柔軟性をもって対応する必要があるということ、さらに、相手国からは、プロジェクトそのものの範囲を超えた支援要請がなされることもあるが、支援のための予算は限られており、全てに応じるわけにはいかないため、交渉を行う必要があることなどもお聞きし、支援活動の現場における苦勞の一端を知ることができた。

- 3 土曜日・日曜日を挟み、11月13日は、まず、経済紛争につきADR（裁判外紛争解決手続）を行う経済紛争解決センター（ラオス司法省内）を訪問し、同センター長らと現地専門家との間での協議の現場を見学させていただいた。

同日午後は、再びNIJを訪問し、本研修の研修員の側から、①日本の民事訴訟手続、②日本の検察官及び検察事務官の役割について講義を行い、NIJ職員及び学生らから質疑を受けた。

NIJ側からは多数の職員、学生が参加しており、日本の法制度等への関心の高さを感じた。

質疑では、日本の刑事裁判において、裁判所が無罪の心証を抱いたときに無罪判決を行う以外の方法はあるのかとの質問（ラオス刑訴法168条では、裁判所が補充捜査のため事件を検察院に差し戻す制度が定められている）、また、検察官が事件を起訴猶予とする場合、どのようなことが考慮されるのか、起訴猶予となるとその後どうなるのかとの質問（ラオスでは、日本の起訴猶予に相当する制度はない）があり、日本とラオスの制度の違いを知って興味深いものがあった。

- 4 11月14日（ラオス最終日）午前は、ヴィエンチャンの首都人民裁判所を訪れ、刑事裁判を傍聴させていただいた。

様々な点で日本の刑事裁判と異なっていたが、最も驚いたのは、法廷に弁護人がいないこと、そして、多数の（多くは互いに無関係の）事件の被告人らが同時に法廷に連れてこられ、まとめて審理が行われることであった。

後に把握したところでは、ラオス刑訴法にも弁護人選任権等は規定されているものの、弁護士数の少なさから、全ての事件で弁護人が選任され公判に立会するわけではないらしいということであるが、傍聴した事件では、供述を捜査段階から変遷させた被告人に対し、裁判官がその点を厳しく追及したり、また、裁判官が検察官に対し、再捜査を行うか確認したりするといった場面もあり、やはり日本の公判手続との違いを強く感じた。

これをもって海外プログラムが終了となり、同日から15日にかけて、ラオスから日本に帰国した。

- 5 今回の海外プログラムでは、ラオスの首都ヴィエンチャンに滞在する中で、様々な貴重な経験をさせていただいた。

欲を言えば、ラオス北部にある古都ルアンパバーン（本研修中にもその名前を聞くことが度々あった）にも行ってみたかったが、今回は叶わなかった。

ラオスは、11月でも気温が30℃を超えており、私自身日本との気温差からか少

し体調を崩してしまったこともあったが、おおむね大過なく海外プログラムを終えることができた。

第4 国内プログラム②

1 11月16日は、国際法務総合センターにおいて、ICDの中嶋専門官、UNAFEIの奥田教官、法務省大臣官房国際課高坂補佐官から、それぞれご講義いただいたほか、ICDの福島教官に研修員からの質疑に応じていただいた。

講義では、ICDの諸活動（特に、現地セミナーや本邦研修）におけるロジの重要性、また、これまでよく分かっていなかったUNAFEIや官房国際課の業務の概要を知り、国際業務の大変さと幅広さを改めて感じた。

さらに、教官への質疑では、特に新しい取組を始めようとする場合には、予算の制約を常に意識する必要があることなどを知ることができた。

2 最終日である11月17日は、各研修員から研修結果報告の発表を行った。

私は、前記のとおり「法整備支援において大切なことは何か」をテーマとし、①相手と自分を知ることの重要性、②交渉・調整・柔軟性の難しさと重要性、③ラオスについて知ったこと、感じたこと（特に、刑事手続における人権保障の問題）といった項目について、雑駁ながら発表させていただいた。

最後に閉講式が行われ、2週間にわたった本研修が終了した。

第5 終わりに

本研修を通じ、法整備支援について、また、これまでは関心を持つ機会がなかったラオスという国について、多くのことを知ることができた。

今回の貴重な経験を活かし、今後も執務に当たっていきたい。

末筆ながら、ICDの茅根教官及び中嶋専門官を始めとする、本研修に関わっていた方全てに多大なる感謝を申し上げたい。

令和5年度国際協力人材育成研修に参加して

名古屋地方検察庁検事

本 多 茂 雄

第1 はじめに

令和5年11月6日から同月17日までの間、法務省法務総合研究所国際協力部により実施された令和5年度国際協力人材育成研修に参加させていただいた。ラオスでの国外研修を含めて、大変学びの多く、貴重な経験であったので、その概要等を報告させていただきます。

第2 研修結果

1 国内研修（前半）

国内研修の冒頭、国際協力部の内藤部長から、国際協力部の法制度整備支援について講義があった。法制度整備支援の始まりから現在までの活動状況や、基本的な理念や方針、今後の課題等を含めて、法制度整備支援の概要を学ぶことができた。

印象的だったのは、日本の支援は「寄り添い型」であり、それが相手国から高い評価を受けているという点であった。しかし、「寄り添い型」と聞いても、すぐにその具体的なイメージを持つことはできなかつたことから、「寄り添い型」とは何かというのが、本研修におけるひとつのテーマになるのではないかと感じた。また、この講義の中で、法制度整備支援に関する政府の基本方針が紹介されたが、そこに日本の国益追求という側面が盛り込まれていた点も、印象的だった。それまで、法制度整備支援について、ボランティアに近いイメージを抱いていたことから、少し意外であった。この点も、具体的にどのようなかたちで国益を追求するという事なのか、本研修を通じて考えてみたいと感じた部分であった。

次に、国際協力部の茅根教官及び坂本教官からは、国際協力部の教官の業務と各国の支援状況について講義があった。国際協力部の教官が行っている幅広い業務について紹介があったほか、茅根教官からはベトナムに対する支援を中心に、坂本教官からはラオスに対する支援を中心に、それぞれ支援状況の説明があった。

その説明を聞く中で、各国の支援内容や方法には、国ごとにひとつとして同じものがないということがよく分かった。一言で「寄り添い型」といっても、支援の内容や方法に定まった型があるというわけではなく、相手国の体制、文化、歴史、宗教、法制度の現状、実務の状況等、非常に多岐にわたるファクターを踏まえながら、都度、相手国にとって最適な支援を模索していくことが重視されており、正にその模索の過程こそが「寄り添い型」の核を成しているのではないかという印象を受けた。

また、国際協力部の須田副部長からは、長期派遣専門家の業務として、ラオスに長期派遣された際の活動内容等について講義があり、その中で、須田副部長が派遣中に

取り組まれた課題に関し、「みなさんなら、どうやって（寄り添い型で）活動を進めますか？」という問いが投げかけられた。しかし、それに対してすぐに答えを導き出すことができず、「寄り添い型」とは何か、そもそも何のために「寄り添い型」で支援を行ってきたのかといった、根本的な部分を掴めていないことを自覚した。

その後、須田副部長が派遣中に実際に考え、取り組まれた内容を紹介いただいたが、それを聞きながら、いかにして相手国が新たな法制度を受け入れ、自らそれを根付かせていくことができるか、それを実現するための最適解の一つとして、相手国を主体として、日本が見守り、サポートするという「寄り添い型」の支援があるということが感じられた。また、同時に、「寄り添い型」によって相手国の法制度に変化をもたらすには、気の遠くなるような時間や労力がかかるように思えたところ、須田副部長が、比喩的に、「法制度整備支援は、鋼鉄のようなものの形を変えていくようなイメージだと思っている。一気に外力を加えれば壊れてしまうから、熱のこもった力を確実に与え続けたいといけない。」などと表現されたことが、非常に印象的だった。

その他、JICAのスタッフ及び専門員の皆様、国際協力部の荒川教官、JETROアジア経済研究所の山田紀彦様からも、国際協力として法制度整備支援を実施する意義や、ラオスの政治体制、社会情勢等について講義があった。

ラオスに関して特に印象的だったのは、国会が司法と行政を監督する関係にある（そのため、司法による法解釈は想定されていない）ことや、汚職の蔓延等により司法に対する信頼が低いということなどであり、事前に想像していたよりも、日本とは大きくかけ離れた実情に驚くとともに、支援の必要性を感じたところであった。一方で、このような法制度やその運用には、その国の体制、文化、歴史、宗教等が深く関わっていることもよく分かり、支援に当たっては、それらを前提とし、相手国を尊重しながら、丁寧に取り組んでいかなければならないものと感じるとともに、それこそが「寄り添い型」の本質であって、難しさでもあるのではないかと想像した。

また、別の観点として、日本は、韓国との間では、互いの法制度や実務を比較・研究するなどして、より良い法制度や実務を目指す、パートナーシップ共同研究という取り組みを行っていることも紹介され、法制度に関する国際協力には様々な形があり得るという気付きを得ることもできた。

2 国外研修

ラオスでの研修初日、JICAラオス事務所を訪問し、長瀬所長と寺田アドバイザーから、法制度整備支援を含むラオスに対する各種支援の状況や、ラオスのガバナンス状況等についてお話を伺った。各種支援においては、国内研修で学んだように、やはり常に「寄り添い型」を実践しており、それによって確かな信頼関係を築いてきたというお話や、実際、他国のドナーと比べても、日本はカウンターパートとの間で密な関係ができてきている実感があるといったお話があった。

国内研修を受ける中で、「寄り添い型」は時間や労力のかかる地道なアプローチであり、日本人の気質には合いそうではあるけれども、ラオスをはじめとする相手国の

カウンターパートの方々はどのように受け止めているのだろうか、その国民性には合うのだろうかといった疑問があったことから、その点を尋ねてみたところ、「彼らも、自分たちで生活を良くしていきたいという気持ち・情熱が強くある。そういう真面目な人に対してうまくアプローチをしながら、モチベーションを維持させていくことが、腕の見せ所でもある。」というお話をいただいたのが印象的だった。法制度整備支援というと、国と国とのマクロ的な関係性を意識しがちであったが、実際の支援の場面においては、そこに携わる人と人との関係性があり、その中で支援が成り立っているということを再認識した。また、そうであるからこそ、長期派遣専門家の存在は非常に重要なのだらうと感じたところであった。

その上で、国立司法研修所を訪問し、ペッサマイ副所長をはじめとするスタッフの方々と交流する機会を頂いた。これがラオスのカウンターパートの方々と交流する初めての機会であったが、スタッフの方々は皆、私たちを大いに歓迎してくださり、これまでの日本の支援等に対し、深い感謝の言葉を口にしてくださった。何より、日本に対してとても親しみを感じてくださっている様子がよく分かり、そのような様子を目の当たりにしたことにより、これまで「寄り添い型」の支援によって築いてきた深い関係性を垣間見ることができたように感じられた。そして、同時に、このような関係性は、目には見えないけれども、日本にとって非常に重要であり、かつ貴重な資産なのではないかという印象を強く抱いた。

また、お話の中で、ラオスにおいて法曹を目指す学生の増減に関し、奨学金制度が影響している可能性について言及があり、人材育成には、財政面も含めて、広くガバナンス全体の支援にも目を向けなければならないという気付きも得られた。

ラオスでは、長期派遣専門家として常駐されている、矢尾板専門家、阿讚坊専門家、澤井専門家との意見交換の機会も設けていただいた。これまでに行ってきたプロジェクトの内容や、その成果、苦労話等を紹介していただいたほか、現在取り組んでいるプロジェクトに関し、カウンターパートとの間でどのようにして課題を発見し、それに対する計画を作成・合意するに至ったかについても、丁寧に説明していただき、支援の実情について、現実的にイメージすることができた。実際に成果物を目の当たりにすると、支援活動がいかにダイナミックで意義深いものかを肌で感じることができ、その成果物が出来上がるまで、「寄り添い型」で地道な支援を続けてこられた歴代の専門家の方々に、改めて尊敬の念を強くした。専門家の方々は、成果物が出来上がるまでの間、相手国が主体となって考え抜くというその過程こそが重要だと口々におっしゃっており、そこが正に「寄り添い型」の意義・本質なののだらうと、理解を深めることができた。

また、専門家の方々は、他国のドナーと交流する機会もあるということだったので、他国の支援状況について尋ねてみたところ、日本のように「寄り添い型」の支援を行っている国は少なく、多くの国は、自国で完成させた成果物を供給するとか、セミナーを実施するなどといった、目に見えるものを中心に支援を行っており、目に見

える分、その実績をうまくアピールに繋げている印象があるといったことを仰っていた。「寄り添い型」の支援は、なかなか目に見える成果として結実しないことから、その意味では、支援の意義のアピールは日本にとっての課題と言えるかもしれないと感じた。

ラオスでの研修2日目には、長期派遣専門家の方々とともに、司法省に設置されている経済紛争解決センターを訪問し、同センターから依頼のあった新たな支援に関する打合せの場に同席させていただいた。未だ支援の具体的内容・方法も、支援の可否すらも定まっていない段階での打合せであったところ、専門家の方々が、カウンターパートから、そのニーズをよく聞いて汲み取った上、現時点で考え得る支援の内容・方法等を提案するといったやりとりを見ることができ、支援の現場を肌で感じることもできた。そのやりとりを見ながら、専門家の方々がニーズをよく聞いて汲み取ろうとすることによって、カウンターパート側の問題意識が喚起・整理されていき、真に解決すべき課題の発見・特定に繋がっていくように感じられ、その過程自体も「寄り添い型」を体現した一場面であったように思えた。

また、この打合せに同席させていただいたことは、予算等のリソースについても、強く意識する契機となった。当然のことではあるが、支援は、常に予算や人材等の限られたリソースの中で進めなければならないことから、実際の現場では、そうした観点にも常に目を向けなければならないから、実際の現場では、そうした観点にも常に目を向けなければならないから、そこにも苦労があることを再認識した。

同時に、このようにして、日本に対して次々と支援の要請が来るという実情もよく分かり、ラオスの各カウンターパートが、「寄り添い型」を貫いてきた日本の支援を好意的に捉え、信頼を寄せてくれている状況をうかがい知ることもできた。

その後、再び国立司法研修所を訪れ、学生や教員に向けて、日本の検察官及び検察事務官の役割等に関する講義を行った。皆、とても熱心に講義を聞いてくださり、また、質疑応答では、驚くほど次々と質問が寄せられた。

印象的だったのは、ラオスには起訴猶予制度が存在しないことから、日本における起訴猶予制度にとっても驚きを示し、「起訴猶予について詳しく知りたい。」「起訴猶予になった人は、その後どうなるのか。」などと質問して下さったことだった。そのような質問自体は事前に想定されたことではあったため、あらかじめ起訴猶予制度の趣旨や起訴猶予の割合等を改めて確認・準備しておいたのだが、そのようにして日本の制度を学び直して再確認する作業は新鮮であったし、異なる制度について議論を交わすのも、刺激的で面白いことだと感じた。また、支援を行うに当たっては、先ほどの司法に解釈権がないという点もそうであるが、まずは日本と相手国との間で異なる点を理解した上で、その違いの背景にある文化や考え方等を含めて、相手国のことをよく知っていくという過程が必要なのだろうとも感じた。

最後に、ラオスの地方裁判所を訪れ、刑事裁判を傍聴した。ラオスで生の実務を傍聴したのは、これが最初で最後であったが、日本の公判とは様相がかなり異なるものであった。例えば、全く関係のない事件の被告人同士が同じ法廷に数十名集められて

公判が開かれ、そこに弁護人は在廷していないことや、終始手錠を外されることなく、黙秘権を告げられずに被告人質問が行われたことなど、日本とは様相の異なる光景が多く見られた。

これまで、日本の公判を当たり前のものとして考えていたことから、その違いには大変驚きを覚えたが、同時に、なぜこのような制度・運用がとられているのか、ラオスにとって変えなければならない、あるいは反対に変えてはならない部分はどこなのだろうかといったことに、強い関心を抱いた。当然、日本の制度・運用が絶対的に正しいものであるわけではないし、ラオスでは、その文化、歴史等を踏まえて、現在の制度・運用が成り立っているわけであるから、支援に当たっては、このようなひとつひとつの違いなどを拾い上げた上で、カウンターパートとの間で、その背景を含めて十分にやりとりを重ねていく必要があるのだろうと感じた部分だった。また、その前提として、まずは日本の制度・運用を顧みて、その成り立ちや意義等を知ることも重要であると思われ、支援の奥深さを感じた。

3 国内研修（後半）

帰国後、国際協力部の中嶋専門官、UNAFEIの奥田教官から、各業務内容等について講義があり、大変興味深く聴講した。

そして、最後に、官房国際課の高坂補佐官から、官房国際課の業務として、司法外交、官房国際課の体制、現在の課題等について講義があった。まず、法制度整備支援について、司法外交を戦略的に推進していく上でのひとつの課題として位置付けているとのお話があったが、それまでの研修の中で感じ、考えてきたことに照らし、納得感のようなものがあった。法制度整備支援が始まった頃には、戦略的な観点というものが強調されたことはなかったかもしれないが、「寄り添い型」で支援を行ってきたラオスとの間では、その支援を通じて、確実に良い信頼関係を築くことができているように感じられたし、恐らくそれは他の支援対象国についても同様であると思われ、そうした関係性は、間違いなく日本にとって重要な資産だと感じられた。そして、「寄り添い型」の中で、地道に、丁寧にリーガルマインドを定着・浸透させ、法の支配の根を張るべく歩んできた関係性がある以上、文化や宗教等は違えど、法の支配や個人の尊厳といった、根本的・普遍的な部分で、何が正しい、何が守られるべきといった価値観を共有できるようになっていく期待もある。また、単純に日本のことを好きでいてくれるということだけでも、それ自体で価値があると思うが、いずれにしても、そのような日本にとっての仲間がいてくれることは、何か大きな国際問題に対峙した際などに、日本を中心とした発信力・発言力にも繋がるのではないかと思える。その意味で、司法外交の観点から、戦略的に支援を実施していくという考えについて、腑に落ちたような気がした。

また、この講義では、その戦略的な実施に関連して、二国間MOC（協力覚書）の交換・交渉や、支援対象の積極的拡大等についても紹介があり、そのような取組みの存在を知ることができた。ラオスにて、長期派遣専門家の方々から、支援のアピール

に弱みがあるということに関連して、日本の存在感がやや低下してきているというお話も聞いていたことから、このような活動を推進していくことには意義があると思えたし、その推進のためには、活動をより多くの人に知ってもらうことも重要ではないかと感じた。

4 全体を通じて

本研修を受けて、日本が「寄り添い型」により、地道に、丁寧に相手国と向き合い、課題を解消していくことで、相手国において、確実にリーガルマインドが定着・浸透して、法の支配の根が広がっていくというイメージを抱くことができた。そして、熱意や情熱のある相手国の方々と、そのような共同作業によって、その国の制度に変化をもたらしていこうとするその過程自体、非常にダイナミックで得難いものであるし、その結果として相手国に貢献できるならば、本当に意義深いことであると感じた。

また、「寄り添い型」の支援を通じて、根源的な価値観を共有できる仲間が増えていくなれば、今後、これまで以上に積極的なアプローチにより、支援の対象を広めていくことも有益なのではないかと感じた。いずれ、相手国が支援を必要としなくなる時期が来ると思われるが、そのときには、対等なパートナーとして、互いの良い面、悪い面等を議論するなどして、引き続き、司法上の関係性を継続することができると理想的ではないかといったことも考えてみた。

気になったこととしては、様々な面で日本の存在感が低下していると言われる点であり、典型的には、司法のIT化については、かなり遅れをとっているようであるし、それ以外にも、マネーロンダリング対策について、課題が指摘されていることなども挙げられる。支援を行い、継続的な関係性を築いていくためには、そういった自国の制度・運用のアップデートも欠かすことができないと感じた。

第3 おわりに

本研修では、法制度整備支援を中心に、司法分野における国際協力全般に関する様々な情報や視点に触れ、その意義や魅力を学び、実感することができた。普段の業務や生活の中では決して得ることのできない非常に貴重な経験であり、このような研修に参加する機会を頂いたことに大変感謝している。今後、国際業務に携わる機会に恵まれた際には、是非この経験を活かして、その発展に貢献していきたい。

最後に、国外研修を含めて、大変充実したプログラムを調整・実施していただいた茅根教官及び中嶋専門官をはじめとする国際協力部の皆様、本研修に携わっていただいた全ての皆様、本研修に快く送り出していただいた名古屋地方検察庁の皆様に、この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。

令和5年度国際協力人材育成研修に参加して

福岡地方検察庁小倉支部検事

味田 亮 輔

第1 はじめに

令和5年11月6日から同月17日までの間、法務省法務総合研究所国際協力部（ICD）が実施する令和5年度国際協力人材育成研修に参加させていただいた。

私は、司法試験受験後、合格発表までの間に、約2か月間、母校である神戸大学大学院法学研究科の齋藤彰教授のお力添えの下、マレーシア所在のJEFF LEONG, POON & WONG 法律事務所において、インターンシップに参加し、英語を学びつつ（マレーシアは、旧宗主国が英国であったこと等から、法典が英語で書かれるなど、英語との親和性が比較的高い。）現地の弁護士の業務に接したこと等をきっかけに、国際的な業務に関心を抱いていた。

その後、司法修習において、検事の職務に魅力を感じていた中で、当時の次席検事から、検事の職務にも国際的な分野があることをご教示いただき、ご縁があつて検事に任官した。

検事に任官してからは、捜査・公判業務に従事しつつ、折りを見て海外旅行に行ったり、語学関係の資格を取得したり、所属している検察官サッカー部のイベントとして日韓検察庁サッカー大会に参加するなどしていたところ、この度、光栄にも本研修に参加する機会を頂戴し、大変貴重な経験となったため、報告をさせていただく次第である。

なお、過去のICD NEWSを拝見させていただくと、国際協力人材育成研修の概要・内容等については、別途、ICD教官が寄稿されておられるため、誠に勝手ながら、本報告においては、適宜、研修内容に触れつつ、本研修を通じて小職が学び、考えたこと、将来、国際協力人材育成研修に参加される方に知ってもらいたい本研修の魅力をお伝えすること等を目的とさせていただきたい。

第2 国内研修

1 各講義を受講して

国内研修では、各講義を通じて、法制度整備支援や国外研修の渡航先であるラオスに関する基本的な事項等を学んだ。

ラオスは、人民革命党による「一党支配」の国であり、中央、県、郡、村、国家組織、社会組織等あらゆるところに党組織が存在し、指導等を行う統治機構となっている。

また、ラオスにおいて、司法は、基本的に法解釈の権限を有しない。

日本に住み、むしろ法解釈を中心に法を学んできた小職にとっては、それらは衝撃的な事実であった。

法解釈が原則として許されていないラオスにおいて、各方面の需要等を吸い上げてこれを調和しつつ、法制度整備支援を行うというのは、とてつもない労力と時間を要する至難の業であり、これを乗り越えて成立に至ったラオス民法典（平成30年成立）等の成果物が得られたことの意義は大きい。

そのような苦労等があるのと裏返しで、法制度整備支援に携わるというのは、大きなやりがいがあると同時に、将来の国の発展につながるとても重要な職務であろうと感じた。

2 国際法務総合センターにおける生活

国内研修は、独立行政法人国際協力機構（JICA）本部（麹町）への訪問もあったが、主として、東京都昭島市所在の国際法務総合センターにおいて実施された。

同センターには、大変綺麗な寮（宗教への配慮のため、お祈り用の部屋も存在する。）が併設されており、小職ら本研修参加者は、国内研修中、同寮で生活していた。

本研修と時期をほぼ同じくして、同センターにおいて、国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）が、諸外国から研修参加者を招いて研修を実施しており、食堂（ハラルフードにも対応）等で同研修の参加者と触れ合う機会もあり、日本国内でも国際色豊かな生活を送れたことに感銘を受けた。

第3 国外研修

1 法制度整備支援の現場に触れて

ラオスにおける国外研修では、JICAラオス事務所や長期派遣専門家が執務を行うプロジェクトオフィスの訪問、ラオス司法省の管轄下にある経済紛争解決センター（経済的な紛争に関し、調停等を行う機関）における会議の見学、国立司法研修所（NIJ）における小職ら研修参加者による日本の民事裁判や検察官等に関する講義、刑事裁判の傍聴等の充実したプログラムを受けさせていただいた。

ラオスの法制度において、正に今、何が問題となっているのか、それに対し、検事出身の矢尾板長期派遣専門家を始めとする法制度整備支援に携わる方々がどのように活躍をされているのか、その現場を目の当たりにし、日本の国際社会における存在感や検事の職務の広さを感じることができた。

また、小職らによる講義に対し、ラオスの学生や教官が熱心に質問をしてくれたことで、法制度に対するラオス側の関心の高さをうかがうことができた。

2 刑事裁判の傍聴

小職は、本研修当時、所属先において、主として、公判業務に従事していたことから、前記国外研修プログラムの中でも、刑事裁判の傍聴には強い興味を持っており、実際の傍聴を通じて印象的な出来事もあったので（多岐にわたるため、代表的なものに限って記載する。）、以下、これについて述べることにしたい。

なお、傍聴に当たっては、現地通訳のソット氏がインカムを通じて同時通訳をしてくださった。

今回の法廷の構成は、裁判官3名の合議体、書記官1名、検察官1名、被告人合計約20名であったが、弁護人の出廷はなかった。

複数件（事前情報によれば、約10件）の事件が同時刻に開廷され、その中には、自白・否認いずれの事件もあり、単独事件もあれば、共犯事件もあった。

被告人は、開廷中、終始、手錠をかけられたままであった（単独で手錠をかけられている者もいれば、複数人でつながった手錠をかけられている者もいた。）。

冒頭手続を終えると、裁判長が、各被告人に対して質問を開始し、必要に応じて、検察官や他の裁判官も質問を行った。

特定の被告人に対して質問が行われている間、共犯者を含め他の被告人は、当該質問を聞きながら、法廷内で待機していた。

捜査段階では自白していたある被告人が、公判で急に否認に転じたところ、裁判長及び検察官が、捜査段階で作成された事件記録に公判供述と矛盾する記載があるなどと指摘して追及を行い（ラオスでは、捜査段階で作成された事件記録が、そのまま裁判所に引き継がれる。）、当該被告人が再度自白に転じるという場面もあった。

被告人の中には、話すことはできるが、文字を読むことができない者もいた（それゆえ、当該被告人は、捜査書類等の関係書類の記載内容が理解できていない旨公判廷において供述していた。）。

ラオスの現在の刑事関係法令やその運用について、ラオスにおける必要性・合理性が相当程度あることも理解できる一方で、普段、日本の刑事関係法令やその運用に接している小職にとっては、供述の任意性、証言（供述）汚染、さらには、心証形成等において問題が生じないのだろうかとの疑問が生じた。

法制度整備支援は、運用も含め、このような問題点を1つ1つ発見しては、実情も踏まえつつ、根気よく改善していくもので、それが、紛争の当事者の納得、ひいては、国民の司法に対する信頼につながっていくのだろうと考えた。

3 プログラム外での活動

国外研修は、訪問国の文化に触れるのも醍醐味の1つであるように思う。

メコン川（対岸はタイ王国）に沈む夕日を見ながら、ラオス風肉野菜炒めの「ラープ」等を頂きつつ、長期派遣専門家の方々と話げたのは強く記憶に残っている。

早起きして托鉢を見たり、休日に、ご帯同いただいた茅根教官や中嶋専門官、本研修参加者（普段接する機会が少ない法務省所属の方等もおられた。）、現地通訳のサノン氏と一緒に、首都ヴィエンチャンの観光に出かけ、日本では見られない荘厳できらびやかな寺院等を見られたのも良い思い出となった。

なお、国外研修に使用する旅券は、外側が緑色の公用旅券であり、研修終了後に（無効化の処置を施した上で）もらえたのは、良い記念となっている。

第4 終わりに

本研修は、法制度整備支援やその実情等について理解を深めることにとっても有益なも

のであった。

また、自らの検事としての在り方について再考する良い機会にもなった。

すなわち、法制度は違っても、「社会に生じた病理的現象（＝紛争）の解決」という目的や、その目的達成のため、法に基づき、知恵を絞って証拠を収集し、他者（特に判断者）を説得するという過程は、ラオスでも日本でも変わらず、そのために、皆、努力を続けているのである。

法制度整備支援における関係者・関係機関との調整・交渉能力は、捜査・公判においても重要な能力である。

研修終了後の職務においても、事案ときちんと向き合い、謙虚な姿勢で日々能力を磨いていきたい。

以上のような大変有意義な研修に参加する機会をくださった茅根教官及び中嶋専門官を始めとするICDの皆様、ご多忙の折、ご講義をいただいた皆様、快く送り出してくださった福岡地方検察庁小倉支部の皆様に深く感謝申し上げます。

令和5年度国際協力人材育成研修に参加して

東京地方検察庁検察事務官

近藤友宏

第1 はじめに

私は、令和5年11月6日から同月17日までの間、令和5年度国際協力人材育成研修に参加させていただきました。

私は、平成30年度から令和3年度まで、国際協力部（ICD）及び国連アジア極東犯罪防止研修所（アジア研）において、国際専門官として勤務経験があります。そのため、法制度整備支援についての知識は多少なりとも持ち合わせておりますが、現在、検察の現場において立会業務を行う中で、本研修の案内を受け、改めて法制度整備支援について学び新たな視点を得ることができればと考え、本研修に参加させていただきました。国際専門官の経験者が改めて参加することについては、最初は恐縮した気持ちもありましたが、本研修に参加できたことは大変光栄なことであり、結果的に、見聞を大いに広めることができ非常に有益なものとなりました。加えて、民事局や検察官の研修員の方々と共に、ラオスでの法制度整備支援の現場を直接拝見することができたことは、大変貴重な経験であり、改めて研修の機会をいただけたことに感謝いたします。

コロナ禍が明け、昨年度から国外研修が再開されたことで、今回の研修については、国内研修とラオスでの国外研修が併せて実施されました。以下、この研修の概要と私がこの研修に参加して感じたことを報告させていただきます。

第2 国内研修

国内研修では、ラオス渡航前に法制度整備支援の導入として、内藤国際協力部長、須田同副部長、ICD各教官、元長期派遣専門家白出弁護士、JICA法・司法チーム及びJETROアジア経済研究所山田紀彦様からそれぞれご講義いただきました。また、ラオス帰国後には、アジア研や官房国際課の業務説明を受け、ICDとその関連部署の連携について説明いただきました。

講義を踏まえて、改めてICD及びJICA等が行っている法制度整備支援について整理すると、法制度整備支援とは、①法律の起草や改正等のルール整備の支援、②研修等を通じた法運用機関の機能強化、③法関連情報の提供等による司法アクセス向上、これら3つを通じた人材育成により法の支配を実現するための活動であると再確認しました。

法制度整備支援の最終的な目標を一言で表すならば、相互に対等な関係、つまり、支援をする・されるの関係ではなく、お互いの法制度を比較研究し学びあうことができる関係が目指すべき目標なのだろうと思いました。将来的に、法制度整備支援はODAとしての枠組みを越えて、二国間の関係強化や司法外交にとってのより有力なツールとな

り得るのだろうとも感じました。

現在のトレンドとしては、ある程度法制度が確立された国々における外国企業の海外進出に伴う競争法の需要の高まりや、アフリカ諸国における司法アクセス向上のための日本の保護司制度等の関心の高まりなどを背景に、日本の知見が東南アジア以外の地域においても、幅広い分野で必要とされていることを知りました。日本の支援は、相手国の主体性を尊重した「寄り添い型支援」であり、これまで長年にわたって築き上げられた成果物や研修実績等により、支援ドナーとしての日本への信頼は十分にあると考えられます。一方で、近時の政府基本方針である支援対象国との関係強化を通じて国益も追求するという目標から考えると、誠実に対応して相手との信頼関係を築いていく中でも、どのような成果や失敗をしたのか、将来的に、こうした点も具体的に検証していく必要があるのではないかと感じました。

第3 国外研修

国外研修においては、ICDのカウンターパートである国立司法研修所（NIJ）や司法省内の経済紛争解決センターといった司法関係機関への訪問、ヴィエンチャン首都人民裁判所での刑事裁判傍聴、JICAラオス事務所及びラオス長期派遣専門家の方々と意見交換をさせていただきました。さらに、日本側の研修員は、NIJの教授や学生に対して、日本の民事訴訟手続、日本の検察官及び検察事務官の役割について発表し、意見交換を行いました。

1 国立司法研修所（NIJ）

まず、NIJでは、副所長であるペッサマイ氏に表敬訪問をさせていただき、教授陣との意見交換を行いました。副所長からは、NIJの3つの役割である①大学学部教育、②司法省職員に対する研修、③法曹養成について説明をいただき、NIJが日本の修習制度を参考にして設立されたことなどについて知ることができました。今年は、NIJが設立されてから9期目の生徒になるそうですが、生徒数の減少が問題となっていることや卒業生の進路先として弁護士に人気集中していることなどについて、NIJの検討課題として説明されていました。こうした課題に対し、NIJとしては、NIJ卒業を法曹への要件とすることや、NIJ卒業資格を給与に反映させるなどメリットをもたらす制度改革や法改正についてのご意見も述べられていました。制度や法改正に触れると、一朝一夕の話ではなく長期的な取組となることから、今後、ICDとJICAがどのようにアプローチしていくのか非常に興味深い内容であると思いました。

2 経済紛争解決センター

経済紛争解決センターには、JICAプロジェクトオフィスと先方との打合せに同席させていただき形で訪問しました。経済紛争解決センターとは、調停前置主義を採用するラオスにおいて、裁判所のリソース不足に対応するため、経済紛争の裁判外での自主的な解決を促すことを目的として設立された機関であり、裁判以外でも一部執

行力を付与することができるなど、年間で約50件処理しているといった説明を受けました。特に印象に残っているのは、センター側から寄せられた要望をめぐるやりとりでした。国際協力の生の現場を拝見することで、相手のニーズを正確に聞き取った上で、できることとできないことをきちんと伝える交渉力や折衝力が重要であり、それが関係性を壊さずに現地で活動するために必要なことであると実感しました。また、このようなやりとりを通じ、ラオス側が抱えている早急に実務の運用等を改善して国をより良くしたいという切実な思いや、日本に対する期待を身に染みて感じ、関係各所と調整をしながら確実な成果が求められる現地専門家の方々のご苦勞が垣間見られました。

3 刑事裁判傍聴

刑事裁判については、ヴィエンチャン市内にある首都人民裁判所で傍聴をさせていただきました。詳しくは割愛しますが、裁判手続について、日本や欧米諸国のものとは大きく異なり、ラオス法の成り立ちを知らない私にとっては、人権保障や手続の適正の観点から見ると驚くことばかりでした。同様に、他の日本側研修員にとってもインパクトが強かったようで、傍聴後には、様々な視点から意見が交わされました。ある意味で研修員にとって、ラオス滞在中一番活動的な場面であり、印象に残っています。ただ、こうした職権主義的な裁判を直に見ることができたことは、日本の手続を客観的に見直すことができ、比較法としての知識や経験となりましたので、非常に有益で貴重な経験となりました。

4 ラオス J I C A 事務所

ラオス J I C A 事務所では、長瀬所長より、ラオスにおける J I C A の活動全般に触れ、現在行っている財政系職員や党幹部に対する研修についてご説明いただきました。これらの研修では、ラオスの汚職問題や債務超過の問題に対して、組織運営や財政健全化のための意思決定プロセスに関する様々なアドバイスを行っているとの説明を受けました。汚職問題はいずれの国でも問題になり得ますが、ラオスのような政治体制の国にとって、それが議論されるようになってきたことは、様々な支援によってラオス人の意識が変わってきたからとも考えられ、法制度整備支援が及ぼす影響の大きさを実感しました。また、J I C A と I C D が尽力して施行されたラオス民法典の意義についてもお話しいただき、歴代の現地専門家の方々の活動を推察し、現地に長年張り付き粘り強く信頼関係を築かなければ成し得ない仕事であることを実感しました。そして、築き上げてきたこれらの資産をこれからも継続して発展させなければならないと強く感じました。

5 J I C A プロジェクトオフィス・長期派遣専門家との意見交換

訪問させていただいた11月時点では、ラオスのプロジェクトは、ワーキンググループのメンバー選定中であったことから、実際の活動風景を拝見することはできなかったものの、矢尾板長期派遣専門家からプロジェクトの概要について説明いただきました。内容としては、事実認定や法令解釈適用ができる人材育成を目標として、判

例百選のような理論研究を行うとともに、成果物の活用方法を見直して研修自体の向上を図り、論告や意見書といった実務で使えるサンプル集作成のワーキンググループを立ち上げる予定と教えていただきました。これまで、長期派遣専門家の業務を具体的に拝見する機会はありませんでしたが、PCM手法を用いて、長期にわたってプロジェクト策定までに議論と合意形成を積み重ね、結果を見据えて計画を策定していくことの困難さを知ることができました。説明を受ける中で、長期派遣専門家として必要な素養は、相手のニーズを真に汲み取ることであって、そのために適切な現状認識とニーズの裏にある背景について思いを巡らせることが重要であると感じました。そして、結果が実を結んだときには、専門家冥利に尽き、長期間の苦勞が報われる大変やりがいのある仕事であると感じました。プロジェクトの活動経過やワーキンググループの様子について拝見することができなかつたことは残念ですが、弁護士出身の専門家の方々や業務調整員の方たちとも意見を交わすことができ、現地での生活や日々考えていることなど、業務以外の様々な話を率直に聞いたことは大きな収穫となりました。

6 N I Jにおける日本側研修員の発表

N I Jでの日本側研修員による発表では、法務省職員と検察庁職員に分かれ発表を行いました。検察庁職員は日本の検察官と検察事務官の役割について発表を行い、私は検察事務官についての説明を行いました。渡航前にラオス刑法・刑訴法を拝見しましたが、検察事務官のような内容は見当たらず、ラオス側の理解を得ることができるか不安もありましたが、簡潔に捜査公判での立会業務及び検務事務を紹介しました。先方の関心事項は、民事関係に集中しており、調停制度についての意見交換が活発に行われました。刑事関係については、不起訴制度に関する質問がありましたが、日本法との比較としての関心に留まっているような印象を受けました。もっとも、ラオスと日本の法制度を比較することは、お互いの理解を深めることができ、二国間の関係強化に通ずるものでもありますので、双方にとって有益な意見交換となったと感じています。

第4 ラオスでの所感

今回、ラオスを初めて訪れ、各カウンターパートを訪問させていただき、ラオスにおける法制度整備支援について理解を深めることができました。そして、今後のラオスに対する支援について、私自身、高い関心を持つことができました。ラオス滞在中、特に印象に残っていることは、政府系機関において、一党支配の影響を少なからず感じることもあり、日本との比較を通じて、制度の多様性について考えるきっかけとなりました。また、ラオス国内における中国のプレゼンスの高さを実感し、中国とラオスとの関係が、今後の日本の法制度整備支援にも影響を与えることもあるのではないかと感じました。この点については、各所でご意見を伺い、現在のラオスの状況について、中国がラオスの最大の債権国となったことで、様々な面で影響が出てきていると説明を受けま

した。幾つかの例を挙げるとすれば、中国企業の進出によってラオス人がラオス国内で消費をするようになってきていること、選択肢が増えたことによって、ラオス人は中国をオプションの一つとして考えることができる視野を得たこと、人・物の面でラオスにいろいろな経済効果がでてきていることなどであり、今後のラオスの動向には注目していきたいと思いました。

法制度整備支援に話を戻すと、ICD、JICA、現地専門家の長年の労力により、民法典起草やNIJ設立に大きく貢献してきたことから、日本への信頼は確かなものであると現地でも実感しました。目下、地道な「寄り添い型支援」を続けることが大切であると思っています。それ以外の方法については政治的な問題であって、ここで述べることはナンセンスであると思いますので、地道な支援を続けることが日本の強みであり、信頼を得る確かな方法の1つであると感じています。

ラオスは、未だアジア諸国の中で、貧しい国の1つと言われていますが、実際にラオスの方々と接し、ラオス人の人柄の温かさや、将来に対して前向きな考えでひたむきに取り組む姿を見て、ラオスの将来は明るいものであることを実感しました。今後も法制度整備支援を継続して法の支配を促進し、ラオスがより豊かで暮らしやすい国になってもらいたいと思います。そして、ラオスと日本の関係がより強固になってもらえたらと切に思います。

第5 おわりに

今回の研修は、2週間という短い期間でありましたが、非常に内容の濃い充実した時間を過ごすことができました。ICDやアジ研での勤務時代から感じていたことではありますが、国際協力の業務は支援対象国の将来に思いを馳せることができる前向きな仕事であり、非常にやりがいのある業務であることを再認識しました。また、今回研修員として法制度整備支援のサブについても触れ、ロジ業務だけでなく知識の幅を広げることができ、今後の検察事務官としてのキャリアパスに非常に有益なものとなりました。私は、実務家として長期派遣専門家のような仕事をすることは叶いませんが、今後も国際関係業務に携わることができるよう、日々地道に言語習得や知識のアップデートを続けていきたいと感じました。

最後に、本研修を主催していただいた内藤部長、須田副部長をはじめとする国際協力部の皆様に感謝を申し上げます。また、貴重な御講義をしていただいた講師の皆様、現地での訪問先の調整に尽力いただいた矢尾板専門家をはじめとする現地プロジェクトオフィス及びJICA職員の皆様に改めて感謝申し上げます。何よりも、2週間の研修期間中、様々な面でサポートしていただいた茅根教官、中嶋国際専門官に心より感謝申し上げます。そして、多忙な業務の中、快く研修に送り出してくださった東京地方検察庁職員の方々にもこの場を借りて感謝申し上げます。ありがとうございました。

【講義・講演】

2023年11月から2024年1月までの間に当部の教官等が実施した講義・講演は、下記のとおりです。

記

1 大阪大学における講義

- (1) 日 時：11月9日（木）
場 所：大阪大学
対象者：学生
テーマ：リーガル・プロフェッションの最先端
講 師：教官 原彰一
- (2) 日 時：11月30日（木）
場 所：大阪大学
対象者：学生
テーマ：リーガル・プロフェッションの最先端
講 師：教官 後藤圭介

2 名古屋大学における講義

- 日 時：11月29日（水）
場 所：名古屋大学
対象者：学生
テーマ：法整備支援論
講 師：副部長 須田大

3 信州大学における講義

- 日 時：12月4日（月）
場 所：信州大学
対象者：学生
テーマ：現代法務
講 師：教官 福島崇之

4 2023年度JICAベトナム国ビジネス環境整備にかかる能力向上プロジェクト第2回本邦研修「経済管理及びビジネス環境整備」における講義

- 日 時：12月8日（金）
場 所：JICA東京センター

対象者：ベトナム首相府及び関連省庁職員

テーマ：法制度の整備

講師：教官 茅根航一

5 長崎大学における講義

日時：1月17日（水）

形式：オンライン形式

対象者：学生

テーマ：法整備支援論

講師：副部長 須田大

6 JICA課題別研修「ビジネスと人権」における講義

日時：1月23日（火）

場所：JICA東京センター

対象者：カンボジア司法省職員、コートジボワール裁判官、エジプト外務省職員等

テーマ：司法的救済

講師：教官 後藤圭介

【研修等実施履歴】

2023年11月から2024年1月までの間に当部等が実施した研修等は、下記のとおりです。

研修の詳細等についてお知りになりたい方は、当部まで御連絡ください。

記

1 研修

(1) 令和5年度国際協力人材育成研修

日 時 11月6日(月)から同月17日(金)まで
場 所 国内 国際法務総合センターほか
 国外 ラオスJICAプロジェクト事務所ほか
テーマ 法制度整備支援に携わる人材の育成
担 当 教官 茅根航一
 国際専門官 中嶋勇葵

(2) 第68回ベトナム法整備支援研修(首相府)

日 時 11月23日(木)から12月2日(土)まで
場 所 JICA東京センターほか
テーマ 日本の法制執務、行政手続及び地方分権の研究
担 当 教官 茅根航一
 国際専門官 中嶋勇葵

(3) 令和5年度ネパール国別研修

日 時 12月3日(日)から同月13日(水)まで
場 所 JICA東京センターほか
テーマ 民法改正及び運用改善
担 当 教官 原彰一
 国際専門官 辻のぞみ

(4) 令和5年度ウズベキスタン本邦研修

日 時 12月10日(日)から同月20日(水)まで
場 所 JICA東京センターほか
テーマ 権利保護のための司法能力強化
担 当 教官 菊地英理子、坂本達也
 国際専門官 飯澤聖愛

- (5) 第70回ベトナム法整備支援研修（最高人民裁判所）
日 時 1月21日（日）から同月30日（火）まで
場 所 JICA東京センターほか
テーマ 判例制度及び調停制度の適切な運用
担 当 教官 原彰一、坂本達也
国際専門官 矢口昌宏

2 シンポジウム

- 令和5年度法整備支援連絡会専門家会合
日 時 12月22日（金）
場 所 国際法務総合センター国際棟 国際会議場A
テーマ ポストコロナにおける法整備支援
担 当 教官 福島崇之、茅根航一、後藤圭介、菊地英理子、原彰一、坂本達也、荒川豊
国際専門官 三宅妙子、菅原優志、矢口昌宏、飯澤聖愛、辻のぞみ、中嶋勇葵

3 その他

- ウズベキスタン共和国司法省法律家トレーニングセンター来訪
日 時 11月20日（月）から同月22日（水）
場 所 法務省中央合同庁舎6号館赤れんが棟ほか
担 当 教官 菊地英理子、坂本達也
国際専門官 三宅妙子、菅原優志、飯澤聖愛

【活動予定】

2024年4月から同年6月までの間に当部等が実施する予定の研修等は、下記のとおりです。

諸事情により延期又は中止となる場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

なお、実施日時が未定の研修等については、記載していません。

記

1 研修

ラオス本邦研修

日 時 令和6年5月27日（月）から6月7日（金）まで

場 所 JICA東京センターほか

テーマ 刑事法

2 共同研究

第25回日韓パートナーシップ共同研究（日本セッション）

日 時 令和6年6月18日（火）から同月27日（木）まで

場 所 国際法務総合センターほか

テーマ 不動産登記制度、商業法人登記制度、供託制度及び民事執行制度をめぐる制度上及び実務上の諸問題

3 セミナー

日中民商事法セミナー

日 時 令和6年6月4日（火）から同月6日（木）まで

場 所 中華人民共和国内の関係機関ほか

テーマ 調整中

4 シンポジウム

法整備支援へのいざない

日 時 令和6年5月25日（土）

場 所 国際法務総合センター

形 式 ハイブリッド形式（来場参加・オンライン参加の併用）

法整備支援活動年表

法整備支援活動年表

(法務総合研究所が把握しているものを中心に)

2023年12月31日現在

年度	ベトナム
1991	・ベトナム司法大臣が日本法務大臣に支援要請
1992	
1993	・森島昭夫名古屋大学教授（当時）が文化交流プロジェクトで訪越し、日本民法紹介
1994	・法務省でベトナム司法省に本邦研修開始（1996年まで年1回）
1995	・1995.8～2001.3「市場経済化支援開発政策調査」（通称：石川プロジェクト）実施
1996	・法整備支援フェーズ1開始（1996年12月～1999年11月） ・長期専門家1名（弁護士）派遣
1997	・法整備支援フェーズ1継続 本邦研修（年2回へ） 現地セミナー開始（年4回）
1998	・前年と同様
1999	・日越民商事法セミナー開催 ・法整備支援フェーズ2開始（1999年12月～2002年11月） ベトナム民法改正共同研究 法令鳥瞰図作成 人材育成 ・対象機関に最高人民裁判所、最高人民検察院が加わる ・長期専門家1名（業務調整員）派遣
2000	・法整備支援フェーズ2継続 本邦研修（年4回） 現地セミナー（年8回） ※以後、2002年まで同様 ・長期専門家3名（裁判官出身者含む検事2名、弁護士1名）派遣 ・民法改正共同研究会開始
2001	・法整備支援フェーズ2継続 ・長期専門家2名（検事、弁護士各1名）派遣 ・法整備支援フェーズ2を2003年3月まで延長
2002	・前年と同様 ・JICAが、ベトナム元司法大臣を招へい ・長期専門家1名（裁判官出身検事）派遣
2003	・法整備支援フェーズ3開始 （2003年7月～2006年6月） 民法改正共同研究会継続 民事訴訟法共同研究会開始 法曹養成共同研究会開始（法務省、最高裁、日弁連） 判決書・判例整備共同研究会開始（法務省、最高裁、日弁連） ・破産法改正支援セミナー実施 ・長期専門家1名（検事）派遣 ・現地セミナーを開催（民法、民訴法、法曹養成） ・法総研・JICAがベトナム司法大臣一行を招へい ・本邦研修実施（法曹養成）
2004	・法整備支援フェーズ3継続 ・ベトナム国家大学日本法講座開講 ・長期専門家4名（裁判官出身者含む検事2名、弁護士1名、業務調整員1名）派遣 ・現地セミナーを開催（民法、民訴法、法曹養成、判決書・判例） ・民事訴訟法成立（6月15日） ・改正破産法成立（6月15日） ・本邦研修実施（1月、2月）（法曹養成、民法改正共同研究）

年度	ベトナム
2005	<ul style="list-style-type: none"> ・法整備支援フェーズ3継続 ・長期専門家1名（裁判官出身検事）派遣 ・ベトナム国家大学日本法講座継続 ・現地セミナーを開催（判決書・判例、判決執行法、法曹養成） ・改正民法成立（6月14日） ・本邦研修実施（9月、2月）（判決書標準化、法曹養成）
2006	<ul style="list-style-type: none"> ・法整備支援フェーズ3を2007年3月まで延長 ・長期専門家1名（業務調整員）派遣 ・ベトナム国家大学日本法講座継続 ・現地セミナーを開催（判決書・判例） ・日越司法制度研修及び共同研究実施（10月、判決書・判例、最高人民裁判所から4名招へい）
2007	<ul style="list-style-type: none"> ・法・司法制度改革支援プロジェクト開始（2007年4月～2011年3月） ・民法共同研究会開始 ・裁判実務改善研究会開始 ・長期専門家4名（裁判官出身者含む検事2名、弁護士1名、業務調整員1名）派遣 ・ベトナム国家大学日本法講座継続 ・ハノイ法科大学に日本法教育研究センターを設立（名古屋大学） ・現地セミナーを開催（9月、国賠法） ・本邦研修実施（11月、国賠法起草）
2008	<ul style="list-style-type: none"> ・法・司法制度改革支援プロジェクト継続 ・民法共同研究会、裁判実務改善研究会継続 ・長期専門家4名（裁判官出身者含む検事2名、弁護士1名、業務調整員1名）継続 ・ベトナム国家大学日本法講座継続 ・本邦研修実施（6月：犯罪学研究、8月：裁判実務の改善及び判例情報等の提供のための方策、3月：刑訴法改正） ・民事判決執行法成立（11月14日）
2009	<ul style="list-style-type: none"> ・法・司法制度改革支援プロジェクト継続 ・民法共同研究会、裁判実務改善研究会継続 ・長期専門家4名（裁判官出身者含む検事2名、弁護士1名、業務調整員1名）継続 ・ベトナム国家大学日本法講座継続 ・本邦研修実施（8月：不動産登記法・担保取引登録法起草、10月：日弁連の組織、活動、12月：改正刑事訴訟法起草、民事判決執行法運用指導、2月：行政訴訟法起草） ・国家賠償法成立（6月） ・現地セミナーを開催（行政訴訟法、弁護士連合会の組織・運営方法等）
2010	<ul style="list-style-type: none"> ・法・司法制度改革支援プロジェクト継続 ・JICA調査団派遣（終了時評価・詳細計画策定調査） ・民法共同研究会、裁判実務改善研究会継続 ・長期専門家4名（裁判官出身者含む検事2名、弁護士1名、業務調整員1名）継続 ・ベトナム国家大学日本法講座継続 ・日越司法制度共同研究（6月） ・現地セミナーを開催（8月） ・司法省次官招へい（10月） ・本邦研修実施（9月：弁護士職務基本規程・単位会の役割等、11月：戸籍法起草、12月：改正刑事訴訟法起草、1月：改正民事訴訟法起草） ・行政訴訟法成立（11月） ・改正民事訴訟法成立（3月）
2011	<ul style="list-style-type: none"> ・法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ2開始（2011年4月～2015年3月） ・民法共同研究会、裁判実務改善研究会継続 ・長期専門家4名（裁判官出身者含む検事2名、弁護士1名、業務調整員1名）継続 ・ベトナム国家大学日本法講座継続 ・日越司法制度共同研究実施（6月） ・本邦研修実施（2月：弁護士会の組織・弁護士の能力強化及び弁護士過疎対策、2月：民法改正、3月：裁判所組織法改正）
2012	<ul style="list-style-type: none"> ・法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ2継続 ・民法共同研究会、裁判実務改善研究会継続 ・長期専門家4名（裁判官出身者含む検事2名、弁護士1名、業務調整員1名）継続 ・ベトナム国家大学日本法講座継続 ・日越司法制度共同研究実施（6月） ・本邦研修実施（2月：刑事司法における弁護人の権利の確立、2月：民法改正、3月：裁判所組織法改正）
2013	<ul style="list-style-type: none"> ・法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ2継続 ・民法共同研究会、裁判実務改善研究会継続 ・長期専門家4名（裁判官出身者含む検事2名、弁護士1名、業務調整員1名）継続 ・ベトナム国家大学日本法講座継続 ・日越司法制度共同研究実施（8月、最高人民検察院長官招へいも同時に実施） ・本邦研修実施（10月：破産法、地方弁護士会及び地方の弁護士事務所の組織・運営・弁護士自治、3月：民法改正～国際私法分野の改正について）

年度	ベトナム
2014	<ul style="list-style-type: none"> ・法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ2継続（2011年4月～2015年3月） ・民法共同研究会、裁判実務改善研究会継続 ・長期専門家4名（裁判官出身者含む検事2名、弁護士、業務調整員各1名）継続 ・日越司法制度共同研究実施（6月：刑法改正、7月：検察官養成） ・本邦研修実施（12月：検察官養成、3月：民法改正） ・現地セミナーを開催（簡易手続、上訴制度、刑訴法改正等） ・JICA調査団派遣（8月：終了時評価、9月：詳細計画策定プレ調査、11月：詳細計画策定調査、12月：第三次詳細計画策定調査、1月：JCC） ・刑法改正支援現地ワークショップ（9月、11月、2月）
2015	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト開始（2015年4月～2020年3月） ・民法共同研究会、裁判実務改善研究会継続 ・長期専門家1名（検事）を増員し5名に（10月：裁判官出身者含む検事3名、弁護士、業務調整員各1名） ・日越司法制度共同研究実施（6月：刑事政策研究等） ・本邦研修実施（9月：法令の整合性、11月：法令の整合性、12月：検察官養成） ・JICA調査団派遣（10月：JCC）
2016	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト継続 ・長期専門家5名（裁判官出身者含む検事3名、弁護士、業務調整員各1名）継続 ・JICA調査団派遣（4月：JCC、11月：財産登録法） ・本邦研修実施（7月：法令の整合性、検察官養成、9月：財産登録法、11月：裁判官養成） ・現地調査実施（11月：財産登録法） ・現地セミナー（2月：財産登録法等）
2017	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト継続 ・長期専門家5名（裁判官出身者含む検事3名、弁護士、業務調整員各1名）継続 ・現地調査実施（4月：財産登録法） ・本邦研修実施（5月：判例制度等、7月：財産登録法、11月：民事執行制度・登記制度） ・JICA調査団派遣（1月：中間レビュー） ・現地セミナー（9月：判例制度、10月：家庭裁判所）
2018	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト継続 ・長期専門家5名（裁判官出身者含む検事3名、弁護士、業務調整員各1名）継続 ・本邦研修実施（6月：和解・調停、10月：法令の整合性） ・JICA調査団派遣（5月、1月：JCC） ・現地セミナー（12月：調停人養成、2月：家裁調査官養成）
2019	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト継続 ・長期専門家の派遣継続 ・本邦研修実施（10月：三者共同活動、2月：法令の整合性に関わる基礎理論と実務） ・JICA調査団派遣（4月：JCC、9月） ・現地セミナー（8月：争訟原則における検察官の尋問技術） ・ワークショップ（8月：裁判官による司法面接的手法の導入） ・JICA調査団派遣（1月：詳細計画策定調査） ・本邦研修実施（2月～3月：司法省）
2020	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト継続・期間延長（～2020年12月） ・長期専門家の派遣継続 ・JCC（7月） ・JCC、次期プロジェクトローンチング・セレモニー（12月） ・法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト開始（2021年1月～2025年12月） ・CPIは、前プロジェクトの司法省、首相府、最高人民裁判所、最高人民検察院、ベトナム弁護士連合会に共産党中央内政委員会を加えた6機関
2021	<ul style="list-style-type: none"> ・法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト継続 ・長期専門家の派遣継続 ・新規プロジェクトキックオフ・ミーティング（4月） ・JCC（9月） ・オンラインワークショップ（11月：少年司法についての国際経験） ・オンラインワークショップ（3月：証拠の提出、3月：裁判員等の国民の司法参加） ・JCC（3月）
2022	<ul style="list-style-type: none"> ・法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト継続 ・長期専門家の派遣継続 ・JCC（4月） ・ハノイ法科大学日本法教育研究センター（CJLV）のインターン生へのオンライン講義（6月） ・現地調査（7月） ・オンラインワークショップ（法の適用関係）（9月） ・現地セミナー（調停）（11月） ・現地セミナー（司法共助）（11月、12月） ・現地セミナー（判決書改善活動）（12月） ・オンラインセミナー（判決書改善活動）（2月） ・現地調査（ビジネスと人権）（3月）

年度	ベトナム
2023	<ul style="list-style-type: none"> ・法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト継続 ・長期専門家の派遣継続 ・JCC（4月） ・現地セミナー（7月） ・本邦研修実施（9月：日本の立法過程（起草、審査、完成）の研究、10月：反汚職に関する国際経験の研究、11月：日本の立法過程（起草、審査、完成）、行政手続及び地方分権の研究） ・現地調査（11月）

年度	カンボジア
1993	
1994	・日弁連が「カンボジア司法制度の現状と課題」セミナーを開催
1995	
1996	・法務省・最高裁・日弁連合同で本邦研修開始（年1回）
1997	・上記本邦研修継続
1998	・上記本邦研修継続 ・JICAカンボジア事務所へ調査のため派遣 ・民法・民事訴訟法起草支援を合意
1999	・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ1開始（1999年3月～2003年3月） ・カンボジア司法省に長期専門家2名（うち1名は弁護士）を派遣 ・上記起草支援のため、作業部会が日本、現地でワークショップを相当数開催
2000	・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ1継続 ・本邦研修も作業部会との協議を中心とする起草支援の内容で実施（年2回） ・日弁連が司法調査団を派遣 ・日弁連がカンボジア王国弁護士会と友好協定締結 ・日弁連がカンボジア王国弁護士会を対象にセミナーを開催
2001	・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ1継続 ・日弁連がカンボジア王国弁護士会司法支援プロジェクト（JICA小規模開発パートナー事業）を開始 ・日弁連が弁護士継続教育セミナー（第1回～第4回）を開催 （なお、これは、カナダ弁護士会（3回開催）、リヨン弁護士会（1回開催）との共同プロジェクトであり、計8回開催）
2002	・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ1継続（2003年3月まで） ・民法典及び民事訴訟法典起草記念セミナーを開催（フン・セン首相が演説） ・民法・民事訴訟法起草作業完了 ・日弁連がカンボジア王国弁護士会司法支援プロジェクト（JICA開発パートナー事業）開始（3年間） ・本邦研修を実施（起草支援、立法化支援）
2003	・本邦研修実施（立法化支援） ・JICA調査団派遣 ・民法、民事訴訟法作業部会継続 ・日弁連がJICA開発パートナー事業を継続 ・司法官職養成校にJICA短期専門家を派遣（検事）
2004	・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ2開始（2004年4月～2007年4月） 立法化支援 附属法令整備 ・民法、民事訴訟法作業部会継続 ・カ司法省へ長期専門家2名（うち1名は弁護士）を派遣 ・日弁連JICA開発パートナー事業を継続 ・法曹養成に関するCP研修実施 ・司法官職養成校にJICA短期専門家を派遣（検事） ・本邦研修実施（2月）（民法・民訴法）
2005	・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ2継続 立法化支援 附属法令整備 ・民法、民事訴訟法作業部会継続 ・カ司法省へ長期専門家2名（うち1名は弁護士）を派遣 ・現地セミナーを開催（模擬裁判） ・本邦研修実施（2月） （民法・民訴法） ・法曹養成研究会発足 ・JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト開始（2008年3月まで） ・裁判官・検察官養成校に長期専門家2名を派遣（うち1名は検事） ・本邦研修実施（10月）（法曹養成） ・日弁連の弁護士会司法支援プロジェクト（JICA開発パートナー事業）が終了

年度	カンボジア
2006	<ul style="list-style-type: none"> ・ JICA法制度整備プロジェクトフェーズ2継続（2007年4月まで） 立法化支援 附属法令整備 ・ 民法、民事訴訟法作業部会継続 ・ カ司法省へ長期専門家2名派遣継続 ・ 民事訴訟法成立（6月）・公布（7月） ・ 短期専門家派遣（8月） ・ 現地セミナーを開催（8月：民法特別講義、3月：民法） ・ 遠隔セミナーを開催（12月） ・ 法総研、(財)国際民商事法センターがカンボジア司法大臣一行を招へい ・ JICA法制度整備プロジェクトフェーズ2延長決定（2008年4月まで） ・ JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト継続 ・ 法曹養成研究会継続 ・ 裁判官・検察官養成校に長期専門家2名派遣継続 ・ 現地セミナーを開催（8月）（判決書セミナー） ・ JICA-Netセミナーを開催（4月、12月） ・ 本邦研修実施（2月）（法曹養成）
2007	<ul style="list-style-type: none"> ・ JICA法制度整備プロジェクトフェーズ2継続 立法化支援 附属法令支援 ・ 民法、民事訴訟法作業部会継続 ・ カ司法省へ長期専門家1名（弁護士）を追加派遣、合計3名 ・ 民事訴訟法適用（7月） ・ 民法成立（11月）・公布（12月） ・ 遠隔セミナーを開催（8月：民法） ・ 現地セミナーを開催（1月：民法） ・ JICA調査団派遣 ・ JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト継続 ・ 法曹養成研究会継続 ・ 裁判官・検察官養成校に長期専門家2名派遣継続 ・ JICA-Netセミナーを開催（5月、9月） ・ 本邦研修実施（7月、法曹養成、民法） ・ 現地セミナーを開催（11月：民法、12月：民事模擬裁判） ・ JICA調査団派遣 ・ JICA弁護士会司法支援プロジェクト開始（6月）
2008	<ul style="list-style-type: none"> ・ JICA法制度整備プロジェクトフェーズ3開始（2008年4月～2012年3月） 附属法令起草支援 ・ 民法、民事訴訟法作業部会継続 ・ カ司法省へ長期専門家3名派遣継続 ・ 遠隔セミナーを開催（12月：民法関係） ・ 現地セミナーを開催（12月：民法） ・ 本邦研修実施（2月：不動産登記法） ・ JICA調査団派遣 ・ JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトフェーズ2開始（2008年4月～2012年3月） ・ 法曹養成アドバイザー・グループ開始 ・ 裁判官・検察官養成校へ長期専門家2名派遣継続 ・ JICA-Netセミナーを開催（9月） ・ 本邦研修実施（10月、3月） ・ 現地セミナーを開催（12月、2月） ・ JICA弁護士会司法支援プロジェクト継続
2009	<ul style="list-style-type: none"> ・ JICA法制度整備プロジェクトフェーズ3継続 附属法令起草支援 ・ 民法、民事訴訟法作業部会継続 ・ カ司法省への長期専門家3名派遣継続 ・ 現地セミナーを開催（12月：民法関係） ・ JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトフェーズ2継続 ・ 法曹養成アドバイザー・グループ継続 ・ 裁判官・検察官養成校への長期専門家2名派遣継続 ・ JICA-Netセミナーを開催（5月） ・ 本邦研修実施（10月、11月） ・ 現地セミナーを開催（6月、8月、12月） ・ JICA弁護士会司法支援プロジェクト継続

年度	カンボジア
2010	<ul style="list-style-type: none"> ・ JICA 法制度整備プロジェクトフェーズ3継続 附属法令起草支援 ・ 民法、民事訴訟法作業部会継続 ・ カ司法省への長期専門家3名の派遣継続 ・ JICA-Netセミナー開催（12月：法人登記） ・ 本邦研修実施（2月：不動産登記） ・ JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトフェーズ2継続 ・ 法曹養成アドバイザー・グループ継続 ・ 裁判官・検察官養成校への長期専門家2名派遣継続、新たに1名（裁判官出身）を派遣 ・ JICA-Netセミナーを開催（5月：民事訴訟法） ・ 現地セミナー開催（9月：民法） ・ 本邦研修実施（10月：法曹養成） ・ 現地セミナー開催（3月：民法） ・ JICA弁護士会司法支援プロジェクト終了（5月） ・ 法総研が現地調査実施（5月：ニーズ調査）
2011	<ul style="list-style-type: none"> ・ JICA 法制度整備プロジェクトフェーズ3継続（2012年3月まで） 附属法令起草支援 ・ 民法、民事訴訟法作業部会継続 ・ 司法省への長期専門家3名派遣継続 ・ 民法適用法公布（6月） ・ 現地セミナー開催（8月、9月、11月：民法） ・ JICA調査団派遣（9月：終了時評価） ・ 民法適用、同記念式典（12月） ・ 現地セミナー開催（12月：民法普及） ・ 本邦研修実施予定（2月：法人登記） ・ JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトフェーズ2継続（2012年3月まで） ・ 法曹養成アドバイザー・グループ継続 ・ 裁判官・検察官養成校への長期専門家3名派遣継続 ・ 本邦研修実施（6月、10月：法曹養成） ・ JICA調査団派遣（9月：終了時評価） ・ 現地セミナー開催（1月：民法） ・ JICA調査団派遣（10月：次期案件詳細計画策定）
2012	<ul style="list-style-type: none"> ・ JICA 民法・民事訴訟法普及プロジェクト開始（2012年4月～2017年3月） 不動産登記共同省令起草支援 ・ 司法省、王立司法学院、弁護士会、王立法律経済大学を対象とした人材育成支援 ・ 民法、民事訴訟法作業部会継続 ・ 長期専門家4名（裁判官出身者含む検事・弁護士等）派遣 ・ 現地セミナー開催（9月、12月：不動産登記） ・ 現地セミナー開催（2月：親族相続法） ・ 本邦研修実施（2月：人材育成） ・ JICA調査団派遣（11月：JCC参加）
2013	<ul style="list-style-type: none"> ・ JICA 民法・民事訴訟法普及プロジェクト継続 ただし、法令起草支援の分野は終了（～3月） ・ 司法省、王立司法学院、弁護士会、王立法律経済大学を対象とした人材育成支援は継続 ・ 民法、民事訴訟法作業部会継続 ・ 長期専門家3名派遣継続、1名は派遣終了 ・ 現地セミナー（9月、12月：民事訴訟法 3月：民法） ・ 本邦研修（10月、2月：人材育成） ・ JICA調査団派遣（9月：運営指導調査、12月：JCC）
2014	<ul style="list-style-type: none"> ・ JICA 民法・民事訴訟法普及プロジェクト継続 司法省、王立司法学院、弁護士会、王立法律経済大学を対象とした人材育成 ・ 民法、民事訴訟法作業部会継続 ・ 本邦研修実施（6月、10月、2月） ・ 長期専門家1名（検事）派遣、1名派遣終了（9月） ・ JICA調査団派遣（8月：中間レビュー、12月：JCC） ・ 現地セミナー開催（12月：判決公開、3月：不動産登記共同省令）
2015	<ul style="list-style-type: none"> ・ JICA 民法・民事訴訟法普及プロジェクト継続 司法省、王立司法学院、弁護士会、王立法律経済大学を対象とした人材育成 ・ 民法、民事訴訟法作業部会継続 ・ 長期専門家3名は派遣継続（裁判官・弁護士各1名は、3月で派遣終了） ・ 本邦研修実施（9月、3月） ・ JICA調査団派遣（12月：JCC及び次期プロジェクト協議） ・ 現地セミナー開催（7月：不動産登記共同省令、1月：民事保全）

年度	カンボジア
2016	<ul style="list-style-type: none"> ・ JICA民法・民事訴訟法普及プロジェクト継続（2017年3月まで） 司法省、王立司法学院、弁護士会、王立法律経済大学を対象とした人材育成 ・ 民法、民事訴訟法作業部会継続 ・ 長期専門家2名（検事、弁護士）は派遣継続（弁護士1名は9月で派遣終了、検事1名は3月で派遣終了）、1名（弁護士）新規派遣 ・ 本邦研修実施（10月） ・ JICA調査団派遣（8月：終了時評価、9月：次期プロジェクト詳細計画策定調査、1月：JCC） ・ 短期専門家1名派遣（10～3月） ・ 現地セミナー開催（8月：民事実務上の諸問題－訴状の不備等、1月：民事実務上の諸問題－再審等、2月：民事実務上の諸問題－強制執行等）
2017	<ul style="list-style-type: none"> ・ JICA民法・民事訴訟法運用改善プロジェクト開始（2017年4月～2022年3月） ・ 民法作業部会終了（～8月）、民事訴訟法作業部会継続 ・ 長期専門家3名（裁判官出身者を含む検事2名、弁護士1名）の派遣継続 ・ 現地セミナー（8月：実務上の諸問題） ・ 日弁連・BAKC・ICDセミナー（1月：遺産分割、3月：離婚等） ・ RULE・ICDセミナー（3月：離婚）
2018	<ul style="list-style-type: none"> ・ JICA民法・民事訴訟法運用改善プロジェクト継続 ・ 民事訴訟法作業部会継続、不動産登記法アドバイザーグループ会合（12月） ・ 長期専門家3名（裁判官出身者を含む検事2名、弁護士1名）の派遣継続 ・ 日弁連・BAKC・ICDセミナー（8月：不動産強制執行、3月：民事保全） ・ JICA調査団派遣（1月：JCC参加等） ・ 本邦研修（2月） ・ 不動産登記法ワークショップ（2月）
2019	<ul style="list-style-type: none"> ・ JICA民法・民事訴訟法運用改善プロジェクト継続 ・ 民事訴訟法作業部会会合（9月）、不動産登記法アドバイザーグループ会合（12月） ・ 長期専門家の派遣継続 ・ 日弁連・BAKC・ICDセミナー（3月：民事訴訟） ・ JICA調査団派遣（1月：JCC参加等） ・ 本邦研修（1月：不動産登記法） ・ 不動産登記法セミナー（10月） ・ 執行官法セミナー（1月） ・ 王立司法学院と法務総合研究所との間で協力覚書（MOC）締結（1月） ・ 執行官法オンラインセミナー（3月）
2020	<ul style="list-style-type: none"> ・ JICA民法・民事訴訟法運用改善プロジェクト継続 ・ 長期専門家の派遣継続 ・ JCC（1月） ・ 王立司法学院とICDとの共同活動について協議（2月～） ・ 執行官法オンラインワークショップ（3月）
2021	<ul style="list-style-type: none"> ・ JICA民法・民事訴訟法運用改善プロジェクト継続（2022年10月まで延長） ・ 長期専門家の派遣継続 ・ 王立司法学院とICDとのオンラインセミナー（8月） ・ 不動産登記オンラインワークショップ（7月、10月、11月、12月） ・ JCC（2月） ・ 王立司法学院とICDとのオンラインセミナー（2月）
2022	<ul style="list-style-type: none"> ・ JICA民法・民事訴訟法運用改善プロジェクト継続 ・ 長期専門家の派遣継続 ・ 現地調査（5月） ・ JICA民法・民事訴訟法運用改善プロジェクト終了（10月） ・ JICA法・司法分野人材育成プロジェクト開始（2022年11月～2027年10月） ・ 王立司法学院とICDとの現地セミナー（人事訴訟法等）（12月） ・ JCC（3月）
2023	<ul style="list-style-type: none"> ・ JICA法・司法分野人材育成プロジェクト継続 ・ 長期専門家の派遣継続 ・ 現地調査（5月） ・ 現地セミナー（8月、10月：法科大学院教育等）

年度	ラオス
1995	
1996	・ラオス司法大臣が来日し、支援要請
1997	
1998	・名古屋大学及び法務総合研究所が受託機関となり本邦研修を開始 ・現地セミナー・調査（12月）、本邦研修（2月）を実施
1999	・本邦研修（11月）、現地セミナー（2月）を実施
2000	・前年と同様 ・現地で司法制度調査を実施（約3か月） ・現地セミナー（6月）、本邦研修（11月）を実施 ・JICAプロジェクト形成調査団派遣（12月） ・日弁連が司法調査団を派遣（4月）
2001	・司法アドバイザー型の短期専門家を派遣（合計8か月間） ・本邦研修（10月・3月） ・現地セミナー（2回）
2002	・長期専門家1名を派遣（検事） ・現地セミナー（4回） ・本邦研修（10月・3月）
2003	・JICAプロジェクト開始（2005年5月まで予定） 法令データベース作成 法令集出版支援 教科書及び辞書作成支援 検察マニュアル作成支援 講師養成 ・長期専門家1名を派遣（検事） ・本邦研修（11月・2月）
2004	・JICAプロジェクト継続 ・長期専門家2名を派遣（検事・弁護士） ・本邦研修（年2回） ・現地セミナー
2005	・JICAプロジェクト継続 ・長期専門家2名を派遣（検事・弁護士） ・本邦研修（2回） ・現地セミナー（民法教科書、判決書マニュアル、検察マニュアル） ・検察マニュアル及び判決書マニュアル完成
2006	・JICAプロジェクトを2007年5月まで延長 ・現地にて普及セミナー実施 （判決書マニュアル、検察マニュアル、民商法教科書） ・本邦研修（11月） （プロジェクト総括と成果物普及・新司法改革マスタープランの内容）
2007	・2007年5月末プロジェクト延長期間終了 ・フォローアップ 現地各CPによる普及ワークショップ、JICA現地事務所でのモニタリング（5～12月）
2008	・法整備支援シミュレーションワークショップを名古屋大学と共同で3回実施（9月・11月・12月） ・現地調査（1月）
2009	・法整備支援シミュレーションワークショップを名古屋大学と共同で4回実施 （5月・6月・11月・2月） ・現地調査（5月・9月・3月） ・現地セミナー（9月）

年度	ラオス
2010	<ul style="list-style-type: none"> ・法総研による現地調査を実施（7月・8月：司法制度） ・JICA-Netセミナーを実施（5月・7月・10月・12月：民法） ・法律人材育成強化プロジェクト開始（2010年7月～2014年7月） ・長期専門家3名（検事、弁護士、業務調整員各1名）を派遣（7月） ・国内アドバイザーグループを設置（民法、民事訴訟法、刑事訴訟法） ・現地セミナー（2月） ・本邦研修実施（3月：民法）
2011	<ul style="list-style-type: none"> ・法律人材育成強化プロジェクト継続 ・長期専門家3名（検事、弁護士、業務調整員各1名）継続 ・JICA-Netセミナー開催（6月：刑事訴訟法、7月：民法・民事訴訟法） ・現地セミナー実施（8月：民法、9月：民事訴訟法、3月：刑事訴訟法） ・本邦研修実施（10月：刑事訴訟法、1月：民事訴訟法） ・JICAによる各CP（司法省、最高裁、最高検、ラオス国立大学）副大臣級招へい
2012	<ul style="list-style-type: none"> ・法律人材育成強化プロジェクト継続 ・長期専門家3名（検事、弁護士、業務調整員各1名）継続 ・JICA-Netセミナー開催（10月：刑事訴訟法） ・現地セミナー実施（6月・8月・3月：民法、2月：刑事訴訟法、民事訴訟法） ・本邦研修実施（10月：刑事訴訟法、11月：民事訴訟法、2月、3月：民法） ・JICA調査団派遣（7月：中間評価）※民法典起草支援をプロジェクトに追加
2013	<ul style="list-style-type: none"> ・法律人材育成強化プロジェクト継続 ・長期専門家（検事）1名増員し4名に（検事2名、弁護士、業務調整員各1名） ・JICA-Netセミナー開催（4月・7月・11月・3月：刑事訴訟法、5月・7月・10月・11月・12月・1月：民法） ・現地セミナー実施（8月・11月：民法、12月：刑事訴訟法等、3月：民事訴訟法） ・本邦研修実施（7月：刑事訴訟法、10月：民事訴訟法、2月・3月：民法） ・JICA調査団派遣（5月：運営指導調査、2月：終了時評価、3月：詳細計画策定調査）
2014	<ul style="list-style-type: none"> ・法律人材育成強化プロジェクト継続（7月まで） ・長期専門家4名に（検事2名、弁護士、業務調整員各1名） ・JICA-Netセミナー開催（4月・5月・6月：民法） ・法律人材育成強化プロジェクト・フェーズ2開始（2014年7月～2018年7月） ・10月までは長期専門家3名（検事、弁護士、業務調整員各1名）、10月から1名（弁護士）増員 ・JICA-Netセミナー開催（7月・9月・10月・1月・2月・3月：民法） ・現地セミナー実施（7月：法曹人材育成、8月：民法、3月：刑事訴訟法等） ・本邦研修実施（11月・2月：民法） ・JICA調査団派遣（10月：第1回JCC参加等）
2015	<ul style="list-style-type: none"> ・法律人材育成強化プロジェクト・フェーズ2継続 ・長期専門家4名（検事1名、弁護士2名、業務調整員1名）継続 ・JICA-Netセミナー開催（4月：民法） ・本邦研修実施（9月：法曹人材育成、11月：刑事訴訟法等、12月：民事経済法） ・司法大臣招へい（8月） ・現地セミナー実施（3月：法曹人材育成、2月：刑事訴訟法等）
2016	<ul style="list-style-type: none"> ・法律人材育成強化プロジェクト・フェーズ2継続 ・長期専門家4名（検事1名、弁護士2名、業務調整員1名）継続 ・JICA調査団派遣（5月：第1回JCC参加） ・本邦研修実施（9月：民事経済法、11月：刑事訴訟法等、2月：法曹人材育成） ・JICA調査団派遣（11月：第2回JCC参加） ・現地セミナー実施（12月：法曹人材育成、2月：刑事訴訟法、3月：民事経済）
2017	<ul style="list-style-type: none"> ・法律人材育成強化プロジェクト・フェーズ2継続 ・長期専門家4名（検事2名、弁護士2名（6月に弁護士の長期専門家1名が交代、10月に1名が離任。）、業務調整員1名） ・JICA調査団派遣（5月：JCC、11月：第1回詳細計画策定調査、1月：第2回詳細計画策定調査） ・本邦研修（8月：民事経済、12月：教育研修改善、3月：民法） ・現地セミナー実施（6月：教育研修改善、8月：民法、2月：刑事法） ・国会法務委員会アドバイザー等招へい（3月）
2018	<ul style="list-style-type: none"> ・法律人材育成強化プロジェクト・フェーズ2継続（7月まで） ・法の支配発展促進プロジェクト開始（7月～） ・長期専門家4名（検事1名、弁護士2名、業務調整員1名）派遣継続 ・JICA調査団派遣（7月：JCC） ・現地セミナー実施（6月、11月：教育研修改善、8月：民法） ・現地調査及び現地セミナー実施（8月：立法手続、不動産登録法制） ・本邦研修（12月：教育研修改善、3月：民法） ・新民法典がラオス国会で承認（12月） ・法務総合研究所とラオス司法省国立司法研修所（NIJ）との間で法・司法分野における協力覚書（MOC）締結（12月）

年度	ラオス
2019	<ul style="list-style-type: none"> ・法の支配発展促進プロジェクト継続 ・長期専門家の派遣継続 ・本邦研修（5月：刑事法、12月：教育研修改善、3月：民法典） ・現地調査実施（5月～7月） ・日越ラ刑事ローフォーラム（9月） ・法総研と司法省国立司法研修所との刑法典共同セミナー実施（10月） ・首相府共同セミナー（1月） ・JCC（1月） ・現地セミナー（8月：民法典、1月：民事判決書、2月：民事系合同、刑事法）
2020	<ul style="list-style-type: none"> ・法の支配発展促進プロジェクト継続 ・長期専門家の派遣継続 ・民事合同セミナー（11月） ・JCC（12月） ・教育研修改善共同リトリートセミナー（2月） ・NIJ・ICD共同セミナー（刑法）（3月）
2021	<ul style="list-style-type: none"> ・法の支配発展促進プロジェクト継続 ・長期専門家の派遣継続 ・NIJ・ICD共同セミナー（刑法・法曹養成）（6月） ・JCC（7月） ・NIJ・ICD共同セミナー（刑法）（9月） ・刑法典セミナー（10月） ・NIJ・ICD共同セミナー（執行官、公証人教育）（12月） ・民事判決書マニュアル改訂セミナー（1月） ・JCC（2月） ・NIJ・ICD共同セミナー（刑法）（3月）
2022	<ul style="list-style-type: none"> ・法の支配発展促進プロジェクト継続 ・長期専門家の派遣継続 ・NIJ・ICD共同セミナー（犯罪の客体的要素）（6月） ・現地調査（7月、8月） ・民事合同セミナー（8月） ・NIJ・ICD共同セミナー（犯罪の客体的要素）（9月） ・JCC（10月） ・現地調査（12月） ・現地調査（1月） ・NIJ-ICD共同セミナー（強盗罪等の財産犯）（1月） ・NIJ-ICD共同セミナー（強盗罪等の財産犯、性犯罪）（3月）
2023	<ul style="list-style-type: none"> ・法の支配発展促進プロジェクト継続（7月まで） ・法の支配発展促進プロジェクトフェーズ2開始（7月～） ・長期専門家の派遣継続 ・本邦研修実施（4月：教育研修改善） ・現地セミナー（教育研修改善・民法典）、NIJ-ICD共同セミナー（性犯罪）（6月） ・JCC（6月） ・NIJ-ICD共同セミナー（知的財産法）（9月） ・JCC、NIJ-ICD共同セミナー（逮捕監禁罪）（11月）

年度	インドネシア
1997	
1998	・ 経済法研修
1999	
2000	・ 日本貿易振興会（JETRO）等がインドネシア独占禁止法研究会を開催 ・ JETRO等がAPEC経済法制度シンポジウムを開催
2001	・ JICA調査団派遣（2月）
2002	・ 本邦研修（7月） ・ 現地セミナー（年1回） ・ JETRO等がAPEC経済法制度シンポジウムを開催 ・ JICA調査団派遣 ・ 外務省・JICAがイ最高裁長官を招へい
2003	・ 本邦研修（6月） ・ 企画調査員として長期専門家派遣（弁護士） ・ 日本・インドネシアADR比較研究セミナー（本邦研修・10月）
2004	・ 本邦研修（6月） ・ インドネシア競争政策・規制緩和研修プロジェクト開始（公正取引委員会、2006年7月まで） ・ 企画調査員1名を派遣
2005	・ 本邦研修（12月） ・ アチェに対するADR現地セミナー（JICA・日弁連）
2006	・ アチェに対するADR遠隔セミナー（全5回）（JICA・日弁連） ・ 本邦研修（7月） ・ JICA調査団派遣、M/M締結（9月） ・ JICA和解・調停制度強化支援プロジェクト開始、長期専門家（弁護士）を派遣（3月）
2007	・ アドバイザー・グループ会合（6月・7月・9月・12月・2月） ・ 現地セミナー（8月・3月） ・ 本邦研修（10月）
2008	・ アドバイザー・グループ会合（5月・6月・9月・12月・3月） ・ 第2回本邦研修（7月） ・ インドネシア改正最高裁判所規則PERMA2008年1号（裁判所が行う和解・調停手続に関する規則）が施行（7月） ・ 現地セミナー（11月） ・ JICAインドネシア「和解・調停制度強化支援プロジェクト」終了時評価調査団を派遣（11月）
2009	・ アドバイザー・グループ会合（6月・8月・10月・12月） ・ 現地調査（9月） ・ JICA国別研修「法廷と連携した和解・調停実施」（11月） ・ インドネシア最高裁判所との今後の協力の在り方に関する協議会（3月）
2010	・ 現地調査（8月） ・ 第1回裁判官人材育成強化支援研修（本邦研修・11月） ・ 最高裁副長官等招へい（12月） ・ JICA知財支援プロジェクトに法総研も協力
2011	・ 和解・調停制度普及及び司法の実情に関する現地調査（8月） ・ インドネシア裁判官人材育成強化共同研究（11月）
2012	・ 現地調査（8月） ・ 第2回インドネシア裁判官人材育成強化共同研究（11月）
2013	・ 現地調査（5月） ・ JICA法・司法分野に関する情報収集・確認調査（11月） ・ 第3回インドネシア裁判官人材育成強化共同研究（2月）

年度	インドネシア
2014	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査（4月） ・JICA知財支援プロジェクト終了時評価調査等（10月） ・インドネシア最高裁判所・少額訴訟制度研究（12月） ・JICA調査団派遣（2月・3月） ・第4回インドネシア裁判官人材育成強化共同研究（2月）
2015	<ul style="list-style-type: none"> ・JICAとインドネシア最高裁判所（7月）及び同法務人権省（8月）との間で、ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクトに関する実施合意文書締結 ・JICA調査団派遣（8月・10月・12月） ・JICA「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」開始（2015年12月～2020年12月） ・長期専門家2名（検事2名、うち1名は裁判官出身）を派遣（2月） ・現地調査（3月）
2016	<ul style="list-style-type: none"> ・ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト継続 ・長期専門家2名（検事2名、うち1名は裁判官出身）継続 ・現地調査（4月～5月） ・法務大臣等現地訪問、日本・インドネシア間の司法・法務分野における協力関係増進記念式典（5月） ・共同研究（5月：法務人権省法規総局） ・最高裁判所支援アドバイザーグループ会合（6月・10月・2月） ・本邦研修（7月：3機関合同、10月：最高裁判所・法務人権省法規総局、2月：法務人権省法規総局） ・JICA調査団派遣（6月・8月：国際シンポジウム出席等、9月：第1回JCC参加等） ・現地セミナー（3月）
2017	<ul style="list-style-type: none"> ・ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト継続 ・長期専門家2名（検事2名、うち1名は裁判官出身。10月に裁判官出身の長期専門家が交代。）継続 ・JICA調査団派遣（4月・5月：第2回JCC参加等、8月） ・法務大臣等現地訪問（9月） ・本邦研修（7月・11月：法務人権省法規総局、2月：最高裁判所） ・現地セミナー（6月・1月） ・最高裁判所支援アドバイザーグループ会合（11月）
2018	<ul style="list-style-type: none"> ・ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト継続 ・長期専門家2名（検事2名、うち1名は裁判官出身。）継続 ・JICA調査団派遣（5月：第3回JCC参加等、8月：国際シンポジウム参加等、11月） ・本邦研修（10月・2月：法務人権省法規総局、1月：最高裁判所） ・現地セミナー（7月・1月） ・判決集（第1集、知的財産法）完成（11月） ・最高裁判所支援アドバイザーグループ会合（12月）
2019	<ul style="list-style-type: none"> ・ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト継続 ・長期専門家の派遣継続 ・JICA調査団派遣（6月：第4回JCC参加、6月・1月：現地セミナー等） ・本邦研修（7月・1月：最高裁判所、9月・3月：法務人権省法規総局） ・現地セミナー（6月・1月）
2020	<ul style="list-style-type: none"> ・ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト継続・期間延長（～2021年9月） ・長期専門家の派遣継続 ・本邦研修（1月：最高裁判所） ・第5回JCC（11月・オンライン） ・現地セミナー（1月）
2021	<ul style="list-style-type: none"> ・長期専門家の派遣継続 ・第6回JCC（8月・オンライン） ・オンラインセミナー（9月、法令の整合性確保のための施策） ・ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト終了（9月） ・ビジネス環境改善のためのドラフターの能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト開始（2021年10月～2025年9月） ・オンラインセミナー（1月、法令の整合性確保のための施策） ・判決集（第2集、商標法）完成披露会（3月）
2022	<ul style="list-style-type: none"> ・ビジネス環境改善のためのドラフターの能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト継続 ・長期専門家の派遣継続 ・「法制執務資料条例・地方首長規則編」完成披露会（7月） ・オンラインセミナー（国の法令と自治立法の関係）（7月） ・現地調査、現地セミナー（判例制度、知的財産権の刑事的規制、法案の起草・審査、条例案の作成）（8月） ・第7回JCC（8月） ・オンラインセミナー（条例案の作成）（10月） ・現地調査（ビジネスと人権）（3月）

年度	インドネシア
2023	<ul style="list-style-type: none"> ・ビジネス環境改善のためのドラフターの能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト継続 ・長期専門家の派遣継続 ・本邦研修（5月：最高裁判所、9月：法務人権省法規総局） ・現地調査（7月） ・第8回JCC（8月） ・現地セミナー（地方自治）（12月）

年度	モンゴル
1993	
1994	・森島昭夫教授がJICA短期専門家として、モンゴルに対し、民法改正につき助言
1995	
1996	・日本司法書士会連合会による登記制度に関するモンゴル支援
1997	
1998	・モンゴル不動産登記庁の登記官に対し、登記セミナーを開催（JICA短期専門家は司法書士他）
1999	・前年と同様（モンゴル）
2000	
2001	・モンゴル法整備支援事前調査 ・法総研が日本・モンゴル司法制度比較セミナー（本邦研修）を実施 ・日本司法書士会連合会による登記制度に関するモンゴル支援
2002	・名古屋大学がモンゴルに対する本邦研修を実施
2003	・モンゴルへ専門家派遣（名古屋大学・弁護士）
2004	・モンゴル法務内務省へ弁護士1名を長期派遣 ・名古屋大学が国際シンポジウムを開催（モンゴル）
2005	・名古屋大学が国際シンポジウムを開催（モンゴル） ・モンゴルの土地法制に関する法社会学的研究プロジェクト開始（名古屋大学）
2006	・弁護士会強化計画プロジェクト開始（2006年9月～2008年11月） ・長期専門家（弁護士）1名を派遣（日弁連） ・モンゴル国立大学に日本法教育研究センターを設立（名古屋大学）
2007	・弁護士会強化計画プロジェクト継続
2008	・弁護士会強化計画プロジェクト終了（～11月）
2009	・調停制度強化プロジェクト詳細計画策定調査団派遣 ・名古屋大学日本法教育研究センター（モンゴル）3周年記念行事開催
2010	・調停制度強化プロジェクト開始（2010年5月～2012年11月） ・長期専門家（弁護士）1名を派遣（日弁連）
2011	・調停制度強化プロジェクト継続
2012	・調停制度強化プロジェクト終了（～11月） ・調停制度強化プロジェクトフェーズ2詳細計画策定調査団派遣
2013	・調停制度強化プロジェクトフェーズ2開始（2013年1月～2015年7月） ・長期専門家（弁護士）1名を派遣（日弁連） ・短期専門家2名を派遣
2014	・調停制度強化プロジェクトフェーズ2継続

年度	モンゴル
2015	<ul style="list-style-type: none"> ・調停制度強化プロジェクトフェーズ2終了（～12月） ・長期専門家（弁護士）派遣終了（～12月）
2016	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査実施（3月）
2017	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査実施（9月）
2018	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査実施（8月） ・共同研究実施（8月：商取引法関連）
2019	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査実施（6月・9月） ・共同研究実施（10月：商取引法関連第2回）
2020	
2021	<ul style="list-style-type: none"> ・オンラインセミナー（5月：商取引法関連） ・モンゴル国立法律研究所（NLI）と法務総合研究所との間で協力覚書（MOC）締結（8月） ・NLIとのオンライン・ワークショップ（10月：刑事司法制度比較） ・オンラインセミナー（2月：商取引法関連） ・NLIとのオンライン・ワークショップ（2月：検察官の役割比較）
2022	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査、現地セミナー（少年法制、商法典起草）（10月） ・日本・モンゴル外交関係樹立50周年記念講演（12月） ・共同研究実施（2月：司法統計）
2023	<ul style="list-style-type: none"> ・共同研究実施（9月：商取引法関連第3回）

年度	中央アジア
1999	
2000	<p>[ウズベキスタン]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名古屋大学がウズベキスタン3大学と学術交流協定 ・ウズベキスタンで内閣法制局が現地セミナー開催
2001	<p>[ウズベキスタン]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JICA調査団派遣
2002	<p>[ウズベキスタン]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本邦研修実施 ・名古屋大学が中央アジア3か国から法律家を招いてシンポジウム開催 ・ターゲット法科大学に専門家1名派遣（名古屋大学） ・JICA調査団派遣 ・現地シンポジウム開催（名古屋大学） ・現地調査実施（日弁連） ・現地セミナー開催（法総研・名古屋大学）
2003	<p>[ウズベキスタン]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JICA調査団派遣 ・現地調査、現地シンポジウム開催（名古屋大学） ・専門家1名派遣（北海学園大学） ・本邦研修実施 ・法務省・名古屋大学がウズベキスタン司法大臣を招へいし、名古屋大学でシンポジウム開催 ・専門家2名（法務省・早稲田大学）を派遣し、本邦研修のフォローアップセミナー開催
2004	<ul style="list-style-type: none"> ・JICA調査団派遣 ・M/M締結（倒産法注釈書支援） ・本邦研修を実施（倒産法注釈書） ・民商法典起草支援を継続（名古屋大学） ・ウズベキスタン司法省に専門家1名派遣（三重大学） ・最高経済裁判所副長官招聘（法務省） ・現地シンポジウム開催（名古屋大学） ・現地フォローアップセミナー開催（法務省）
2005	<p>[ウズベキスタン]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本邦研修実施（5月・11月）（倒産法注釈書） ・短期専門家派遣（8月・3月）（法務省、大阪大学等） ・倒産法注釈書プロジェクト開始（法務省、2007年9月まで） ・企業活動の発展のための民事法令及び行政法令の改善プロジェクト開始（司法省一名古屋大学）（11月～2008年10月まで）（中小企業振興、担保法制改革、法令データベース） ・長期専門家1名派遣（名古屋大学） ・ターゲット法科大学に日本法教育研究センター設立（名古屋大学） ・現地シンポジウム開催（名古屋大学） <p>[その他]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央アジア諸国の憲法裁判所の比較研究プロジェクト開始（名古屋大学）
2006	<p>[ウズベキスタン]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・倒産法注釈書プロジェクト継続（法務省、2007年9月まで） ・倒産法注釈書プロジェクト、長期専門家1名（弁護士）派遣（法務省、2007年9月まで） ・本邦研修（5月・8月・9月・11月）（倒産法注釈書） ・短期専門家派遣（6月・2月）（法務省、弁護士） ・倒産法注釈書（ロシア語版）発刊（3月） ・長期専門家1名追加派遣（名古屋大学）
2007	<p>[ウズベキスタン]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地にて注釈書発刊プレゼンテーション実施（6月） ・現地にて注釈書普及セミナー開催（7月・12月） ・注釈書活用促進に向けたワークショップ開催（9月） ・注釈書（日本語版及びウズベク語版）発刊（9月） ・倒産法注釈書プロジェクト終了（9月） ・注釈書（英語版）発刊（3月） <p>[その他]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「中央アジア比較法制研究セミナー」コース運営委員会設置
2008	<p>[ウズベキスタン]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「企業活動の発展のための民事法令および行政法令の改善プロジェクト」終了（名古屋大学）（12月） <p>[その他]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央アジア比較法制研究セミナー実施（カザフスタン、キルギス、タジキスタン、ウズベキスタン）

年度	中央アジア
2009	[ウズベキスタン] ・企業活動の発展のための民事法令および行政法令の改善プロジェクト（フェーズ2）協力準備調査団派遣（11月） [その他] ・中央アジア比較法制研究セミナー実施（カザフスタン、キルギス、タジキスタン、ウズベキスタン）
2010	[ウズベキスタン] ・民間セクター活性化のための行政手続改善プロジェクト開始（名古屋大学）（4月～2012年4月まで） [その他] ・中央アジア比較法制研究セミナー実施（カザフスタン、キルギス、タジキスタン、ウズベキスタン）（12月）
2011	[ウズベキスタン] ・民間セクター活性化のための行政手続改善プロジェクト継続（司法省一名古屋大学） [その他] ・中央アジア比較法制研究セミナー実施（カザフスタン、キルギス、タジキスタン、ウズベキスタン）（12月）
2012	[ウズベキスタン] ・民間セクター活性化のための行政手続改善プロジェクト終了（名古屋大学）（5月） [その他] ・中央アジア地域法制比較研究セミナー実施（カザフスタン、キルギス、ウズベキスタン、タジキスタン）（11月）
2013	・中央アジア地域法制比較研究セミナー実施（カザフスタン、キルギス、タジキスタン、ウズベキスタン）（11月）
2017	[ウズベキスタン] ・ウズベキスタン行政法（行政手続法、行政訴訟法）セミナー開催（3月）
2018	[ウズベキスタン] ・ウズベキスタン行政法現地セミナー実施（9月・2月） ・ウズベキスタン行政法共同研究（招へい）実施（3月）
2019	[ウズベキスタン] ・ウズベキスタン最高検察庁アカデミーと法務総合研究所との間で協力覚書（MOC）締結（7月） ・ウズベキスタン行政法現地セミナー実施（7月）
2020	[ウズベキスタン] ・ウズベキスタン行政法共同研究継続 ・JICA国別研修「権利保護及び経済自由化のための司法能力強化」プロジェクト開始（2020年4月～2023年3月） ・共同研究「犯罪白書作成支援」開始（6月） ・JICA国別研修「権利保護及び経済自由化のための司法能力強化」オンラインセミナー（3月）
2021	[ウズベキスタン] ・ウズベキスタン行政法共同研究継続 ・共同研究「犯罪白書作成支援」オンラインセミナー（犯罪白書）（5、6月） ・JICA国別研修「権利保護及び経済自由化のための司法能力強化」オンラインセミナー（6月） ・共同研究「犯罪白書作成支援及び犯罪予防研究支援」開始（8月）、同共同研究オンラインセミナー（犯罪予防）（10、11月）、同共同研究オンラインセミナー（犯罪白書）（12月） ・ウズベキスタン法律家トレーニングセンターとの協力関係開始（11月）、同センターとのオンラインセミナー（司法分野における改革）（12月） ・JICA国別研修オンラインセミナー（デジタル時代の契約）（1月） ・JICA国別オンライン研修（契約及び電子契約）（3月）
2022	[ウズベキスタン] ・ウズベキスタン行政法共同研究（5月、7月、8月、10月、11月、12月、1月、2月、3月） ・共同研究「犯罪白書作成支援」オンラインセミナー（犯罪白書）（5月） ・現地調査、現地セミナー（犯罪白書、行政法）（9月） ・JICA国別研修オンラインセミナー（権利保護及び経済自由化のための司法能力強化）（2月）
2023	[ウズベキスタン] ・ウズベキスタン行政法共同研究（4月、5月、7月、8月、9月、10月、11月、12月） ・ウズベキスタン法律家トレーニングセンターと協力計画締結（5月） ・ウズベキスタン法律家トレーニングセンターとの共同研究（公証制度・11月） ・権利保護及び経済自由化のための司法能力強化研修（12月） ・JICA国別研修・本邦研修（権利保護及び経済自由化のための司法能力強化）（12月）

年度	中国
1995	
1996	・ ICCLCが日中民商事法セミナー開始（年1回）
1997	・ ICCLCが日中民商事法セミナー開催
1998	・ ICCLCが日中民商事法セミナー開催
1999	・ ICCLCが日中民商事法セミナー開催
2000	・ ICCLCが日中民商事法セミナー開催
2001	・ ICCLCが日中民商事法セミナー開催
2002	・ 法総研・ICCLCが日中民商事法セミナー開催
2003	・ 法総研・ICCLC・JETROが日中民商事法セミナー開催
2004	・ 経済産業省等が中国に対する法整備支援（経済法）を開始 ・ 法総研・ICCLCが日中民商事法セミナーを開催 ・ 法総研・ICCLCが日中知的財産法制度講演会を開催（東京、大阪）
2005	・ 法総研・ICCLC・JETROが日中民商事法セミナーを開催
2006	・ 法総研・ICCLCが日中民商事法セミナーを開催
2007	・ JICA調査団派遣（6月） ・ JICA中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクトR/D 締結（11月） ・ 本邦研修実施（11月） ・ 国内研究会を設置（11月） ・ 現地セミナーを実施（3月） ・ 法総研・ICCLC・JETROが日中民商事法セミナーを開催
2008	・ JICAが弁護士を長期専門家として派遣（2年間） ・ 本邦研修実施（5月・11月） ・ 法総研・ICCLCが日中民商事法セミナーを開催
2009	・ 中国現地セミナー開催（5月・7月・3月） ・ 中国国際私法、国際民事訴訟法講演会（清華大学副教授招へい） ・ 本邦研修実施（11月） ・ 権利侵害責任法成立（12月） ・ 法総研・ICCLC・JETROが日中民商事法セミナーを開催
2010	・ 中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト終了時評価（5月） ・ 国別研修「民事訴訟法及び民事関連法」（7月） ・ 国別研修 中国「司法人材育成研修」（7月） ・ 中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト本邦研修（10月） ・ 涉外民事関係法律適用法成立（10月） ・ 中国行政訴訟法現地セミナー（11月） ・ 長期専門家派遣（弁護士） ・ 法総研・ICCLCが日中民商事法セミナー（3月）
2011	・ 本邦研修実施（11月：司法人材育成） ・ 現地セミナー開催（11月：民事訴訟法） ・ 本邦研修実施（1月：民事訴訟法及び民事関連法） ・ 石川民商事法センターが金沢セミナーを開催（3月） ・ 法総研・ICCLC・JETROが日中民商事法セミナーを開催（10月）

年度	中国
2012	<ul style="list-style-type: none"> ・現地セミナー開催（6月：相続法） ・国別研修「行政訴訟法及び行政関連法」開始（7月） ・本邦研修実施（7月：「行政訴訟法及び行政関連法」、1月：「民事訴訟法及び民事関連法（消費者権益保護法）」） ・中国民事訴訟法改正（8月） ・法総研・ICCLCが日中民商事法セミナーを開催（10月）
2013	<ul style="list-style-type: none"> ・本邦研修実施（5月：「民事訴訟法及び民事関連法（消費者権益保護法）」、10月：「同（著作権法）」） ・現地セミナー開催（8月：相続法） ・国別研修「民事訴訟法及び民事関連法」終了（10月） ・消費者権益保護法改正（10月） ・法総研・ICCLC・JETROが日中民商事法セミナーを開催（12月） ・JICA調査団（12月：詳細計画策定調査）
2014	<ul style="list-style-type: none"> ・市場経済の健全な発展と民生の保障のための法制度整備プロジェクト開始（2014年6月～2017年6月） ・長期専門家（弁護士）1名を派遣（日弁連） ・JICA調査団（5月：第1回JCC） ・本邦研修（10月：立法法、11月：行政訴訟法・行政関連法（教育法・食品安全法）、1月：インターネット安全法） ・法総研・ICCLCが日中民商事法セミナーを開催（1月） ・JICA調査団（2月：第2回JCC）
2015	<ul style="list-style-type: none"> ・市場経済の健全な発展と民生の保障のための法制度整備プロジェクト継続 ・長期専門家1名（弁護士：日弁連派遣）継続 ・本邦研修（10月及び11月：犯罪被害者権利保障立法、1月：業界協会 商會法、労災保険法） ・JICA調査団（10月：JCC） ・法総研・ICCLCが日中民商事法セミナーを開催（2月）
2016	<ul style="list-style-type: none"> ・市場経済の健全な発展と民生の保障のための法制度整備プロジェクト継続 ・長期専門家1名（弁護士：日弁連派遣）継続 ・JICA調査団（4月：JCC） ・本邦研修（9月：特許法、9月：民法、11月：行政手続法） ・法総研・ICCLCが日中民商事法セミナーを開催（11月）
2017	<ul style="list-style-type: none"> ・市場経済の健全な発展と民生の保障のための法制度整備プロジェクト継続（2020年6月まで期間延長） ・JICA調査団派遣（6月、JCC） ・現地セミナー（11月：民法）
2018	<ul style="list-style-type: none"> ・市場経済の健全な発展と民生の保障のための法制度整備プロジェクト継続 ・長期専門家1名（弁護士：日弁連派遣）継続 ・JCC（5月） ・本邦研修（4月：民法、9月：専利法） ・現地セミナー（1月：民法） ・法総研、ICCLC、日中経済協会が日中民商事法セミナーを開催（7月：東京、11月：北京）
2019	<ul style="list-style-type: none"> ・市場経済の健全な発展と民生の保障のための法制度整備プロジェクト継続 ・長期専門家の派遣継続 ・本邦研修（5月：民法、11月：専利法） ・現地セミナー（9月：民法） ・法総研、ICCLC、日中経済協会が日中民商事法セミナーを開催（11月：東京） ・JCC（1月）
2020	<ul style="list-style-type: none"> ・市場経済の健全な発展と民生の保障のための法制度整備プロジェクト継続（2021年3月まで期間延長） ・民法典成立（5月） ・改正専利法成立（10月） ・オンラインセミナー（民法典及び改正専利法）（1月） ・市場経済の健全な発展と民生の保障のための法制度整備プロジェクト終了（3月）
2021	<ul style="list-style-type: none"> ・オンラインセミナー（会社法）（11月）
2022	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン意見交換会（前科）（7月） ・オンライン意見交換会（刑事収容施設法等）（2月）
2023	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン意見交換会（災害対策関係法）（9月） ・訪日交流・意見交換会（就学前教育等）（10月）

年度	ネパール
2007	
2008	・ 刑事法比較研究現地セミナー（2回）
2009	
2010	・ 本邦研修「刑事司法制度及び刑事手続にかかる比較研究」実施（7月） ・ 法整備支援アドバイザー長期専門家派遣（弁護士）（7月） ・ 本邦研修「民法及び関連法セミナー」実施（8月） ・ 現地調査実施（2月）
2011	・ 「日本・ネパール捜査訴追実務比較共同研究」実施（9月） ・ 現地調査実施（11月）
2012	・ 「日本・ネパール刑事司法共同研究」実施（7月） ・ 法整備支援アドバイザー長期専門家派遣継続（弁護士）（7月） ・ 本邦研修実施（「民法解説書作成」8月、「事件管理」9月） ・ 現地調査実施（11月）
2013	・ 法整備支援アドバイザー長期専門家派遣継続（弁護士）（7月） ・ 「日本・ネパール司法制度比較共同研究」実施（8月） ・ 法整備支援アドバイザー長期専門家派遣（弁護士）（9月） ・ 「ネパール迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクト」開始（2013年9月～2018年3月） ・ 同プロジェクト長期専門家派遣（弁護士）（9月） ・ 同プロジェクト第1回本邦研修実施（12月） ・ 現地調査実施（3月）
2014	・ 「ネパール迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクト」継続 ・ JICA調査団派遣（6月：運営指導調査） ・ 「日本・ネパール司法制度比較共同研究」実施（9月） ・ 同プロジェクト第2・3回本邦研修実施（9月「調停」、12月「事件管理」） ・ 現地調査実施（11月・2月）
2015	・ 「ネパール迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクト」継続 ・ 同プロジェクト長期派遣専門家任期満了（弁護士）、新規派遣（弁護士）（9月） ・ 法整備支援アドバイザー長期専門家任期満了（弁護士）、新規派遣（弁護士）（9月） ・ 現地セミナー実施（10月） ・ 同プロジェクト第4回本邦研修（12月） ・ 現地調査実施（12月、2月） ・ 「日本・ネパール司法制度比較共同研究」実施（3月）
2016	・ 「ネパール迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクト」継続 ・ 「ネパール民法の制定、普及及び施行支援のための招聘」実施（4月） ・ 同プロジェクト第5・6回本邦研修実施（7月・11月） ・ JICA調査団派遣（9月：終了時評価） ・ 現地調査実施（12月） ・ 「日本・ネパール司法制度比較共同研究」実施（3月）
2017	・ 現地調査実施（11月） ・ 裁判所能力強化プロジェクト・ラップアップセミナー（2月） ・ 「日本・ネパール司法制度比較共同研究」実施（3月） ・ 「ネパール迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクト」終了（3月）
2018	・ 現地セミナー、ワークショップ（改正刑事訴訟法、5月・8月） ・ 現地セミナー（改正民法、8月） ・ 現地調査（12月） ・ 「日本・ネパール司法制度比較共同研究」実施（3月）
2019	・ 現地セミナー（契約法、不法行為、国際私法、公判前整理手続、8月） ・ 現地セミナー（物権法、不法行為、国際私法、12月） ・ 現地大学での民事模擬裁判（12月） ・ Nepal Law Societyとのセミナー（物権法、不法行為、12月） ・ 現地調査（11月） ・ 「日本・ネパール司法制度比較共同研究」実施（2月）
2020	・ オンラインセミナー実施（12月、不法行為法、国際私法、公判前整理手続） ・ オンラインセミナー実施（3月、不法行為法、国際私法、刑事手続）

年度	ネパール
2021	<ul style="list-style-type: none"> ・オンラインセミナー実施（9月、不法行為法、国際私法） ・オンラインセミナー実施（12月、仮釈放、保護観察） ・JICA国別研修（1月～3月（計5回）、民法改正に向けた検討）
2022	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査、現地セミナー（法令整合性、不法行為法、家族法）（4月） ・民法改正ハイレベルセッション（6月） ・現地調査、現地セミナー（1月） ・本邦研修（3月）
2023	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査（8月） ・本邦研修（12月） ・現地ワークショップ（12月）

年度	東ティモール
2008	
2009	・ 法案作成能力向上研修実施（7月）
2010	・ 法案作成能力向上研修（フェーズ2）実施（8月） ・ 現地調査及び現地セミナー実施（3月：逃亡犯罪人引渡法、仲裁法）
2011	・ 現地調査及び現地セミナー実施（3月：麻薬取締法、法案起草作業）
2012	・ 法制共同研究実施（9月：薬物犯罪取締法、調停・仲裁法） ・ 現地セミナー及び現地調査実施（12月：薬物犯罪取締法、調停・仲裁法）
2013	・ 東ティモール法制度アドバイザー（2013年4月～2014年3月）（活動内容～法案起草能力向上） 現地調査及び現地セミナー実施（6月：調停法） 現地調査及び現地セミナー実施（9月：調停法） JICA-Netセミナー実施（12月：調停法） 現地調査及び現地セミナー実施（3月：調停法）
2014	・ 現地調査実施（7月） ・ 共同法制研究実施（12月：少年法、国際法） ・ 現地調査及び現地セミナー実施（3月：少年法）
2015	・ 共同法制研究実施（7月：調停法、婚姻・家族法） ・ 現地調査及び現地セミナー実施（12月：調停法） ・ 共同法制研究実施（3月：調停法、国籍法）
2016	・ 現地調査実施（8月） ・ 共同法制研究実施（2月：市民登録法、婚姻・家族法） ・ 現地調査及び現地セミナー実施（3月：少年法）
2017	・ 現地調査実施（8月） ・ 現地調査及び現地セミナー実施（11月：不動産登記法） ・ 共同法制研究実施（1月：土地関連法） ・ 現地調査実施（3月）
2018	・ 現地調査及び現地セミナー実施（8月：不動産登記法） ・ 現地調査及び現地セミナー実施（11月：矯正関係） ・ 共同法制研究実施（12月：不動産登記法） ・ 現地セミナー実施（3月：司法制度）
2019	・ 現地調査及び現地セミナー実施（7月：不動産登記法、司法制度） ・ 現地調査実施（11月：不動産登記法） ・ 共同法制研究実施（2月：不動産登記法、司法制度）
2020	・ オンラインセミナー実施（11月：不動産登記法、1月・2月：不動産登記法、土地の紛争解決、3月：土地関連法）
2021	・ オンラインセミナー実施（4月：地籍法、6月：地籍法、土地関連法、7月・9月：市民登録法、11月：不動産登記法、土地の紛争解決、12月：不動産登記法、市民登録法、1月：不動産登記法、市民登録法）
2022	・ 現地調査及び現地セミナー（土地関連法、国籍法、紛争解決等）（9月）
2023	・ オンラインセミナー実施（1月：国籍法） ・ 現地調査及び現地セミナー（2月：不動産登記法、紛争解決等）

年度	ミャンマー
2011	
2012	<ul style="list-style-type: none"> ・日ミャンマー法制度比較共同研究実施（7月）一元ヤンゴン大学法学部長・元連邦最高裁判所研究国際関係部長を招へい（法総研） ・財務省財務総合政策研究所がミャンマー中央銀行との間で資本市場育成支援に関する覚書を締結（8月） ・現地セミナー開催（8月、JICA・UAGO：「公開会社の法制度及び企業統治の改革」） ・日ミャンマー司法制度比較共同研究実施（11月）一連邦最高裁判所長官ら5名の現役裁判官を招へい（法総研・慶應義塾大学） ・現地セミナー開催（12月、JICA・UAGO：「国営企業の民営化にかかる法的側面」） ・連邦法務総裁府及び連邦最高裁判所と協議を実施（2月、法総研・JICA）
2013	<ul style="list-style-type: none"> ・現地セミナー開催（4月、JICA・UAGO「商事仲裁」） ・日ミャンマー法制度比較共同研究実施（6月）一連邦法務長官及び連邦議会（下院）法案委員会委員長ら6名を招へい（法総研・JICA・ICCLC） ・現地小規模セミナー実施（7月、法総研・JICA：UAGO・SC対象「知財法、法曹養成」） ・財務省財務総合政策研究所の支援によりミャンマー証券取引法成立（7月） ・JICAと連邦法務長官府・連邦最高裁判所との間で「ミャンマー法整備支援プロジェクト」に関する実施合意文書締結（8月22日） ・現地小規模セミナー実施（9月、法総研・JICA：UAGO・SC対象「知財法、倒産法、法曹養成」） ・現地調査実施（10月、法総研・JICA、刑務所・少年院等を訪問し、矯正局と協議） ・現地小規模セミナー実施（11月、法総研・JICA・特許庁、UAGO・SC対象「知財法」） ・「ミャンマー法整備支援プロジェクト」開始（11月20日～、3年間） ・JICA長期専門家（弁護士）派遣（1月） ・現地小規模セミナー実施（2月以降、複数回、長期専門家：UAGO・SC対象「会社法」） ・現地小規模セミナー実施（2月、長期専門家：UAGO・SC対象「著作権法」） ・現地調査、小規模セミナー実施（3月、法総研：UAGO・SC対象「刑事手続における電磁的記録の取扱い」、「知的財産事件の捜査方法」）
2014	<ul style="list-style-type: none"> ・ミャンマー法整備支援プロジェクト継続 ・現地小規模セミナー実施（4月、長期専門家：UAGO・SC対象「民事手続における電磁的証拠の取扱いに関するセミナー」） ・現地小規模セミナー実施（4月～5月、法総研：UAGO・SC対象「日本の司法制度等について」） ・JICA長期専門家（業務調整）派遣（5月） ・JICA長期専門家（検事）派遣（5月） ・現地小規模セミナー実施（5月、日本取引所：UAGO・SC対象「証券市場、資本市場の概要等」） ・第1回本邦研修（5月「日本の法・司法制度、機関の紹介」） ・ワーキンググループ活動実施（6月以降、随時開催） ・第1回合同調整委員会（7月） ・現地セミナー実施（7月、JICA・特許庁：UAGO・SC対象「知財法」） ・現地セミナー実施（8月、JICA：UAGO・SC対象「仲裁法」） ・会社法アドバイザーグループ開催（10月） ・第2回本邦研修（11月「人材育成」） ・第2回合同調整委員会（2月） ・第3回本邦研修（3月「立法過程の効率化」）
2015	<ul style="list-style-type: none"> ・ミャンマー法整備支援プロジェクト継続 ・現地セミナー実施（SC対象「事実認定」） ・第4回本邦研修（6月「会社法」） ・中間評価、第3回合同調整委員会（7月） ・第5回本邦研修（11月「研修手法、知財関係」） ・現地セミナー実施（11月「知財裁判制度」） ・現地セミナー実施（2月「知財裁判制度」日弁連 知財ネット等と共催） ・第6回本邦研修（2月SC、UAGO、MOST、警察、税関対象「知財裁判制度」） ・第4回合同調整委員会（3月）
2016	<ul style="list-style-type: none"> ・ミャンマー法整備支援プロジェクト継続（延長～2018.5） ・小規模セミナー実施（5月「知財裁判制度」知財ネット等と共催） ・第7回本邦研修（6月、SC、UAGO、DICA、国会議員対象「倒産法」） ・現地セミナー実施（7月 SC対象「和解、調停を含む紛争解決制度」） ・現地セミナー実施（8月 SC対象、これまでのインプットを踏まえた「知財裁判制度」の政策文書作りを開始） ・運営指導調査（10月 JICA 次期プロジェクト協議） ・小規模セミナー実施（11月「倒産法」） ・第8回本邦研修実施（11月 SC、UAGO、労働省、国会議員「和解、調停を含む紛争解決制度」） ・JICA長期専門家（検事）交代（12月） ・現地セミナー実施（2月「知財裁判制度」） ・第9回本邦研修（2月、SC、UAGO、中央銀行、MOPF、会計検査院対象「倒産法」） ・第5回合同調整委員会（3月） ・現地セミナー実施（3月「調停制度」）
2017	<ul style="list-style-type: none"> ・ミャンマー法整備支援プロジェクト継続 ・JICA長期専門家（弁護士）交代（5月） ・現地調査実施（6月「不動産法制」） ・第10回本邦研修（6月、SC、UAGO、MOPF、MOI対象「法案起草及び司法修習制度等」） ・共同法制研究実施（8月、「不動産法制」） ・現地セミナー実施（10月、SC対象「新任裁判官用知的財産法教材の作成」） ・第11回本邦研修（10月、SC、UAGO、MOE対象「知的財産制度」） ・現地調査実施（2月「不動産法制」） ・現地セミナー実施（2月、SC、UAGO、MOE、警察、税関「知的財産制度」） ・第12回本邦研修（3月、SC、UAGO、警察対象「新しいタイプの証拠」）

年度	ミャンマー
2018	<ul style="list-style-type: none"> ・第13回本邦研修（7月、SC、UAGO「効率的な紛争解決」 ・現地セミナー実施（8月、知的財産裁判制度） ・現地セミナー実施（9月、調停制度） ・現地調査及び現地セミナー実施（9月「土地登録法制」） ・第14回本邦研修（11月、法曹の人材育成・研修制度改善） ・現地セミナー実施（12月、知的財産裁判制度） ・現地セミナー実施（1月、裁判官向けビジネス法令テキスト） ・共同法制研究実施（1月、「土地登録法制」） ・現地調査及び現地セミナー実施（2月「土地登録法制」）
2019	<ul style="list-style-type: none"> ・現地セミナー実施（6月、知的財産裁判制度） ・第16回本邦研修（7月、SC、UAGO「立法過程」） ・現地調査及び現地セミナー実施（9月「土地登録法制」） ・現地セミナー実施（10月、知的財産裁判制度） ・第17回本邦研修（10月、SC、UAGO「調停制度」） ・共同法制研究実施（11月、「土地登録法制」） ・現地セミナー実施（12月、裁判官向けビジネス法令テキスト） ・現地セミナー実施（12月、知的財産裁判制度） ・第18回本邦研修（3月、SC、UAGO「知的財産裁判制度」） ・長期専門家の派遣継続
2020	<ul style="list-style-type: none"> ・現地セミナー実施（8月、商標法の運用等、オンライン） ・共同法制研究実施（12月、「土地登録法制」、オンライン） ・現地セミナー実施（1月、調停人、オンライン） ・現地セミナー実施（1月、商標法の運用等、オンライン）
2021	<ul style="list-style-type: none"> ・政治情勢に鑑み、全ての支援を停止（2月～）
2022	
2023	<ul style="list-style-type: none"> ・2023年5月末プロジェクト期間終了

年度	バングラデシュ
2015	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査実施（6月、12月） ・共同研究実施（3月）
2016	<ul style="list-style-type: none"> ・共同研究・法律司法国会担当大臣招へい実施（10月）
2017	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回本邦研修実施（12月：ADR等）
2018	<ul style="list-style-type: none"> ・現地セミナー実施（7月：調停人養成） ・第2回本邦研修実施（11月：ADR等）
2019	<ul style="list-style-type: none"> ・現地セミナー実施（7月：調停人養成） ・第3回本邦研修実施（11月～12月：ADR、事件管理等）
2020	<ul style="list-style-type: none"> ・オンラインセミナー実施（10月：調停人養成） ・第1回オンラインセミナー実施（11月：事件管理） ・第2回事件管理オンラインセミナー実施（3月：事件管理）
2021	<ul style="list-style-type: none"> ・オンラインセミナー実施（7月：調停人養成） ・第3回事件管理オンラインセミナー実施（11月：事件管理）
2022	<ul style="list-style-type: none"> ・慶應大学留学生（バングラデシュ裁判官）との勉強会（7月） ・現地調査（2月）
2023	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査実施（5月、9月） ・慶應義塾大学大学院留学生との意見交換会（8月）

年度	スリランカ
2019	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査、現地セミナー（8月、1月） ・本邦研修（1月～2月、刑事司法改善）
2020	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回本邦研修（3月、刑事司法改善、オンライン）
2021	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回本邦研修フォローアップセミナー（4月、刑事司法改善、オンライン） ・第3回本邦研修（8月、刑事司法改善、オンライン） ・第4回本邦研修（12月、刑事司法改善、オンライン）
2022	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査、現地セミナー（刑事司法改善）（8月、9月）
2023	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査（11月）

年度	その他
1995	
1996	<ul style="list-style-type: none"> ・財団法人国際民事法センター（ICCLC）設立 ・ICCLCが国際民事法シンポジウムを2回開催 ・法総研で多数国間（マルチ）研修を開始（モンゴル、ミャンマー、ベトナム）
1997	<ul style="list-style-type: none"> ・国際民事法シンポジウム（倒産法制）開催（法総研、ICCLC、アジア太平洋比較法制研究会） ・マルチ研修継続（カンボジア、中国、ラオス、モンゴル、ミャンマー、ベトナム）
1998	<ul style="list-style-type: none"> ・国際民事法シンポジウム（第2回）（企業倒産・担保法制）開催 ・マルチ研修継続（参加国は前年と同様）
1999	<ul style="list-style-type: none"> ・マルチ研修継続（参加国は前年と同様） ・日韓パートナーシップ研修実施（登記制度比較研究を中心）
2000	<ul style="list-style-type: none"> ・法整備支援連絡会開催（第1回、第2回） ・世界銀行主催の法整備支援世界会議開催 ・マルチ研修継続（参加国は前年と同様） ・法総研がADBと共催でマルチ研修開催 ・日韓パートナーシップ研修実施（第2回）
2001	<ul style="list-style-type: none"> ・法総研に国際協力部新設、同部が大阪へ移転 ・ADB会議（フィリピン）出張 ・法整備支援連絡会開催（第3回） ・世界銀行主催の第2回法整備支援世界会議開催 ・法総研・ICCLC共催による国際民事法シンポジウム（第3回）「ADRシンポジウム」開催 ・マルチ研修継続（参加国は前年と同様） ・日韓パートナーシップ研修実施（第3回）
2002	<ul style="list-style-type: none"> ・日本貿易振興会アジア経済研究所（IDE-JETRO）が国際ワークショップ「アジアにおける法・開発・経済社会変化」を開催 ・法整備支援連絡会開催（第4回） ・アジア知的財産権法制シンポジウム開催 ・マルチ研修継続（カンボジア、中国、カザフスタン、ラオス、モンゴル、ミャンマー、タイ） ・法総研がADBと共催でフィリピン研修開催 ・日韓パートナーシップ研修実施（第4回）
2003	<ul style="list-style-type: none"> ・法総研・ICCLCが日韓知的財産権訴訟講演会開催（東京、大阪） ・法整備支援連絡会開催（第5回） ・名古屋大学が「アジア法整備支援」全体会議を開催 ・法総研・ICCLC・JETRO共催による国際民事法シンポジウム（第4回）「知的財産権シンポジウム」開催 ・国際民事法（地域別）研修を実施（カンボジア、ラオス、ベトナム） ・法令外国語訳・実施推進検討会議開始 ・イランからJICAに対して法整備支援要請 ・日韓パートナーシップ研修実施（第5回）
2004	<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋大学が「アジア法整備支援」全体会議を開催 ・法整備支援連絡会開催（第6回） ・国際民事法（地域別）研修を実施（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム） ・名古屋大学がイランに対する法整備支援（本邦研修）を開始 ・日韓パートナーシップ研修実施（第6回）
2005	<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋大学が「アジア法整備支援」全体会議を開催 ・法整備支援連絡会開催（第7回） ・国際民事法（地域別）研修を実施（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム） ・法総研・ICCLC・JETRO共催による第5回国際民事法シンポジウム「国際会社法シンポジウム」開催 ・日韓パートナーシップ研修実施（第7回）
2006	<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋大学が「法整備支援戦略の研究」全体会議を開催 ・法整備支援連絡会開催（第8回） ・国際民事法（地域別）研修を実施（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム） ・日韓パートナーシップ研修実施（第8回）
2007	<ul style="list-style-type: none"> ・法整備支援連絡会開催（第9回） ・国際民事法（地域別）研修を実施（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム） ・法総研・ICCLCが「アジア株主代表訴訟セミナー」を開催 ・石川国際民事法センター「金沢セミナー」開催（2月） ・日韓パートナーシップ研修実施（第9回）

年度	その他
2008	<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋大学が「法整備支援戦略の研究」全体会議を開催 ・法整備支援連絡会開催（第10回） ・法総研・ICCLC・JETRO共催による第6回国際民商事法シンポジウム「アジア株主代表訴訟シンポジウム」開催 ・法総研・ICCLC・石川国際民商事法センター・北國新聞社共催による「金沢セミナー」開催（3月） ・日韓パートナーシップ研修実施（第10回）
2009	<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋大学が「法整備支援戦略の研究」全体会議を開催 ・法整備支援連絡会開催（第11回） ・法総研・ICCLC・JICA共催による「『私たちの法整備支援～ともに考えよう！法の世界の国際協力』シンポジウム」を開催 ・法総研・ICCLC・石川国際民商事法センター・北國新聞社共催による「金沢セミナー」開催（3月） ・日韓パートナーシップ研修実施（第11回）
2010	<ul style="list-style-type: none"> ・法務省インターンシップ実施（8月） ・法総研・ICCLC共催による「アジア監査制度セミナー」開催（8月） ・法総研・ICCLC・名古屋大学共催による「サマーシンポ『私たちの法制度整備支援2010』」を開催（9月） ・法整備支援連絡会開催（第12回） ・霞が関法科大学院インターンシップ実施（3月） ・法総研・ICCLC・石川国際民商事法センター・北國新聞社共催による「金沢セミナー」開催（3月） ・日韓パートナーシップ研修実施（第12回） ・日韓支援協力検討ミニシンポジウム開催（3月）
2011	<ul style="list-style-type: none"> ・法務省インターンシップ実施（8月） ・法総研・ICCLC・名古屋大学・慶應大学・神戸大学・ITP共催による「サマーシンポ『私たちの法整備支援2011』」開催（9月） ・法総研・ICCLC共催による第7回国際民商事法シンポジウム「アジア監査制度シンポジウム」開催（9月） ・法整備支援連絡会開催（第13回） ・霞が関法科大学院インターンシップ実施予定（3月） ・法総研・ICCLC・石川国際民商事法センター・北國新聞社共催による「金沢セミナー」開催（3月） ・法総研による「日韓法整備支援協力ミニシンポ」開催（3月）
2012	<ul style="list-style-type: none"> ・法務省インターンシップ実施（9月） ・法総研・ICCLC・名古屋大学・慶應大学・神戸大学等共催による「私たちのシンポ『アジアの国の司法アクセス』」開催（11月） ・法整備支援連絡会開催（第14回） ・霞が関法科大学院インターンシップ実施（2月） ・法総研・ICCLC・石川国際民商事法センター・北國新聞社共催による「金沢セミナー」開催（3月） ・日韓パートナーシップ研修実施（第13回）（6月、10月）
2013	<ul style="list-style-type: none"> ・法総研・ICCLC・名古屋大学・慶應大学等共催による「連携企画『アジアのための国際協力in法分野』」開催（11月） ・法整備支援連絡会開催（第15回） ・霞が関法科大学院インターンシップ実施（2月） ・法総研・ICCLC・石川国際民商事法センター・北國新聞社共催による「金沢セミナー」開催（3月） ・日韓パートナーシップ共同研究実施（第14回）（6月、11月）
2014	<ul style="list-style-type: none"> ・法総研・ICCLC共催による第8回国際民商事法シンポジウム「会社情報提供制度シンポジウム」開催（9月） ・法総研・ICCLC・名古屋大学・慶應大学等共催による「連携企画『アジアのための国際協力in法分野2014』」開催（11月） ・法整備支援連絡会開催（第16回）（1月） ・法総研・ICCLC・石川国際民商事法センター・北國新聞社共催による「金沢セミナー」開催（3月） ・日韓パートナーシップ共同研究実施（第15回）（6月、10月）
2015	<ul style="list-style-type: none"> ・法総研・ICCLC・名古屋大学・慶應大学等共催による「連携企画『アジアのための国際協力in法分野2015』」開催（5月、8月、11月） ・法整備支援連絡会開催（第17回）（1月） ・法総研・ICCLC・石川国際民商事法センター・北國新聞社共催による「金沢セミナー」開催（3月） ・日韓パートナーシップ共同研究実施（第16回）（9月、10月）
2016	<ul style="list-style-type: none"> ・法総研・ICCLC・名古屋大学・慶應大学等共催による「連携企画『アジアのための国際協力in法分野』」開催（6月、8月、12月） ・法整備支援連絡会開催（第18回）（1月） ・日韓パートナーシップ共同研究実施（第17回）（6月、10月） ・第69期司法修習生選択型司法修習実施（9月）
2017	<ul style="list-style-type: none"> ・法総研・ICCLC・名古屋大学・慶應大学等共催による「連携企画『アジアのための国際協力in法分野』」開催（6月、8月、12月） ・法総研・ICCLC・石川国際民商事法センター・北國新聞社共催による「金沢セミナー」開催（6月） ・日韓パートナーシップ共同研究実施（第18回）（6月、11月） ・霞が関インターンシップ、第70期司法修習生選択型司法修習実施（8月） ・法総研・ICCLC主催による第9回国際民商事法シンポジウム「東南アジア4か国におけるコーポレート・ガバナンス～ベトナムカンボジアミャンマーインドネシア～」開催（9月） ・法総研・ICCLC主催による「日韓司法協力・不動産登記特別講演セミナー」開催（11月） ・法務省・最高裁・知財高裁・特許庁・日弁連・弁護士知財ネットの共催による「国際知財司法シンポジウム2017」を3日間にわたり開催（10月～11月） ・法整備支援連絡会開催（第19回）（1月）

年度	その他
2018	<ul style="list-style-type: none"> ・法総研・ICCLC・名古屋大学・慶應大学等共催による「連携企画『アジアのための国際協力in法分野』」開催（6月、8月、12月） ・日韓パートナーシップ共同研究実施（第19回）（6月、10月） ・法総研・ICCLC・石川国際民法センター・北國新聞社共催による「金沢セミナー」開催（7月） ・霞ヶ関インターンシップ実施（8月） ・法務省・最高裁・知財高裁・特許庁・日弁連・弁護士知財ネットの共催による「国際知財司法シンポジウム」開催（11月） ・法整備支援連絡会開催（第20回）（2月）
2019	<ul style="list-style-type: none"> ・法総研・ICCLC・名古屋大学・慶應大学等共催による「連携企画『アジアのための国際協力in法分野』」開催（6月、8月、12月） ・日韓パートナーシップ共同研究実施（第20回）（6月、10月） ・日韓パートナーシップ共同研究第20回記念国際学術大会開催（6月） ・法総研・ICCLC・石川国際民法センター・北國新聞社共催による「金沢セミナー」開催（8月） ・霞ヶ関インターンシップ実施（8月） ・法務省・最高裁・知財高裁・特許庁・日弁連・弁護士知財ネットの共催による「国際知財司法シンポジウム」開催（9月） ・第72期司法修習生選択型実務修習実施（11月） ・法整備支援連絡会開催（第21回）（2月）
2020	<ul style="list-style-type: none"> ・法総研・ICCLC・名古屋大学・慶應大学等共催による「連携企画『アジアのための国際協力in法分野』」開催（11月、12月） ・法務省の主催による「国際知財司法シンポジウム（JSIP）フォローアップセミナー（ラオス、ミャンマー）」開催（1月） ・京都 kongress・ユースフォーラム（2月） ・法総研・ICCLC主催による第10回国際民法センター「東南アジア4か国のジョイントベンチャー法制と実務対応～インドネシアマレーシア タイ ベトナム～」開催（3月） ・第14回国連犯罪防止刑事司法会議（京都 kongress）（3月）
2021	<ul style="list-style-type: none"> ・法整備支援連絡会（第22回）開催（6月） ・法総研・ICCLC・名古屋大学・慶應大学等共催による「法整備支援連携企画」開催（8月、9月、11月） ・霞ヶ関インターンシップ（8～9月） ・法務省インターンシップ（9月） ・第1回法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム（Col-YF）（10月） ・法務省・最高裁・知財高裁・特許庁・日弁連・弁護士知財ネットの共催による「国際知財司法シンポジウム（JSIP）2021」開催（10月） ・法総研・ICCLC・石川国際民法センター・北國新聞社共催による「金沢セミナー」開催（11月） ・日韓パートナーシップ共同研究（第22回）実施（オンライン）（11～12月） ・UNDPとのビジネスと人権セミナー（2月）
2022	<ul style="list-style-type: none"> ・法総研・ICCLC・名古屋大学・慶應大学等共催による「法整備支援連携企画」開催（5月、8月、9月） ・法整備支援連絡会（第23回）開催（6月） ・司法修習（選択型司法修習）実施（8月～9月） ・霞ヶ関・法務省インターンシップ実施（9月） ・21世紀のための日本・シンガポール・パートナーシップ・プログラム参加（9月） ・法総研・ICCLC・石川国際民法センター・北國新聞社共催による「金沢セミナー」開催（9月） ・名古屋大学法政国際教育協力研究センター設立20周年記念式典及びシンポジウム参加（9月） ・日韓パートナーシップ共同研究（第23回）実施（10～11月） ・法務省の主催による「国際知財司法シンポジウム（JSIP）フォローアップセミナー（オンライン）」開催（12月） ・第2回法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム（Col-YF）（12月）
2023	<ul style="list-style-type: none"> ・法総研・ICCLC・名古屋大学・慶應大学等共催による「法整備支援連携企画」開催（5月、8月、9月） ・日韓パートナーシップ共同研究（第24回）実施（6月、9月） ・「ビジネスと人権」公開シンポジウム（日ASEAN特別法務大臣会合開催記念特別イベント）開催（7月） ・司法修習（選択型司法修習）実施（8月～9月） ・霞ヶ関・法務省インターンシップ実施（9月） ・法総研・ICCLC・石川国際民法センター・北國新聞社共催による「金沢セミナー」開催（9月） ・法務省・最高裁・知財高裁・特許庁・日弁連・弁護士知財ネットの共催による「国際知財司法シンポジウム（JSIP）2023」開催（10月） ・法総研・ICCLC主催による第11回国際民法センター「東南アジア4か国の不動産法制と実務対応～フィリピン、インドネシア、ラオス、カンボジア～」開催（10月） ・法整備支援連絡会（第24回、専門家会合）開催（12月）

専門官の眼

第11回国際民商事法シンポジウムから見る国際専門官の業務

総務企画部国際事務部門

国際専門官 辻 のぞみ

1 はじめに

2023年4月から法務総合研究所総務企画部国際事務部門（同部門は東京都昭島市所在の国際法務総合センター内で業務を行っているため、以下、通称である「昭島」と記載。）の研修第二担当で国際専門官として勤務しております国際専門官の辻のぞみと申します。当職は2018年に奈良地方検察庁で採用され、4年間検察事務官として勤務した後、昭島へ異動となりました。昭島1年目である2022年度は庶務担当を、そして昭島2年目の2023年度は前述のとおり研修第二担当を務めさせていただいております。

さて、多くの先輩方が、「国際系の部署なんて全く想定していなかった」という異動内示時のエピソードを当コラムに書かれています。当職は珍しく(?)自ら手を挙げて国際系の部署を希望し、その異動がかなった者です。

2 国際専門官のイメージ

昭島へ異動する前は、国際専門官と聞いて、英語を駆使して国内外とやり取りをする外交官のような存在を思い浮かべていました。実際には、国際協力部（以下、「ICD」という。）教官を補助する業務が大半で、その業務内容としては、研修関係、海外出張関係、イベント関係の大きく3つに分類されます。中でもイベントの企画・運営は、その業務の幅広さや予算規模の大きさから、国際専門官だからこそ経験できる特殊な部分も多いのではないかと考えています。

今年度はICDにとってイベントの当たり年であり、当職は三度もシンポジウム運営に携わる機会がありました。今回は、その中でも思い出深い「第11回国際民商事法シンポジウム」を通して、国際専門官の業務の一部を紹介させていただきます。

3 国際民商事法シンポジウムについて

同シンポジウムは、公益財団法人国際民商事法センター（以下、「ICCLC」という）及び法務省法務総合研究所が主催する、アジア・太平洋法制研究会¹というアジア各国の民商事法分野に関し法制比較を行う研究会の研究成果報告会として開催されるものです。第11回となる今回の研究テーマは不動産法制であり、カンボジア、インドネシア、ラオス、フィリピンが研究対象国として選ばれました。同シンポジウムでは、4

¹ アジア・太平洋法制研究会の過去の研究テーマについては、ICCLCホームページの「調査・研究事業」ページにまとめられています (<https://www.icclc.or.jp/research/>)。

か国それぞれから不動産法制を専門とする弁護士をお招きし、スピーカーとして発表を行っていただきました。ちなみに今回の第11回は、ICDの東京完全移転後²かつコロナ禍収束後初めての会場開催であり、あらゆることが手探り状態でのスタートでした。

4 シンポジウムに係る国際専門官の業務

(1) シンポジウム開催までのスケジュール

同シンポジウムは2023年10月26日（木）に大阪中之島合同庁舎内の国際会議場で開催しました。開催までの大まかな業務スケジュールは下表のとおりです（このスケジュールは後回し癖のひどい当職の性格が色濃く反映されており、本来はこの1か月前倒しくらいで準備を進めるのが良いと思われます。）。

時期	国際専門官の主な業務内容
～2023年4月	シンポジウム開催日の調整
5月	会場の選定
6月	講演資料の提出期限及び翻訳スケジュールの決定 シンポジウム会場下見
7月	入札スケジュールの決定 イベント業者への参考見積りを依頼 招へい者の航空券及び宿泊ホテルの手配 レセプション会場の手配 経理担当に入札のための仕様書提出
8月	実施要領、プログラム、フライヤー等の作成 査証申請書類の作成・送付 入札公告
9月	ホテル及びレセプション会場の下見 共催・後援依頼、広報の開始 開札（イベント業者決定） 講演資料の翻訳作業
10月～本番まで	ロジ表、席図等の作成

(2) 各業務の詳細について

それでは、当時のエピソードを交えながら、幾つかの業務を詳しく見ていきます。

ア 会場選定

会場選定の際の必須条件は、同時通訳設備があること、大阪の中心地からのアクセスが良いことの2点でした。紆余曲折はあったものの、多くの関係者の方々がICDを気にかけてくださったお陰で、第一候補であった大阪中之島合同庁舎内の国際会議場を丸2日間お借りできることになりました。

² ICDは2017年9月まで大阪の中之島合同庁舎内に設置されていました。その名残として、アジア・太平洋法制研究会の委員には大阪を拠点とされる学者や実業家の方が多く、研究会の活動も大阪を拠点としています。

イ イベント業者への参考見積り依頼、入札スケジュール決定

I C Dで大規模なイベントを開催する際、民間のイベント業者にもろもろの業務を外注することがあります。本シンポジウムは、慣れない遠方の会場でかつ限られた職員数で対応しなければならないことから、イベント成功のためにもプロの力が必要と判断し、業者へ参考見積りを依頼しました。その時点で、どういった業務を委託するか詳細に洗い出しておく必要があります。

見積額によって入札が必要となると、そのスケジュールを経理担当者と詰めていきます。開札希望日から逆算し、今回は7月末に仕様書を提出することになりました。

ウ 招へい者の航空券手配、ホテル及びレセプション会場の予約

前述のとおり、本シンポジウムでは4か国からゲストを招へいしました。招へいの日程が固まり次第、まず旅行会社にフライトの照会と見積書の作成を依頼します。また、同時に、ゲストが宿泊するホテルや、シンポジウム前日に開催する法務総合研究所長主催のレセプションのための会場手配も行います。余談ですが、当職はコロナ禍収束と円安の影響に伴うインバウンドの回復を軽視しており、予約の取りづらさ、料金の高さに驚かされました。

エ 仕様書の作成

イベント業者に委託したい業務内容を正確かつ詳細に文章化していきます。と、まるで自分が担当したかのように書きましたが、実際には菅原主任国際専門官、矢口国際専門官のお二人が起案してくださいました。案が出来上がった後、教官を含めた担当者全員で目を通し、漏れや誤記がないか点検と修正を重ね、経理担当に提出しました。

オ 招へい状、ビザ申請関係書類の作成及び発出

海外からゲストを招へいする際、招へい状と呼ばれる招待状のような文書に加え、招へい理由書、身元保証書、滞在予定表などのビザ申請書類を作成します。国や旅券の種類によっては来日のためのビザが不要なので、その要否が判然としない場合は、外務省や大使館に問い合わせしていました。

カ フライヤー作成、共催・後援依頼、広報

公開シンポジウムを開催するに当たって欠かせないのがフライヤーとそれを用いた広報活動です。I C Dがイベントを主催する際、他機関から共催及び後援名義の使用許可を頂き（運営費等の援助を依頼するものではありません）、フライヤーに掲載するとともに広報の協力をお願いしています。今回も複数機関に問い合わせ、シンポジウムの概要を説明するなどして、最終的に、後援については4機関から、協力については1機関から名義使用の許可を頂きました。

アジア・太平洋法制研究会
第11回国際商法シンポジウム
**東南アジア4か国の
不動産法制と実務対応**
～フィリピン、インドネシア、ラオス、カンボジア～

関西を代表する法律実務家と研究者が、各国から招いた
専門家と共に、日本企業が現地に進出する際の留意点を
含め、各国の不動産法制の比較研究の成果を発表します。

**参加
無料**
日時特選あり
※要予約申込

2023年
10月26日(木)
10:00～17:10(開場9:30)
場所:大阪中之島合同庁舎2階「国際会議室」

主催:法務総合研究所、公益財団法人国際法務センター(JOICL)
協賛:大阪弁護士会、公益財団法人国際法務協会、独立行政法人国際協力機構(JICA)
協賛:行政法人日本貿易振興機構(JETRO)大阪本部
協力:大阪商工労働局

【お申込み方法について】
参加を希望する方は、締切日までWeb申し込みが便利です。
Web申し込みは右コードをQR読み取り、以下URLから申し込みください。
URL: <https://www.kansai-icd.jp/2023/10/26/>
締切日:10月20日(金) 定員に達し次第、受付は終了します。)

プログラム

10:00～10:10 開会挨拶 藤野 敏 法務総合研究所所長
10:10～10:20 不動産法制研究の発展 渡辺 真史 弁護士・弁護士法人北法法律事務所
10:20～11:20 各国別発表1「フィリピンにおける不動産法制の現状と課題」
Joelle M. Bautista (ホセリト・バウティスタ) 弁護士・ACSR&L法律事務所(パートナー)
渡辺 真史 伊勢丹商事株式会社法律部副部長兼法務部長代行
藤野 敏 伊勢丹商事株式会社法律部部長
11:20～12:20 各国別発表2「インドネシアにおける不動産法制の現状と課題」
Pho Marjahan Hutabarat (フィオ・マロジャハン・フタバラット)
弁護士・HUTABARAT H&P & KODARネーシングパートナー
大野 健太郎 伊勢丹商事株式会社法律部部長
村松 啓介 光野ドットコム株式会社:エンターテインメントセンター、建設グループ
12:20～12:30 休憩
12:30～14:30 各国別発表3「ラオスにおける不動産法制の現状と課題」
Arinetta Neeh (アリンタ・ネー) (イェット) 弁護士・D&D法律事務所(ネーシングパートナー)
大野 健太郎 伊勢丹商事株式会社法律部部長兼法務部長代行
本野 隆 伊勢丹商事株式会社法律部部長
14:30～15:30 各国別発表4「カンボジアにおける不動産法制の現状と課題」
Khieu Maly (キウ・メイリー) 弁護士・Sk. Siphon & Associatesシニアパートナー
渡辺 真史 伊勢丹商事株式会社法律部部長
藤野 敏 伊勢丹商事株式会社法律部部長
15:30～15:45 休憩
15:45～16:45 全体ディスカッション
(進行) 藤野 敏 弁護士・弁護士法人北法法律事務所
16:45～17:00 総括 渡辺 真史 弁護士・弁護士法人北法法律事務所
17:00～17:10 閉会挨拶 大野 健太郎 公益財団法人国際法務センター (JOICL) 代表理事・理事長
弁護士・大阪事務局長

アクセス

大阪府東区福島1-1-60
大阪中之島合同庁舎2階「国際会議室」

※当日は、1階正入口の受付からご入場ください。
JICA東区事務所「東区」駅より徒歩9分
JICA東区事務所「東区」駅より徒歩9分
東区「東区」駅より徒歩9分
東区中之島駅「中之島」駅より徒歩5分

お問い合わせ先 法務総合研究所事務局
TEL: 042-509-5152 (受付時間: 平日9:30～18:15)
E-mail: icd@jll-mj.jp

【シンポジウムのフライヤー】

一方、今回苦戦した業務の一つが広報です。申込期間終了まで残り1週間という時点で、何と10名ちょっとしか申込みがなかったのです。70名程度の一般参加を見込んでいたためかなり焦りましたが、元ICD教官までも巻き込んだ熱心な広報活動が実り、最終的な申込者数は68名まで増えました。短い広報期間であったにもかかわらず劇的に申込者数が増え、本当にほっとしたことを覚えています。しかも、「申込者の3分の2が来てくれたら御の字かな・・・」と内心想っていたところ、ほとんどの方が来場して下さったことが嬉しい驚きでした。

キ 発表資料の取りまとめ、翻訳依頼

9月中旬に発表資料が出そろい、海外ゲストが作成した英文資料は全て日本語への翻訳を依頼しました。なお、今回は資料を印刷配布せず、事前にインターネット上で資料データを公開して各自必要なものをダウンロードするペーパーレス方式を採用しました。紙も業務量も削減でき、一石二鳥でした。

ク その他

ここまで紹介した業務以外にも、ロジ表作成、関係者へのレク、職員の出張手続、関係者席の配席図作成、来場者アンケート作成、シンポジウム当日のスタッフの昼食手配など、当日までにすべきことはたくさんありました。また、今回は大阪中之島合同庁舎内の会場をお借りしていたこともあり、大阪高検・地検担当者の方々との連絡調整も重要な業務の一つでした。

(3) シンポジウム前日の様子

シンポジウム前日の2023年10月25日、海外ゲストを含めた関係者打合せ及び法務総合研究所長主催のレセプションが行われました。海外ゲストの多くは同日朝に入国されたのですが、無事入国した旨の連絡を頂くまで落ち着かなかったことを覚えています。シンポジウム会場の技術的な準備は主に業者の方々にお任せし、我々職員は海外ゲストの対応に当たったり、登壇者控室、レセプション会場の準備を行いました。ちなみに、レセプションは大変盛り上がり、登壇者同士の距離がぐっと縮まっ

ていました。

(4) シンポジウム当日の様子

特段のトラブルもなく、予定どおりシンポジウムが始まりました。進行や来場者対応などのメイン業務はICD教官や業者の方々にお任せし、当職は昼食の準備、控室の撤収作業、ICCLC主催レセプションのための会場前乗りなど、当日のプログラムを先回りする形で動いていました。そのため、実は、余りシンポジウム会場でじっくり内容を聞く機会がありませんでした。それでも、ほぼ満席となった会場を見て、無事に本番当日を迎えることができ本当に良かったと、早くも感慨深い気持ちになっていました。



【第11回国際民商事法シンポジウムの様子】

長時間にわたるシンポジウムでしたが、バタバタと動いていると、あっという間に閉会の時間となりました。そして、会場を移して行われたICCLC主催レセプションも盛況で、第11回国際民商事法シンポジウムとその関連行事は成功裏に終わりました。

(5) まとめ

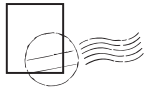
ここまで、シンポジウム開催までの国際専門官の業務内容を簡単に説明いたしました。実のところ、今回のシンポジウムは大阪という遠隔地で開催したこともあり、ICD側の準備がかなり大変であっただけでなく、大阪高検・地検の方々にもいろいろと御負担をおかけしたので、今後はオンライン開催にした方が良いのでは…と頭をよぎることもありました。しかし、登壇者と来場者が一堂に会する「お祭り感」はオンライン開催では決して味わうことのできないものですし、来場者同士で久々の再会を喜んだり、名刺交換をしたりなどの交流が生まれるのも会場開催だからこそです。準備は大変ですが、その分得られるものも大きく、会場開催の意義を強く感じました。

5 最後に

昭島には、今回御紹介したシンポジウム業務を始め、海外出張（当職はベトナム、インドネシア、タイ、カンボジア、ネパールの5か国に行かせていただきました。）、様々

な国の方に対する本邦研修の実施など、ほかの部署では経験することのできない仕事があふれています。また、国際専門官は民事、検察、矯正、保護、出入国在留管理と出身組織が様々であり、異なる組織文化を経験した方々とともに勤務することもできます。海外に興味がある方、語学ができなくても人と関わるのが好きな方、是非異動希望を出してみたいかでしょうか。

最後になりましたが、第11回国際民商事法シンポジウムを開催するに当たってお世話になった全ての関係者の皆様、特に大阪高検・地検の担当者の皆様、たくさんの温かいお力添えを頂き本当にありがとうございました。この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。



各国の法制度整備支援の現場から



ベトナムに派遣されて2年。任期を終えるに当たり、これまでお世話になった関係者の皆様の顔を思い浮かべながら心より御礼申し上げます。2023年は本格稼働した各CPのWG活動の実施、本邦研修への帯同、訪越団への対応、他ドナーの活動への参加のほか、本誌に投稿する機会も頂きました。そして、日越外交関係樹立50周年という節目に両国の関係が包括的戦略的パートナーシップ（最高位の二国間関係であり、中国、ロシア、インド、韓国、米国に次ぐ6か国目）へ格上げされる瞬間にここベトナムで立ち会うという幸運にも恵まれました。

4月からは検察の現場に戻りますが、ベトナムを愛する一人の日本人として、今後も何らかの貢献をしていきたいと考えています。

(JICAベトナム長期派遣専門家 河野 龍三)



新年明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願いいたします。

昨年末にプロジェクトマネージャー（PM）の姪の結婚式に我々専門家も招待されました。PMの奥様は、カンボジアのコングロマリット企業であるチップモングループの一族で、その姪が新婦なので豪華な結婚式は想像できましたが、実際は想像をはるかに超える豪華さでした。ちなみに、新郎は経済財政省の次官の御子息だそうです。

まずは、会場の駐車場に並ぶ来賓の方々の車の豪華さに驚き。ロールスロイス、ベンツ、ベントレー、ポルシェなどが目白押し。多分、会場にGrab taxiで乗り付けたのは我々JICA専門家チー

ムのみであったと思われます。

そして、数千（万かな）の白い薔薇と青いハイドランジア（アジサイ）の花で全面飾られた会場の入り口の両脇には、バッキンガム宮殿前で撮られたと思われる新郎新婦の大きな写真（前撮りでバッキンガム宮殿！？）で、中に入ると更に花がこれでもかというくらい壁のように飾られていました。そこを抜けると披露宴の会場の中に花々と緑豊かな木々の庭園！もう、そこまでののかと驚きを通り越してため息が出ました。

それらの庭園を抜けて行くと、両側に宴席のテーブルが並んでおり、どっちに行ってもいいのかわからず戸惑っていると、我々日本の庶民代表はVIP席側とは反対側へ案内されました。

テーブルについて、料理が来るまでの間に新郎新婦の写真などが大きなスクリーンに映されていましたが、その写真もウェストミンスター宮殿の「ピクベン」を背景にした写真（前撮りでピクベン！？）。料理も高級中華のオンパレードで、何千人もの参加者分の料理を給仕するアレンジの凄さにまた驚きでした（当然、美味しかった！）。

新郎新婦の馴れ初め紹介のビデオもTV番組のような演出で、更に招待者の前で二人で踊るなどエンターテイメント目白押しでした。その後、新郎新婦がVIP席への挨拶に訪れた先にはファン・セン元首相！そして、別の円卓には我らの司法大臣も来ていました。やはり政財界の結びつきはどこでも大事なのですね。

十分にカンボジアのハイソで裕福な人たちの凄さを堪能して、会場を後にするときやと我々のPMにもお会いできましたが、家族や一族のカメラマンのように立ち振る舞われている姿に、普段の彼のサービスピ精神旺盛な人柄を十分に感じました。

これまで何度かカンボジアでの結婚式に参加する機会があったのですが、今回はカンボジアのまた違った世界を知ることができて興味深かったです。

ただ、帰りのGrab taxiの運転手の身の上話を聞きながら、カンボジアの富裕層と庶民のギャップの大きさにただ唖然とするばかりではありませんでした。

(JICAカンボジア業務調整専門家 川上 司)



当方も、専門家として派遣され1年がたちました。
当初日本から赴任してきた際には日本との気温差や環境の違いに悩まされましたが、いつの間にか、家族も含め現地滞在に慣れて参りました。

残りの任期も含め、本プロジェクトの活動にまい進していきますので、どうぞよろしく願いいたします。

11月27日のタートルアンフェスティバルの日は、非常に暑い日となりました。

私の子供がまだ小さいため、涼しい夜の時間帯に出かけることが難しく、昼間にタートルアンに行くことになりました。最初は、露店を見て回ろうと思いましたが、暑すぎて、アイスを買うことからスタートです。

この日は、ラオス全国からラオス人が集まるようで、イベントのためか、タートルアン敷地内でラオスの民族衣装に身を包んだ方に多く出くわしましたが、この暑さの中、カメラの前で、きらびやかな衣装の下、ポーズを決めている皆様の姿勢には脱帽するばかりでした。

露店では、ラオシルクのスカートや、民族音楽の打楽器、全国のコーヒー、お茶、輸入品のスマートフォン機器、キッチン用品？までバラエティーに富んだものが売られておりましたが、暑さで判断力を失いつつ買ったのは、ラオス風の派手な子供用のTシャツだけでした。

タートルアンフェスティバルの終了後には、ようやく乾季が来ると聞いていましたが、今年はまだまだ暑い日が続くようです。

日本の皆様、どうか健康にお気をつけてお過ごしください。

(JICAラオス長期派遣専門家 澤井 裕)



2023年9月25日付けで長期派遣専門家として着任した國井陽平と申します。2015年に裁判官に任官し、各地の裁判所（神戸地裁、長野地家裁松本支部、東京地裁）において勤務した後、派遣前の約半年間はICDに在籍しておりました。

インドネシアの最高裁判所との間では、知的財産事件等の処理に関する裁判官の能力向上を目的とする活動が実施されていますが、このために派遣される裁判官出身の長期派遣専門家は、前プロジェクト（2015年12月～2021年9月）及び現行プロジェクト（2021年10月～2025年9月）を通じて、私で5人目となります。これまでに培われてきた信頼関係のおかげで、先方からも温かく迎えていただいております、快適な環境で執務に当たることができています。

本年1月には、執務参考資料として作成された「商標ガイドブック」の完成お披露目会が実施され、多くの関係者にご出席いただきました。「商標ガイドブック」は、商標事件の審理の手引書として2019年に作成が開始され、コロナ禍を経て、完成に至ったものです。これまで作成された執務参考資料としては、知的財産事件の判決集が2冊あり、「商標ガイドブック」で3冊目になります。プロジェクトは新たな執務参考資料の作成に取り組んでおりますが、作成された執務参考資料をいかに普及していくかということについても、よく考えていきたいと思っております。

引き続きご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

(JICAインドネシア長期派遣専門家 國井 陽平)



12月上旬に、本邦研修を行い、ICDで受け入れていただきました。最高裁判事2名、法・司法省の次官を始め、立法・司法機関や弁護士会など、それぞれの立場から16名が参加し、一緒に仕事をしている弁護士のアマンさんにも同行してもらいました。

JICAのネパール支援は、技術協力プロジェクトではなく、私の派遣（アドバイザー）と、この国別研修は、形式的には別の案件ですが、内容はいずれもネパールの民法に関する支援ですので、こちらでコーディネートしています。

アドバイザーグループ（AG）の先生方にもご講義を頂いたほか、法務省や裁判所、日弁連の皆様にもそれぞれ温かく受け入れていただき、参加者全員がそれぞれの立場から、ネパールの民法を見直す良い機会になったと思います。

続く12月下旬には、民法逐条解説作成支援のために、AGの先生、ICD、JICA本部から出張いただき、前記本邦研修から半月後になったのはたまたまですが、ネパールでの楽しい再会となりました。

(JICAネパール長期派遣専門家 磯井 美葉)

－編集後記－

ICD NEWS第98号を最後までお読みいただき誠にありがとうございます。ついこの間お正月を迎えたかと思えば、あっという間に3月です。2023年度は皆さまにとってどのような1年だったでしょうか。

改めまして、本号に掲載された記事を御紹介します。

「巻頭言」では、公益財団法人国際民商事法センター（以下、「ICCLC」という）小杉丈夫理事から「今後の法整備支援に望むこと－国際民商事法センターの視点から－」と題して、ICCLCの営む公益事業の2本柱である法整備支援委託事業及びICCLC独自の調査・研究・セミナー等事業について執筆していただきました。ICDで勤務をしているとつい支援ばかりに意識がいきってしまいますが、当記事では、日本側も「ビジネスと人権」や「司法のIT化」といった分野に取り組むべき課題があることを示唆されています。

「寄稿」では、2023年6月6日に御逝去された本江威熹先生を偲び、本江先生との思い出等についてICCLC大野恒太郎理事長から御寄稿いただきました。本江先生が設立に関与されたICCLCの歴史を知るとともに、偉大な先生方が築かれた土台の上に今日のICDの活動があることを改めて痛感いたしました。

「外国法制・実務」では、ベトナム、カンボジア及びラオスにおける法制度・実務等について御紹介しています。

ベトナムについては、同国の河野龍三JICA長期派遣専門家から「ベトナム共産党による汚職防止の取組み～党の規律施行と刑事手続の二重構造～」と題し、党主導の汚職防止について、事例を交えて非常に詳細に御紹介いただきました。

カンボジアについては、同国の戸部友希JICA長期派遣専門家から「カンボジア「法・司法分野人材育成プロジェクト」のワーキンググループ活動～調査フェーズ～」と題して、毎週実施されているテクニカルワーキンググループやそれに関連する活動について御紹介いただきました。

ラオスについては、同国の阿讚坊明孝JICA長期派遣専門家から「ラオスにおけるAccess to Justiceの状況（各論4）（地方における関連機関の実情・第4 ボリカムサイ）」と題して、同国のボリカムサイ県における「司法アクセス」の現状について御紹介いただきました。当記事は連載となっており、総論及び各論1はICD NEWS93号、各論2は同94号、各論3は同96号に掲載しております。

「活動報告（会合）」では、2つのイベントを御紹介しています。

1つ目は、茅根航一国際協力部教官による2023年7月に開催された「司法外交閣僚

フォーラム開催記念特別イベント「ビジネスと人権」公開シンポジウム」についての報告です。「[「ビジネスと人権シンポジウム」の報告：将来のICDの活動に向けて」と題し、「ビジネスと人権」分野におけるICDの活動の展望について御紹介しています。なお、当記事の英語版は、2024年3月発刊のICD NEWS 英語版¹に掲載しておりますので、御興味のある方は是非併せて御覧ください。

2つ目は、福島前国際協力部教官（現弁護士）による2023年10月に開催された国際知財司法シンポジウム（JSIP）についての報告です。「国際知財司法シンポジウム2023（JSIP2023）の開催について」と題して、「ECサイトにおける模倣品対策と官民連携」をテーマとした法務省パートの様子について御紹介しています。

「活動報告（国際研修・共同研究）」には、菊地英理子国際協力部教官による「インドネシア法整備支援第16回本邦研修」、荒川豊国際協力部教官による「第24回日韓パートナーシップ共同研究」、原彰一国際協力部教官による「2023年度ネパール本邦研修」、茅根航一国際協力部教官と7名の研修参加者による「令和5年度国際協力人材育成研修」の4本を掲載しています。当職は日韓パートナーシップ共同研究の日本セッションを担当したのですが、日韓研究員10名が言語の壁をものともせず、共に課題に取り組み、絆を深めている姿が印象的でした。また、ネパール本邦研修も担当専門官として携わった思い出深い研修です。

「専門官の眼」では、当職から、第11回国際民商事法シンポジウムを例に、国際専門官のシンポジウム業務について紹介させていただきました。

「各国の法制度整備支援の現場から」では、各国のJICA長期派遣専門家等から、現地での出来事等についてそれぞれ御紹介いただきました。なお、この3月でベトナムの河野専門家及びネパールの磯井専門家は任期を終えられます。本当にお疲れ様でございました。

最後になりましたが、御多忙の中、御寄稿くださいました執筆者の皆様には厚く御礼申し上げます。

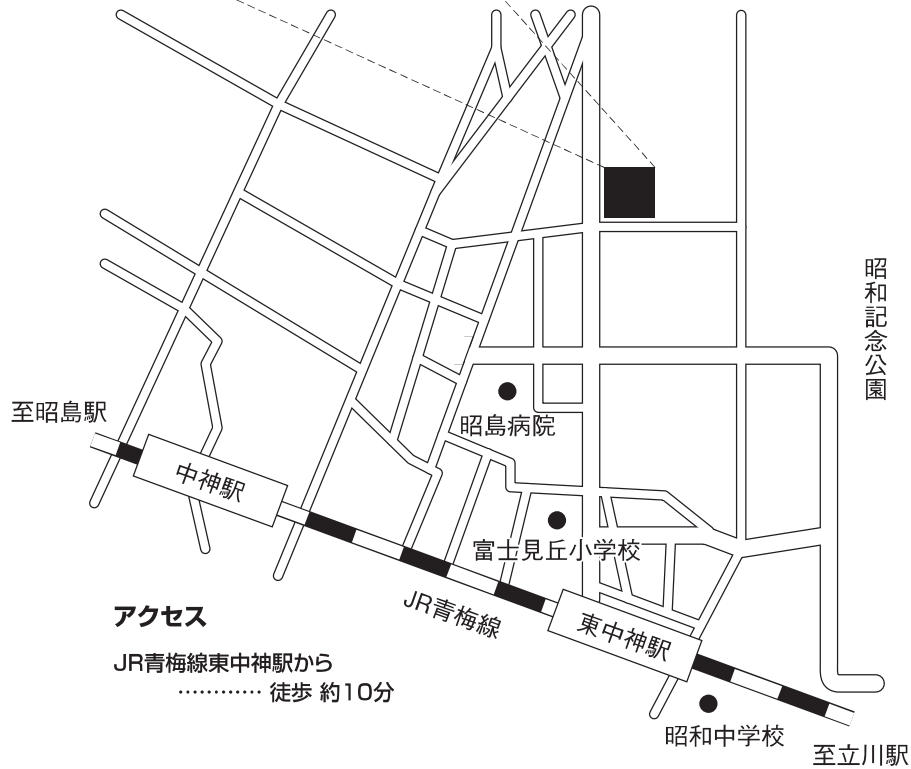
関係者の皆様におかれましては、今後とも更なる御協力を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

総務企画部国際事務部門国際専門官
辻 のぞみ

¹ ICD NEWS 英語版のPDFデータはhttps://www.moj.go.jp/EN/housouken/m_housouken05_00006.htmlに掲載されています。2024年3月発刊号のデータは同年4月頃掲載予定です。



法務総合研究所国際協力部
(国際法務総合センター 国際棟)



ICD NEWS -LAW FOR DEVELOPMENT-

ISSN 1347-3662

法務省法務総合研究所 国際協力部

〒196-8570 東京都昭島市もくせいの杜二丁目1番18号
国際法務総合センター

電 話 : (042) 500-5150/5178 (国際協力部代表)

F A X : (042) 500-5195

ウェブサイト : https://www.moj.go.jp/housouken/housou_icd.html

メールアドレス : icdmoj@i.moj.go.jp

編 集 : 法務省法務総合研究所

発 行 : 2024年3月

